

第3編 震災対策計画

第3編 震災対策計画	1
第1章 震災応急対策計画	1
第1節 活動体制の確立	1
第1 組織体制の確立	1
1.1 活動体制と配備基準	2
1.2 災害対策本部の設置・廃止	3
1.3 災害対策本部設置の通知等	4
1.4 災害対策本部の組織	5
1.5 応急活動の留意点	16
第2 動員配備	18
2.1 動員配備基準	18
2.2 動員配備の決定及び伝達	21
2.3 動員状況の報告	22
2.4 要員の配備	22
2.5 職員の装備	22
2.6 職員の食料、水、トイレの確保	23
2.7 職員及び職員の家族の被災状況の把握等	23
2.8 職員の安全確保、健康管理	23
2.9 公務災害処理	23
第3 情報通信手段の確保	24
3.1 災害対策本部各班間の情報通信手段	24
3.2 防災センター（危機管理防災課）と本庁の連絡手段	25
3.2 県及び県内防災関係機関との情報通信手段	25
3.4 市から住民等への情報伝達	27
3.5 4 通信施設の復旧対策	28
第4 発災時のエネルギー供給機能の確保	29
4.1 災害時応援協定及び覚書に基づく石油類燃料の供給	29
4.2 災害時応援協定に基づくLPガス燃料の供給	29
4.3 社会的重要度の高い施設への優先的なガスの供給	29
第5 民間への協力依頼等	30
5.1 自主防災組織への協力依頼	31
5.2 民間団体への協力依頼	31
5.3 人的公用負担（災対法第65条等）	32
5.4 労働者の雇用	32
5.5 自助、共助による応急対策の実施	33
第6 物資・資機材の調達	34
6.1 災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達	35
6.2 県からの物資・資機材の調達	35
6.3 物的公用負担（災対法第64条等）	35
第7 広域応援要請等	36
7.1 県及び指定地方行政機関等への応援要請	37
7.2 他市町村への応援要請	37
7.3 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請	40

7. 4	応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請	41
7. 2 5	防災関係機関への応援要請	42
7. 4 6	応援の受 け 入れ	43
7. 5 7	職員の派遣要請・斡旋要請	44
第 8	自衛隊への災害派遣要請依頼	45
8. 1	派遣要請	45
8. 2	依頼要領	45
8. 3	自衛隊の自主派遣	47
8. 4	派遣部隊の撤収要請	48
8. 5	経費の負担区分	48
第 9	ボランティアとの連携	49
9. 1	災害ボランティアセンターの設置	50
9. 2	専門ボランティアの振り分け	51
9. 3	ボランティアへの支援	52
9. 4	災害救助法が適用された場合の費用等	52
第 10	災害救助法の適用	53
10. 1	災害救助法の概要	53
10. 2	災害が発生した場合の災害救助法の適用及び実施	56
10. 3	災害救助法が適用されない場合の措置	58
10. 4	災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用及び実施	59
第 2 節	発災初期における災害応急対策活動	60
第 1	地震に関する情報の収集・伝達	60
1. 1	基本方針	61
1. 2	情報の収集・伝達系統	61
1. 3	被害の防止・拡大防止の住民等への呼びかけ	62
第 2	住民等からの通報・問 い 合 わ せへの対応	63
2. 1	住民等からの通報への対応	63
2. 2	住民等からの問 い 合 わ せへの対応	64
第 3	災害情報の収集・伝達・共有	66
3. 1	被害規模の目安の把握	66
3. 2	発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）	67
3. 3	発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	69
3. 4	災害情報の共有	70
第 4	広報活動	73
4. 1	広報活動の方針	74
4. 2	初動期の広報	75
4. 3	要配慮者への広報	76
4. 4	報道機関への災害情報の提供	77
第 5	消防活動	78
5. 1	消防本部による消防活動	79
5. 2	消防団の活動	81
5. 3	応援部隊の要請	82
第 6	救助・救急	84
6. 1	活動方針	84
6. 2	活動要領	85

第 7 医療救護	88
7.1 医療に関する情報の収集・伝達	89
7.2 初動医療体制	89
7.3 負傷者等の搬送体制	91
7.4 後方医療体制	92
7.5 被災医療機関への支援	92
第 8 交通規制	93
8.1 発災直後の交通対策の実施要領	94
8.2 交通規制の法的根拠	95
第 9 緊急輸送道路の確保	96
9.1 道路の被害状況の把握	96
9.2 交通障害物の除去	97
9.3 除去作業上の留意事項	98
第 10 緊急輸送手段の確保	99
10.1 緊急輸送車両の確保	99
10.2 緊急輸送車両の管理と運用	100
10.3 緊急輸送車両の確認	100
10.4 その他の輸送手段	101
10.5 災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送	102
第 11 二次災害の防止	103
11.1 建築物・構造物の二次災害防止	104
11.2 建築物及び宅地の応急危険度判定	105
11.3 水防活動	106
11.4 危険物等による二次災害防止活動	107
11.5 二次災害防止のための 市民 住民への呼びかけ	109
第 12 避難活動	110
12.1 避難行動（安全確保行動）の考え方と市の責務	111
12.2 要避難状況の把握	111
12.3 避難 の勧告又は指示情報	112
12.4 警戒区域の設定	116
12.5 避難誘導及び移送	117
12.6 避難所の開設	119
12.7 広域一時滞在	121
第 13 給水活動	122
13.1 被害状況の把握	123
13.2 給水体制の確立	123
13.3 広 報	124
13.4 施設の応急復旧	125
13.5 応援要請及び受 付 入れ	125
13.6 災害救助法が適用された場合の費用等	125
第 14 食料の供給	126
14.1 給食需要及び能力の把握	127
14.2 給食方針の決定	127
14.3 給 食	128
14.4 災害救助法が適用された場合の費用等	129

第15	生活必需品等の供給	130
15.1	生活必需品等の需要の把握	130
15.2	生活必需品供給方針の決定	131
15.3	生活必需品等の確保・輸送	132
15.4	生活必需品等の配分	133
15.5	災害救助法が適用された場合の費用等	133
第16	要配慮者の安全確保	134
16.1	高齢者、障がい者等の安全確保	135
16.2	外国人の安全確保	141
第17	遺体の取扱い	142
17.1	遺体の捜索	143
17.2	遺体の処理	144
17.3	遺体の埋・火葬	145
第18	ライフラインの応急対策	147
18.1	上水道施設	147
18.2	下水道施設	149
18.3	都市ガス施設	151
18.4	電力施設	152
18.5	電気通信施設	154
18.6	現地作業調整会議の開催	155
第19	公共施設等の応急復旧	156
19.1	公共建築物	156
19.2	道路施設	156
19.3	河川及び水路	158
19.4	鉄道	158
19.5	その他の施設	159
第20	帰宅困難者への支援	160
20.1	情報の提供等	160
20.2	一時滞在施設の開設	161
20.3	帰宅活動への支援	163
第3節	救援期における災害応急対策活動	165
第1	災害情報の収集・伝達・共有	165
1.1	救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	166
1.2	災害情報の共有	166
第2	広報広聴活動	168
2.1	広報活動	169
2.2	各種相談窓口の設置	170
2.3	相談の内容	171
2.4	被災者に対する広聴活動の実施	172
第3	避難所の運営	173
3.1	避難所の運営	174
3.2	避難所の標準設備等	175
3.3	避難所での医療	176
3.4	避難所の生活環境への配慮	177
3.5	市外への避難、被災者の移送	182

3.6	普通生活への復帰・避難所の縮小・閉鎖	182
3.7	被災者の受入れ	183
第4	防疫及び保健衛生	184
4.1	防疫活動	184
4.2	保健衛生活動	186
4.3	動物愛護	188
第5	廃棄物対策	189
5.1	災害廃棄物処理	189
5.2	家庭ごみ及びし尿の処理	194
第6	住宅の修理、応急仮設住宅の建設等	197
6.1	住宅ニーズの把握	197
6.2	被災住宅の応急修理	198
6.3	応急仮設住宅の設置	199
6.4	公営住宅等の斡旋	201
第7	文教・保育対策	202
7.1	応急教育	203
7.2	応急保育福祉施設等の応急措置	207
7.3	文化財の保護対策	210
第8	商・農業対策	211
8.1	商工業対策	212
8.2	農業対策	212
第9	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	213
9.1	防犯・治安維持に関する活動	213
9.2	物価の安定等に関する活動	214
第10	義援金・物資の受付、配分	215
10.1	義援金・物資の募集	215
10.2	義援金・物資の受付	216
10.3	義援金・物資の保管	216
10.4	義援金・物資の配分	216
第11	要員の確保	217
第2章	東海地震の警戒宣言 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画	219
第1節	計画の位置づけ 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	223
第1	基本的な考え方	224
第2	前提条件	224
2.1	警戒宣言の発令時刻	224
2.2	予想震度	224
第3	東海地震に係る発信情報	225
第2節	東海地震注意情報から警戒宣言発令までの措置	226
第1	東海地震注意情報の伝達南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達	227
1.1	伝達系統及び伝達手段	228
1.2	伝達事項	229
第2	準備体制の確立	229
2.1	市の活動体制	229
2.2	消防本部の活動体制	230
2.3	防災関係機関の活動体制	230

第3節 準備行動に係る広報	231
3.1 報道機関による広報	231
第2 住民、企業等への呼びかけ	232
3.2 市の広報	232
3.3 混乱防止措置の準備	233
第3節 警戒宣言に伴う措置	234
第1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報	234
1.1 伝達系統及び伝達手段	234
1.2 伝達体制	235
1.3 伝達事項	235
1.4 広 報	235
第2 活動体制	236
2.1 組 織	236
2.2 動員配備	236
2.3 本部会議の開催	236
2.4 庁舎内の点検及び緊急措置	237
2.5 他の公共施設の点検及び緊急措置	237
第3 消防、危険物、水防対策	238
3.1 消防対策	238
3.2 危険物対策	238
3.3 水防対策	238
第4 公共輸送対策	239
第5 交通対策	240
5.1 警察への交通規制の要請	240
5.2 道路管理者としてとるべき措置	240
第6 上水道対策	241
6.1 応急措置	241
6.2 広 報	241
第7 学校、病院、社会福祉施設等対策	242
7.1 学 校	242
7.2 病院・診療所	244
7.3 社会福祉施設	244
第8 避難対策	245
8.1 事前措置の実施	245
8.2 事前の避難体制の確立	245
8.3 警戒宣言発令時の避難体制の確立	245
第9 その他の対策	246
9.1 買い占め、売り惜しみ防止の呼びかけ	246
9.2 生活関連対策	246
第4節 市民等のとるべき措置基準	247
第1 市民のとるべき措置	247
1.1 平常時	247
1.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで	248
1.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで	249
第2 自治会・自主防災組織のとるべき措置	250

2.1 平常時	250
2.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで ..	250
2.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで	250
第3 事業所のとるべき措置	251
3.1 平常時	251
3.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで ..	251
3.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで	252
第2節 地震発生後の対応	253
第3章 首都直下地震対策特別措置法に伴う対策の推進	254
第1節 基本的な考え方	254
第1 首都直下地震対策特別措置法における防災対策の推進	255
1.1 特定緊急対策事業推進計画に係る特例措置	255
1.2 地震防災対策推進協議会の設置	255

第3編 震災対策計画

第1章 震災応急対策計画

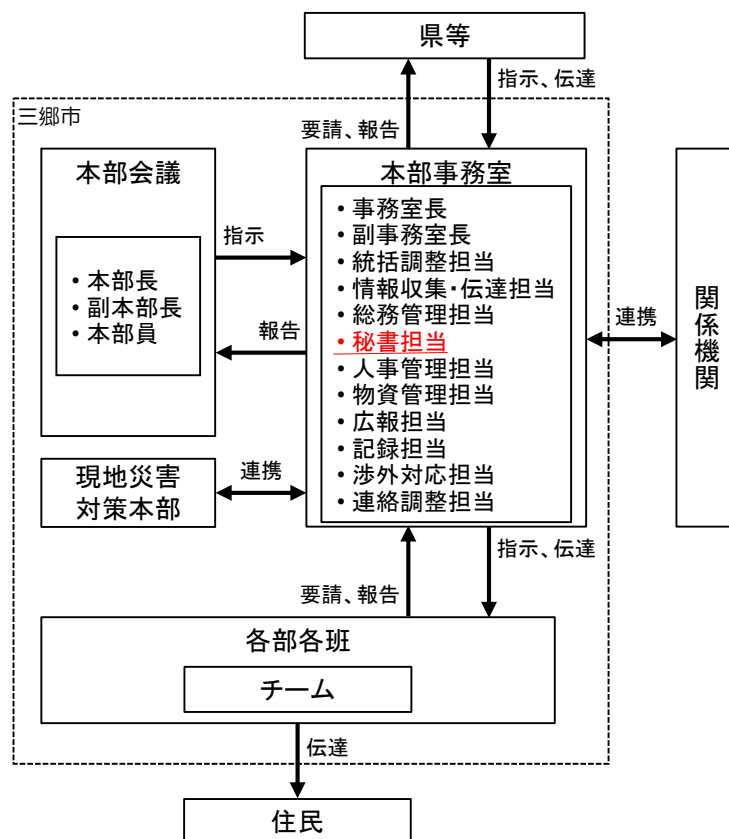
東京湾北部地震のような大規模地震が発生した場合、家屋倒壊、延焼火災の発生、道路・交通網の寸断、余震による二次災害の多発等を伴い、地域住民等へ重大な影響を与えることが考えられる。このため、市は、以下に示す計画を基本とした応急対策活動を実施し、住民の生命と財産への被害を最小限とするよう努める。

第1節 活動体制の確立

地震災害が発生した場合に近隣市町、県、その他関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な災害応急対策を遂行するため、市の組織体制等の活動体制を定める。

第1 組織体制の確立

地震災害発生時に市がとるべき活動体制及び活動の中核をなす災害対策本部の組織・運営について定める。



<関係図 組織体制の確立>

1.1 活動体制と配備基準

【各班共通】

市の震災対策に係る活動体制の配備基準を以下に示す。

■活動体制と配備基準（震災対策）

活動体制		配備基準	活動内容
警戒体制	災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に あ 当たる体制	○原則として市内で「震度4」を観測したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	・地震の発生に伴う被害の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制 ・又は発生した被害に関する災害状況の調査、緊急体制の実施に備えて活動する体制
緊急体制		○原則として市内で「震度5弱」を観測したとき ○「東海地震注意情報」が発表されたとき ○その他、市長が必要と認めたとき	・地震による被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員により非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制	災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制	○原則として市内で「震度5強以上」を観測したとき ○「警戒宣言」の発令及び「東海地震予知情報」の発表がなされたとき ○その他、市長が必要と認めたとき	・激甚な地震被害が発生した場合など、市の全職員を動員し、組織及び機能の すべて 全てをあげて救助その他の応急対策を推進する体制（通常業務を中止若しくは縮小して災害対応に あ 当たる体制）

注）震度は、気象庁発表のものによる。

「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表に関わらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

1.2 災害対策本部の設置・廃止

【各班共通】

(1) 災害対策本部の設置の決定

地震発生時の災害対策本部の設置決定は、前項1.1「活動体制と配備基準」(p.3-2)の配備基準に従い、非常体制時に自動的に行うものとする。

また、災害対策本部の設置及び体制の変更(拡大・縮小)・廃止の決定は、市長(災害対策本部長)が行う。市長が不在等で連絡が取れない場合は、以下に示す順にその権限を代行する。

○第1順位：副市長	○第2順位：教育長	○第3順位： 環境安全部長 危機管理監
-----------	-----------	--------------------------------

(2) 災害対策本部事務室の開設場所

災害対策本部の設置に伴い、災害対策本部事務室(以下「本部事務室」という。)を~~消防・防災総合庁舎3階多目的室~~市役所本庁舎7階大会議室に開設する。本部事務室を所定の場所に開設できない場合は、~~市役所庁舎2階207会議室~~消防・防災総合庁舎3階多目的ホールに開設する。

(3) 体制の変更(拡大・縮小)及び廃止基準

以下の場合は、上記で構築した体制を変更(拡大・縮小)又は廃止する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○震度に比して災害の規模が大きいとき○震度に比して災害の規模が小さいとき○災害の危険性がなくなったとき○災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき |
|---|

(4) 災害対策本部の設置手順

① 庁舎の被害状況の把握

~~財務班は市役所本庁舎の、~~消防部は消防・防災総合庁舎の、~~財務班は市本庁舎の、ふくし総合支援課福祉管理班~~は健康福祉会館の被害状況(建物、室内、電気、電話、駐車場等)の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は自家発電装置の作動等応急措置を施す。

災害対策本部の活動に重大な支障があるものについては総括班に報告する。

② 職員の参集状況の把握

人事班は、職員の出勤・出務状況を各班からの報告により把握する。

③ 通信機能の確保

総括班は、市防災行政無線(移動系・固定系)、県防災行政無線の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。

④ 本部事務室の設置

総括班は、本部事務室をあらかじめ定めたレイアウトに従って設置する。

1.3 災害対策本部設置の通知等

【総括班、情報班、広報班、財務班、福祉管理班、議会班】

(1) 庁内への通知

① 勤務時間内

災害対策本部を設置、変更又は廃止した場合は、総括班は、当該体制への移行を財務班~~及び~~、本部事務室（情報収集・伝達担当）及び福祉管理班へ連絡する。

財務班は庁内放送により庁内各部局に通知する。本部事務室（情報収集・伝達担当）は、市防災行政無線（固定系）等により出先機関に通知する。~~ふくし総合支援課~~福祉管理班は、健康福祉会館に通知する。

② 勤務時間外

職員は、ラジオ、テレビ、インターネット等により市の震度に関する情報を把握し、配備基準に合わせて体制を整え、各自の配備基準に従い参集する。（配備基準については、本節 第2「動員配備」（p.3-18）を参照のこと。）

(2) 防災関係機関及び住民等への通知・公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合は、直ちに関係機関及び住民等に対し、次のとおり通知・公表する。

■災害対策本部設置及び廃止の通知

通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当
埼玉県 消防防災課 <u>災害対策課</u>	県 防災情報 <u>災害オペレーション支援</u> システム、県防災行政無線、電話、FAX	総括班
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	総括班
市防災会議機関	FAX	総括班
議会	電話、FAX、 <u>Eメール</u>	議会班
消防本部、消防署、分署、消防団	消防無線、 <u>電話、FAX</u>	消防部
報道機関	電話、FAX、Eメール	広報班
応援協定締結市町村	電話、FAX	総括班
住民等	電話、市防災行政無線（固定系）	本部事務室（情報収集・伝達担当）
	緊急速報メール、 三郷公式サイト <u>市ホームページ</u> 、SNS、 地デジデータ放送 <u>アラート</u> 、広報車、 <u>三郷市メール配信サービス</u> 、 <u>三郷市防災情報架電サービス</u>	広報班

注）国（消防庁）へは、県に連絡できない場合に通知する。

(3) 市の行政機能の確保状況の報告

震度6弱以上の地震を観測した場合、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて、県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

県は市からの報告を取りまとめ、原則として発災後12時間以内（遅くとも24時間以内）に総務省（自治行政局市町村課）に報告し、県及び国は、把握した情報を基に、市に対して応援職員の派遣などの必要な支援を行うことになる。

1.4 災害対策本部の組織

【各班共通】

(1) 組織の概要

災害対策本部における各組織の役割の概要を以下に示す。

① 本部長（市長）

災害対策本部を総括し、職員を指揮監督する。

② 副本部長（副市長）

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

③ 本部付（教育長）

本部長及び副本部長に事故あるとき、又は欠けたときにその職務を代行する。

④ 本部会議

本部長、副本部長、本部付け及び本部員（各部長）をもって組織し、次の事項について適時協議、調整する。本部長は、必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。本部会議の庶務は、総括班が処理する。

- 震災応急対策の基本方針に関すること
- 動員配備体制に関すること
- 各部間の調整事項の指示に関すること
- 自衛隊の災害派遣に関すること
- 緊急消防援助隊の出動要請に関すること
- 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること
- その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること

⑤ 本部事務室

災害対策本部の設置と同時に、災害対策本部全体の運営を適切かつ効率的に推進するための事務実行機関として、~~消防・防災総合庁舎3階多目的室~~市役所本庁舎7階大会議室に本部事務室を開設する。また、所定の場所に開設できない場合は、~~市役所庁舎2階207会議室~~消防・防災総合庁舎3階多目的ホール~~に~~に開設する。

本部事務室長には~~環境安全部長~~危機管理監を充てる。

本部事務室の組織構成は、統括調整、情報収集・伝達、総務管理、秘書、人事管理、物資管理、広報、記録、渉外対応、連絡調整（各部と本部の連携のための部門）の各担当で構成し、おおむね次の事項を処理する。

- 被害や対応状況に関する情報の一元的な収集・集約・分析
- 対応方針、対策案の立案
- 本部会議での決定事項に基づく事務遂行上で必要な調整、対応に係る各種手続き
- 関係機関への伝達、市民への広報

⑥ 現地災害対策本部

被害が甚大な地区に必要な応じて設置し、現地情報の総合的集約等災害応急対策の推進に資する。要員配備については、本部長がその都度決定する。

⑦ 各部各班

災害対策本部の組織は、各部・各班により構成され、それぞれ定められた分掌事務に則って災害応急対策を遂行する。各部各班の組織構成及び分掌事務は次ページ以降を参照のこと。

⑧ チーム

応急対策活動のために必要な応じ、複数の班や外部組織等の協力の~~もと~~下、以下のチームを編成し、対応に~~あ~~当たる。

■本編で組織されるチームの構成

チーム名	組織編成	組織目的
道路交通情報チーム	応急対策班及び交通対策班で構成する。	緊急輸送道路の被害状況、交通障害物の把握及び交通規制を実施する。
被災世帯調査チーム	住宅対策班、被害調査班及び消防部で構成する。	被災世帯調査の実施、必要な応じた住宅相談所の開設と被災者の住宅ニーズを把握する。
消毒担当チーム	環境衛生班及び救護班で構成する。	伝染病が発生し又は発生するおそれのある区域を重点的に、消毒作業を実施する。
避難所運営チーム	避難支援班、避難所施設職員、自主防災組織代表及びボランティア等で構成する。	避難所の円滑な運営を行う。
医療救護チーム	救護班が市医師会等の協力を得て構成する。	避難所を巡回し、診療及び医療相談を行う。
遺体処理チーム	福祉管理班、避難支援班、及び要配慮者支援班で構成する。	遺体の収容及び処理を行う。

⑨ 災害対策連絡会議

防災関係機関、団体との間の連絡調整を図るため、必要な応じて~~災害対策連絡会議~~を開催する。災害対策連絡会議の庶務は本部事務室（渉外対応担当）が処理する。

(2) 災害対策本部の組織編成

市の災害対策本部の組織編成は、以下のとおりとする。

■災害対策本部の組織編成



《第3編 震災対策計画》 第1章 震災応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1 組織体制の確立

(3) 各部各班の分掌事務

災害対策本部の各部各班の分掌事務を以下に示す。

部	責任者	班	担当課	対策事項	内容
総務部	環境安全部長 危機管理監 総務政策部長 総務部長	総括班	◎危機管理防災課	災害対策本部事務	・本部事務室の統括調整担当及び渉外対応担当の業務に関する事
				組織体制の確立	・ 応急対策組織 災害対策本部の設置に関する事 ・ 応急対策組織 災害対策本部設置の通知・公表に関する事 ・通信機能の確保に関する事
				動員配備	・動員の決定に関する事
				広域応援要請等	・協定市町村、他市町村への応援要請及び受入れに関する事 ・協定事業者への応援要請に関する事
				自衛隊の災害派遣要請依頼	・自衛隊の災害派遣要請依頼及び受入れに関する事
				災害救助法の適用	・災害救助法適用に関する報告及び申請に関する事 ・災害救助法の運用に関する事
				消防活動	・県への応援要請に関する事
				救助・救急	・県への応援要請に関する事
				医療救護	・後方医療機関への搬送(川、空)に関する事
				輸送手段の確保	・車両の確保に関する事(広域応援要請) ・ヘリコプターの確保及び運航に関する事(ヘリポートの運行管理) ・船舶の確保及び運航に関する事 ・輸送拠点の確保に関する事
				避難活動	・避難状況のとりまとめに関する事 ・避難 報告情報及び一指示 、警戒区域の設定に関する事
				避難所の運営	・市外への避難に関する事
				ライフラインの応急対策	・ライフライン機関との連絡及び支援に関する事
		情報班	◎総務課 ・人権・男女共同参画課 ・企画調整課 ・情報政策課 ・プロジェクト推進課 ・放射能対策室 ・選挙管理委員会事務局 ・監査委員事務局	災害対策本部事務	・本部事務室の統括調整担当、情報収集・伝達担当、総務管理担当、記録担当の業務に関する事
				住民等からの通報・問合せの処理	・通報の処理に関する事 ・問合せの処理に関する事
				災害情報の収集・伝達・共有	・概括的情報のとりまとめ及び伝達に関する事 ・災害情報のとりまとめ及び伝達に関する事 ・災害情報の共有化に関する事 ・本部事務室の窓口業務に関する事
				輸送手段の確保	・緊急通行車両の確保に関する事
		広報班	◎広報室 ・秘書課	災害対策本部事務	・本部事務室の広報担当の業務に関する事
				組織体制の確立	・ 応急対策組織 災害対策本部設置の住民等への公表に関する事
				秘書活動	・視察、見舞者の応接に関する事 ・本部長、副本部長の秘書に関する事
				広報活動	・広報情報の住民等への広報に関する事 ・広報情報の要配慮者への広報に関する事 ・広報情報の外国人への広報に関する事 ・報道機関への情報提供に関する事 ・報道機関からの取材対応に関する事 ・広報紙の発行に関する事 ・市外避難者への広報に関する事
				避難所の運営	・避難所での情報提供に関する事
		人事班	◎人事課	災害対策本部事務	・本部事務室の人事管理担当の業務に関する事
				組織体制の確立	・職員の被災状況の把握に関する事(勤務時間中発災の場合)
				動員配備	・要員の調整に関する事 ・職員用食料、水、トイレ等の確保に関する事 ・職員及び職員の家族の被災状況の把握等に関する事 ・職員の健康管理に関する事

《第3編 震災対策計画》

第1章 震災応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1 組織体制の確立

部	責任者	班	担当課	対策事項	内容
財政部	財務部長 会計管理者	財務班			・公務災害処理に関すること
				民間への協力依頼等	・人的公用負担に関すること ・労働者の雇用に関すること
				広域応援要請等	・県への職員の派遣要請、幹旋要請に関すること
			◎市有財産管理課 ④・財務政課 ・契約検査課 ・工事検査室 ・会計課	災害対策本部事務	・本部事務室の総務管理担当の業務に関すること
				組織体制の確立	・ 応急対策組織災害対策本部 の庁内への通知に関すること（庁内放送及び掲示板） ・来庁者の安全確保に関すること（勤務時間中発災の場合） ・庁舎及び市有施設の被災状況の把握に関すること ・重要書類の保管に関すること ・災害対策予算に関すること ・会計処理に関すること
				動員配備	・職員への動員の伝達に関すること（庁内放送及び掲示板）
				二次災害の防止	・市有施設の点検・応急危険度判定及び応急措置に関すること
				所管施設の応急・復旧対策	・所管施設の被害状況の確認・報告に関すること ・所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関すること
				義援金品の受付、配分	・義援金の受付、保管に関すること
				住宅の修理、応急仮設住宅の建設等	・公営住宅等の幹旋に関すること
				廃棄物対策	・市有地の緊急的活用に関すること ・災害廃棄物の仮置場の決定に関すること（市有地を利用する場合）
		税務班	※被害調査班より選任 ・国保年金課		・ 被害調査班への応援に関すること
				租税等の徴収猶予及び減免等	・市税の徴収猶予と減免に関すること ・国税等の 徴収猶予と減免税制上の措置の周知 に関すること
市民救援部	市民生活部長 スポーツ健康部長	避難支援班	◎ 国保年金課 ④・市民課 ・市民活動支援課 ・青少年課 ・スポーツ推進振興課 ・学校給食室 ※避難所参集職員	避難所開設・運営	・避難所の開設に関すること ・避難者名簿の作成に関すること ・避難所の運営管理体制の整備に関すること ・避難所の設備等の整備に関すること ・避難所での情報提供に関すること ・避難所でのプライバシー保護に関すること
				食料の供給	・給食需要の把握に関すること ・避難所での炊き出しの調整に関すること ・食料の調理・配分に関すること
				生活必需品等の供給・貸与	・生活必需品等の需要の把握に関すること ・生活必需品等の配分に関すること
				帰宅困難者対策	・一時滞在施設の開設、運営に関すること
				要配慮者の安全確保	・外国人の安否確認の協力に関すること
				所管施設の応急・復旧対策	・所管施設の被害状況の確認・報告に関すること ・所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関すること
				遺体の取扱い	・遺体の収容場所の確保協力に関すること ・遺体の埋葬（火葬）に関すること
		生活支援班	◎ 市民活動支援課 ・広聴室	要配慮者の安全確保	・ 外国人の安否確認の協力に関すること
				遺体の取扱い	・ 捜索に係る関係機関の活動調整に関すること
				行方不明者に関する相談	・行方不明者に関する相談窓口の設置・運営に関すること ・ 遺体の収容場所の確保協力に関すること
				所管施設の応急・復旧対策	・ 所管施設の被害状況の確認・報告に関すること ・ 所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関すること

《第3編 震災対策計画》 第1章 震災応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1 組織体制の確立

部	責任者	班	担当課	対策事項	内容
		被害調査班	◎資産税課 ・市民税課 ・収納 管理 課 ・ 収納対策課	社会秩序の維持、 物価の安定等に関する活動	・消費生活相談所の開設に関する事
				生活相談	・市民相談センターの設置に関する事
				災害救助法の適用	・住家被害の概況把握に関する事
				災害情報の収集・ 伝達・共有	・連絡拠点と市役所本庁舎との連絡支援に関する事 ・警察署の状況把握に関する事
				住宅の修理、応急 仮設住宅の建設等	・住家被害被害認定調査に関する事 ・住宅ニーズの把握に関する事（被害世帯調査チーム）
市民 救援部	市民生活部長 スポーツ健康部長	救護班	◎健康推進課 シルバー元氣塾いきいき課	医療救護	・医療機関の被災状況、外来状況等医療に関する情報の収集・伝達に関する事 ・医療救護チームの派遣及び救護所の設置に関する事 ・被災医療機関への支援に関する事 ・後方医療機関へ搬送の調整に関する事 ・血液、医薬品、資器材の調達に関する事 ・DMAT等、応援要請及び受入れに関する事 ・避難所での医療に関する事
				避難活動	医療機関入院患者の避難誘導に関する事
				感染症対策及び保健衛生	・感染症対策に関する事 ・保健衛生指導に関する事 ・避難所等での健康管理に関する事
				ボランティアとの連携	・災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事 ・ボランティアの健康管理の支援に関する事 ・ボランティア活動の支援に関する事
				二次災害の防止	・避難所の点検の調整に関する事
福祉部	福祉部長 子ども未来部長	福祉管理班	◎ふくし総合支援課 ・生活ふくし課	要配慮者支援関連	・要配慮者に対する避難誘導の支援に関する事 ・要配慮者への給水支援に関する事 ・在宅の要配慮者の安否確認の収集・集約に関する事 ・要配慮者のための相談体制の整備に関する事
				生活必需品等の供給・貸与	・日本赤十字社からの救援物資の調整及び受入れに関する事（物資班に協力）
				所管施設の応急・復旧対策	・所管施設の被害状況の確認・収集・集約・報告に関する事 ・所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関する事
				義援金品の受付、配分	・義援品の募集、広報、受付、保管、配分、活用に関する事
				被災者の生活確保	・災害弔慰金等の支給・貸付・広報に関する事
				遺体の取扱い	・行旅死亡人の対応に関する事 ・遺体の埋葬（火葬）に関する事
		要配慮者支援班	◎長寿いきがい課 ・介護保険課 ・障がい福祉課 ふくし総合相談室 ・子ども支援課 ・子ども政策室 ・すこやか課	要配慮者対策	・広報情報の要配慮者への広報に関する事 ・在宅の要配慮者の安否確認に関する事 ・在宅の要配慮者の緊急入所等安全確保に関する事
				老人福祉施設対策	・老人福祉施設の状況把握に関する事 ・老人福祉施設の入所者の安全確保に関する事 ・入所者の安否確認に関する事 ・老人福祉施設への支援に関する事
				障がい者（児）施設対策	・障がい者（児）施設の状況把握及び利用者の安全確保に関する事 ・障がい者（児）施設の入所者の安全確保に関する事 ・入所者の安否確認に関する事 ・障がい者（児）施設への支援に関する事

部	責任者	班	担当課	対策事項	内容
物資環境部	<u>産業振興市民経済</u> 部長	物資班	◎商工観光課・農業振興課・農業委員会事務局	応急保育対策	・保育所（園）の状況把握に関する事 ・入所（園）児の安全確保に関する事 （勤務時間内発災の場合） ・入所児の安否確認に関する事 ・緊急保育に関する事 ・応急保育に関する事
				その他社会福祉施設対策	・その他社会福祉施設の状況把握に関する事 ・その他社会福祉施設入所者（利用者）の安全確保に関する事 ・入所者の安否確認に関する事 ・その他社会福祉施設の支援に関する事
				遺体の取扱い	・遺体の処理に関する事（遺体処理チーム） ・遺体の埋葬（火葬）に関する事
				所管施設の応急・復旧対策	・所管施設の 被害状況の確認・報告 状況把握及び利用者 の安全確保に関する事 ・所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関する事
		環境衛生班	◎クリーンライフ課	災害対策本部事務	・本部事務室の物資管理担当の業務に関する事
				災害情報の収集・伝達・共有	・農業関係被害調査に関する事
				食料の供給	・備蓄食料の開放に関する事 ・流通食料の確保、輸送に関する事 ・応援要請及び受入 れ に関する事
				生活必需品等の供給・貸与	・備蓄物資の開放に関する事 ・流通物資の確保、輸送に関する事 ・日本赤十字社からの救援物資の調整及び受入 れ に関する事 ・応援要請及び受入 れ に関する事
				商・農業対策	・被害状況の把握等に関する事 ・ 農地及び 農業用施設の応急措置に関する事
				社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	・生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視に関する事 ・大規模小売店舗及びガソリンスタンド等の営業状況の把握に関する事 ・物価の安定等に関する広報に関する事
				地域経済の復旧支援	・被災事業者に対する融資制度の紹介に関する事
				緊急輸送道路の確保	・道路の廃棄物の処理に関する事
		交通対策班	◎ 交通安全 生活安全課	二次災害の防止	・クリーニング施設の状況把握に関する事
				廃棄物対策	・一般廃棄物の処理に関する事 ・災害廃棄物の処理に関する事
				廃棄物処理施設の応急・復旧対策	・廃棄物処理施設の被害及び稼働状況に関する事 ・廃棄物処理施設の応急・復旧措置及び代替処理の実施及び実施状況の把握・報告に関する事
				運搬経路等の状況把握・報告	・運搬経路の被災状況の確認・報告に関する事 ・運搬経路の迂回、変更及び収集運搬状況の把握・報告に関する事
物資環境部	<u>産業振興市民経済</u> 部長	物資班	◎商工観光課・農業振興課・農業委員会事務局	避難所の運営	・避難所の衛生に関する事
				防疫及び保健衛生	・防疫活動に関する事
				災害対策本部事務	・本部事務室の物資管理担当の業務に関する事
				緊急輸送道路の確保	・被害状況の把握に関する事（道路交通情報チーム）
物資環境部	<u>産業振興市民経済</u> 部長	交通対策班	◎ 交通安全 生活安全課	輸送手段の確保	・輸送車両の確保に関する事
				食料の供給	・食料の輸送に関する事

《第3編 震災対策計画》 第1章 震災応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1 組織体制の確立

部	責任者	班	担当課	対策事項	内容
応急復旧部	建設部長 まちづくり 推進部長	応急対策班	◎道路河川課 ・下水道課 ・応急対策室 ・都市デザイン課 ・ 地域拠点整備推進課 ・まちづくり事業課	生活必需品等の供給・貸与	・生活必需品等の輸送に関する事
				防犯・治安維持	・被災区域の防犯・治安維持に関する事
				救助・救急	・救助に用いる重機の調達に関する事
				緊急輸送道路の確保	・被害状況の把握に関する事（道路交通情報チーム） ・交通障害物の除去に関する事
				二次災害の防止	・道路・橋りょうの点検及び応急対策に関する事 ・水防活動に関する事
				避難活動	・要避難箇所の把握に関する事
				ライフラインの応急対策	・下水道施設の点検及び緊急措置に関する事（環境衛生班と連携）
				所管施設の応急・復旧対策	・所管施設の被害状況の確認・報告に関する事 ・所管施設等の応急・復旧対策、代替処理の実施及び実施状況の把握・報告に関する事
				廃棄物対策	・災害廃棄物処理の協力に関する事
				商・農業対策	・用排水路の緊急措置に関する事
		住宅対策班	◎開発指導課 ・みどり公園課 ・ 運動公園プロジェクト室	二次災害の防止	・建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事
				施設の被害状況の確認・報告	・所管施設の被害状況の確認・報告に関する事
				住宅の修理、応急仮設住宅の建設等	・住宅ニーズの把握（被災世帯調査チーム） ・住宅の応急修理に関する事 ・応急仮設住宅の建設に関する事 ・障害物の除去に関する事
		施設対策班	◎ 営繕課 ・ 教育総務課	二次災害の防止	・避難所（ <u>学校施設</u> ） ・市有施設 の点検・応急危険度判定及び緊急措置に関する事
				住宅の修理・応急仮設住宅の建設等	・公営住宅等の斡旋に関する事
				施設の応急・復旧の実施・報告	・所管施設の応急・復旧対策の実施及び実施状況の把握・報告に関する事
給水部	水道部長	給水班	◎業務課	給水活動	・給水活動の実施に関する事 ・応援要請及び受入 れ に関する事
				ライフラインの応急対策	・上水道施設の応急復旧 対策活動及び応急給水活動 に関する事
		水道復旧班	◎施設課	初期 給水活動	・被害状況の調査・把握に関する事 ・ 施設の応急復旧 <u>水道施設の二次災害防止</u> に関する事 ・ <u>発災後の緊急措置に関する事</u>
				ライフラインの応急対策	・上水道施設の応急復旧 対策活動及び応急給水活動 に関する事
				所管施設の応急・復旧対策	・所管施設の被害状況の確認・報告に関する事 ・所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関する事
文教部	学校教育部長 生涯学習部長	学校教育班	◎学務課 ・指導課	避難活動	・児童・生徒の避難誘導に関する事
				要配慮者の安全確保	・児童・生徒の安否確認及び安全確保に関する事
				所管施設の応急・復旧対策	・所管施設の被害状況の確認・報告に関する事 ・所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関する事
				文化・教育対策	・教員の確保に関する事 ・臨時休業等の措置に関する事 ・教育施設の確保に関する事 ・学用品の給与に関する事

部	責任者	班	担当課	対策事項	内容
		文化財保護班	◎生涯学習課 ・日本一の読書のまち推進 室 <u>課</u>	二次災害の防止 所管施設の応急・復旧対策	・文化財の被害調査に関すること ・文化財の応急復旧対策に関すること ・所管施設の被害状況の確認・報告に関すること ・所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関すること
議会部	議会事務局 長	議会班	◎議事課	組織体制の確立	・ 応急対策組織 <u>災害対策本部</u> 設置の議会への通知に関すること ・議会との連絡調整に関すること
消防部	消防長	<u>＝ 警 防 対 策 本 部</u>	◎消防本部 ・消防署	災害対策本部事務	・本部事務室の統括調整担当、渉外対応担当の業務に関すること
				組織体制の確立	・消防・防災総合庁舎の被災状況の把握に関すること
				情報通信手段の確保	・消防無線等の維持管理に関すること
				消防活動	・火災に関する情報の収集・伝達に関すること ・消火活動の実施に関すること ・応援要請及び受入 れ <u>れ</u> に関すること
				救助・救急	・救助・救急に関する情報の収集・伝達に関すること ・救助・救急活動の実施に関すること ・応援要請及び受入 れ <u>れ</u> に関すること
				医療救護	・後方医療機関への搬送（陸）に関すること
				二次災害の防止	・危険物施設等の状況把握に関すること ・水防活動に関すること
				避難活動	・要避難箇所の把握等に関すること
				遺体の取扱い	・遺体の捜索に関すること
				所管施設の応急・復旧対策	・所管施設の被害状況の確認・報告に関すること ・所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関すること
				避難所の運営	・避難所の防火に関すること
				住宅の修理、応急仮設住宅の建設等	・住宅ニーズの把握（被 害 <u>災</u> 世帯調査チーム）

注）◎印の所属長を班長又は責任者とする。複数の課室で構成する班においては、班長以外の所属長を副班長とする。単独の課室で構成する班においては、所属長の直近下位の職にある者を副班長とする。（以下の分掌事務の表も同様とする。）

(4) 本部事務室の分掌事務

本部事務室の分掌事務を以下に示す。

役割	担任者 【人数】	分 掌 事 務
事務室長	環境安全部長 危機管理監	① 本部事務室の統括に関すること ② 本部長等の意思決定に必要な情報提供及び助言に関すること ③ 本部会議及び担当連絡調整会議の実施に関すること
副事務室長	企画 総務政策 部長	① 事務室長の補佐に関すること ② 事務室長不在の場合における、その職務の代理に関すること
統括調整担当	◎危機管理防災課長 総括班（危機管理防災課） 情報班（企画調整課） 消防部（消防本部・消防署）	統括調整に関する情報管理、対策立案、調整 など ① 応急対策組織 災害対策本部の設置及び設置の通知・公表に関すること ② 通信機能の確保に関すること ③ 動員の決定及び職員への動員の伝達に関すること ④ 事務室長等が統括する上で必要な情報分析、対策実施に係る助言に関すること ⑤ 本部事務室の指揮・調整に関すること ⑥ 本部各班が災害対策を実施するために必要な調整に関すること ⑦ 本部会議及び統括調整会議の運営に関すること ⑧ 配備体制及び動員による体制の確保に関すること ⑨ 避難状況の集約に関すること ⑩ 避難 指示・勧告情報及び 警戒区域の設定に関すること ⑪ 災害救助法適用に関する報告・申請・運用に関すること ⑫ 市外への避難に関すること
情報収集・伝達担当	◎企画調整課長 情報班（企画調整課）	情報収集・伝達に関する情報管理、対策立案、調整 など ① 市防災行政無線（固定系）の運用・管理に関すること ② 県防災行政無線等情報通信手段の確保に関すること ③ 住民等への被害の未然防止・拡大防止の呼びかけに関すること ④ 災害情報、被害情報、対応情報（内部・外部）の収集、集約に関すること ⑤ 被害規模の目安の把握に関すること ⑥ 災害情報、被害情報、対応情報の共有化に関すること ⑦ 本部各班への各種情報の伝達に関すること
総務管理担当	◎総務課長 情報班（総務課） 財務班（財 務政 課）	総務管理に関する情報管理、対策立案、調整 など ① 本部事務室の総務・事務全般に関すること ② 本部会議の開催に係る会場設営、資料作成、運営支援事務、記録・整理に関すること ③ 緊急通行車両の確保に関すること ④ 緊急通行車両の手続き及び管理・運用に関すること ⑤ 重要書類の搬出・保管に関すること ⑥ 災害対策予算に関すること
秘書担当	◎秘書課長 広報班（秘書課）	① <u>視察、見舞者の応接に関すること</u> ② <u>本部長、副本部長の秘書に関すること</u>

役割	担任者 人数	分 掌 事 務
人事管理担当	◎人事課長 人事班（人事課）	人事管理に関する情報管理、対策立案、調整 など ① 職員及び職員の家族の被災状況の把握等に関する事 ② 要員の確保等、各部各班間の相互応援体制の確立・調整に関する事 ③ 職員の健康及び業務の安全性の確保に関する事 ④ 職員の食料、水、トイレ、宿泊環境等の確保に関する事 ⑤ 人的公用負担に関する事 ⑥ 労働者の雇用に関する事 ⑦ 県への職員の派遣要請、斡旋要請に関する事 ⑧ 公務災害処理に関する事
物資管理担当	◎商工観光課長 物資班（商工観光課） 交通対策班（ 交通安全 生活安全 課）	物資管理に関する情報管理、対策立案、調整 など ① 災害対策実施に必要な物資（食料・生活必需品）・資器材の確保に関する事 ② 輸送手段（燃料を含む）の確保に関する事 ③ 災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達に関する事 ④ 交通規制に関する事 ⑤ 物的公用負担に関する事
広報担当	◎広報 室 課長 広報班（広報 室 課）	広報に関する情報管理、対策立案、調整など ① 応急対策組織 災害対策本部設置の住民等への公表に関する事 ② 広報情報に関する住民等（要配慮者を含む）への広報に関する事 ③ 報道機関への情報提供に関する事 ④ 報道機関からの取材対応に関する事 ⑤ 広報紙の発行に関する事 ⑥ 市外避難者への広報に関する事 ⑦ 避難所での情報提供に関する事
記録担当	◎総務課長 情報班（総務課）	記録に関する情報管理、対策立案、調整 など ① 市の災害対応の記録に関する事
渉外対応担当	◎ 企画総務部副部長 危機管理防災課長 総括班（危機管理防災課） 消防部 （消防本部・消防署）	渉外対応に関する情報管理、対策立案、調整 など ① 県・消防・警察・自衛隊・医療機関、協定市町村、協定業者等、公的機関への応援要請等及び受入 れ に関する事 ② 県・消防・警察・自衛隊・医療機関、協定市町村、協定業者等、公的機関との連携・調整及び情報共有に関する事 ③ 後方医療機関への搬送（川、空）に関する事 ④ ライフライン機関との連絡及び支援に関する事 ⑤ 車両の確保に関する事（広域応援要請） ⑥ ヘリコプターの確保及び運航に関する事（ヘリポートの運行管理） ⑦ 船舶の確保及び運航に関する事 ⑧ 輸送拠点の確保に関する事 ⑨ その他関係機関、関係者との連携・調整及び情報共有に関する事
連絡調整担当	各部各班 [状況に応じて、 各班から 1～3 名]	① 自班からの情報収集、情報共有、対策実施に係る連携・調整に関する事 ② 各部・各班における応急対策実施に係る対策の立案、円滑な実施に必要な調整に関する事

1.5 応急活動の留意点

【各班共通】

(1) 来庁者の安全確保

財務班は、勤務時間内の発災の場合、直ちに三郷市役所自衛消防隊に対し来庁者の負傷等の状況把握及び応急手当、避難誘導等の安全対策の実施を指示するとともに、その状況を総括班へ報告する。~~ふくし総合支援課福祉管理班~~は、健康福祉会館内の来館者の負傷等の状況把握及び応急手当、避難誘導等の安全対策を実施し、その状況を総括班へ報告する。

自衛消防隊職員については、所属部班の活動に優先して来庁者の安全確保対策に取り組むものとする。

(2) 災害対策本部の弾力的運営

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにも~~係か~~かわらず、職員自身も被災者となり参集不能となる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては分掌事務にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

(3) 災害救助法の適用要請

本部長は、初動期の災害情報及びその後の被害調査から、市内の被害が災害救助法の適用基準に適合する場合は、速やかに知事に災害救助法の適用を要請し、応急対策に万全を期する。

(4) 災害対策要員のローテーション

大規模災害の場合は、災害対策が長期化することから、人事班は職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、各部長が優先して実施すべき対策、分掌事務を考慮して決定する。

(5) 応援部隊等の受入れ

大規模災害の場合は、市の防災体制だけでは応急対策の~~すべて~~全てには対応できないことも予想されるため、自衛隊、県、近隣市町等に応援を要請することとなる。また、市内外から多くのボランティアが集まることも予想されるので、関係各部各班は、これらの応援部隊が円滑な活動ができるよう、受入体制を整える。

(6) 議員等への情報提供と連絡調整

議会班は、災害が発生した場合、議員に対して必要な情報の提供に努めるとともに、照会があった場合は適切に対応する。また、発災当初の段階においては、災害応急対策の円滑な実施を図るため、議員に対して窓口の一本化等連絡調整の効率化に関する協力を求める。

~~なお、市防災会議の委員については、発災時に委員不在の場合に備え、代理委員出席の方法や、連絡窓口・手段の確保対策等に取り組むものとする。~~

(7) 視察・見舞者の応接

広報班は、国、県、その他関係機関・団体からの視察・見舞者に対して適切な応接に努める。

なお、発災当初の段階においては、各班の応急対策の負担とならないよう日程や視察内容等に対する配慮を相手側に求める。

(8) 本部長、副本部長の秘書

広報班は、発災後直ちに本部長及び副本部長の補佐に努める。

(9) 重要書類の搬出・保管

各班は、執務場所に重大な被害が及ぶ危険性がある場合、可能な限り重要書類の搬出に努める。財務班は重要書類の保管場所を確保し、適切な管理を行う。

(10) 会計処理

財務班は、災害時の適切な予算執行及び経費の出納に努める。

(11) 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係との連携

市は、大規模災害時に県から派遣される以下の市町村情報連絡員又は市町村情報連絡係との連携強化に努める。

① 市町村情報連絡員

勤務時間外に大規模地震等が発生等した場合、市町村に入る情報の収集及び県への報告に当たるため、市町村役場近くに居住する県職員が各市町村役場に参集する。

② 市町村情報連絡係

勤務時間内において、相当規模の災害が発生し、連絡調整のために市町村に連絡員を派遣する必要があると県支部長が判断した場合、原則として県支部構成員の中から県支部長が指名する者が市町村役場に派遣される。

第2 動員配備

地震発生時の職員の動員計画及び動員指令の伝達等について定める。

2.1 動員配備基準

【各班共通】

職員の動員配備基準を、震度に応じて以下のとおり設定する。
 なお、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

■動員配備基準（本部会議）

体制区分 要員区分		警戒体制 (震度4)	緊急体制 (震度5弱)	非常体制 (震度5強以上)
本部長（市長）		—	—	○
副本部長（副市長）		—	—	○
本部付（教育長）		—	—	○
本 部 員	環境安全部長危機管理監	○	○	○
	企画総務政策部長	○	○	○
	総務部長	二	○	○
	財務部長	—	○	○
	市民生活経済部長	—	○	○
	スポーツ健康部長	二	○	○
	福祉部長	—	○	○
	子ども未来部長	—	○	○
	産業振興部長	二	○	○
	建設部長	—	○	○
	まちづくり推進部長	—	○	○
	会計管理者	—	○	○
	水道部長	—	○	○
	学校教育部長	—	○	○
	生涯学習部長	—	○	○
	消防長	—	○	○
	議会事務局長	—	○	○
	監査委員事務局長	—	○	○
	選挙管理委員会事務局長	—	○	○
	農業委員会事務局長	二	○	○

■動員配備基準（各部各班）

災害対策本部		所属課室		警戒体制 (震度4)	緊急体制 (震度5弱)	非常体制 (震度5強以上)
総務部	総括班	◎	危機管理防災課	○	○	○
	情報班	◎	総務課	—		○
			人権・男女共同参画課	—		○
			企画調整課	—		○
			情報政策課	二		○
			プロジェクト推進課	二		○
			放射能対策室	一		○
			選挙管理委員会事務局	—		○
			監査委員事務局	—		○
	広報班	◎	広報室課	—		○
財政部	財務班		秘書課	—		○
		◎	人事課	—		○
		◎	市有財産管理課	二		○
		◎	財務政課	—		○
			契約検査課	—		○
	税務班		工事検査室	二		○
			会計課	—		○
市民救援部	避難支援班 ※避難所参集職員	◎	※被害調査班より選任	—		○
		◎	市民課国保年金課	—		○
			国保年金課市民課	—		○
			市民活動支援課	二		○
			青少年課	—		○
			スポーツ推進振興課	—		○
			学校給食室	—		○
			※避難所参集職員	—		○
	生活支援班	◎	市民活動支援課	一		○
	被害調査班	◎	広聴室	—		○
		◎	資産税課	—		○
			市民税課	—		○
			収納管理課	—		○
福祉部	福祉管理班		収納対策課	一		○
		◎	健康推進課	—		○
	要配慮者支援班	◎	シルバー元気塾いきいき課	一		○
		◎	ふくし総合支援課	—		○
			生活ふくし課	—		○
		◎	長寿いきがい課	—		○
			介護保険課	一		○
			障がい福祉課	—		○
			ふくし総合相談室	一		○
			子ども支援課子ども政策室	—		○
物資環境部	物資班		子ども政策室子ども支援課	—		○
			すこやか課	—		○
		◎	商工観光課	—		○
	環境衛生班		農業振興課	—		○
			農業委員会事務局	—		○
応急復旧部	交通対策班	◎	クリーンライフ課	—		○
	応急対策班	◎	交通安全生活安全課	—		○
			道路河川課	—		○
			下水道課	—		○
			応急対策室	—		○
			都市デザイン課	—		○
			地域拠点整備推進課	二		○
	住宅対策班		まちづくり事業課	—		○
		◎	開発指導課	—		○
	施設対策班		みどり公園課	—		○
		◎	営繕課	一		○
給水部	給水班	◎	教育総務課	—		○
	水道復旧班	◎	業務課	—		○
文教部	学校教育班	◎	施設課	—		○
		◎	学務課	—		○
			指導課	—		○

緊急参集
指定課欄各班(各課)の
災害応急活動
に照らして参
集の有無を決
める。また、参集す
る課は課長を
含め活動に要
する職員(緊
急参集職員)
をあらかじめ
指定する。

《第3編 震災対策計画》 第1章 震災応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第2 動員配備

	文化財保護班	◎	生涯学習課	—		○
			日本一の読書のまち推進室 課	—		○
議会部	議会班	◎	議事課	—		○
消防部	警防対策本部	◎	消防本部	—		○
			消防署	—		○

■「動員配備基準」に関する各部各班について

1. ◎印の課室の所属長を班長又は責任者とする。複数の課室で構成する班は、班長以外の所属長を副班長とする。単独の課室で構成する班は、所属長の直近下位の者を副班長とする。
2. 各出先機関は本庁所管課の属する班の所属とする。小中学校は独立機関とし、学校教育部及び生涯学習部と緊密な連携を取り、学校内の防災対策に万全を期すとともに、避難所の運営等に協力する。

■「動員配備基準」に関する動員内容について

- 「緊急参集職員」：所属長を含むあらかじめ指定した職員を動員する（班長は班の活動内容を、所属長は課が管理する施設等について、災害応急活動に必要と認める職員数）。ただし、相当規模の被害が発生していると予想される場合は全職員が自主参集する。
- ：避難場所等に参集を指定される職員を除き、所属する~~すべて~~全ての職員を各所属に動員する（出先機関を含む）。
- 注：施設を管理する所属及び国・県等の指示マニュアルがある場合は各所属で参集基準を作成する。

2.2 動員配備の決定及び伝達

【総括班、財務班】

(1) 勤務時間内

災害対策本部設置の通知（本節 第1 ~~「組織体制の確立」~~1.3 「災害対策本部設置の通知等」（p. ~~3-13-4~~））と~~あわ~~併せて、総括班は、当該体制への移行を財務班及び本部事務室（情報収集・伝達担当）へ連絡する。財務班は庁内放送により庁内各部局職員に通知する。本部事務室（情報収集・伝達担当）は、市防災行政無線（固定系）等により出先機関職員に通知する。

(2) 勤務時間外

職員は、ラジオ、テレビ等により市の震度に関する情報を把握し、動員配備基準に従って自主的に参集する。

なお、勤務時間外（夜間・休日等）における警戒体制及び緊急体制時の追加動員について、迅速な伝達を図るため、あらかじめ伝達ルールを定めておくとともに、電話不通時における確実な伝達を図るため、防災行政無線等を利用した伝達手段に熟知しておく。

2.3 動員状況の報告

【各班共通】

(1) 警戒体制

危機管理防災課長は、職員の動員状況を速やかに把握し、緊急体制に備える。

(2) 緊急体制

危機管理防災課長は、職員の動員状況を速やかに把握し、~~環境安全部長~~危機管理監に報告する。

(3) 非常体制

本部事務室及び各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部長に報告する。
また、報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き1時間ごととする。

□報告事項

- 部課名
- 動員連絡済人員数
- 動員連絡不能人員数及び動員連絡不能地域
- 登庁人員数
- 登庁不能のため最寄りの出先機関等に非常参集した人員
- その他（職員の被災状況）

2.4 要員の配備

【人事班】

(1) 要員配備の要請

各班は、応援が必要なときは（現在の人員では対策の迅速性が損なわれる場合、職員の負担が大きい場合等）、人事班に要員配備の要請をする。

(2) 職員応援派遣計画の策定

人事班は、各班から要員配備の要請があった場合は、~~本部事務室（統括調整担当）~~と共に職員の応援派遣計画を立案し、本部会議に諮った上で、要員配備の調整を行う。

2.5 職員の装備

【各班共通】

災害応急対策を行う際は、防災服又は活動を妨げない服装（ジャージ、ジャンパー等）で活動に~~あ~~当たる。

ただし、いずれの場合も、市の防災ベストを身につけて活動に従事する。

2.6 職員の食料、水、トイレの確保

【人事班】

人事班は、職員の食料、飲料水の確保に努めるとともに、トイレが使用できない場合は、仮設トイレの設置等を図る。

2.7 職員及び職員の家族の被災状況の把握等

【人事班】

人事班は、各班からの報告により、職員及び職員の家族の被災状況を把握する。

2.8 職員の安全確保、健康管理

【人事班、救護班】

災害応急対策の実施の際は、災害対応に従事する者の安全確保に十分配慮する。また、災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事する場合もあり得ることから、職員の心身両面の負担が大きくなることが予想されるため、人事班は救護班に協力を求めて健康診断の実施や職員用救護所（メンタルケアを含む。）を設置するなどして職員の健康管理に努める。

また、職員等の惨事ストレス対策の実施に努め、必要に応じて、精神科医等の専門家の派遣を要請する。

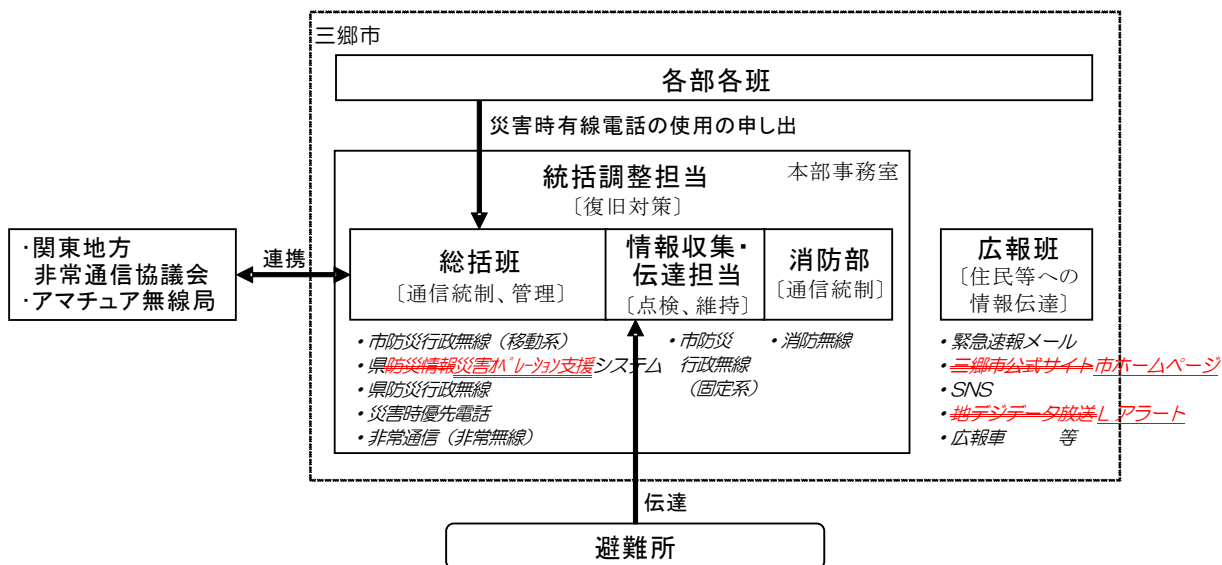
2.9 公務災害処理

【人事班】

職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、人事班は公務災害適用に関する所要の事務を執る。

第3 情報通信手段の確保

地震災害時における各種情報の確実な伝達を図るため、各種通信手段の運用と通信施設の復旧対策について定める。



＜関係図 情報通信手段の確保＞

3.1 災害対策本部各班間の情報通信手段

【総括班、消防部】

(1) 市防災行政無線（移動系・固定系）

市各班間の情報通信手段としては、加入電話、庁内電話のほか、市防災行政無線（移動系・固定系）がある。

市防災行政無線移動系は携帯、車携帯、車載の3種があり、各班は積極的にこれを用いて情報伝達を行う。

避難所との情報通信手段としては、市防災行政無線（固定系）の連絡通話機能を用いて情報伝達を行う。総括班は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑かつ迅速に行われるよう努める。補助的な手段として、固定系による一斉伝達も行うこととし、各班は固定系からの情報にも十分注意する。

(2) 消防無線

消防本部、消防署、南北分署、消防団間の情報通信は、消防無線を適切に活用するものとし、消防部は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑かつ迅速に行われるよう努める。

消防本部（指令課警防対策本部）においては収集した情報を遅滞なく伝達し情報の共有化を図る。

~~3.2 防災センター（危機管理防災課）と本庁の連絡手段~~

~~【総括班】~~

~~参集及び業務の指示等については、内線電話又は移動系無線を用いて該当職員に連絡する。~~

~~(1) 内線電話~~

~~平常時 7808・7809~~

~~警戒体制発令後 7808・7809~~

~~(2) 直通電話~~

~~平常時・警戒体制発令後 (052) 1294~~

~~(3) FAX~~

~~平常時・警戒体制発令後 (052) 6780~~

~~(4) 移動系無線~~

~~① 平常時 子局（無線機）が、危機管理防災課と無線交信する場合~~

~~遠隔制御器呼出名称「ぼうさいセンター」子局（無線機）マイクのチャンネルを遠隔番号12にセットする。~~

~~② 警戒体制発令後 子局（無線機）が、危機管理防災課と無線交信する場合~~

~~統制台呼出名称「ぼうさいみさと」子局（無線機）マイクのチャンネルを遠隔番号1にセットする。~~

~~ア 子局（無線機）が遠隔制御器と無線交信する場合~~

~~統制時 統制台を経由して遠隔制御器との無線交信となる。~~

~~統制時以外 従来どおり遠隔番号を選択し、遠隔制御器との無線交信となる。~~

3.2 県及び県内防災関係機関との情報通信手段

【総括班】

(1) 県防災情報災害オペレーション支援システム

市は、災害が発生したときは、県防災情報災害オペレーション支援システムを活用し、速やかに被害状況、既に措置した事項、今後の措置に関する事項について報告する。県防災情報災害オペレーション支援システムが使用できない場合は FAX 等を用いる。

(2) 県防災行政無線

県及び県内防災関係機関との情報通信手段としては、県防災行政無線を設置している。各班は、加入電話が使えない場合、これを適切に活用して情報伝達を図る。

(3) 災害時優先電話（発信専用）

市では、現在、市役所本庁舎及び消防・防災総合庁舎の一部の電話回線を災害時優先電話として準備している。

NTTに登録しているこれらの電話は、回線輻輳（ふくそう）時等においても比較的回線が確保される措置が講じられている。各班は、他の手段で情報伝達が困難な場合は、総括班に申し出てこの電話を活用し適切な情報伝達を行う。

なお、効果的な利用を図るため、この電話は発信専用とし電話番号は非公開とする。

□災害時優先電話使用の流れ

- ①各班は、一般電話や県防災行政無線での通信が困難な場合、総括班に災害時優先電話の使用を申し出る。
- ②総括班は、申し出のあった各班に対して、使用方法等に関する必要な指示を行う。

《参考》

◆災害時優先電話の使用方法

- ①登録している災害時優先電話で通信相手の電話番号をダイヤルする。（比較的回線が確保されている。）
- ②①で通信できない場合、「102」（市外局番なし）をダイヤルしオペレーター扱いでの通話を申し込む。
その際、オペレーターに対して、以下の事項を告げる。
 - 非常扱いの通話又は緊急扱いの通話の申込みであること
 - 登録された電話番号と機関などの名称
 - 相手の電話番号
 - 通話の内容

(4) 非常通信（非常無線）

有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができるので、各班はこうした事態にはこれを積極的に活用する。

(5) アマチュア無線

災害により加入電話が使用できない場合など、他の情報伝達手段を活用することが困難な場合は、アマチュア無線局に対して協力を求め、情報伝達を図る。

(6) 衛星携帯電話

その他、通信伝送路の多重化を図るため、衛星携帯電話の活用を図る。

3.4.3 市から住民等への情報伝達

【本部事務室（情報収集・伝達担当）、広報班】

(1) 市防災行政無線（固定系）

市から住民等への情報伝達手段としては、市防災行政無線（固定系）があり、現在市内全域に非常電源付きの子局を整備している。

本部事務室（情報収集・伝達担当）は地震発生時にはその設備の点検・維持に努める。各班は広報班を通じて、これを用いた住民等への情報伝達を積極的に行う。

(2) 広報車

車両に搭載した拡声器等を利用して広報するための手段として、広報車がある。

広報班は、地震発生時には広報車の管理に努める。また、各班は広報班を通じて、広報車を用いた住民等への情報伝達を積極的に行う。

(3) 緊急速報メール

災害発生時に、携帯電話会社（NTTdocomo、KDDI（au）、SoftBank、楽天モバイル）が利用者へ一斉メールで速報するサービスで、~~避難勧告等の~~避難情報や河川情報、~~東海地震予知情報~~緊急地震速報等が配信される。（配信料、情報料は無料。）携帯する情報端末へ即時に情報が伝達され、即時性が高いため、積極的に活用する。

(4) ~~三郷市公式サイト~~市ホームページ

三郷市が被災地となった場合でも、インターネット回線が被害を受けていない場合は、~~三郷市公式サイト~~市ホームページを利用した情報発信が効果を発揮するため、住民への広報手段の一つとして更新に努める。

(5) SNS の活用

インターネット回線が被害を受けていない場合は Twitter や Facebook などの民間サービスも活用する。SNS は、特有の共有・拡散性による情報の迂回受信（情報拡散の結果、必要とする人に到達する）の利益も考えられることから、活用を努める。

(6) 三郷市メール配信サービス

市は、平成 28 年 9 月から、登録された携帯電話・スマートフォン・パソコン等のメールアドレス宛てに、市からのイベント情報や防災情報を配信している。災害発生時にインターネット回線が被害を受けていない場合は、住民への広報手段の一つとして積極的に活用する。

(7) 三郷市防災情報架電サービス

市は、令和 2 年 1 月から、三郷市メール配信サービスによるメールを受信できない住民、防災行政無線が聞こえづらい住民等で電話番号を登録した者を対象に、緊急性の高い防災情報などについて、自動で架電し、合成音声で伝達するサービスを提供している。災害発生時にインターネット回線が被害を受けていない場合は、住民への広報手段の一つとして積極的に活用する。

~~=(6)=~~ (8) ~~地デジデータ放送~~ Lアラートの活用

~~平成26年7月より、財団法人マルチメディア振興センターの運営する「公共情報チャンネル」に登録した市からの災害情報、お知らせ等の情報をテレビ埼玉のデータ放送に載せて配信するサービスを開始している。同報性に優れパソコンや携帯電話を利用せずに受信ができるため、活用に努める。埼玉県は、平成28年3月から、Lアラートを通じた避難情報等の発信機能を搭載した災害オペレーション支援システムを運用している。Lアラートは災害関連情報をテレビやネット等の多様なメディアに対して一斉に発信することができ、確実性、即時性が高いため、積極的に活用する。~~

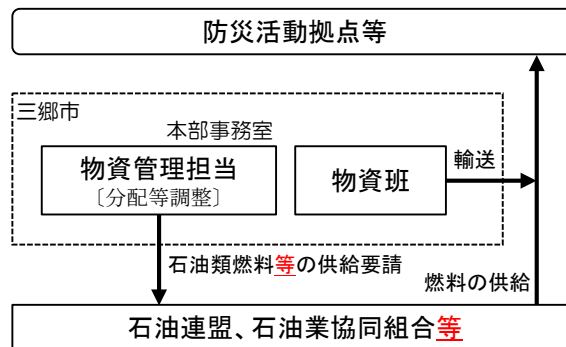
3. ~~5~~ 4 通信施設の復旧対策

【本部事務室（統括調整担当）】

災害発生時、通信施設が被害を受けた場合、本部事務室（統括調整担当）は、可能な限り応急修繕を行うとともに、速やかに復旧対策の実施を事業者又は管理者に要請する。復旧に時間を要すると判断した場合は、事業者又は管理者に対して当面の通信手段となる代替手段の調達を要請し、通信を確保する。

第4 発災時のエネルギー供給機能の確保

災害応急対策に必要なエネルギーを確保し、防災活動拠点等へ継続してエネルギー供給を実施するため、石油類燃料等の供給対策を定める。



＜関係図 発災時のエネルギー供給機能の確保＞

4.1 災害時応援協定及び覚書に基づく石油類燃料の供給

【本部事務室（物資管理担当）】

本部事務室（物資管理担当）は、災害対策活動に必要なエネルギー（石油類燃料）を確保し継続供給するため、災害時応援協定に基づき、埼玉県石油商業組合に供給を要請する。

救援のための人員・物資の輸送について、燃料の優先的割当に留意し、燃料の輸送や分配等の調整を行い、物資班を通じて防災活動拠点等へ燃料を輸送する。

4.2 災害時応援協定に基づくLPガス燃料の供給

【本部事務室（物資管理担当）】

本部事務室（物資管理担当）は、災害対策活動に必要なエネルギー（LPガス燃料）を確保し継続供給するため、災害時応援協定に基づき、（一社）埼玉県LPガス協会に供給を要請する。

（一社）埼玉県LPガス協会は、市の要請に基づき防災活動拠点等への燃料供給に努める。

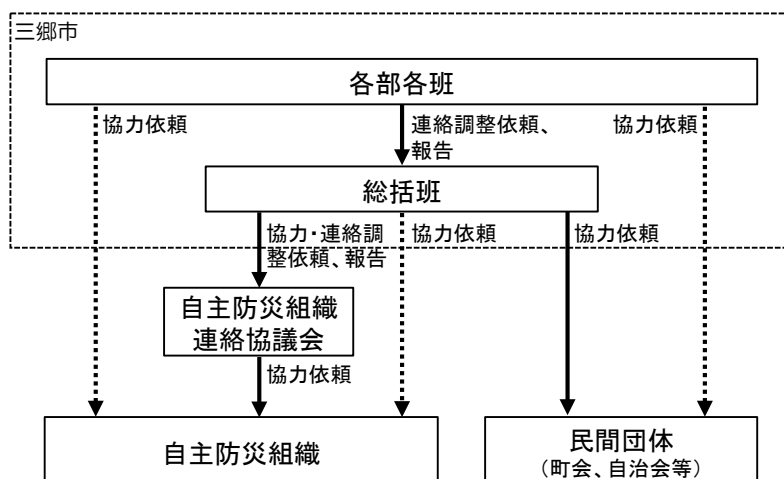
4.3 社会的重要度の高い施設への優先的なガスの供給

【東京ガス（株）】

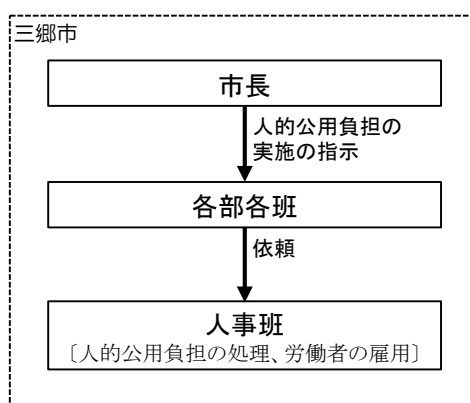
東京ガス（株）は、災害時におけるガス供給の確保のため、移動式ガス発生設備等を用いて、被災した社会的重要度の高い施設（病院・福祉施設等）への優先的な供給に努める。

第5 民間への協力依頼等

迅速かつ的確な災害応急対策活動を展開するため、自主防災組織ほか民間団体等への協力依頼及び雇用による労働力の確保について定める。



＜関係図 自主防災組織・民間への協力依頼＞



＜関係図 その他の労働力の確保＞

5.1 自主防災組織への協力依頼

【総括班】

各班は、災害応急対策活動を実施する~~うえ~~上で必要な場合は、総括班を通じて自主防災組織に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を展開する。

□自主防災組織への協力依頼の流れ

- ①各班は、自主防災組織への協力依頼を行う場合、総括班に連絡調整を依頼する。
- ②各班からの依頼を受けた総括班は、市自主防災組織連絡協議会会長に対して、協力依頼及び連絡調整を依頼する。
- ③総括班からの依頼を受けた市自主防災組織連絡協議会会長は、各自主防災組織に対して協力依頼を行う。
- ④総括班は、市自主防災組織連絡協議会会長と連絡がとれない場合、各自主防災組織に協力依頼を行う。その際、事後に市自主防災組織連絡協議会会長に対してその旨を連絡する。
- ⑤各班は、総括班の連絡調整を待ついとまがない場合、各自主防災組織に協力依頼を行う。その際、事後に総括班に対してその旨を連絡する。

□自主防災組織への依頼事項（例）

- 炊き出し支援
- 給水支援（給水拠点の補助、要配慮者の補助等）
- 救援物資の仕分・運搬・配付
- 安否の確認
- 避難所での避難者カードの作成
- 避難所での情報伝達
- 広報紙、ビラの配布・貼付 等

5.2 民間団体への協力依頼

【総括班】

各班は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、町会、自治会等に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を展開する。

民間団体への依頼事項及び協力依頼の流れは、前記 5.1「自主防災組織への協力依頼」で掲げたものに準じる。

5.3 人的公用負担（災対法第65条等）

【人事班】

市内で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる（災対法第65条）。

各班は必要に応じて人事班にその旨を伝え、人事班が処理する。

5.4 労働者の雇用

【人事班】

労働者の雇用については、災害救助法の規定に基づき実施するものとし、人事班が民間人の中から公募して対応する。

人件費の支給等については災害救助法に基づく。

□労働者雇い上げの範囲

- 被災者の避難
- 医療及び助産における労務
- 被災者の救出
- 飲料水の供給
- 救済用物資の整理、輸送及び配分
- 遺体の搜索
- 遺体の処理（埋葬を除く。）

5.5 自助、共助による応急対策の実施

【総括班、避難支援班、消防部】

(1) 自助による応急対策の実施

住民は、事前の備えに基づき、自らが防災対応に当たる。

□住民の役割

- 初期消火の実施
- 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- 自主防災活動への参加、協力
- 避難所でのゆずりあい
- 市、県、防災関係機関が行う防災活動への協力
- 風評に乗らず、風評を広めない。

(2) 地域による応急対策の実施

事前の備えに基づき、地域における共助による防災対応を行う。

□自主防災組織の役割

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達の実施
- 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- 集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する。）
- 避難所の運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

□消防団の役割

- 避難誘導、消火、救助活動の実施

(3) 事業所による応急対策の実施

事前の備えに基づき、事業所がその所在する地域の一員として共助による防災対応を行う。

市は、企業等が設置する自衛消防隊と連携した被害の拡大防止を行う。

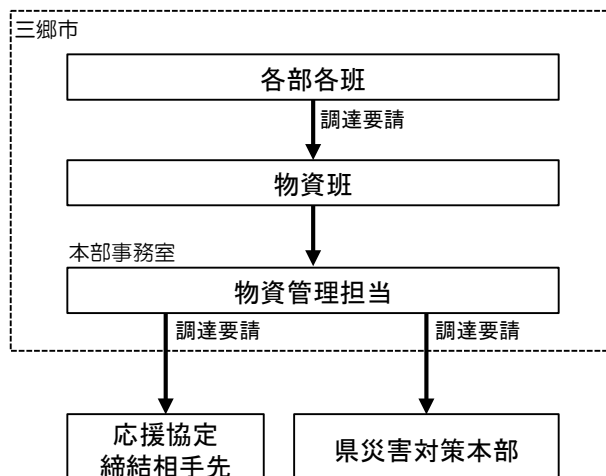
□事業者の役割

- 利用者、従業員等の安全確保
- 被災者等の安否確認
- 救助隊との協力
- 救出・救護の実施

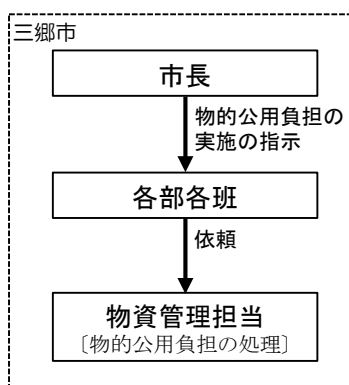
第6 物資・資機材の調達

災害応急対策活動を迅速かつ確実に遂行するため、物資・資機材の調達及び費用負担について定める。

市は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して関係機関との情報共有を図り、相互に協力するよう努める。



<関係図 物資・資機材の調達>



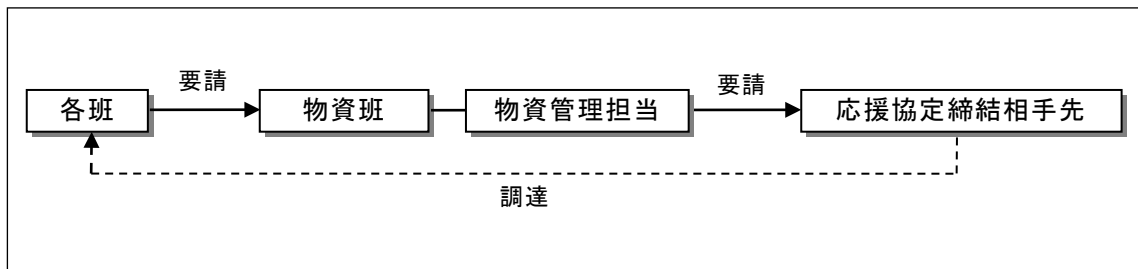
<関係図 物的公用負担>

6.1 災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達

【本部事務室（物資管理担当）、物資班】

各班が災害時応援協定に基づき物資・資機材を調達する場合には、物資班は情報を集約し本部事務室（物資管理担当）を介して協定の相手先に要請する。

■ 調達要請の手順



《参考》

できる限り迅速な物資供給を行う観点から、民間物資供給事業者は、依頼者が国、地方公共団体の別に関わらず、依頼を受けた順に物資を供給するものとする。ただし、被災者に近い者からの依頼の方が、輸送過程における滞留のリスクが少ないこと、また、確実かつ的確に被災者に物資を届けることができる可能性が高いことから、民間物資供給事業者において、供給を遅らせない範囲内で、供給の順序又は量を調整することが可能な場合には、被災市町村、被災都道府県、国、非被災地方公共団体の順で優先させることができる。

出典）中央防災会議幹事会「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（令和3年5月）

6.2 県からの物資・資機材の調達

【本部事務室（物資管理担当）、関係各班】

各班が県から物資・資機材の調達を図る場合は、原則として各班から物資班へ調達情報を伝達し、物資班の要請に基づき本部事務室（物資管理担当）を介して県災害対策本部へ要請し、調達する。

なお、県への連絡先については本章 第2節 第3 3.2 (1)「**■ 県への連絡先**」(p3-~~58~~63)を参照のこと。

6.3 物的公用負担（災対法第64条等）

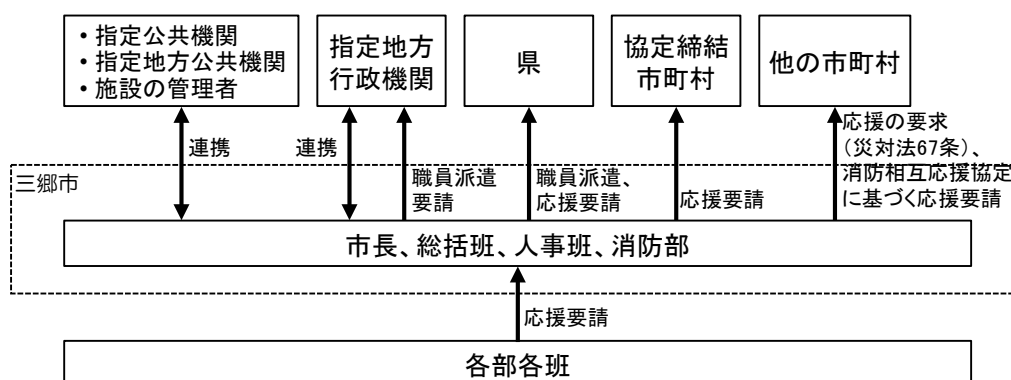
【本部事務室（物資管理担当）】

市内で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、災対法第64条等に基づき必要な物資等を確保する。

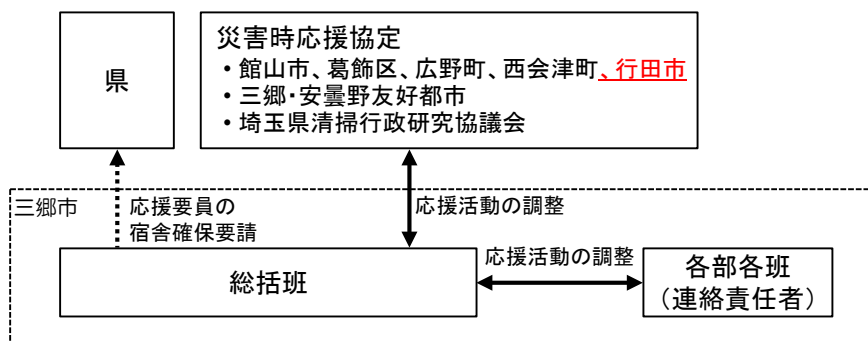
各班は必要に応じて本部事務室（物資管理担当）にその旨を伝え、本部事務室（物資管理担当）が処理する。

第7 広域応援要請等

市長は、地震の規模や災害の規模及び初動活動期に収集した情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、地方公共団体及び防災関係機関等に対して職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。



<関係図 応援要請>



<関係図 応援の受け入れ>

7.1 県及び指定地方行政機関等への応援要請

【総括班】

市の能力では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、市長は県又は指定地方行政機関等に対して応援又は応援の斡旋を求めることができる。

県又は指定地方行政機関等に応援又は応援の斡旋を求める場合は、県統括部~~（危機管理防災部消防防災課）~~に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請 又は応急措置の実施の要請	①災害の状況 ②応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請の要 求	本節 第8「自衛隊への災害派遣要請依頼」（p. 3- 28 43）参 照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関等、他都 道府県の職員又は他都 道府県の市町村の職員の 派遣又は派遣の斡旋を求 める場合	①派遣又は派遣の斡旋を求める理由 ②派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法 第252条の17
NHKさいたま放送局、 （株）テレビ埼玉、 （株）エフエムナックファイブ に放送要請	資料編 様式-7「市町村 放送要請依頼用紙」 （p. 様式-8）	災対法第57条
消防庁長官への緊急消防 援助隊の要請	① 災害の状況（負傷者、要救助者の状況） ② 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法 第44条

出典）埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画」（平成~~26~~令和3年3月）

7.2 他市町村への応援要請

【総括班、消防部】

(1) 災害時応援協定締結市町村に対する応援要請

市長は、市内で災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時応援協定を締結している市町村に対し以下の事項を示して応援を求める。

なお、本項の事務は、総括班が処理することとし、応援の要請が必要と判断した各部は総括班にその旨を申し出る。

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- 通行可能経路
- 応援の受入~~地~~
- その他応援に関し必要な事項

■災害時応援協定締結市町村の連絡先一覧

協定都市名	連絡担当部・課・室	TEL	FAX
埼玉県 草加市	市長室危機管理 担当課	048(922)0151	048(928)1138 048(922)6591
埼玉県 越谷市	協働安全市民協働 部危機管理課	048(964)2111	048(965)7809
埼玉県 八潮市	環境経済部交通防災生活安全部 危機管理防災課	048(996)2111	048(995)7367
埼玉県 吉川市	市民生活部 市民安全危機管理課	048(982)5111	048(982)0401 048(981)5392
埼玉県 松伏町	総務課 庶務防災担当	048(991)2711	048(991)7681
長野県 安曇野市	総務部危機管理 室課	0263(72)3106 0263(71)2119	0263(72)6739
奈良県 三郷町	総務部総務課	0745(73)2101	0745(73)6334
福島県 広野町	環境防災課	0240(27)2115 0240(27)2114	0240(27)4520 0240(27)4167
千葉県 館山市	市長公室総合政策部 社会安全課 危機管理室	0470(22)3111 0470(22)3442	0470(22)8901
東京都 葛飾区	地域振興部 防災危機管理課	03(5654)8223	03(5698)1503
福島県 西会津町	町民税務課	0241(45)2215	0241(45)4510 0241(45)4150
<u>埼玉県 行田市</u>	<u>市民生活部防災安全課</u>	<u>048(556)1111</u>	<u>048(554)0199</u>

■災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定による応援要請

埼玉県内全市町村で平成19年5月1日に締結した「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」により、県内の市町村間における応援要請を行う。また、複数の市町村に応援を要請する場合は、県へ応援要請の依頼を行う。

(2) 災対法第67条に基づく応援の要求（協定締結市町村を除く。）

市長は、市の地域に係る災害が発生し~~た~~、又は発生するおそれがある場合において、~~応急措置~~災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長（協定締結市町村を除く。）に対し次の事項を示して応援を求める。なお、応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を求めた市の指揮下に入り行動する。

本項の事務は、総括班が処理することとし、応援が必要と判断した各班は総括班にその旨を申し出る。

- 応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- 応援の受入地
- その他応援に関し必要な事項

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

本章 第2節 第5 「消防活動」(p. 3-~~68~~75) に定める。

7.3 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

■埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣する。市町村が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。 ○ 1次要請（県支部内支援） 想定：局地災害 被災市町村からの要請に基づき、被災市町村を所管する県災害対策本部支部（県受援支部）は県地域機関と管内市町村の職員を被災市町村に派遣する。 ○ 2次要請（全県支援） 想定：広域災害 1次要請だけでは対応できない場合は、県災害対策本部各部及び県受援支部以外の県災害対策本部支部（県応援支部）から応援職員を派遣する。 なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。 ※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。
派遣対象業務の内容	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等
被災市町村 （要請市町村）	①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④派遣職員の受入れ
被災地以外の市町村 （派遣市町村）	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県 （統括部、支部）	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

7.4 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

概 要	県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。 同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、2つの目的により応援職員の短期派遣を行う。
応援内容及び要請方法	① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援 <内容> ○ 被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。 ○ 被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。 ○ 応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組のある業務は含まれない。 <第1段階支援の要請方法> ○ 県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に對し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。 <第2段階支援の要請方法> ○ 第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した被災市区町村応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。 ② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援 <内容> ・ 総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。 <要請方法> ・ 被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

~~(2) 災対法第67条に基づく応援の要求（協定締結市町村を除く。）~~

~~市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長（協定締結市町村を除く。）に対し次の事項を示して応援を求める。なお、応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を求めた市の指揮下に入り行動する。~~

~~本項の事務は、総括班が処理することとし、応援が必要と判断した各班は総括班にその旨を申し出る。~~

~~○応援を求める理由~~
~~○応援を必要とする人員、物資等~~
~~○応援を必要とする場所、期間~~
~~○応援を必要とする活動内容~~
~~○応援の受け入れ地~~
~~○その他応援に関し必要な事項~~

~~(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請~~

~~本章 第2節 第5「消防活動」(p.3-68)に定める。~~

7. ~~3~~ 5 防災関係機関への応援要請

【総括班】

市は、災害の規模等必要に応じ指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関と連携し被害の軽減に努める。

(1) 防災関係機関の責務

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、法令・防災業務計画・県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務にかかわる災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する災害応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 活動体制

① 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービス基準を定めておく。

② 職員の派遣

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のための必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対して、その職員の派遣を要請する。

7.4.6 応援の受け入れ

【総括班】

(1) 連絡体制の確保

本節 第6 6.1「災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達」(p.3-~~22~~34)、6.2「県からの物資・資機材の調達」(p.3-~~22~~34)、6.3「物的公用負担」(p.3-~~22~~34)の応援を受け入れる場合、所管する部は連絡責任者を指定し、総括班との連絡体制を確保する。

(2) 受け入れ拠点の指定

総括班は、上記の応援を受け入れる場合、公園等を受け入れ拠点として指定する。同時に、応援職員についての宿舎を公共施設等に確保するよう努め、市で確保が困難なときは、県等に協力を求めて確保する。

(3) 活動の調整

応援活動の調整は、各部の連絡責任者が窓口となっていく。また、応援に関するとりまとめ業務を専任する班（「受援班」）を設置するなど、受援体制を整えるよう努める。

なお、応援団体からのリエゾン（情報連絡員）や応援職員が円滑に活動できるよう配慮する。

□リエゾン等への配慮

- 活動場所の提供
- 被害状況や受援ニーズ等を情報提供
- 市災害対策本部事務室の会議等への参加機会の提供
- 仮眠場所の提供
- リエゾン等が自ら宿泊場所を確保できない場合、庁内の会議室等を提供
- リエゾン等が自ら携行品（食料、文房具、パソコン等）を準備できない場合、携行品を提供

(4) 経費の負担

- ① 災害時応援協定（~~1~~2市1区2町）（広野町、館山市、葛飾区、西会津町、行田市）
応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。
- ② 災害時応援協定（三郷・安曇野友好都市）
応援に要した費用は、原則として応援をした自治体の負担とする。
- ③ 災害時応援協定（埼玉県清掃行政研究協議会）
応援に要した費用は、原則として当事者間で協議し決定する。

7. ~~5~~ 7 職員の派遣要請・斡旋要請

【人事班】

(災対法第29条、第30条、地方自治法第252条の17)

(1) 趣 旨

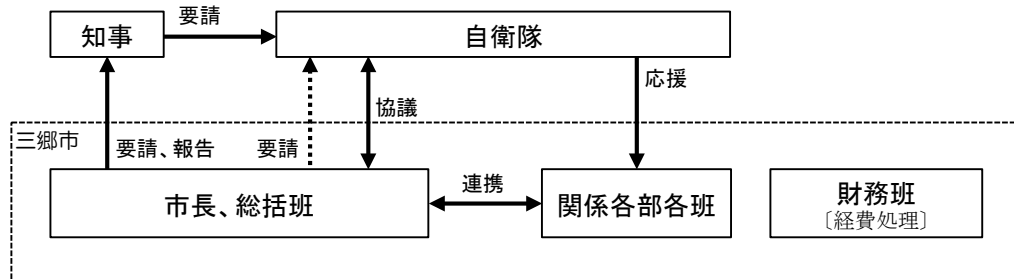
災害応急対策又は災害復旧のため市長が必要~~がある~~と認めたときに、指定地方行政機関の長、~~県~~知事~~等~~に対して、主として長期にわたる身分の異動を伴う職員の派遣・斡旋を要請するものである。

(2) 手続き

各部からの要請を踏まえ、人事班が市長の承認を得て派遣要請・斡旋要請を行う。
なお、費用等については、災害救助法に基づく。

第8 自衛隊への災害派遣要請依頼

市は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれがある場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。



＜関係図 自衛隊への災害派遣要請依頼＞

8.1 派遣要請

【総括班】

市長は知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

8.2 依頼要領

【総括班】

(1) 担当部署

自衛隊の災害派遣要請依頼に関する手続きは、総括班が担当する。

(2) 依頼方法

市長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、知事に要請を依頼する時間がないときは、直接最寄りの部隊に通報する。この場合は、事後所定の手続きを速やかに行う。

■ 県への依頼要領

提出先	埼玉県 危機管理防災部 <u>危機管理課（統括部）</u>
提出部数	3部
記載事項	・災害の状況及び派遣を要請する理由 ・派遣を希望する期間 ・派遣を希望する区域及び活動内容 ・その他参考となるべき事項

■時間帯による県への連絡先

勤務時間内	危機管理課（危機管理担当） TEL 048-830-8131 FAX 048-830-8129
勤務時間外	危機管理防災部当直 TEL 048-830-8111 FAX 048-830-8119

(3) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

○緊急性の原則：差し迫った必要性があること。

○公共性の原則：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要があること。

○非代替性の原則：自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

■自衛隊の災害派遣要請の範囲

項目	災害派遣要請の範囲	関係部等
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察	総務部、消防部
避難者の誘導、輸送	避難者の誘導、輸送等	総務部、消防部
避難者の搜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 （ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）	消防部
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成積込み及び運搬	消防部、 応急復旧部
消防活動	消防活動利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力	消防部
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 （ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合）	応急復旧部
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 （薬剤等は市準備）	福祉部 物資環境部
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援	総務部
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 （航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）	総務部、福祉部
炊事及び給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合	市民救援部、 給水部
救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月総理府令1号）による。 （ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）	市民救援部
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳（ふくそう）する地点にある自衛隊車両を対象とする。	応急復旧部
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	消防部
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合	総務部
その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。	総務部

(4) 派遣部隊等の受入れ

市長は、自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに自衛隊受入れの体制を整える。

① 受入れ準備

総括班は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受入りに万全を期す。

- 自衛隊の宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備すること。
- 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。
- 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について計画をたてておくこと。
- ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入に必要な準備をすること。

② 派遣部隊到着後の措置

総括班は、関係部等と連携し、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるとともに到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

- 派遣部隊の長の官職氏名
- 隊員数
- 到着日時
- 従事している作業内容及び進捗状況

■ 派遣部隊の受入場所

区分	施設名	所在地
本部事務室	消防・防災総合庁舎 市役所本庁舎	花和田 648-1
宿营地及びヘリコプター発着地	番匠免運動公園	番匠免 3-2

8.3 自衛隊の自主派遣

【自衛隊、総括班】

自衛隊の災害派遣は、知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに知事及び市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

- 大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- 通信の途絶等により県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
- 地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

8.4 派遣部隊の撤収要請

【総括班】

本部長は、応急・復旧対策の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼するときは、派遣部隊の長と協議の上、知事あてに依頼する。

8.5 経費の負担区分

【財務班】

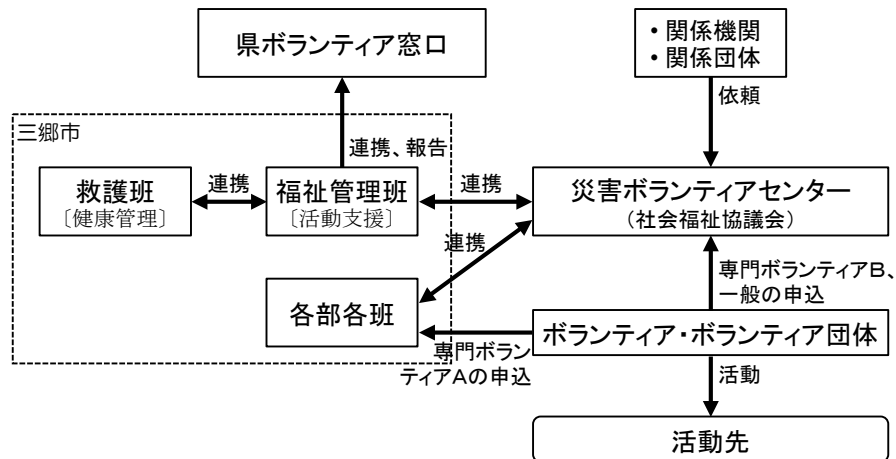
災害派遣に関する費用で主要なものである人件費など大部分の費用は原則として防衛省の経費となるが、派遣部隊が現地で救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その経費について予算の措置及び処理事務を行う。

経費とする内容はおおむね次のとおりである。

- 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 派遣部隊の救助活動の実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議する。

第9 ボランティアとの連携

~~福祉管理班~~社会福祉協議会は~~市社会福祉協議会~~~~福祉管理班~~と連携して、災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、ボランティアの受入れ及びボランティアの活動拠点の提供に努めるとともに、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しボランティアとの連携を図りつつ、災害対応に~~あ~~当たる。



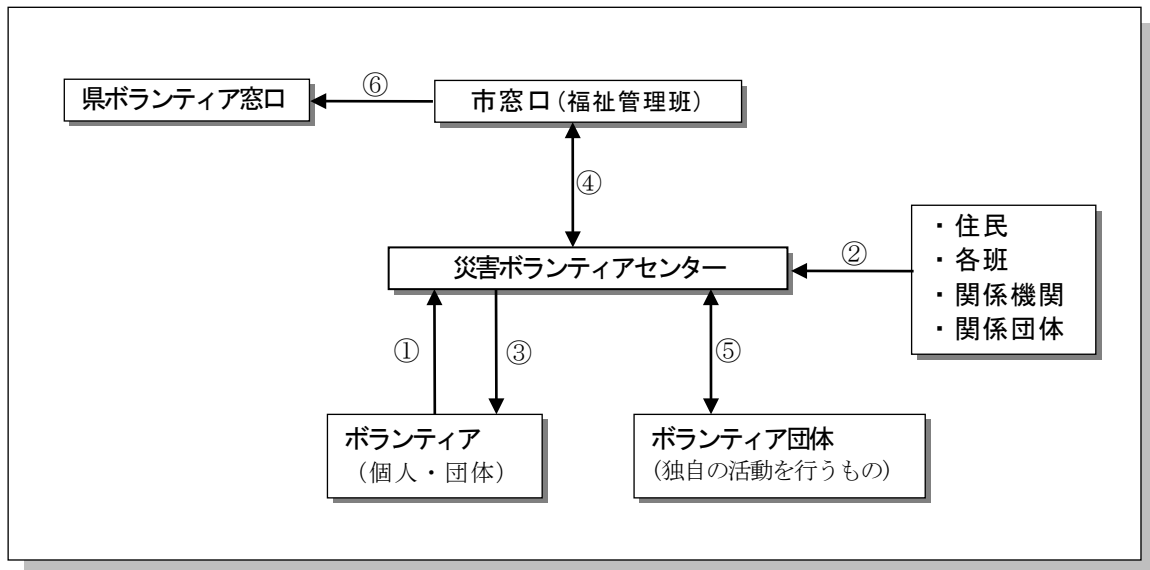
＜関係図 ボランティアとの連携＞

9.1 災害ボランティアセンターの設置

【福祉管理班】

福祉管理班社会福祉協議会は、社会福祉協議会福祉管理班と連携して住民の被災状況を考慮し、ボランティアによる支援が必要であると判断した場合に災害ボランティアセンターを開設してボランティアの受け付けを行う。

■災害ボランティアセンターの活動（一般ボランティア）



- 注) ①：ボランティアとの連携の窓口は災害ボランティアセンターとし、センターの設置場所は事前に施設等の利用について協議を行っていた場所のうちから、被災地との位置関係や実際の被災状況を考慮し、選定を行う。
- ②：災害ボランティアセンターは、被災した住民からボランティア活動の依頼を受けるとともに各班、関係機関及び関係団体からボランティアに協力を求める事項を受け付ける。各班、関係機関及び関係団体は、次の事項を災害ボランティアセンターに伝達し、協力を求める。

・活動内容	・活動期間	・必要な人数、技能等
・必要な資機材	・集合先	・連絡先

- ③：災害ボランティアセンターは、一般ボランティア（個人、団体）からの協力の申し出を受け付け、②を基に協力依頼事項を紹介する。また、ボランティア受付名簿を作成する。
- ④：災害ボランティアセンターは、ボランティアの拠点等ボランティアの支援に関し、市側の窓口となる福祉管理班と協議する。
- ⑤：災害ボランティアセンターは、市内で独自に活動を行っているボランティア団体の把握を行い、当該団体との意志疎通を図るため、適時情報交換を行う。
- ⑥：福祉管理班は、県の設置するボランティアの窓口と連絡を密にし、情報交換やボランティアの確保要請等を行う。

9.2 専門ボランティアの振り分け

【福祉管理班、関係各班】

災害ボランティアセンターは、ボランティアの専門性を考慮して管轄する活動窓口ごとにボランティアの振り分けを行う。

専門ボランティアAに対しては、各所管において参加申込みを受け付けるとともに活動内容を紹介し、専門ボランティアB及び一般ボランティアに対しては、災害ボランティアセンターにおいて参加申込みを受け付けるとともに活動内容を紹介する。

□災害ボランティアセンター事務局の設置場所

災害ボランティアセンター事務局は、社会福祉協議会に設置する。

■ボランティアの種別と申込み（受付）窓口

種別	資格・機能	申込み（受付）窓口
専門ボランティアA	特殊な資格、職能を有している者 ・ 医師、<u>歯科医師</u>、看護師、薬剤師、<u>接骨師</u>、<u>助産師</u>、<u>保健師</u>、<u>歯科衛生士</u>、<u>栄養士</u>、<u>理学療法士</u>、<u>作業療法士</u> ・ <u>被災建築物</u>応急危険度判定士 ・ 被災宅地危険度判定士、その他	各部各班
専門ボランティアB	資格、職能を有している者 ・ アマチュア無線技師 ・ 大型運転免許所有者 ・ オペレーター ・ 外国語通訳、手話通訳 ・ 建設作業員、その他	災害 ボランティアセンター （社会福祉協議会）
一般ボランティア （個人・団体を含む）	上記の資格、職能を有していない者	

□災害ボランティアセンターの役割

- ボランティアセンタースタッフの確保
- ボランティアの申込み（受付）、活動内容の紹介、名簿作成
- ボランティアの保険加入、名札の発行
- ボランティアの活動先、内容、人数・配置、関係機関等の総合調整
- 被災地、避難所におけるボランティア要望の把握等の情報収集
- 県、県社会福祉協議会、民間ボランティア団体との連絡調整

9.3 ボランティアへの支援

【福祉管理班、救護班】

(1) 情報提供

各班は、災害ボランティアセンターから活動に必要な情報の提供を求められた場合、積極的に協力する。

福祉管理班は、その連絡調整窓口となる。

市及び災害ボランティアセンターは、災害対応の主体であるボランティア団体及びボランティア間との定期的な情報共有の場を設けるよう努める。

(2) 資機材等物品、車両の貸与

各班は、災害ボランティアセンターから活動に必要な物品等の貸与を求められた場合、積極的に協力する。

福祉管理班は、その連絡調整窓口となる。

(3) 活動拠点の確保の支援

福祉管理班は、災害ボランティアセンターを通じて活動を行うボランティアの活動拠点の確保を支援する。

(4) 健康管理への支援

福祉管理班は、ボランティアの健康保持を支援するため、救護班と連携し、健康管理のための情報提供を行う。また、医療救護チームを定期的に市災害ボランティアセンターに巡回させるなどして健康管理を支援する。

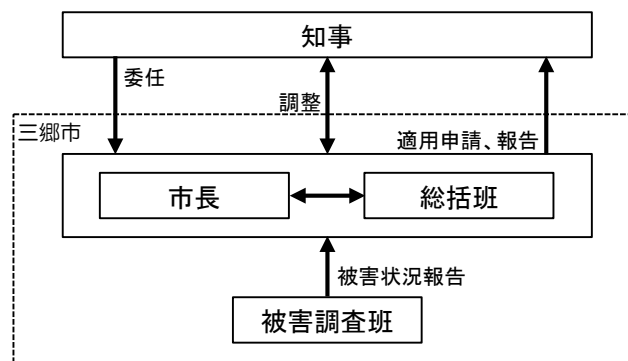
9.4 災害救助法が適用された場合の費用等

【総括班、福祉管理班】

災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務について、調整事務を行う人員の人件費（社会福祉協議会等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び社会福祉協議会等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）及び旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）は、災害救助法の国庫負担の対象となる。

第10 災害救助法の適用

災害により、被害の程度が一定の規模を超える場合は、災害救助法の適用を~~県~~知事に申請し、災害救助法に基づく救助の実施の決定を求める。また、災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。



＜関係図 災害が発生した場合の災害救助法の適用＞

10.1 災害救助法の概要

【総括班】

災害救助法は、災害に際してが発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害に~~かか~~たより被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

(1) 救助の実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。と定められている。

(2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、以下に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者又は災害直後の混乱状態下における~~り~~災害罹災者の保護、及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋 葬
- その他政令で定めるもの

(3) 事務処理の特例

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。また、市町村長は、~~前項の規定により~~市町村長が行う事務を除くほか、都道府県知事が行う救助を補助する。（災害救助法第13条）。

救助の種類と実施者は、下表に示すとおりである。

■救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難 場 所の設置 及び収容	7日以内	市
炊き出し 及びその他による 食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具 及びその他 生活必需品の給与	10日以内	市
医療及び助産 救助	14日以内 (ただし、助産は分娩した日から7日以内)	医療班派遣：県及び日赤県支部 (ただし、委任したときは市町村)
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市
災害にかかった被災者の 救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急 仮設住宅の供与	善玉 20日以内に 着工	対象者、敷地の選定：市 建設：県（ただし、委任したときは市町村）
被災 住宅の 応急 修理	完了 3ヶ月以内に 完了 (災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内)	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

注) 期間については、~~すべて~~全て災害発生の日から起算する。ただし、内閣総理大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

(4) 費 用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

支給できる費用については、資料編 資料 2-14 「災害救助基準~~救助の方法、程度、期間等早見表~~」(p. 資料 2-31) を参照のこと。

10.2 災害が発生した場合の災害救助法の適用及び実施

【総括班、被害調査班】

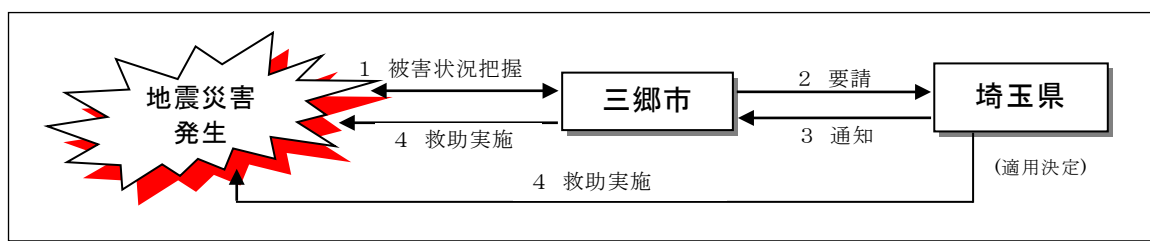
災害救助法による救助は、市域を単位に原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

(1) 適用・実施の流れ

① 原則

市長は、被害状況の調査、把握に努め、知事に報告するとともに、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、知事に対して災害救助法の適用を要請する。

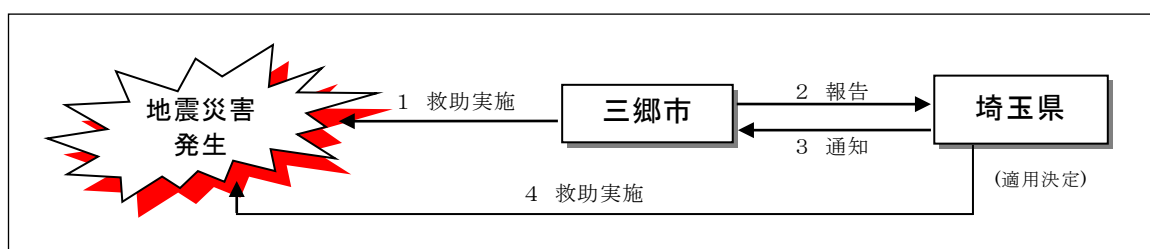
知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。



② 災害事態が急迫している場合

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。

この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



(2) 適用基準

災害救助法による救助は、市の区域に係る被害が次の各号の基準に該当するとき適用される。

■三郷市の災害救助法適用基準

①	市内の住家滅失世帯数	100 世帯以上
②	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	50 世帯以上
③	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	多数
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。	
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下のいずれかの基準に該当すること。 <u>・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</u> <u>・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。</u>	

(3) 被災世帯の算定

住家の「滅失（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって滅失1世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については3世帯をもって滅失1世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定に~~相当~~たっては、次の被災世帯の算定基準による。

■判定基準

住家の滅失	(7) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、 <u>または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。(住家の被害認定調査において、全壊と判定されたもの。)</u>
	(4) 住家の主要建造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊・半焼	(7) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、 <u>または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。(住家の被害認定調査において、半壊、中規模半壊、大規模半壊と判定されたもの。)</u>
	(4) 住家の主要建造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

住家の 床上浸水、 土砂のたい積	(7) 浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
	(4) 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

■世帯及び住家の単位

世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住 家	現実には使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で住居の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれを1住家として取り扱う。

(5) 県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

10.3 災害救助法が適用されない場合の措置

【総括班】

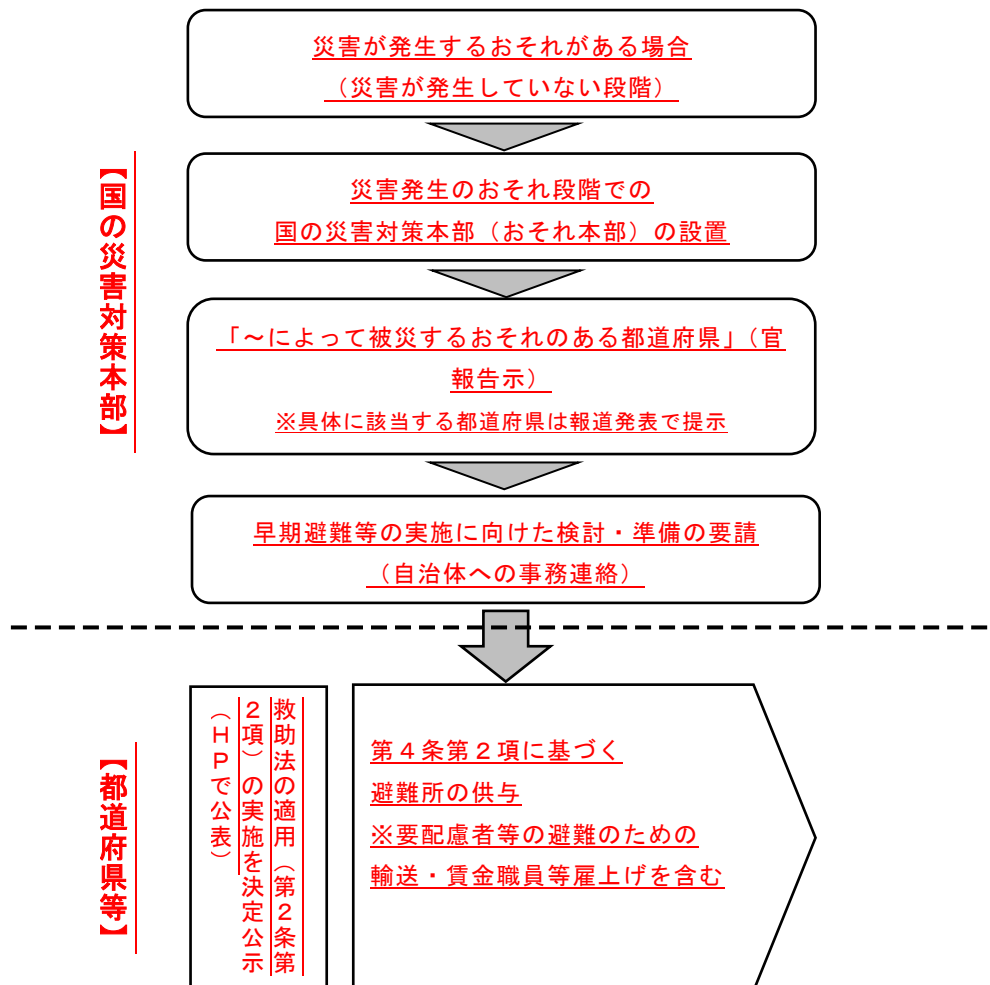
災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、災害の状況に応じて同法に準じて市長の責任において救助を実施する。

詳細は、資料 2-19 「生活再建援護制度」(p. 資料 2-39) を参照のこと。

10.4 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用及び実施

【総括班】

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要する者に対して、救助を行うことができる。



第2節 発災初期における災害応急対策活動

本節では地震発生からおおむね3日目までの災害応急対策活動について定める。

災害の規模によっては、避難所の開設等において担当部班の要員が不足する場合があります、その際は、本章 第1節 第2「動員配備」(p. 3-18)に基づき要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

被害想定を前提にすると、市のみで十分な対応が困難と考えられるので県、他市町村、自衛隊等に対して迅速・的確な応援を求める。

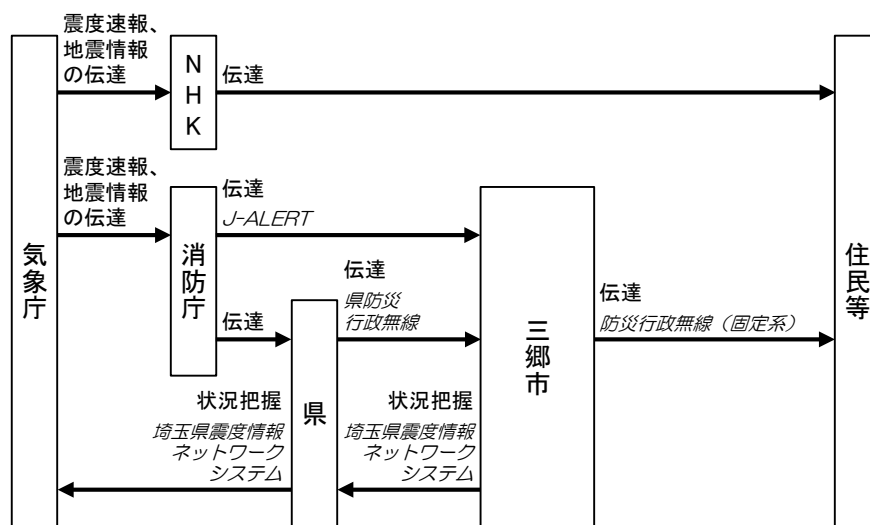
また、自主防災組織、ボランティアと積極的に連携し、よりきめ細かな災害応急対策の実施に努める。

第1 地震に関する情報の収集・伝達

地震発生時には、気象庁から発表される震度速報や地震情報が県から市へ伝達される。

職員は、勤務時間外の場合は、テレビ、ラジオ等を通じて震度情報等を入手する。

地震は予測なしに突然起こる。地震発生後できる限り迅速に情報を収集することが、その後の体制構築及び初動対応に大きく影響するため、各自が積極的に情報収集に努める。



＜関係図 地震に関する情報の収集・伝達＞

1.1 基本方針

【情報班】

市内で地震が発生し、埼玉県南部で震度5弱以上を計測した場合は、市防災行政無線（固定系）を通じて~~市民~~住民に伝達する。

県内各市町村の震度については、埼玉県震度情報ネットワークシステムにより把握する。気象庁から発表される震度速報、地震情報については、県防災行政無線、ラジオ、テレビ等を通じて入手する。

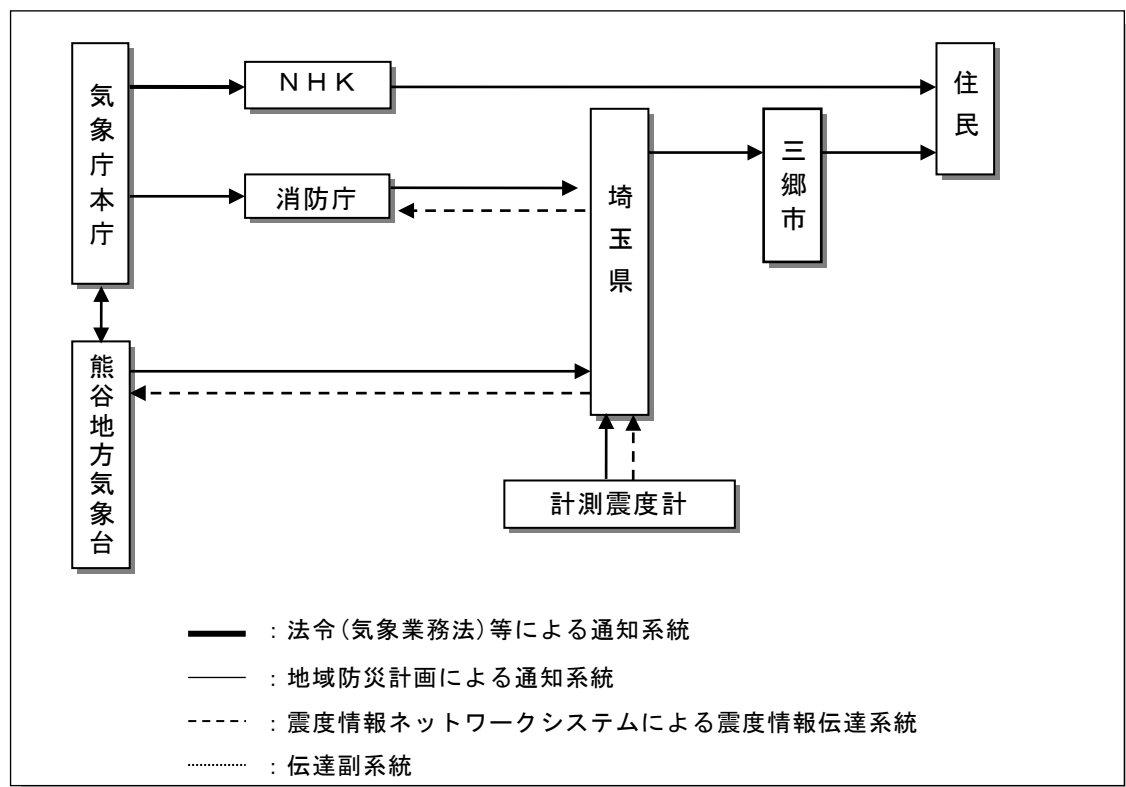
なお、資料2-8「気象庁震度階級関連解説表（平成21年改正）」（p.資料2-15）を資料編に添付した。

1.2 情報の収集・伝達系統

【情報班】

地震に関する情報の主な収集・伝達系統は次のとおりである。

■地震情報の収集伝達体制



□緊急地震速報の伝達

- 気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。
- 市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

1.3 被害の防止・拡大防止の住民等への呼びかけ

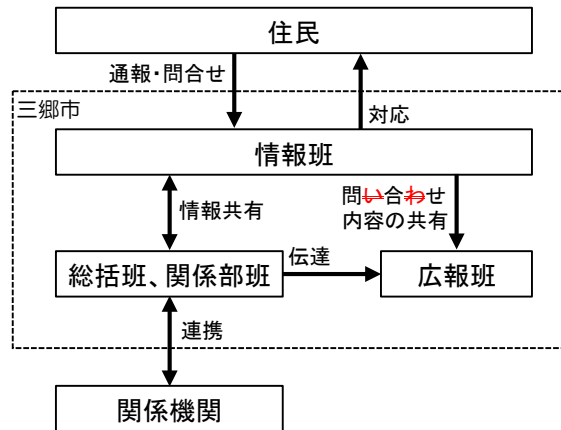
【本部事務室（情報収集・伝達担当）】

埼玉県南部で震度5弱以上の地震が発生した場合は、市防災行政無線（固定系）を用いて、住民等に対して出火防止、余震への注意等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い注意を喚起する。

なお、資料2-4「住民への注意喚起のための呼びかけ例」（p.資料2-8）を資料編に添付する。

第2 住民等からの通報・問い合わせへの対応

地震発生に伴う住民等からの通報及び問い合わせに対する処理について、以下のように定める。



＜関係図 住民等からの通報・問い合わせへの対応＞

2.1 住民等からの通報への対応

【情報班、総括班、広報班】

住民等から市（消防部を除く。）へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、情報班は以下のとおり処理し、情報の効果的な活用を図る。

□通報の処理

- ① 情報班は、住民等からの通報を受け付け、通報処理簿を作成する。
- ② 情報班は、通報処理簿を総括班に回付するとともに、必要に応じて通報処理簿を関係部班に回付する。
- ③ 関係部班は、必要に応じて通報内容を県等の関係機関に伝達する。
- ④ 総括班は、通報処理簿のコピーを広報班に回付する。

□処理の目的

- 住民等からの通報の蓄積及び共有化を図る。
- 特定部局への通報の殺到による業務の混乱を防止する。
- 広報班における広報情報の基礎資料を蓄積する。

2.2 住民等からの問い合わせへの対応

【情報班、総括班、広報班】

被災した地域住民、避難者その他の住民等に対し、必要な情報を提供し、各種の問い合わせや相談に適切に応じる。

① 災害情報、被災状況

公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況、ライフラインの被災状況及び復旧等の対応状況に関する情報を集約し、情報提供する。

② 安否情報の提供

安否情報は、避難状況や避難所及び市本部等に寄せられた情報、警察からの情報等から情報を集約し、安否の照会があったときは可能な限り情報提供を行う。

なお、安否情報を提供する際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう、十分配慮する。

③ 支援状況、生活関連情報

市による支援情報(避難所、救護所、救援物資の配付、給水・給食、その他避難生活情報、ボランティア情報など)を提供する。

□問い合わせの処理

- ①情報班は、住民等からの問い合わせを受け付け、総括班が把握している情報を基に問い合わせに応じる。
- ②情報班は、把握した情報を整理し、総括班に伝達する。
- ③情報班は、住民等からの問い合わせの内容を広報班に伝達する（住民等がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする。）。
- ④総括班、関係部班、関係機関は、住民等に応報すべき情報、住民等が欲していると判断した情報を広報班に伝達する。

《注意》

問い合わせの処理が各班の災害応急対策の妨げとならないよう、問い合わせの窓口を一本化する。

問い合わせへの回答は、問い合わせがあった時点で総括班が把握している情報を基にすることとし、不明な情報は原則として「不明」と回答する。

■住民等からの問い合わせが予想される内容と関係部班、関係機関

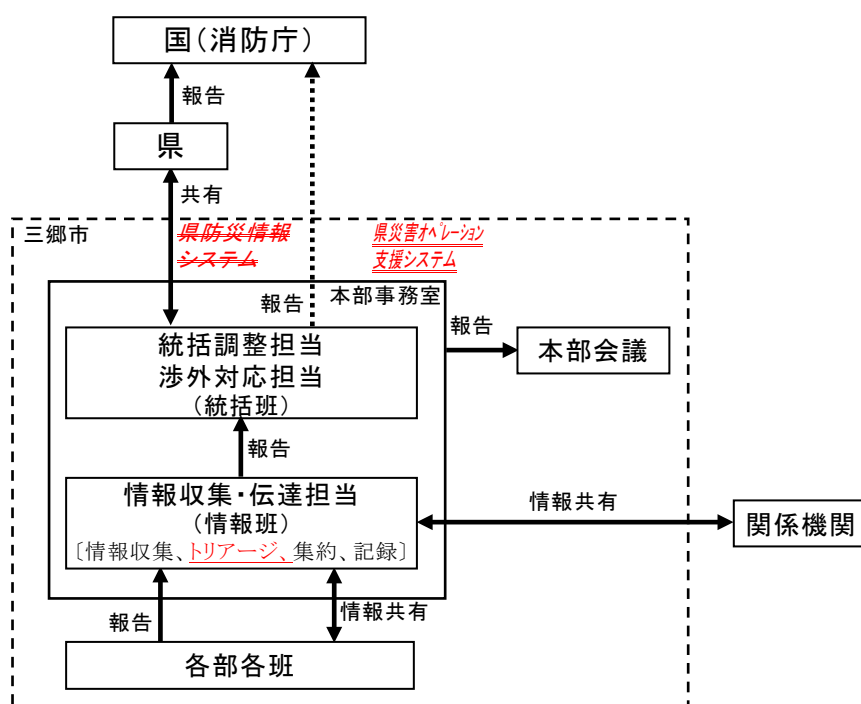
内容	関係部班、関係機関
○被害状況	☐ 総括班
○余震の今後の見通し	☐ 総括班
○家族、知人の安否に関する情報	☐ 総括班（死者、行方不明者及び負傷者） ☐ 避難支援班（避難者） ☐ 福祉管理班（在宅及び施設の要配慮者） ☐ 学校教育班（児童・生徒） ※ ただし、在校中の発災の場合
○医療に関する情報（診療可能病院等）	☐ 救護班
○避難の必要性に関する情報	☐ 総括班
○水の確保に関する情報	☐ 給水班
○食料、救援物資の確保に関する情報	☐ 物資班
○遺体の安置等に関する情報	☐ 福祉管理班
○電気に関する情報 ※	☐ 情報班（東京電力 <u>パワーグリッド</u> （株））
○ガスに関する情報 ※	☐ 情報班（東京ガス（株））
○下水道、トイレの使用に関する情報	☐ 応急対策班 ☐ 環境衛生班
○ごみ、瓦礫の処理に関する情報	☐ 環境衛生班
○電話に関する情報	☐ NTT <u>東日本</u> ※
○道路に関する情報（交通規制状況等）	☐ 道路 <u>交通</u> 情報チーム[応急対策班、交通対策班] ☐ 警察署
○公共交通に関する情報（運行状況等）※	☐ 情報班 （東日本旅客鉄道株式会社） （首都圏新都市鉄道株式会社） （東武バス <u>セントラル株式会社</u> 、 <u>マイスカイ交通株式会社</u> 、 <u>京成バス</u> 、 <u>メイトー観光株式会社</u> 、 <u>マイスカイ交通</u> <u>京成バス株式会社</u> 、 <u>グローバル交通</u> <u>京成タウンバス株式会社</u> 、 <u>埼玉観光株式会社</u> 、 <u>東武バスイースト株式会社</u> 、 <u>JRバス関東</u> ） （ <u>有限会社</u> <u>日昭交通</u> 、 <u>有限会社</u> <u>彦成タクシー</u> 、 <u>有限会社</u> <u>三郷交通</u> 、 <u>明治タクシー</u> <u>有限会社</u> ）
○教育に関する情報（休業等）	☐ 学校教育班
○店舗・宿泊施設等の営業状況に関する情報（ガリンスタンド、スーパー、公衆浴場、銀行等）	☐ 物資班
○ボランティア募集に関する情報	☐ 市災害ボランティアセンター

注）※電気、ガス及び公共交通に関する各機関からの情報は、総括班が窓口になり情報班へ伝達する。

第3 災害情報の収集・伝達・共有

発災初期における被害状況の把握、特に人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な災害情報、被害情報の収集・伝達・共有を円滑に行う。

また、大規模な災害が発生した場合、災害情報や被害情報のほか、住民や関係機関からの大量の問合せ等に対して、情報トリアージ（情報の重要性及び緊急性の優先順位付け）を実施する。



<関係図 災害情報の収集・伝達・共有>

3.1 被害規模の目安の把握

【情報班】

情報班は、震度5強以上の地震が発生した場合、埼玉県震度情報ネットワークシステムから得られる県内各市町村の震度情報、気象庁から発表される震源、マグニチュードに関する情報等を把握し、総括班へ回付する。

3.2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）

【総括班、情報班、消防部】

(1) 基本方針

市内で震度5強以上の地震が発生した場合、情報班は各班及び関係機関から以下により市内の概括的な被害程度を把握し総括班に報告する。総括班は、把握した情報の第1報を『発生速報』として、県~~防災情報~~災害オペレーション支援システムを用いて県に少なくとも発災後1時間を目途に報告することにより応援体制の早期確立を求める。県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する（災対法第53条第1項括弧書）。

■県への連絡先（~~防災情報~~災害オペレーション支援システムが使用できない場合）

体制の別		被害速報		確定報告
埼玉県の 初動体制、 緊急体制、 非常体制	対策本部設置前 (現地対策本部 又は支部設置前)	勤務 時間内	県 消防防災 <u>災害対策</u> 課 TEL 048-830-8181 FAX 048-830-8159 防災行政無線 6-8181 <u>(発信特番)-200-6-8181</u>	県 消防防災 <u>災害対策</u> 課
		勤務 時間外	県危機管理防災部当直 TEL 048-830-8111 FAX 048-830-8119 防災行政無線 <u>(発信特番)-200-6-8111</u>	
	対策本部設置後 (現地対策本部 又は支部設置後)	東部地域振興センター (春日部現地対策本部) TEL 048- 783-1110 <u>737-1110</u> FAX 048-737-9958 防災行政無線 76-999(防災専用電話) <u>(発信特番)-276-202</u>		

■消防庁への連絡先

区分		平日(9:30~18:15) (消防庁応急対策室)	左記以外 (消防庁宿直室)
回線			
NTT 回線	電 話 F A X	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災行政無線	電 話 F A X	TN-90-49013 TN-90-49033	TN-90-49102 TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話 F A X	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036

(注)TN は、回線選択番号を示す。

(2) 報告事項

下記について、被害の発生の有無、対策の有無等の概況を第1報として報告する。

《第3編 震災対策計画》 第1章 震災応急対策計画

第2節 発災初期における災害応急対策活動

第3 災害情報の収集・伝達・共有

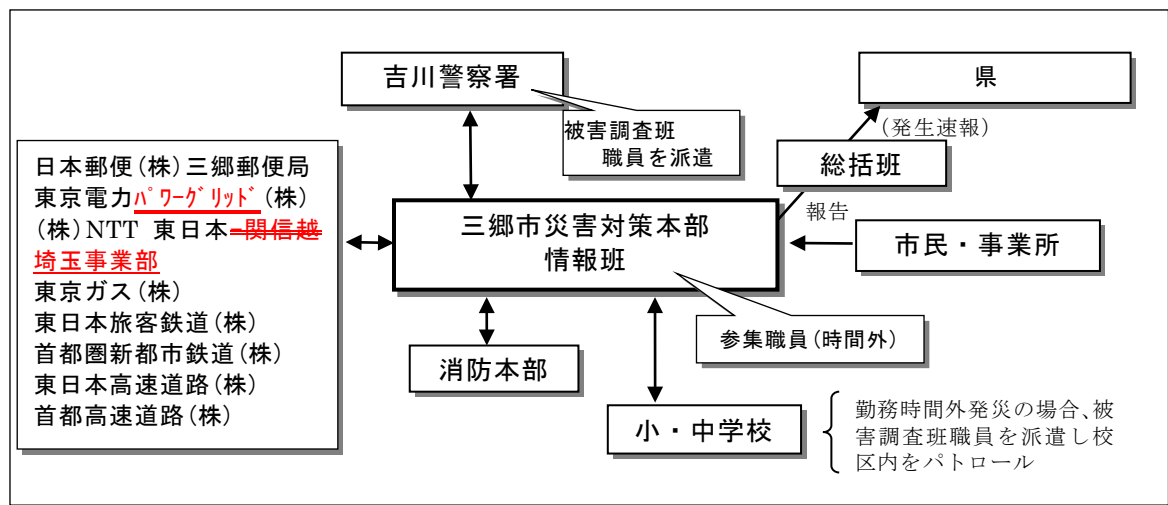
- 被害（火災、生き埋め等）の発生地域・地点
- 被害の状況（人的被害、住家被害に重点を置く。）
- 応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難~~報告・指示情報~~、避難所の開設、交通規制、送電中止、広域応援要請等）

(3) 収集系統（加入電話、FAX、市防災行政無線（移動系）、駆け込み等による）

本活動は、迅速性を優先するため、南北分署、消防団を除き、各班において把握した情報を直接情報班に報告する。総括班は、情報班が収集した情報をもとに、1時間をめどに第1報として県へ報告する。

この報告を行った後の情報収集・伝達は次項 3.3「発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）」（p. 3-~~69~~65）による。

■発災初期の情報収集（発生速報）



なお、一般に、被害が大きいくところほど報告が入ってこないため、情報収集は報告に頼るのではなく、災害概況から被害が大きいと予測されるところへは人を派遣して状況把握に努める等、積極的に情報を~~取りに行く~~収集する。

3.3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

【総括班、情報班】

(1) 基本方針

概括的な被害程度の把握の後、情報班は、各班及び関係機関から被害状況の把握に努める。総括班は、把握した情報を『経過速報』として県（災害対策支部）（県に伝達できない場合は国（消防庁））に随時（おおむね2時間ごと）報告することにより応援体制の強化を求める。

(2) 留意事項

被害状況は、報告時点において判明している最新の情報を把握する。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を把握する。

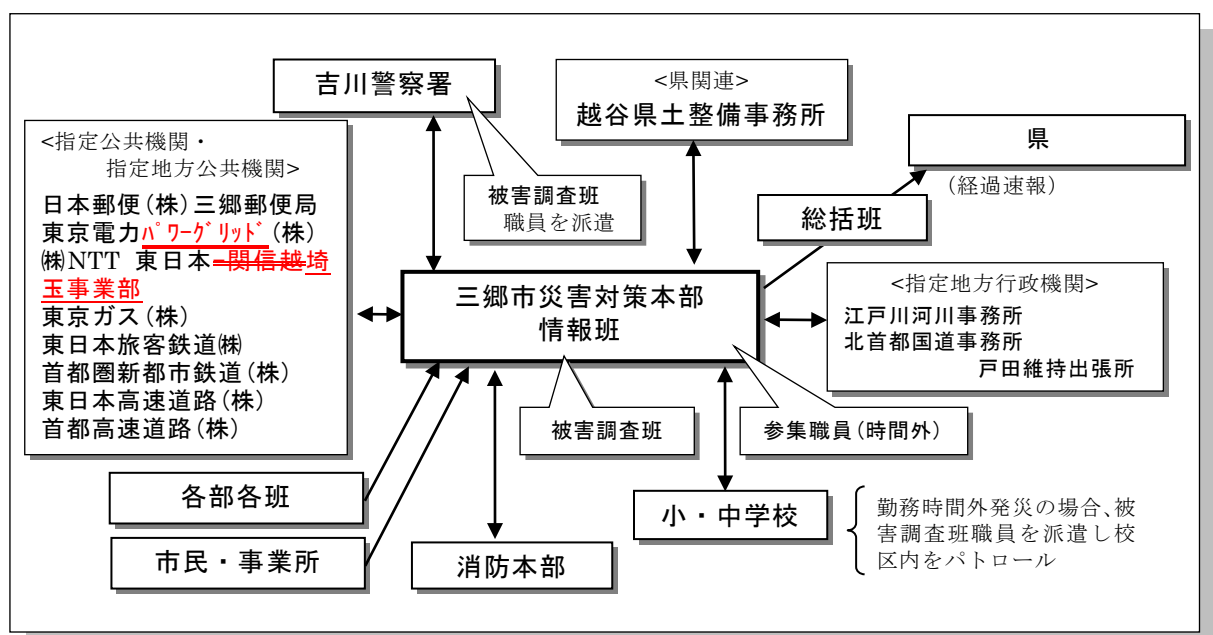
特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無に関わらず、市域内で行方不明となった者について、吉川警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

また、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、ライフラインの途絶状況及びその復旧状況を県に連絡するものとする。さらに、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(3) 収集系統（加入電話、FAX、市防災行政無線（移動系）、駆け込み等による）

発災初期における各班及び関係機関等からの経過情報は、情報班が一元的に収集する。総括班は、情報班が収集した情報をもとに、おおむね2時間毎に経過速報として県へ報告する。発災初期の情報収集の伝達系統図を以下に示す。

■ 発災初期の情報収集（経過速報）

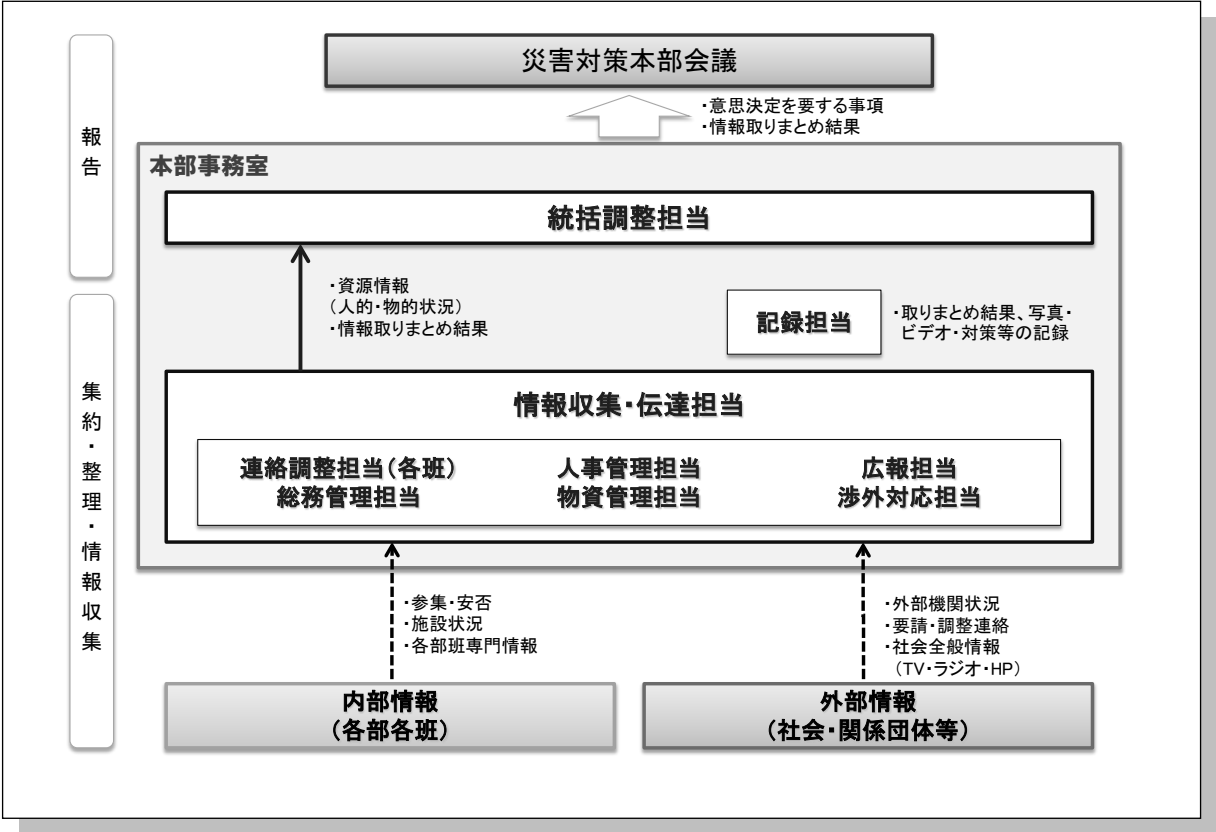


3.4 災害情報の共有

【本部事務局（各担当）、各班共通】

大規模地震等の災害への対応を迅速かつ適切に実施するためには、的確な状況の把握を行い、全庁的な対応方針を定めること、また意思決定の内容を迅速に伝達し活動を推進することが重要となる。このため、市は、災害対策本部設置後すぐに情報収集・伝達体制を確立し、状況の把握（情報収集）と整理（集約・分析）を行い、本部会議にて定められた方針を内外に伝達する。

■発災初期における災害対策本部内での情報収集・伝達の流れ



《第3編 震災対策計画》 第1章 震災応急対策計画
第2節 発災初期における災害応急対策活動
第3 災害情報の収集・伝達・共有

■本部（本部事務局）において収集すべき情報

収集すべき内容		本部事務局・担当班（課）
防災情報	災害、気象警報・注意報等、洪水予報、水防警報等	情報収集・伝達担当
住民等の安否に関する情報	救助、搬送された者	消防本部・消防署 ＜警察からの情報＞ 渉外対応担当 ＜病院からの情報＞ 消防本部、救護班
	在宅の要配慮者	要配慮者支援班（長寿いきがい課・障がい福祉課・子ども支援課）
	児童・生徒	学校教育班（学務課・指導課）
	福祉施設等への入所者等	要配慮者支援班（長寿いきがい課・障がい福祉課・子ども支援課）
	避難所開設の可否状況	避難支援班
建物等公共施設の被災の有無に関する情報	火災発生の有無及び状況	消防本部・消防署
	民家倒壊等の有無及び状況	住宅対策班 被害調査班 消防本部・消防署
	公有財産関係施設等	＜各公有財産＞施設所管課 ＜学校教育施設＞学校教育班 ＜全体把握＞財務班（ <u>財務市有財産管理課</u> ）
	公園施設関係	住宅対策班（みどり公園課）
	文化財関係	文化財保護班（生涯学習課・日本一の読書のまち推進 <u>室課</u> ）
防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報	庁舎（ <u>市役所</u> 本庁舎、支所、各部出先機関）	＜各施設＞各施設所管課 ＜全体把握＞財務班（ <u>財務市有財産管理課</u> ）
	消防本部、警察署（交番）、その他の施設	消防本部・消防署 ＜警察＞ 渉外対応担当
	電話、水道、電力、ガス、下水道等ライフライン施設	＜上下水道＞ 応急対策班（下水道課・道路河川課）・水道復旧班（施設課） ＜電力・ガス・通信＞ 渉外対応担当
	防災行政無線等	総括班 情報班
	その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況	担当各班（課）
救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）	病院・診療所等医療・保健衛生関連施設	救護班（健康推進課）
	学校、文化・体育施設等の避難所相当施設	避難支援班（ 市民課・国民年金課 <u>国保年金課・市民課・市民活動支援課</u> ・青少年課・スポーツ推進振興課・学校給食室・避難所参集職員） <u>施設対策班（教育総務課）</u>
	要配慮者 再 <u>利</u> 用施設＝避難施設	要配慮者支援班（長寿いきがい課・ <u>介護保険課</u> ・障がい福祉課・子ども支援課・すこやか課）
	その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況	関係各班（課）・総括班（危機管理防災課）
災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害にかかわる範囲）	市内の河川の状況（河川・堤防等の構造物）	応急対策班（道路河川課） 消防本部・消防署
	ポンプ場	応急対策班（道路河川課） 消防本部・消防署
	危険物取扱施設等	消防本部・消防署
交通・物流施設等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）	主要道路、橋りょう、信号灯等	応急対策班（道路河川課）・交通対策班（ <u>交通防犯生活安全課</u> ）
	鉄道、駅舎等、バス	交通対策班（ <u>交通防犯生活安全課</u> ）
	協定に基づく物流関係事業所等	物資班（商工観光課）
その他	職員の参集、安否	人事班
	農業関係施設等、商工、観光関係施設等	物資班（農業振興課・商工観光課）
	避難所情報	避難支援班

《第3編 震災対策計画》 第1章 震災応急対策計画

第2節 発災初期における災害応急対策活動

第3 災害情報の収集・伝達・共有

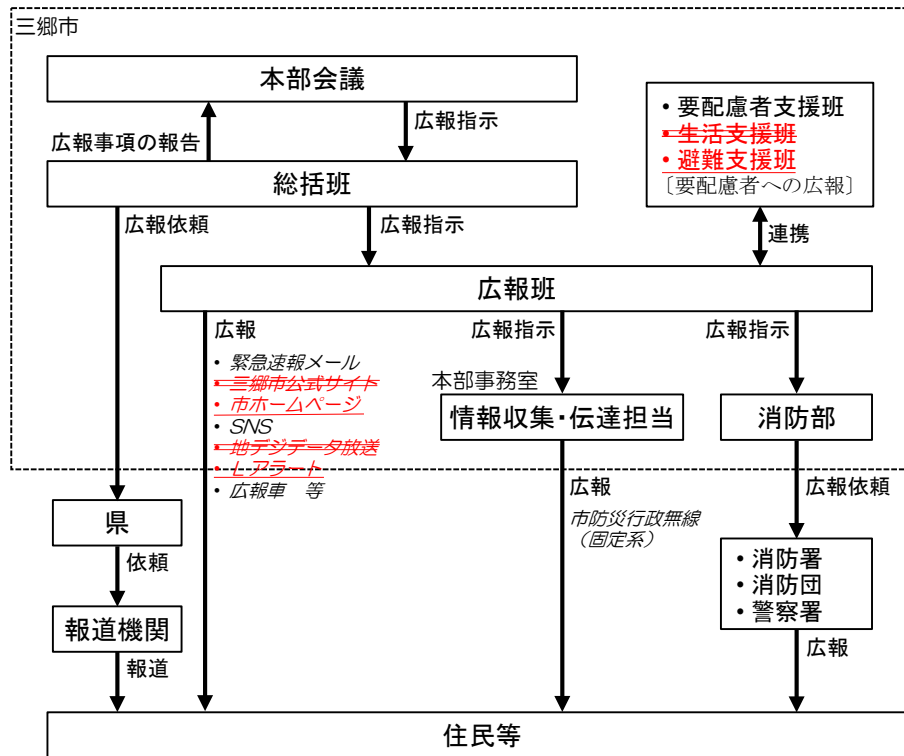
	自主防災組織、自治会	総括班
--	------------	-----

情報班は、各班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図にプロットし、そのコピーを随時各班、関係機関に回付し情報の共有を図る。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・死者、行方不明者の発生地点・火災の発生地点・ヘリポート・通行不能区間・停電、断水区域等 | <ul style="list-style-type: none">・要救出者の発生地点・避難所の開設地点・物資輸送拠点・交通規制地点 |
|--|--|

第4 広報活動

地震発生時には、被災地や隣接地域の住民等に対し地震災害や生活に関する様々な情報を提供する必要がある。このため、広報班及び総括班、本部事務室（情報収集・伝達担当）、避難支援班、消防部は連携し、多様な伝達手段を用いて適切かつ迅速な広報活動を実施する。



<関係図 広報活動>

4.1 広報活動の方針

【広報班、総括班、本部事務室（情報収集・伝達担当）、消防部】

地震災害時における住民等の混乱や不安をなくするため、被害の状況、災害応急対策状況等を市民住民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、住民等に周知する。広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行う。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切な情報提供に努める。

(1) 広報ルートの一元化

広報活動における情報の不統一を避けるために広報ルートの一元化を図る。

広報活動の流れは、原則として総括班による広報事項の収集・整理、災害対策本部会議による広報内容の審査・決定、広報班による広報の実施となる。

(2) 災害広報の方法

住民等への広報は、防災行政無線及び広報車、インターネット回線に被害を受けていない場合は、三郷市公式サイト市ホームページ、SNS、地デジデータ放送Lアラート、緊急速報メール等の活用や、消防団、報道機関を通じて実施する。広報手段等については、本章 第1節 第3 3.4 「市から住民等への情報伝達」(p. 3-~~26~~27)を参照。

また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する市民住民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、効果的な広報手段を用いて、住民等（避難者・避難所外の被災者・市外避難者等）に周知するよう努める。

4.2 初動期の広報

【広報班】

地震直後の広報は、市からの直接的な広報（呼びかけ）が住民等の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

(1) 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、下記に示す生存関連情報を中心に実施し、住民等に混乱を与えないよう十分に配慮する。

- 市災害対策本部の震災対策状況
- 住民に対する避難~~勧告・指示~~情報等に関する事項
- 災害救助活動状況
- 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- 安否情報
- 県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- 電話の通話状況
- 支援情報(避難所、救護所、救援物資の配付、給水・給食、その他避難生活情報)
- 電気、ガス、水道等の状況
- 流言、飛語の防止に関する情報

(2) 初動期の広報手段

初動期の広報は、下記的手段により実施する。

- 防災行政無線による広報
- 市の広報車
- ~~三郷市公式サイト~~市ホームページ
- SNS(Twitter、Facebook など)
- ~~地デジデータ放送~~アラート
- 三郷市メール配信サービス
- 三郷市防災情報架電サービス
- 緊急速報メール
- テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報

4.3 要配慮者への広報

【要配慮者支援班、生活避難支援班、広報班】

広報班は、要配慮者支援班、生活避難支援班と連携して、聴覚・視覚障がい者や外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して広報に努める。

(1) 障がい者への広報

聴覚障がい者に対しては、文字情報（広報紙）やテレビでの文字放送、手話放送テロップ等により広報に努める。

視覚障がい者に対しては、テレビ、ラジオで繰り返し情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能な限り点字及び音声での広報に努める。

また、各種障がい者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

(2) 外国人への広報

外国人への情報伝達のため、外国語による広報を行う。また、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し広報が行き届くよう努める。インターネット回線に被害を受けていない場合は、~~三郷市公式サイト~~市ホームページ上でやさしい日本語~~での~~を用いた情報提供を行うことにより、掲載情報を機械翻訳などで外国人がそれぞれの母国語に変換し取得することも可能となるため、~~三郷市公式サイト~~市ホームページの活用も検討する。

4.4 報道機関への災害情報の提供

【広報班】

広報班は、被害状況、ライフラインの復旧情報など、住民等に有用な情報を迅速かつ的確に伝えるため、プレスセンターを開設し報道機関に対して災害情報を提供する。

(1) 災害情報の内容

報道機関に対して次の事項を中心に災害情報を提供する。
個人情報の公開については、十分に配慮の上実施する。

- 地域の被害状況等に関する情報
- 市における避難に関する情報
 - ・避難の報告情報に関する事
 - ・避難施設に関する事
- 地域の応急対策活動の状況に関する情報
 - ・救護所の開設に関する事
 - ・交通機関及び道路の復旧に関する事
 - ・電気、水道等の復旧に関する事
- その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
 - ・給水及び給食に関する事
 - ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関する事
 - ・防疫に関する事
 - ・各種相談窓口の開設に関する事

(2) プレスセンターの開設

広報班は、報道機関等に情報を提供するためのプレスセンターを市役所5階報道関係室に開設し、一定時間ごとに情報を発表する。

また、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問い合わせ等に対応する。

(3) 災害情報の報道機関への広報依頼

広報班は、必要に応じて災害に関する情報の広報を、テレビ、ラジオなどの報道機関へ依頼する。

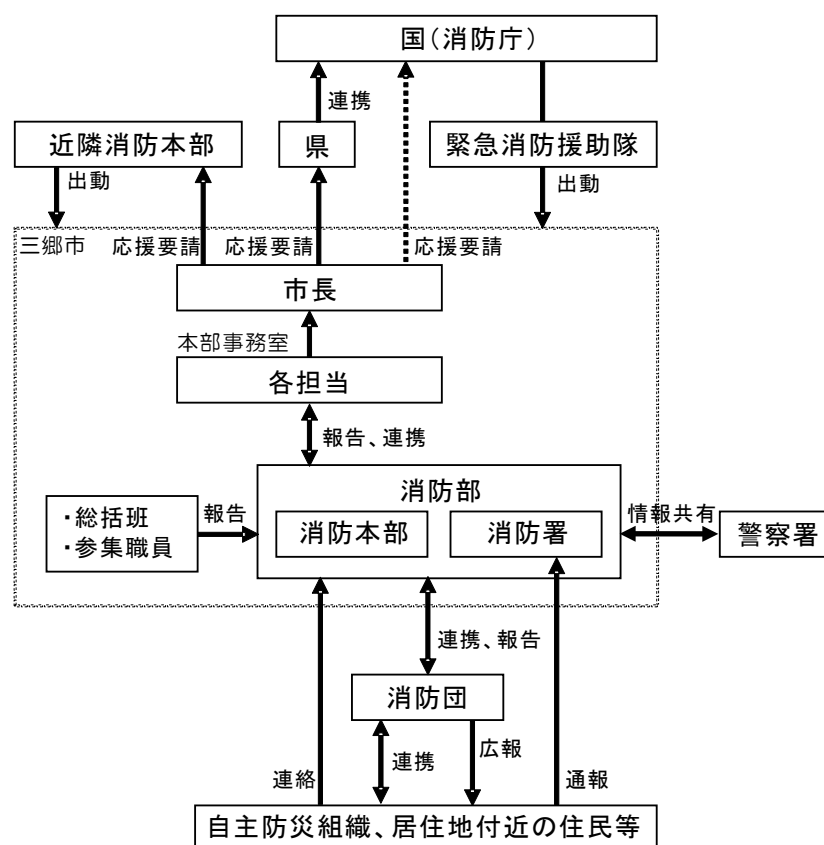
ただし、報道機関への広報依頼は、原則としてすべて総括班から県を通じて実施する。

なお、県への連絡ができないなどやむを得ない場合は、市から FAX 又は E メールを用いて直接依頼する。

第5 消防活動

地震による被害の発生は、家屋の倒壊等による被害もさることながら、同時多発的に発生する火災による被害が、人的にも、物的にも最も大きい。

そのため、消防部は、住民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開して、大地震時の火災から住民等の生命及び財産を保護する。



<関係図 消防活動>

5.1 消防本部による消防活動

【消防部】

大規模地震の発生に伴い、消防部は、直ちに以下の消防活動に~~あ~~当たる。

(1) 情報収集及び伝達

① 被災情報の把握

迅速な消防・救急救助活動を実施するために、自転車等の交通機材を~~はじ~~始め、あらゆる手段を利用し、被害状況の早急かつ的確な把握に努める。

■被災情報の把握

初動活動	必要情報	収集先
消防活動	・火災の発生状況 ・延焼地域の状況 ・水道施設の被害状況 ・危険物の流出等の状況 ・道路の被害状況	・消防署 ・情報班 ・警察署 ・消防団
救急救助活動	・救急救助事案の発生状況 ・病院等医療施設の被害状況 ・道路の被害状況 ・建物の倒壊状況	・自主防災組織 ・市民からの通報、駆け込み ・参集職員 ・テレビ等の映像情報

② 情報の伝達

消防部は災害の状況を本部長に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。

(2) 初期活動

発災初期の活動内容は、以下のとおりである。

□活動内容

- 初動体制の強化を図るとともに、被災状況の把握に努める。
- 庁舎並びに車両の被害状況の調査と応急措置に~~あ~~当たる。
- 高所見張りを行い、被害の全体状況の把握を行う。
- 広報車を出動させ、避難予定路線、出火頻度及び延焼拡大のおそれが著しい木造密集地域を優先して出火防止、出火時の措置及び避難上の指示について広報する。
- 非常参集者からの災害状況報告、また通行人等から情報の提供をうけ、その災害状況を早期に把握し、状況により調査確認させる。

(3) 消火活動

消防機関における消火活動は、消防本部及び消防団において別に定める「消防計画書」等による。

なお、同時多発火災が発生した場合は、以下の原則による。

□避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

□重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

□消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

□市街地火災消防活動優先の原則

危険物施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に~~ふ~~当たる。

□重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

□火災現場活動の原則

- 出動隊の指揮者は、災害の様態を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的な現場活動によって消火する。
- 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

5.2 消防団の活動

【消防部、消防団】

消防団は、災害時には消防本部と連携して以下に示す活動を行う。

(1) 初期活動

発災初期の活動内容は、以下のとおりである。

□活動内容

- 各分団は、地震時には、直ちに機械器具庫置場に参集し、消防車等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、消防資機材を増強し、出動準備を行う。
- 高い建物などを利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報に~~あ~~当たる。

(2) 消防活動

① 出火防止

地震による火災の発生を防ぐため、住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

② 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部及び市民や自主防災組織との協力により実施する。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) その他の活動

① 救急救助

担当地域における要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

② 避難誘導

避難~~の指示・勧告情報~~が~~な~~発令された場合は、住民に伝達するとともに、関係機関と連携して住民を安全に避難させる。また、あらかじめ作成しておいた個別~~避難計画支援プラン（個別計画）~~に基づき、避難行動要支援者の避難を自主防災組織や町会・自治会等と協力して行う。

③ 情報の収集

消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

④ 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

5.3 応援部隊の要請

【本部事務室（渉外対応担当）、消防部】

市長又は消防長は、被害その他の状況により判断して他の消防機関からの応援が必要と認めるときは、応援要請を行う。

(1) 応援の要請

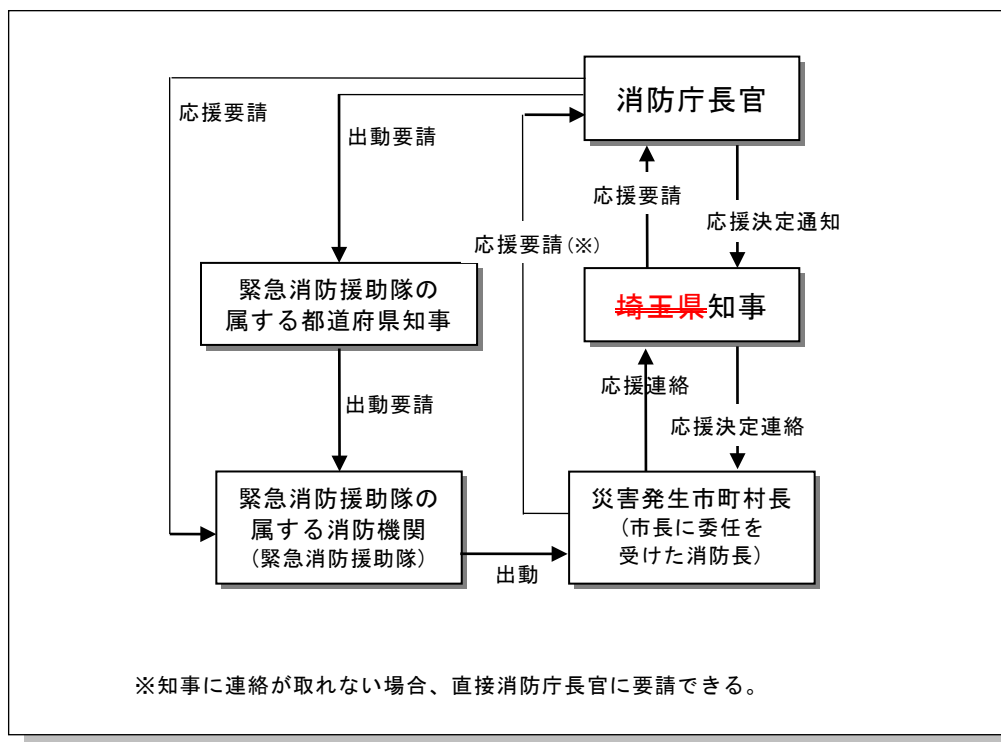
市長（市長に委任を受けた場合は消防長）は、震災が発生し、市の消防力だけでは対応することが困難であると判断した場合は、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の応援要請を行う。応援要請の事務は、本部事務室（渉外対応担当）、消防部が実施する。

緊急消防援助隊に係る応援要請手順及び県下における消防機関の応援要請手順を以下に示す。

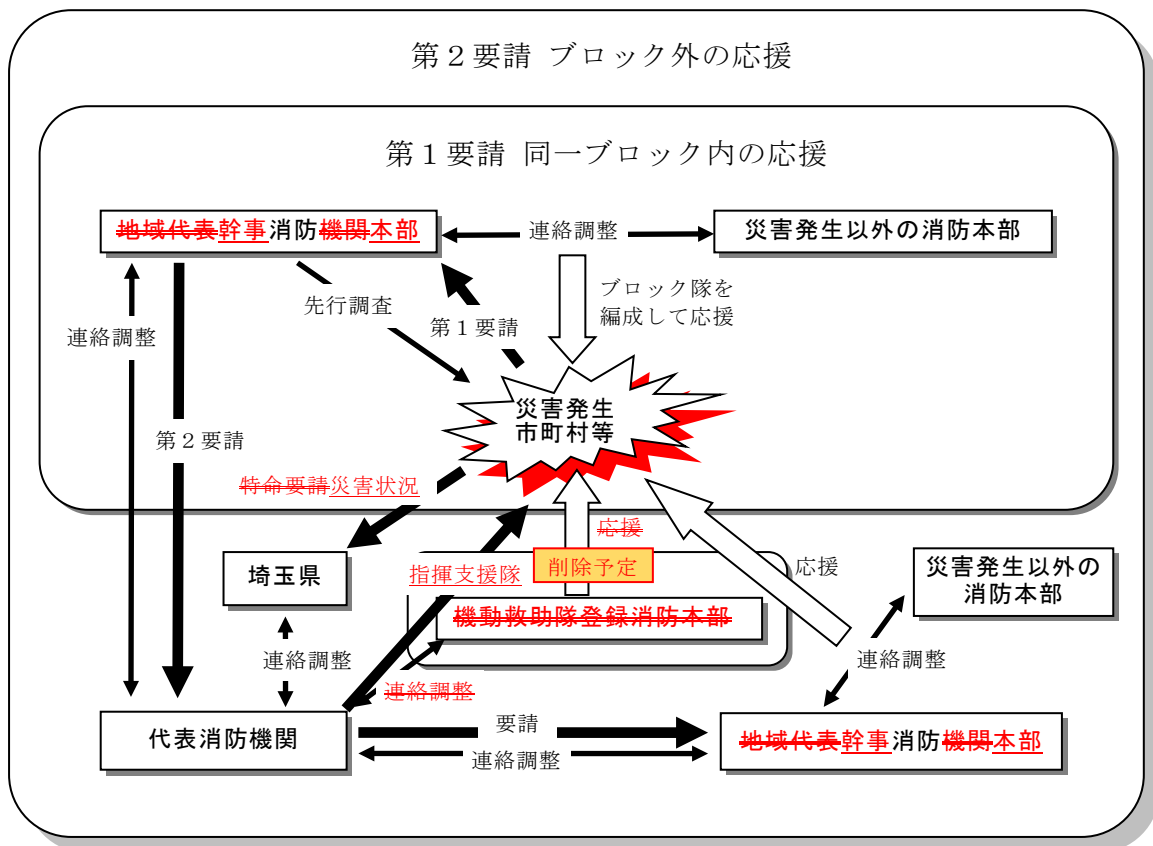
(2) 受援の対応

他の消防機関からの応援を受けた場合の対応は、受援計画に定めるところによる。

■緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ



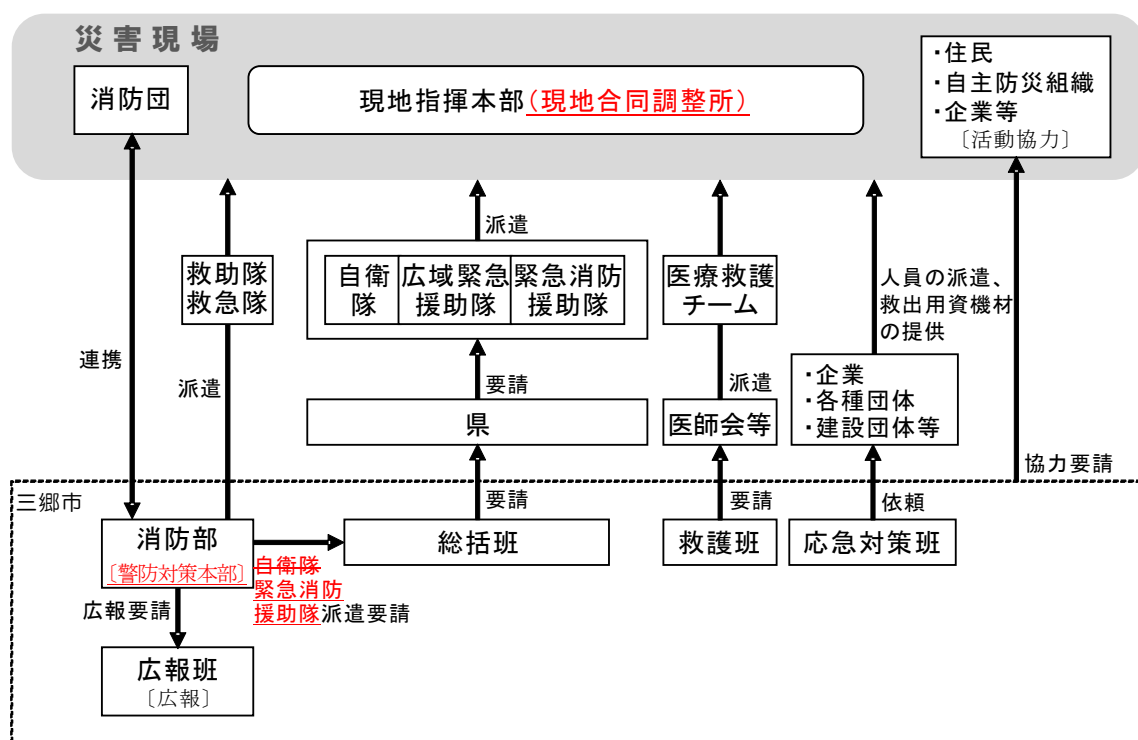
■県下における消防機関の応援要請



第6 救助・救急

地震発生時は、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救急救助活動に万全を期するとともに、関係医療機関及び各防災機関との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

また、「東京湾北部地震」のような大規模地震では、消防機関、警察、自衛隊等の防災関係機関だけでなく、付近住民、自主防災組織及び企業等からのマンパワーの提供及び土木業者等からは重機等の貸与協力を受けて、~~すべて~~全ての力を結集して、救出活動に~~あ~~当たる必要がある。



<関係図 救助・救急>

6.1 活動方針

【消防部、本部事務室（各担当）】

消防部は救助隊及び救急隊を編成し、本部事務室（各担当）及び関係機関と連携して人命の救助及び救急活動を優先して実施する。

6.2 活動要領

【消防部、総括班、応急対策班、救護班】

(1) 基本方針

① 重傷者優先の原則

救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

② 幼児・高齢者優先の原則

傷病者多数の場合は、幼児・高齢者等の体力が劣っている者を優先する。

③ 火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。

④ 救助・救急の効率重視の原則

同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は救命効果の高い事象を優先する。

⑤ 大量人命危険対象物優先の原則

延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。

(2) 活動内容

災害事故現場における救出、救急活動は次のとおりとする。

- 傷病者の救出作業
- 傷病者の応急処置
- 傷病者の担架搬送及び輸送
- 救急医療品、資器材及び医療救護チーム（医師、看護師）等の緊急輸送
- 現場救護所より常設医療機関への輸送
- 重傷病者等の緊急避難輸送

(3) 活動体制

消防長は、災害発生状況によって現場に指揮本部を開設し、災害現場における救助・救急体制の確立を図る。

① 発災初期の活動体制

地震発災当初（被害状況を把握するまでの間）は原則として、署所周辺の救助・救急を行い、積極的に大規模救助事象の発見及び医療機関等の受~~入~~入体制を把握し、広域救助・救急体制に移行する。

② 火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救助・救急事象が多い場合は、早期に~~部隊編成順位の~~下位転戦可能の隊から順次切り替えて災害現場に投入し、救助・救急体制を確保する。

(4) 実施要領

① 救助・救急事象の把握

救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、参集職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

② 救出

倒壊家屋等のため自力で脱出できない傷病者を各種救助用資器材及び人員を活用し、その危険を排除、生命及び身体の安全を確保する。

□救出活動を要する現場に対する人員の確保

- ・消防職員の確保
- ・消防団員の確保
- ・警察職員の派遣要請
- ・自衛隊派遣を総括班に要請
緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められるときは、自衛隊の派遣要請を総括班に依頼する。
- ・緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察機関）の受~~付~~入れ
- ・その他機関等からの人員の投入
地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、付近住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。
応急対策班は、企業、各種団体等に提供依頼をする。
広報班は、報道機関や広報車等で住民への協力の呼び掛けを行う。
- ・医療機関との連絡調整
救出業務を実施するに~~あ~~当~~た~~り、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡調整については、一般社団法人三郷市医師会を通じ各消防署ごとに随時連絡調整を図り、協力体制の確立を期する。

□救出活動を要する現場に対する救出用資器材の投入

応急対策班は、地震発生後直ちに建設団体等に救出用資器材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

□救出に従事する機関相互の連絡調整・役割分担・地域分担

- ・消防本部及び警察署は互いに調整し、自衛隊等を含めた救出活動の地域分担を決定する。
- ・各救出従事機関は、不足人員や資器材を融通しあうとともに総括班に提供要請を行う。
- ・各救出従事機関は、救出活動地域内において、自ら消防団、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。
- ・各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、消防本部に対し必要な救出隊の派遣を要請する。
- ・救出活動の重複を避けるため検索済みのところは~~あ~~分~~か~~るように印をつけておく。
- ・必要に応じて、消防、警察、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

③ 応急救急処置

被災傷病者に対する止血法、鎮痛処置、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法並びに緊急処置等医療手術を受けるまで、傷病悪化進展防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。

④ 現場救護所の設置

傷病者が多数発生している災害現場の場合、現場救護所を設置するとともに負傷者の応急手当・トリアージ（次項第7「医療救護」（p. 3-~~78~~85））に努め救護活動を行う。

現場救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心に当て、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強するとともに、直近の医師又は医療救護チームの派遣を求める。

⑤ 担架搬送並びに輸送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により救護所等への緊急分散輸送を行う。また、傷病者の救急輸送に~~あ~~当^あたっては、軽傷者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。

⑥ 医療救護チーム及び医療品資材等の緊急輸送

被災傷病者収容施設において、医師、看護師等の不足を生じたとき並びに手術上必要な医薬品資器材、血液、血清等の緊急配備要請があった場合は当該人員並びに資機材等の輸送を行う。

⑦ 消防団員、自主防災組織、一般住民への協力要請

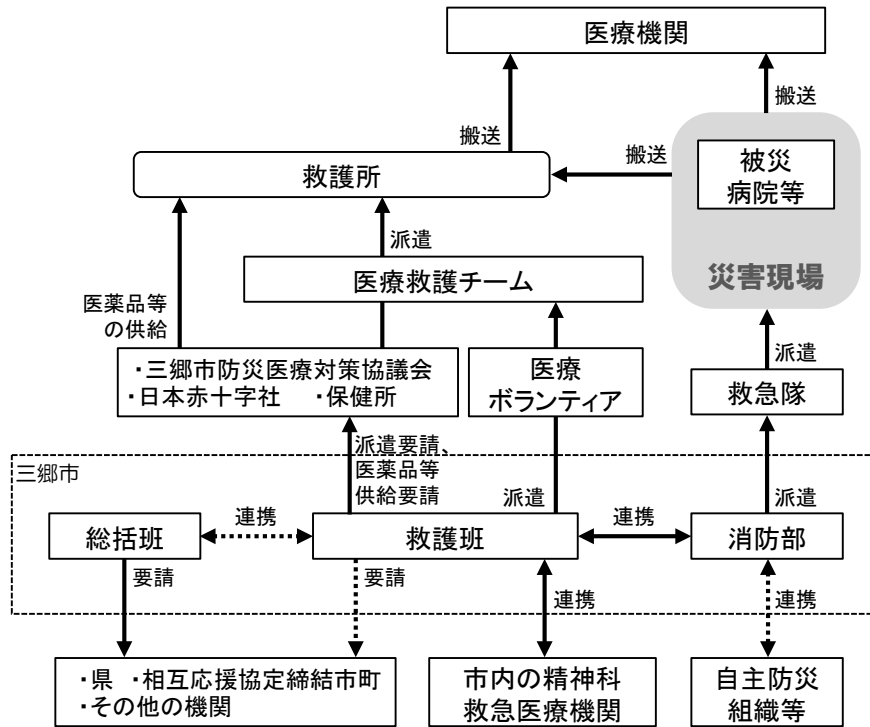
救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に指示し、現場付近の現場救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

(5) その他の注意事項

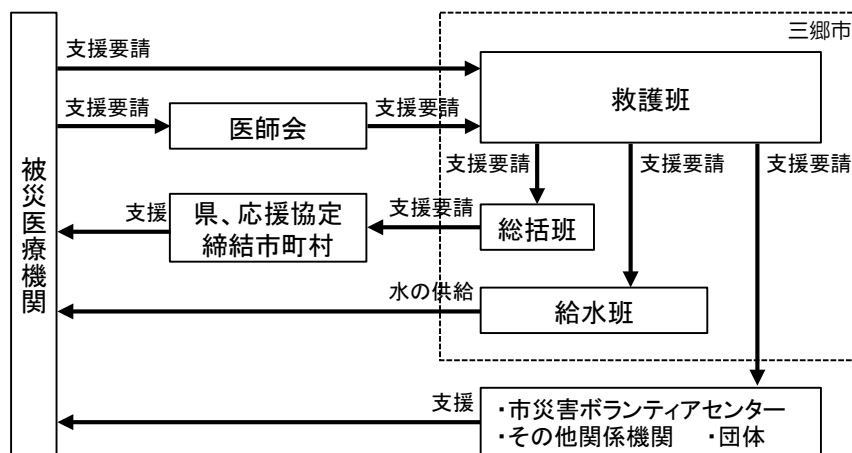
- 救出した負傷者は直ちに救急車でその症状に適合した救急病院等へ搬送する。
- 負傷者多数の場合は、その状況を本部に通報し、さらに救急車の派遣を要請するが、救急車の派遣が得られない時は、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜、臨機応変の処置を行う。
- 救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、他の被災地への出動体制を速やかにとる。
- 長時間下敷きになった被災者に対しては、クラッシュシンдрローム発症の可能性を考慮し、搬送手段及び搬送先を確保して救出する。

第7 医療救護

市は、地震災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民等が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、~~被災者~~被災者の保護の万全を図る。



<関係図 初動医療体制、搬送体制>



<関係図 被災医療機関への支援>

7.1 医療に関する情報の収集・伝達

【救護班】

傷病者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立する。

そのため、市は、救護所及び後方医療施設である病院に無線等の資機材を設置し、連絡体制を整備することにより、的確な搬送を行う。

7.2 初動医療体制

【救護班、消防部】

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施する。災害直後は交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制を確立する。また、避難所等に救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護チームが応急医療活動を実施する。

(1) 初動医療体制の整備

救護班は、初動医療体制として三郷市防災医療対策協議会、日本赤十字社及び保健所等の協力を得て、医療救護チームの編成を行う。

特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は市内の病院、診療所及び助産所等の施設を利用して行うが、軽傷病者については避難所等に設置された救護所をもって充て、医療救護チームを派遣する。

また、市の応急救護の能力を越えた医療救護が必要となった場合は、県が編成する救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）及びその他の関係機関に協力を要請する。

□ 応援の受~~付~~入れ

医療救護チーム及び医療ボランティアの応援の受~~付~~入れは、救護班を窓口として行う。救護班は、受~~付~~入れに~~あ~~当~~た~~って以下の点に努める。

- ・ 必要な情報の提供
- ・ 受~~付~~入~~れ~~場所（救護所）に関する調整
- ・ 物資、資器材等の支援
- ・ 宿舍等の支援

□ トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護チームは、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき又は上回ると予想されたときは、トリアージ※を実施する。

※トリアージ：多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術。トリアージに用いるトリアージタグは資料編 資料 2-13「トリアージタグ」（p. 資料 2-30）を参照。

① 救急隊の活動内容

消防部の救急隊は、災害現場でトリアージを実施し、病院で治療の必要がある傷病者を市内の医療機関まで搬送するとともに、その他の傷病者に対し、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て市内に開設された救護所及び医療機関へ搬送する。

② 医療救護チームの活動内容

医療救護チームは、消防部や必要に応じて自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、傷病者が重~~傷~~傷症の場合等は、後方の収容施設に速やかに搬送する。

□医療救護チームの活動内容

- ~~診察~~傷病者に対する応急処置
- ~~医薬品等の支給~~トリアージの実施
- ~~応急処置及びトリアージ~~搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ~~看護~~軽症者に対する医療
- ~~後方の医療機関等への搬送要請~~カルテの作成
- 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- 助産救護
- 死亡の確認
- 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

(2) 精神科救急医療の確保

救護班は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、市内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

また、災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、市の精神保健医療機能の能力を超えた精神保健医療が必要となった場合は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）に協力を要請する。

(3) 医薬品等の調達

救護班は、医療及び助産に必要な医薬品及び医療用資器材等を、災害の規模に応じて市医師会、薬剤師会等の協力を得て、卸業協会・業者等から調達する。

また、総括班を通して、協定に基づき一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会に対して医薬品等の供給を要請する。

なお、大量の医薬品、医療用資器材等を扱う必要がある場合は、総括班と協議の上集積拠点を定め、効率的な運搬に努める。

□医薬品等の調達

- 医薬品等の搬送
医薬品等の搬送は、救護所の設置と~~あわ~~併せて救護班が行う。
- 血液の供給
医療救護活動において血液が必要な場合、市長は県あるいは赤十字血液センターに要請する。

7.3 負傷者等の搬送体制

【救護班、消防部】

負傷者等の医療機関への一次搬送並びに後方医療機関への二次搬送は次のとおりとする。

(1) 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため、原則として次の要領で一次搬送を実施する。

□一次搬送の方法

- ① 救護班が消防部に配車・搬送を要請する。
- ② 公用車及び市内医療機関の車両により搬送する。
- ③ 救護所の班員、消防職員などにより担架やリヤカーで搬送する。
- ④ 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

(2) 搬送の調整

救護班及び消防部は、各医療機関の収容スペースや受入~~れ~~体制を把握し、負傷者が一か所の医療機関に集中しないように調整する。

(3) 二次搬送方法

次の体制により二次搬送を実施する。

□二次搬送の方法

- 市内医療機関で対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送は、救護班、消防部及び医療機関等が協力して実施する。
- 緊急度の高い場合は県にヘリコプター輸送の要請を行い、ヘリコプターによる搬送を実施する。
- 平成19年10月26日から県内でもドクターヘリ（埼玉医科大学総合医療センター）の運用が開始されていることから、県防災ヘリと同様に必要に応じ消防部から県埼玉医科大学総合医療センタードクターヘリ運行管理担当へ要請する。

■臨時ヘリポート指定地

施設名	所在地	着陸帯	管理者
番匠免運動公園	番匠免3-2	長さ20m×幅20m、転圧地	<u>みどり公園課</u> <u>スポーツ振興課</u>
江戸川運動公園	早稲田1先	長さ20m×幅20m、転圧地	<u>みどり公園課</u> <u>スポーツ振興課</u>
<u>半田公園</u>	<u>半田849</u>	<u>長さ20m×幅20m、転圧地</u>	<u>スポーツ振興課</u>

(4) 後方医療機関への受~~け~~入~~れ~~要請

本部長は、県及び相互応援協定を締結している市町等へ要請し、市外及び県外の収容可能な後方医療機関を把握し、医療機関に必要な情報を伝達する。

7.4 後方医療体制

【救護班】

市は、病院等を後方収容施設としてあらかじめ指定し、後方医療体制の整備を行う。

また、救護所からの搬送ルートの整備を行い、救護所間あるいは救護所と病院との間の密接な情報交換を行う。

(1) 搬送体制

市は、救護所では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については、あらかじめ定める後方医療機関に搬送する。

(2) 後方医療機関の受入要請

市は、県及びあらかじめ定める後方医療機関に対し、重傷者の受入~~れ~~を要請する。後方医療機関として、次の機能を持つ災害拠点病院への重傷者受入要請については、埼玉県を通じ実施する。

□災害拠点病院の機能

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 重篤救急患者の救命を行う高度診療② 患者等の広域搬送（受入れ及び搬出）への対応③ 自己完結型の医療救護チームの派遣④ 応急用資機材の貸出し |
|---|

7.5 被災医療機関への支援

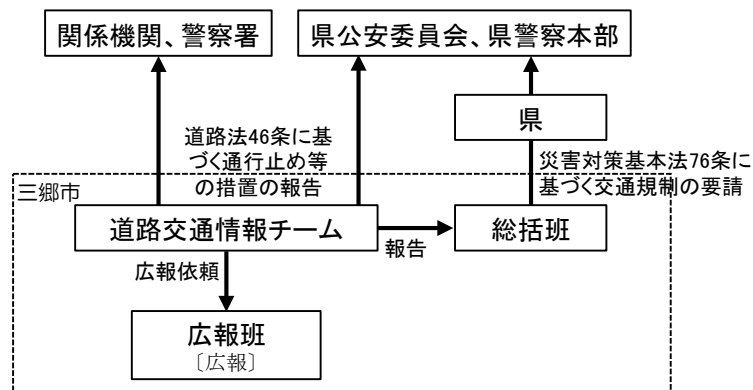
【救護班】

ライフラインの停止、医療スタッフの不足等で機能が低下した医療機関への支援は、救護班が中心となって次のとおり行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①被災医療機関は、人員・物資の確保等で支援が必要な場合、市医師会又は救護班に支援を要請する。②市医師会は、被災医療機関から支援の要請を受けたときは救護班にその内容を伝達する。③救護班は、被災医療機関又は市医師会から支援の要請を受けたときは、支援に努める。物資の確保等で、災害時応援協定締結市町村に対する支援要請が必要と判断した場合は、総括班を通じて応援協定締結市町村へ応援要請を行う。④救護班は、水の確保に関する支援が要請された場合、給水班に支援を要請する。給水班は、要請があったときは当該支援に努める。⑤救護班は、後かたづ片付け、給水補助等に係る要員の確保に関する支援が要請された場合、市災害ボランティアセンターにボランティアのコーディネートに要請する。市災害ボランティアセンターは、要請があったときは、ボランティアの確保及びコーディネートに努める。⑥救護班は、他県、保健所、国（厚労省）等からの支援が必要な場合、県にその旨を要請する。⑦救護班は、その他関係機関・団体からの支援が必要と判断された場合、各々の関係機関・団体に支援を要請する。 |
|---|

第8 交通規制

県公安委員会は災害発生後、必要に応じ、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要性があると認められるときは、緊急交通路を指定し、緊急通行車両等以外の車両に対する交通規制を行う。また、被災地内の安全な交通を確保するため、道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、道路管理者は道路法に基づく通行止め等の措置を行い、交通管理者は道路交通法に基づく交通規制を行う。



<関係図 交通規制>

8.1 発災直後の交通対策の実施要領

【総括班、道路交通情報チーム】

総括班は、道路交通情報チームの情報を基に、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県を通じて県公安委員会及び県警察本部に災対法に基づく交通規制を要請する。

また、道路交通情報チームは、市道の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であるときは、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

(1) 交通規制実施要領

大震災発生時に通行規制若しくは緊急優先通行を図る必要が生じた場合、各実施者は次のとおり規制等の措置を行う。

項目	実施者	概 要
被災地等への流入規制	警察機関	道路交通法に基づき、大震災が発生した直後に優先的に避難路及び緊急通行交通路の機能確保を図るため次により規制する。 ①混乱防止及び被災地への流入抑制のため、通行禁止区域又は通行制限区域（以下、通行禁止区域等）を設定し、交通整理又は交通規制を行う。 ②高速自動車国道及び自動車専用道路におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。
緊急交通路の確保	公安委員会 警察機関	災対法に基づき、緊急交通路指定路線について、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
危険状態にある道路の通行禁止及び制限	道路管理者	道路法に基づき、道路の損壊、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合等は区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

(2) 規制実施にあたりたての措置

項目	概 要
関係機関等への通知	道路交通情報チームは、市道の通行の禁止又は制限を行った場合は警察署及び関係機関に通知する。 また、規制場所には、規制内容を記載した道路標識等を明示する。
迂回路の設定	道路交通情報チームは、通行の禁止又は制限を行うにあたり迂回路を指定する場合には、緊急輸送ルート、道路啓開活動等の確認のため警察署及び関係機関との緊密な連携をとった上で実施する。
交通規制情報の広報	道路交通情報チームは、自ら実施した通行の禁止又は制限及び関係機関が実施した規制内容を取りまとめ、広報班と連携して市民に周知する。

8.2 交通規制の法的根拠

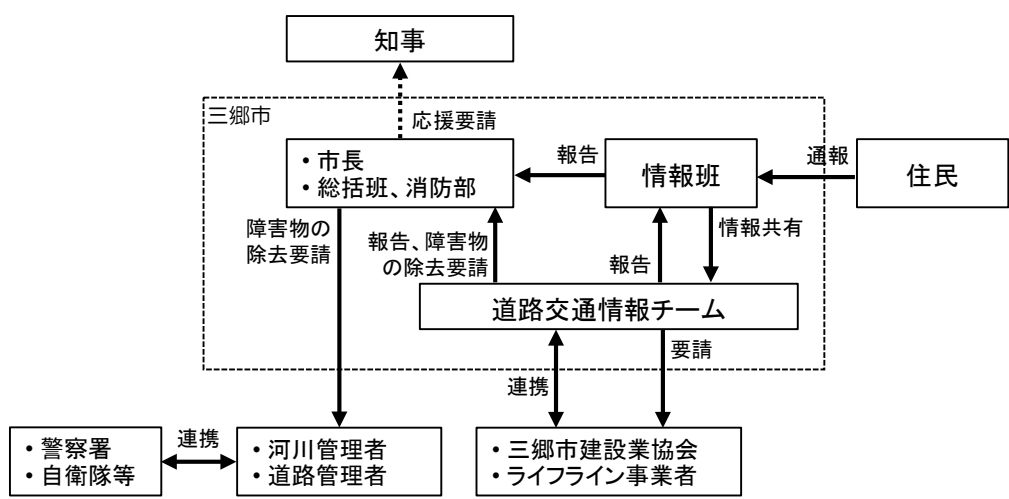
【道路交通情報チーム】

交通規制の法的根拠は、次に示すとおりである。

根拠法令	実施者	要件
災対法 (第76条)	公安委員会 警察官 自衛官 消防吏員	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限することができる。
<u>災対法 (第76条の3)</u>	<u>警察官</u> <u>自衛官</u> <u>消防吏員</u>	<u>通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行の妨害となる車両等に対して、必要な措置をとることを命令し、又は自らその措置をとることができる。</u>
道路交通法 (第4条)	公安委員会	災害により道路の損壊等道路交通上危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。
道路交通法 (第5条)	警察署長	災害により道路の損壊等道路交通上危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。(適用期間の短いものについて公安委員会より委任されて実施)
道路交通法 (第6条第2項)	警察官	災害発生時において車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、当該道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるとき、車両等の通行を禁止又は制限できる。 また、その現場にある車両の運転手に対し道路交通法に定める通行方法と異なる通行方法を命じることができる。
道路交通法 (第6条第3項)	警察官	道路交通法第6条第2項の措置を行うだけでは、その現場における混雑を緩和することができないと認めるときは、その現場にある関係者に対し必要な指示をすることができる。
道路交通法 (第6条第4項)	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止又は制限できる。
道路法(46条)	道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のためやむを得ないと認めるとき、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限することができる。

第9 緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。



<関係図 緊急輸送道路の確保>

9.1 道路の被害状況の把握

【道路交通情報チーム、総括班、情報班】

県及び市は、緊急輸送道路として、地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送車両の通行する道路を指定している。

道路交通情報チームは、緊急輸送道路内の被害状況、障害物の状況を速やかに調査するとともに、被害状況を総括班に報告する。

また、情報班は、住民等からの通報を受け付け道路交通情報チームに報告する。

■各道路管理者と連絡先

対象道路	連絡先	TEL
国 道	国土交通省関東地方整備局 北首都国道事務所 戸田維持出張所	048(422)1591
県 道	越谷県土整備事務所	048(964)5221
東京外環自動車道 常磐自動車道	東日本高速道路(株) 関東支社 三郷管理事務所	048(952) 8617 85 61
首都高速 6号三郷線	首都高速道路(株) 東東京管理東京東局 管制室	03(5640) 4800 48 10

9.2 交通障害物の除去

【道路交通情報チーム】

道路交通情報チームは、各道路管理者及び防災関係機関と連携を図り、道路上の破損物、倒壊建物や看板、電柱等の障害物を除去し、緊急車両の交通の確保を図る。

(1) 応急復旧作業の順位

応急復旧作業を実施するに~~ふ~~当~~た~~っては、各道路管理者が警察署、自衛隊等の各関係機関とそれぞれ連絡を~~と~~取~~り~~ ~~あ~~合~~い~~、迅速かつ的確に実施し、被害の状況に応じた救急・救援活動等を考慮して優先順位を定め、効率的に実施する。

(2) 実施方法

① 市道における障害物の除去

道路交通情報チームは、三郷市建設業協会の協力を得て作業班を編成し、障害物の除去作業を行う。

被害甚大で、市内土木建設業者等で対応が難しい場合は、市長は知事に対して県内建設業協会、自衛隊等の応援要請を依頼する。

応急復旧作業は、できる限り二車線の車両通行が確保できるように、通行上の障害物を除去し、道路面に生じた陥没、亀裂等は、緊急車両の通行に支障がない程度に応急復旧を実施する。また、放置車両対策として、レッカー事業協同組合に協力を依頼する。(埼玉県庁HP 埼玉県道路啓開計画～埼玉の扇作戦～ P4, 12, 18, 20 を参照)

② 各道路・河川管理者との連携

県道に障害物が堆積し通行不能になった場合、又は河川に障害物が滞留し、溢水のおそれがある場合は、この旨を施設管理者に通報し、これらの障害物の除去を要請する。

③ 道路管理者による放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等は、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

④ ライフライン施設の破損

上下水道、電話、電気等の道路占有施設に障害や危険箇所を発見したときは、直ちに危険防止の措置を講じ、各事業者に連絡する。

(3) 人員及び資機材等の確保

応急復旧を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、連絡窓口を確立し、協定に基づく協力の要請を行う等、三郷市建設業協会等との協力体制の強化を図る。

9.3 除去作業上の留意事項

【道路交通情報チーム】

障害物の除去作業に~~あ~~当^あたっては、次の点について、十分に注意して実施する。
 応急復旧により発生した除去物の集積所となる候補地は次のとおりである。

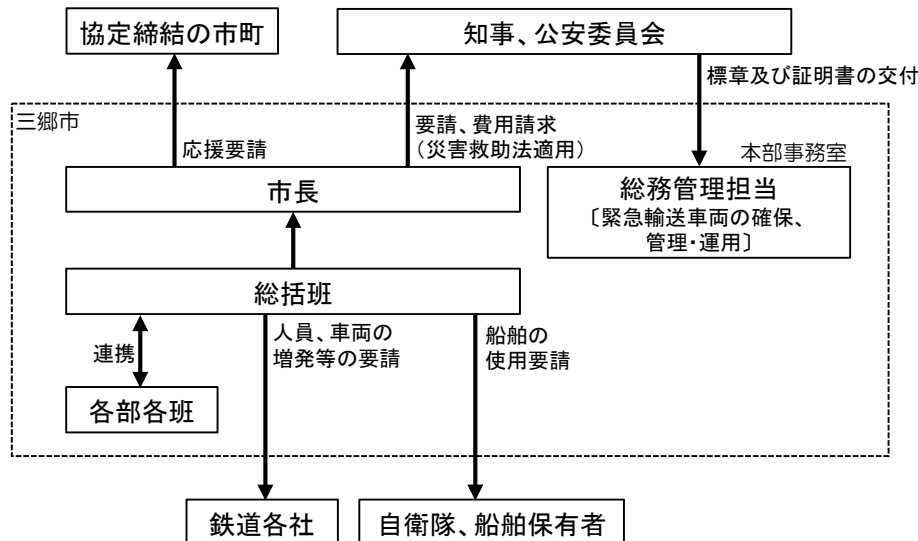
- 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得る。
- 交通を確保するため、倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得る。
- 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないように配慮する。

■障害物集積所の候補地

名 称	所在地	集積可能面積	所有者
番匠免運動公園	番匠免3丁目地先	10,000 m ²	<u>中川下水道事務所</u>
中川 下水処理 <u>水循環</u> センター	番匠免3丁目 地先 <u>2番2</u>	40,000 m ²	<u>中川下水道事務所</u>
<u>半田公園</u>	<u>半田地先</u>	<u>50,000 m²</u>	<u>三郷市</u>

第10 緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員、及び物資の輸送並びに~~被災者~~**罹災者**の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。



<関係図 緊急輸送手段の確保>

10.1 緊急輸送車両の確保

【本部事務室（総務管理担当）】

本部事務室（総務管理担当）は、地震災害時において、~~被災者~~**罹災者**の避難のための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両を確保し、万全を期する。

(1) 実施の方法

本部事務室（総務管理担当）は、市有車両の全面的な活用を行うとともに市内の輸送業者及び住民等の協力を依頼し、輸送力の確保を図る。

各班への車両種別ごとの供給数及び供給方法については、各班と緊密な連絡を取り、災害応急対策に必要な物資緊急輸送その他の応急措置に対する支障をきたさないように万全を期す。

(2) 緊急通行車両の確認申請

① 確認申請の準備

市内で震度5強以上の地震が発生した場合、交通規制の実施に備え、本部事務室（総務管理担当）は緊急通行車両の事前届出により「届出済証」を受けている車両の確認申請の準備を行う。

② 確認申請

交通規制が実施された場合、本部事務室（総務管理担当）は直ちに警察署に緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両を確保する。車両の不足が予想される場合は、事前届出を行っていない車両についても確認申請を行う。

(3) 応援要請

車両が不足する場合に、相互応援協定を締結している市町及び県に対して応援を要請する。

10.2 緊急輸送車両の管理と運用

【本部事務室（総務管理担当）】

(1) 車両の管理

災害対策本部が設置されたときは、庁用車及び調達した車両は、~~すべて~~全て、本部事務室（総務管理担当）が集中管理し~~たうえ~~で、消防部、給水部が所管する車両はそれぞれが管理する。

(2) 車両の運用

本部事務室（総務管理担当）は、各部の要請に基づき、使用目的に合わせ、適正な配車、車両の運用を実施する。

本部事務室（総務管理担当）は、配車状況を把握して各部の要請に対応する。

10.3 緊急輸送車両の確認

【本部事務室（総務管理担当）】

(1) 緊急通行車両の証明書の発行

知事又は公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、標章及び証明書を交付する。

(2) 緊急通行車両の確認事項要件

以下の災害応急対策に使用する計画のある車両であること

- 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 被災者の救援、救助その他の保護に関する事項
- 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 緊急輸送の確保に関する事項
- その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

10.4 その他の輸送手段

【総括班】

(1) 航空輸送

下記に示す目的で輸送手段としてヘリコプターの使用が効果的と判断された場合、総括班は県に対しヘリコプターの派遣を要請する。

- 緊急患者等の輸送
- 救助及び救急用資機材（医薬品、食料、毛布等）の輸送
- 災害対策従事者の輸送
- その他の緊急輸送

■臨時ヘリポート指定地

施設名	所在地	着陸帯	管理者
番匠免運動公園	番匠免3-2	長さ20m×幅20m、転圧地	みどり公園課 スポーツ振興課
江戸川運動公園	早稲田1先	長さ20m×幅20m、転圧地	みどり公園課 スポーツ振興課
<u>半田公園</u>	<u>半田849</u>	<u>長さ20m×幅20m、転圧地</u>	<u>スポーツ振興課</u>

(2) 鉄道輸送

輸送手段として鉄道機関の使用が効果的と判断された場合、総括班は、応急対策に必要な人員、資機材等の輸送について車両の増発等を関係する鉄道各社に要請する。

(3) 船舶輸送

輸送手段として船舶（船艇、漁船等）の使用が効果的と判断された場合、総括班は自衛隊及び船舶所有者に対して船舶の使用を要請する。

なお、国土交通省江戸川河川事務所は、災害時の水上輸送の窓口として市区間の江戸川において「三郷緊急用船着場」を整備した。

三郷緊急用船着場の諸元は以下のとおりである。

■三郷緊急用船着場諸元

完成年月	平成21年3月（前面の浚渫等、周辺整備は平成22年3月完了）
対象船舶	貨物船（全長50m×全幅8m×喫水2.0m）300t級 客船（全長12m×全幅4m×喫水0.8m） <u>3.8t</u> 級
停泊可能な船舶の規模	船長50m未満、船幅8m未満、喫水2.0m未満
バース数	2バース（1バース65m×2バース）

10.5 災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送

【関係各班】

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は、次の基準により実施する。

(1) 輸送力確保の基準

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は次の基準により実施する。

① 輸送の範囲

被災者の避難に係る支援、医療及び助産、被災者の救出、飲料水等の供給、~~救助救済~~用物資の整理配分、~~遺体死体~~の搜索、~~遺体死体~~の処理のための人員資材の輸送とする。

② 費用

応急救助のための輸送の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求できる。

③ 期間

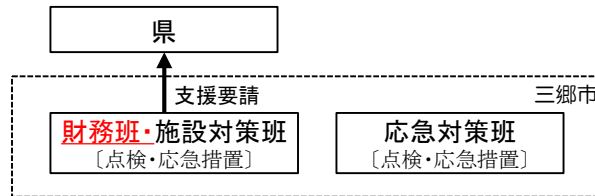
応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

(2) 救助物資等の輸送

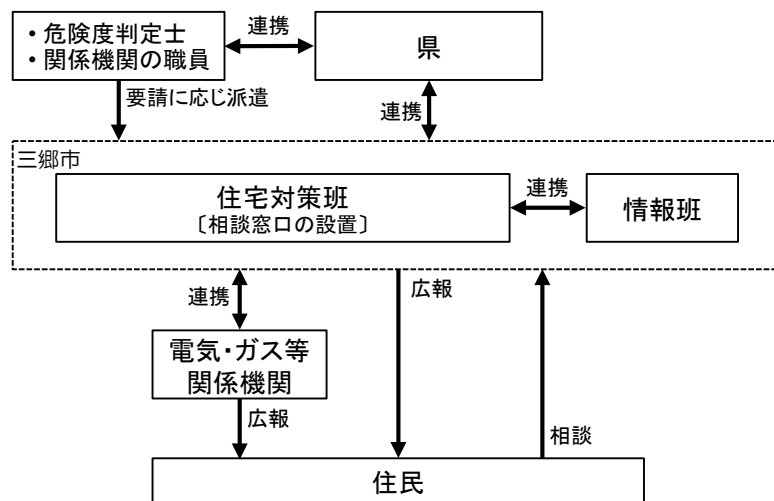
救助物資等の輸送は、あらかじめ知事から職権を委任されている救助に関する輸送~~についてや~~及び、知事の救助を待つことができないとき場合は、市長が行う。

第11 二次災害の防止

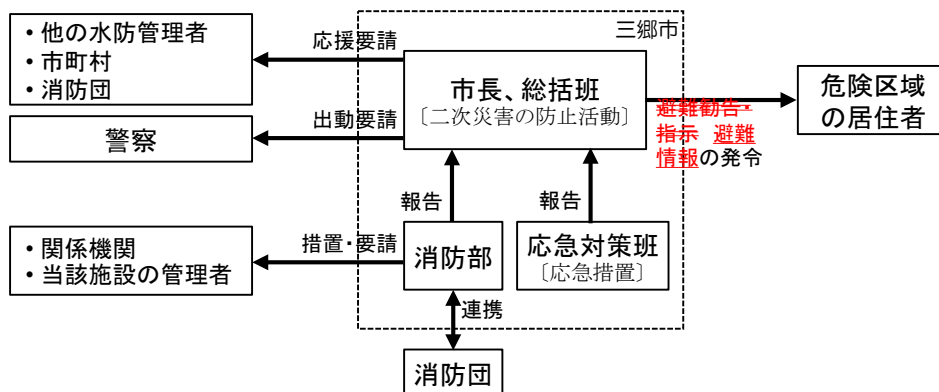
市は関係機関と協力して、大規模地震の余震等による建築物や土木構造物の二次災害の発生、危険物等施設からの危険物漏洩などによる人的被害の防止対策を行い、住民等の安全の確保を図る。



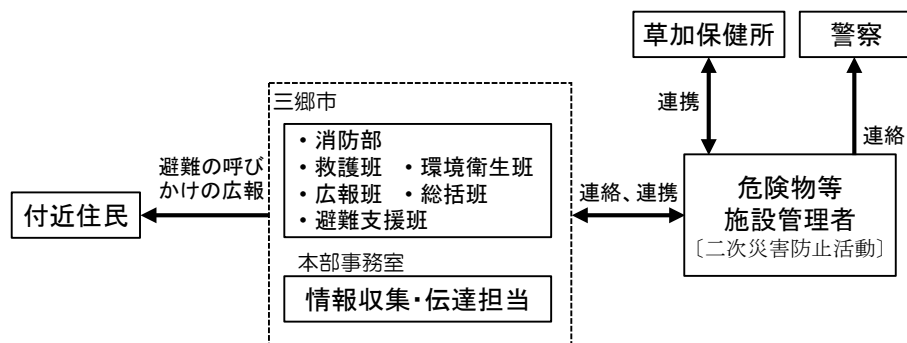
＜関係図 建築物・構造物の二次災害防止＞



＜関係図 民間建物の応急危険度判定＞



＜関係図 水防活動＞



＜関係図 危険物等による二次災害防止活動＞

1.1.1 建築物・構造物の二次災害防止

【施設対策班、財務班、応急対策班】

余震等による建築物・構造物の二次災害を防止するため、各班は次の二次災害防止活動を行うとともに、住民等への注意・呼びかけが必要な事項について広報活動を行う。

(1) 避難所施設の点検及び応急対策

施設対策班は、二次災害を防止するため施設管理者と協力して避難所施設の安全性について点検・被災建築物応急危険度判定を実施する。

なお、要員等が不足する場合は渉外対応担当を通じて県に応援を求める。

危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(2) 市有施設の点検及び応急対策

施設対策財務班は、二次災害を防止するため市有施設の安全性について、点検・被災建築物応急危険度判定を実施する。

なお、要員等が不足する場合は、渉外対応担当を通じて県に応援を求める。

危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(3) 市所管道路、橋りょう、下水道等構造物の点検及び応急対策

応急対策班は、地震後、市の所管する道路、橋りょう、下水道等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとるとともに必要な場合は応急措置を実施する。

11.2 建築物及び宅地の応急危険度判定

【住宅対策班】

地震災害時には、建築物や宅地が被災することにより居住者等の安全対策を実施する必要がある場合、住宅対策班は、被災建築物や被災宅地の余震等による二次災害を防止するため、県と協議しながら被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

(1) 被災建築物応急危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するものである。

□被災建築物応急危険度判定

地震で被災した建築物を目視点検し、被災度がより大きく倒壊のおそれがある建物に対して「危険」等のステッカーを建築物の見やすい場所に貼付する。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。

《注意》

被災建築物応急危険度判定は、災害発生後の二次災害防止のために行うもので、~~災害証明~~罹災証明のために行う家屋の被害家屋認定調査（応急危険度判定が終了してから実施する被害認定のための調査）とは異なることに注意する。

(2) 被災宅地危険度判定

建築物の応急危険度判定と同様に、造成された宅地等に対しても、災害時の応急対策として、その危険度を判定するもので、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止するものである。

□被災宅地危険度判定

調査・判定は、マニュアルに基づいて、擁壁、地盤、のり面、排水施設等を対象に、クラックやずれ、崩壊等、損傷の程度を調査し、配点表により機能喪失の度合いを数値化して判定する。判定結果は、被災建築物と同様に、「危険宅地：赤」、「要注意宅地：黄」、「調査済宅地：青」に区分して表示する。判定ステッカーは、所有者や使用者、近くを通る者等に注意喚起を促すため見やすい場所に貼付する。

(3) 応急措置に関する相談及び広報

被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士その他防災関係機関の職員が協力して、応急措置及び復旧に関する指導・相談を行う。

① 応急措置に対する指導・相談

□落下等の危険防止

倒壊のおそれのある建築物及び外壁等のはく離、脱落等のおそれのある屋外取り付け物等の危険防止に関する相談、指導を行うとともに、落下等による事故防止のための注意を喚起するため、住民に広報する。

□電気、ガス等の整備設備事故防止

電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに住民への広報を依頼する。

② 復旧に関する指導・相談

被災建築物及び宅地の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じて情報班と協力して相談窓口を設置し、以下に示す相談を行う。

- 復旧に関する技術的指導及び相談を行う。
- 復旧の助成に関する相談。

1.1.3 水防活動

【応急対策班、消防部、消防団】

地震後の水害を防止するため、各部各班及び消防団は次の二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項について広報活動を行う。

(1) 点検及び応急措置

応急対策班、消防部及び消防団は、大規模な地震が発生した場合は、河川を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努める。消防部及び消防団は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講じるよう要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。

(2) 避難の呼びかけ又は指示

地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、当該区域の居住者に対して避難の呼びかけ又は指示を行う。

(3) 応援要請

市長は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防団長に対して応援を求める。また、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

11.4 危険物等による二次災害防止活動

【消防部、救護班、環境衛生班】

消防部、救護班及び環境衛生班は、爆発物、有害物質等の危険物等から災害が発生したとき、又は災害によって危険物施設等に危険が迫ったときは、次に掲げる施設等を対象に、関係各機関は緊密な協調のもとに被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、住民等への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

- | | | |
|-----------|------------------------|-------|
| ・危険物施設 | ・火薬保管施設 | ・ガス施設 |
| ・毒劇物施設 | ・放射性物質施設 | |
| ・PCB 保管施設 | ・その他二次災害の危険性があると判断する施設 | |

(1) 基本方針

- ① 危険物等施設管理者又は付近住民等は、災害の発生又は危険を察知したら、速やかに消防本部、警察署、市災害対策本部に連絡する。連絡を受けた関係機関は状況を確認するとともに、周辺住民に広報し、避難を呼び掛ける（地震発生時は、応急復旧が実施できないことが予想され、まず周辺住民を避難させることが最優先業務となる。）
- ② 危険物等施設管理者は、消防本部、警察署、市災害対策本部、草加保健所等と連携して、応急復旧活動を実施する。

(2) 個別応急復旧方針

① 危険物保管施設応急対策

□消防部

緊急措置命令により、危険物集荷の禁止、移動及び搬出の準備のための防護、その他自主的応急体制の確立等応急措置をとらせるとともに、事故発生に際しては消防部隊の効果的運用を図り、危険物排除作業を実施する。

② 火薬類保管施設応急対策計画

□消防部

火災に際しては、誘発防止のため延焼拡大を阻止する消防活動を行い、施設内の救出を実施する。

③ 放射線施設応急対策計画

□消防部

- 警防計画を策定の上、火災に際しては施設の延焼を防止する消防活動を行い汚染区域の拡大防止に努める。
- 放出に際しては、警察と連絡を取り、危険区域内の避難誘導に努める。

□放射線施設管理者

放射線防止活動実施要領に基づき、災害の状況に応じておおむね次の事項を実施する。

- 応急的危険場所の設定
- 関係機関等への連絡
- 危険場所の設定と放射線量の測定
- 被災者の救出救護
- 危険原因の応急的排除
- 危険場所内所在者の避難誘導
- 汚染の拡大防止
- 必要な広報活動の実施
- その他

④ 高圧ガス保管施設応急対策計画

□消防部

- 火災に際しては、施設管理者と連絡を密にして、未燃焼ガスの冷却及び除去を行い、延焼拡大を防止する。
- 関係機関との連携を保持し、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

□施設管理者

- 災害の規模、態様、建築物の構造等を考慮し、消防隊の責任者と連絡を密にして機敏な措置を取る。
- 爆発、火災若しくは不燃性ガスの漏出に際しては、状況に応じて次の措置を講じる。
 - ・ 負傷者の救出救護
 - ・ 漏出防止措置
 - ・ 避難の指示
 - ・ 火気厳禁の広報
 - ・ 引火性、爆発性物品の移動

⑤ 毒物劇物保管施設応急対策計画

□草加保健所

毒物劇物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物等飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し又はそのおそれがある場合は、その保管施設等の責任者に、迅速的確な情報を保健所又は警察署に連絡させるとともに、危険防止のための応急措置を講じるよう指示し、その毒性、劇性の及ぶ危険区域を指定して、警察、消防等関係機関と協調し、交通、遮断、緊急避難及び広報活動等の必要の措置を取る。

□消防部

火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、施設の延焼防止及び汚染区域の拡大を防止する。

11.5 二次災害防止のための~~市民~~住民への呼びかけ

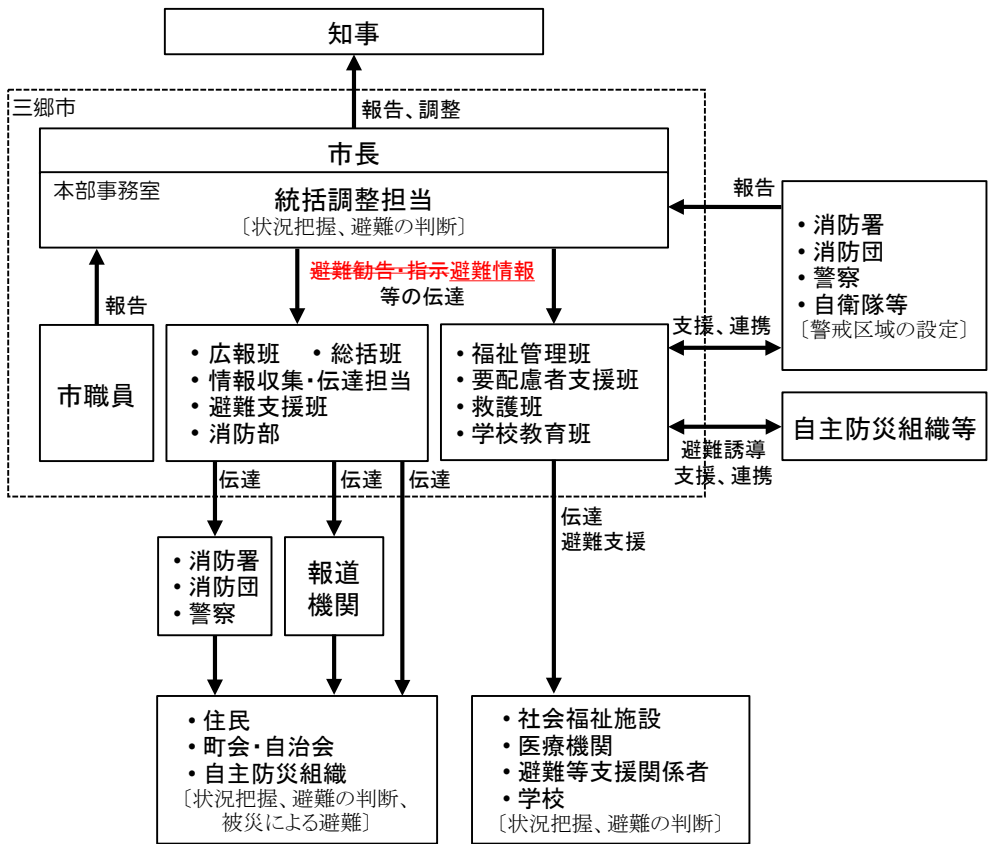
【広報班、総括班、本部事務室（情報収集・伝達担当）、消防部】

関係各班は、11.1～11.4の活動により~~市民~~住民への注意・呼びかけが必要な事項については、本節 第4「広報活動」(p.3-~~64~~70)に則って、各班より総括班へ広報依頼を行い、災害対策本部会議による広報内容の審査・決定後、広報班、総括班、本部事務室（情報収集・伝達担当）、消防部により広報を実施する。

第12 避難活動

大地震による家屋の損壊、大規模な市街地火災が発生した場合は、**市民住民**の人命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため、安全な場所への避難にできる限りの措置を取り、危険地域の住民を安全な場所へ避難誘導する。また、被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校や公共施設等の既存建物等に収容し、保護する。

なお、避難所の開設担当者は、いち早く開設の準備を進めて、避難者の初期生活が円滑に行われるように努める。



<関係図 避難活動>

12.1 避難行動（安全確保行動）の考え方と市の責務

【本部事務室（統括調整担当）】

自然災害に対しては、住民一人ひとりが自らの判断で避難行動をとることを原則とする。
市の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を、迅速かつ的確に提供することである。

① 震災時の避難の基本

地震発生に伴い生じる危険には、揺れや液状化による建物倒壊や落下物のほか、大規模な延焼火災、ガスなどの危険物資の流出・爆発などが想定される。これらの場合、危険地域から速やかに出て安全な場所まで移動することが重要となることから、震災対策としての避難は「立退き避難」が原則である。

《参考》

◆避難行動の基本分類

避難勧告情報等の対象とする避難行動は、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を原則とするものの、令和3年の災対法の改正により、上階への移動や高層階に留まること等により屋内での身の安全を確保できると住民等が自ら判断する場合は「屋内安全確保」、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合は「緊急安全確保（高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の身の安全を緊急的に確保するための行動）」となった。従来の一般的な避難の認識である避難場所への移動だけでなく、災害が発生した場合や、災害の発生が切迫し、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での避難等の安全確保措置を指示することができるようになった。

このことにより、避難勧告の対象として、以下のすべての行動が避難行動とされている。

- 指定避難場所への移動
- 安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- 近隣の高い建物等への移動
- 建物内の安全な場所での待避

12.2 要避難状況の把握

【本部事務室（統括調整担当）、消防部】

地震発生後は、人命の危険が予想される地域の把握に努め、早期に避難勧告情報等の対策が実施できるようにしておく。

■危険地域の把握

必要情報	収集先
① 堤防等の破壊による水害危険地域 ② 延焼火災危険地域 ③ 危険物災害の危険地域 ④ 建物倒壊の危険 ⑤ 宅地崩壊の危険 （クラックやずれ、のり面崩壊等）	・庁舎等からの高所視察 ・消防署 ・警察署 ・市の各機関、参集職員 ・消防団 ・市民からの通報、駆け込み ・テレビ等の映像情報

12.3 避難~~の勧告又は指示情報~~

【本部事務室（統括調整担当）、消防部、警察署】

地震発生に伴う火災、堤防損壊等による浸水、ガスもれ等の危険から人命、身体を保護し、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、地域の住民に対して避難~~の勧告又は指示情報~~の発令を行う。

避難準備情報 （要配慮者避難情報）	○災害発生の危険性が高まったときに市が発する避難勧告等情報の一つとして、避難勧告より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるもの
避難勧告	○その地域の居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧める、又は屋内での安全な場所での退避を促すもの
避難指示	○勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせる、又は屋内での安全な場所での退避させるためのもの ○ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。

避難情報	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を抑えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

(1) 避難~~勧告・指示情報~~の発令者

避難~~の勧告又は指示情報~~等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律により定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

■避難の勧告・指示情報等の発令権者及び内容

発令権者	勧告・指示・警告・命令を行う要件等	根拠法令
本部長(市長)	住民等の生命、身体に危険が及ぶと認めるとき ○ 避難準備情報 高齢者等避難 ○ 避難勧告 ○避難指示 ○緊急安全確保措置 ○立退き先の指示	災対法第56条 第2項 災対法第60条 第1項～第4項
知事	市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ○ 避難勧告 ○避難指示 ○緊急安全確保 ○立退き先の指示	災対法第60条 第56項～第78項
警察官	市長が避難の指示ができないと認められるとき 市長から要求があったとき ○避難指示 ○緊急安全確保措置 ○立退き先の指示 ○引き留め ○警告	災対法第61条 警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警察官職務執行法第4条を準用し、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる	自衛隊法第94条
知事、その命を受けた職員 水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ○避難指示	水防法第29条 地すべり等防止法 第25条

(2) 避難の勧告・指示情報を発令する目安

地震発生時には、以下の事項を目安とし、避難勧告等情報の発令の判断を行う。

- 気象台から災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断されるとき。
- 県本部長から避難~~についての勧告又は指示情報~~の要請があったとき。
- 延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき。
- 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき。
- ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき。
- 余震等により建物等が被災するおそれがあるとき。
- 堤防等が破損し、浸水等のおそれがあるとき。
- その他住民の生命・身体を保護するため必要と認められるとき。

(3) 避難の勧告・指示情報等の内容

① ~~避難勧告・指示等の内容~~

住民に対し、避難の~~勧告・指示情報~~を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

《第3編 震災対策計画》 第1章 震災応急対策計画

第2節 発災初期における災害応急対策活動

第12 避難活動

避難対象地域	○災害により危険となる地区 <u>(必要と認める地域の必要と認める居住者等)</u>
避難の理由	○災害が発生したこと、又は発生のおそれのあること ○発生場所、発生時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらも明示する。 ○災害の発生、又は拡大についての今後の見通し
避難方法	○立退き避難を促す場合は避難先となる施設 ○ <u>立ち退き避難がかえって危険な場合は屋内での安全確保上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合は屋内安全確保</u> ○ <u>指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合は緊急安全確保</u> ○必要に応じて避難経路
避難の際の注意事項	○避難誘導の際の住民同士の協力の要請（特に、避難行動要支援者を始めとする要配慮者の避難への協力） ○避難に必要な装備、持ち出し品等 ○周辺河川や気象情報への注意、監視 ○誤った情報に惑わされず冷静に行動するよう周知

② ~~避難勧告・指示等により住民等に求める行動~~

~~震災時の避難勧告等は、地震により、倒壊、爆発、延焼などの切迫した危険から安全を確保するため、災害危険箇所や警戒区域を設定し、当該箇所や区域から立ち退きを勧告又は指示するもので、住民等に以下の行動を求めるものとする。~~

区分	住民等に求める行動
避難勧告	○市は、立ち入りを規制する警戒区域の周辺の住民等に対し避難勧告を行い、住民等は、安全を確保できるよう出来る限り立ち退き避難をする。
避難指示	○市は、立ち入りを規制する警戒区域内の住民等に避難指示を行い、住民等は、直ちに警戒区域外へ立ち退き避難をする。

(4) ~~避難勧告・指示情報等の伝達~~

~~避難勧告・指示情報~~の発令は、総括班、広報班、消防部が県、消防団等に伝達する。

① 住民への周知

市は、自ら避難~~の勧告又は指示を行った~~情報を発令した場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、多様な伝達手段を用いて、速やかにその内容を住民に対して周知する。広報手段等については、本章 第1節 ~~第1-1.3-(2)~~「~~■災害対策本部設置及び廃止の通知~~」(p.3-4) ~~第3~~ 3.3 「市から住民等への情報伝達」(p.3-27)を参照。

なお、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を原則とするものの、上階への移動や高層階に留まること等により屋内での身の安全を確保できると住民等が自ら判断する場合は、「屋内安全確保」を実施可能であること、さらに、「緊急安全確保」を発令したときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の身の安全を緊急的に確保するための行動を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

② 要配慮者、避難行動要支援者への伝達

要配慮者の特性に応じた多様な伝達手段を活用し、確実に情報を周知するよう努め

る。また、避難行動要支援者の迅速で確実な避難のため、避難支援等関係者（消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び町会・自治会等）への情報伝達を速やかに行い、避難誘導を支援する。避難行動要支援者の避難については、本節 第16「要配慮者の安全確保」（p.3-~~123~~130）を参照。

(5) 関係機関の相互連絡

市が避難の措置を実施した場合は、速やかに県にその内容について報告する。また、吉川警察署、自衛隊及び報道機関にも情報提供する。

□県、報道機関への措置

- | |
|---|
| ○伝達ルート |
| ・原則として、総括班から県及び報道機関へ同時に情報を伝達するルートを確認する。
この場合、できる限り、情報が遅延しないように配慮する。 |
| ○伝達手段 |
| ・所定の様式により、県及び報道機関にFAX及びEメールで情報伝達を行う。
・確実性を図るため、FAX及びEメールで伝達したことを、県及び報道機関に電話連絡する。 |
| ○伝達する情報の種類 |
| ・ 災対法に基づく避難勧告・避難指示情報 及び警戒区域の設定（それぞれ解除を含む）
・ 地域防災計画に基づく、避難準備（要配慮者の避難）情報 |

県及びその他の機関が避難の措置を実施した場合も同様に相互連絡を行う。

避難~~の勧告又は指示を行なった~~情報を発令した者は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。また、必要に応じて隣接する市へも~~あわせて~~併せて連絡を行う。

市長の措置	三郷市長から県知事（ 消防防災災害対策課 ）へ速やかにその旨を報告する
警察官の措置	警察官 → 三郷市長 → 県知事（ 消防防災災害対策課 ）
自衛官の措置	自衛官 → 三郷市長 → 県知事（ 消防防災災害対策課 ）

(6) 避難~~の勧告・指示情報~~の解除

当該住民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められるときとする。
解除の場合についても、発令時と同様の方法で速やかに伝達する。

12.4 警戒区域の設定

【総括班、消防部、消防団、警察署、自衛隊】

市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は、市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市職員が現場にいない場合又はこれらの者から要請があった場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は、市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入~~り~~制限・禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法は、避難~~勧告・指示~~情報の伝達方法を準用する。

災対法等による警戒区域の設定権者は次のとおりである。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	内 容	根拠法令
本部長(市長)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入 り を制限、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災対法第 63 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとることができる。	水防法第 21 条
消防吏員又は消防団員	火災の現場において、消防警戒区域を設置して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止若しくは制限することができる。	消防法第 28 条
警察官	市長若しくはその委任を受けた市長の職権を行う市職員及び水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。なお、災対法第 63 条の職権を行使した場合実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災対法第 63 条 水防法第 21 条
災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、市長若しくは市長の権限を行うことができる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災対法第 63 条

12.5 避難誘導及び移送

【総括班、福祉管理班、要配慮者支援班、学校教育班、
~~救護班~~、消防部、消防団】

大規模な地震が発生し、揺れによる建物の倒壊や、火災等が発生するなど、生命・身体に危険が及ぶと判断した場合、住民は一旦「一時集合場所」へ集合し、安否確認等を行った後、指定された避難所等へ移動することを基本とする。

福祉管理班、要配慮者支援班、~~救護班~~及び学校教育班は、自主防災組織等と連携し、安全な場所への避難誘導を行うとともに、社会福祉施設、医療機関及び学校において避難を要する場合、可能な限りその避難を支援する。

総括班は、各班から要請があった場合、消防団、自主防災組織及び地域住民の協力を求める。

(1) 避難の誘導

避難誘導は、消防本部、警察、消防団員、自治会及び自主防災組織等の協力を得て実施する。

誘導者は、できる限り危険な道路、橋、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定し、避難先へ誘導する。また、危険な地点には、表示、縄張り等を実施し、誘導に~~あ~~当たっては色腕章を付け、又は懐中電灯を所持する。

誘導は、できるだけ自治会単位の集団避難を行う。

要配慮者は、状況により適当な場所に集合し車両等により輸送する。

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障をきたさない最小限度のものとする。

(2) 避難順位

避難順位は、緊急避難の必要性が高い地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、<u>妊産婦</u>等の要配慮者及びこれらの介護者② 一般市民③ 防災従事者 |
|---|

(3) 誘導及び輸送

避難場所への誘導及び輸送は、以下事項に留意し行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難経路の指示② 避難経路中の危険箇所の事前伝達③ 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置④ 夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用⑤ 出発、到着の際の人員点検⑥ 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送
(状況により県へ応援要請を行う)⑦ 消防職員、消防団員等による消防警戒区域の設定 |
|---|

(4) 要配慮者に対する避難誘導

要配慮者については、介助人の欠如、補装具の破損、避難場所案内の不備（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等によって、避難場所への移動に支障を来することが予測される。避難誘導者は、事前に把握した要配慮者の居住地について付近住民や自主防災組織等に協力を呼び掛け、要配慮者の安否確認及び誘導に努めなければならない。また、~~ホームヘルパー~~介護職員、ケースワーカー等の福祉関係者は、要配慮者の発見及び避難誘導を最優先として初動活動を実施する。

なお、避難行動要支援者の避難支援に~~あ~~当たっては、避難行動要支援者名簿等を活用し、避難行動要支援者の安全が確保できるよう措置する。詳細については本節 第16 「要配慮者の安全確保」(p. 3-~~123~~130) を参照のこと。

(5) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策

児童・生徒の避難は集団行動をとるものとするが、秩序が乱れ混乱による危険のおそれが予想されるので、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、避難訓練を適宜実施する。

また、学校、施設、病院においては次のことを定め、職員に徹底するよう指導する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難実施責任者② 避難の順位③ 避難誘導責任者及び補助者④ 避難誘導の要領措置 |
|--|

12.6 避難所の開設

【避難支援班、総括班】

避難支援班は、震度5強以上の地震が発生した場合、又はそれ以下の震度でも自宅等で生活することが困難な者が区域内で生じた場合は、速やかに避難所を開設する。

夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、開設のために必要な人員の不足や指揮者不在により必要な体制がとれないことが予測される。その場合、災害応急活動として、早期の段階で要員・体制を確保する必要がある、市の避難所参集職員~~及び~~、学校等施設の管理者~~及び避難所運営委員会*~~が設置されている避難所~~にあつては避難所運営委員会~~による開設を行う。(※避難所運営委員会：各指定避難所で作成するマニュアルに基づく委員会)

また、災害発生による不安により、当該地域の住民からの要請があつた場合についても、避難所を開設すべきか早急に検討する。

ただし、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(1) 避難施設

避難所の開設は、あらかじめ指定した施設の利用を原則とするが、大規模災害時等の状況により、~~指定外の施設での開設や、テント等の仮設も対象とする指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、指定避難所以外の公会堂、公民館等の公共施設や、ホテル、旅館、飲食店、神社、仏閣等の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。~~この際、開設者は最寄りの避難所を通じて開設の旨を報告するとともに、指定避難所と同様の避難者支援を行う。

避難支援班は道路交通情報チームと連携をとり、避難所開設及び住民等への避難所への安全な避難のために必要な情報の把握を行う。

□大規模災害時における避難所不足への対応

○避難所不足に係る対策

- ・避難所収容力の拡大を図るため、公共施設等や、ホテル等、企業の施設等の民間施設等や、テント等の活用を図る。
- ・自宅のある地域の避難所で避難者を収容しきれない場合には、同じ市内、同じ県内、さらには近隣都県を含めて、避難者の収容場所の調整を図ることとする。

○避難所への避難者を減らす対策

- ・膨大な数の避難者への対応について、その人数を低減させる対策を実施する必要があることから、市は被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施することにより、安全な自宅への早期復帰を促す。
- ・市は、必ずしも被災地にとどまる必要のない人を対象として、疎開・帰省の奨励・あっせんについて、必要に応じ実施する。

○避難者が必要とする情報の提供

- ・市は、避難者の数が膨大になった場合にも大きな混乱を来さないよう、迅速・的確な情報提供を行う。

(2) 収容対象者

避難所への収容対象者は以下に示すとおりである。

なお、避難所に避難したホームレスについても、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

□災害によって現に被害を受けた者

○自宅での生活が困難な住民

- ・地震等により家が倒壊するなどして自宅での生活が困難な者や、自宅等にとどまると被災する可能性があり、避難所での生活を希望する者

○帰宅困難者

- ・地震等により公共交通機関が停止し、自宅に徒歩での帰宅が難しくなった旅行者や通勤・通学中の会社員・学生・商業施設利用者等。(地域に住んでいなくても、帰宅困難者の希望により受け入れる。)

□災害によって現に被害を受けるおそれがある者

○避難~~勧告~~・指示~~情報~~が発令された場合

○避難~~勧告~~・指示~~情報~~は発令されないが、緊急避難の必要がある場合

(3) 開設の担当者

勤務時間外の発災により避難所を開設する場合は、市の避難所参集職員~~及び~~、学校等施設の管理者~~及び避難所運営委員会が設置されている避難所にあつては避難所運営委員会~~が参集し、これを行う。(担当者は複数指定しておく。)

勤務時間中の場合は、学校等施設の管理者が避難支援班から連絡を受けこれを行う。県立学校は避難支援班から依頼する。

発災直後は、市職員は救助活動等により避難所への迅速な参集が困難になるおそれがあるが、市職員及び学校教職員等施設の管理者の参集が遅れた場合は、~~避難所運営委員会等[※]の地域住民組織~~避難所運営委員会が設置されている避難所にあつては避難所運営委員会が避難所の開設を判断し開設を行う。

~~(※避難所運営委員会：各指定避難所で作成するマニュアルに基づく委員会)~~

なお、避難所の開設は、災害対策本部（避難支援班）からの開設要請によるほか、各施設の長の判断による開設を妨げるものではない。

(4) 避難所への参集基準

避難所参集職員は、震度5強以上の地震が発生した場合、又はそれ以下の震度でも報道などにより地域に被害が発生するなど自宅等で生活することが困難な者が生じるおそれがあると判断した場合、あらかじめ定められた避難所に自主参集する。なお、事前に市災害対策本部から指示があった場合はこの限りでない。

(5) 開設の公示、誘導及び保護

市は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

(6) 県への報告

市長（総括班）は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを知事に報告する。

12.7 広域一時滞在

【総括班、避難支援班】

市長は、大規模災害の発生等により、被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、災対法第86条の8 又は同法第86条の9に基づき、県内又は県外への区域における一時的な滞在として「広域一時滞在」の協議を実施し、被災住民の安全を確保する。

(1) 広域一時滞の実施

大規模災害の発生等により、災害から被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、避難支援班は、総括班へその旨を報告し、他市区町村への移動を要請する。総括班は、県内の他市町村の協力を得て、被災住民を避難させるものとし、他市町村に対し受入れを要請する。協議しようとするときは、あらかじめその旨を知事に報告する。なお、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく報告する。他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

また、市内の避難所に収容余力がないときは、総括班は県災害対策本部に対して、移送を要請する。その場合、以下の点に配慮する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○市外への避難者の把握（氏名、避難先等）○市外避難者の避難先の斡旋（県等と協議する。）○鉄道が運行している駅までの輸送○市外へ避難した者への広報（情報提供） |
|---|

(2) 広域一時滞在者の受入れ

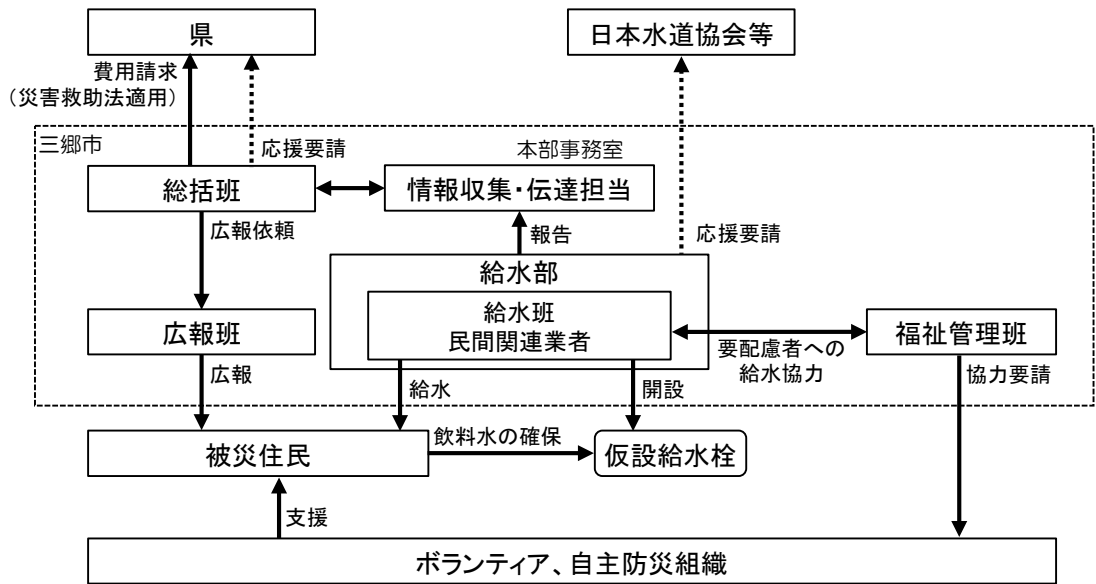
大規模災害の発生等により、他市町村から広域一時滞の協議の求めを受けた場合、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。この場合、受け入れた被災住民に対し避難所を提供する。

また、自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施するものとし、市はこれを支援する。

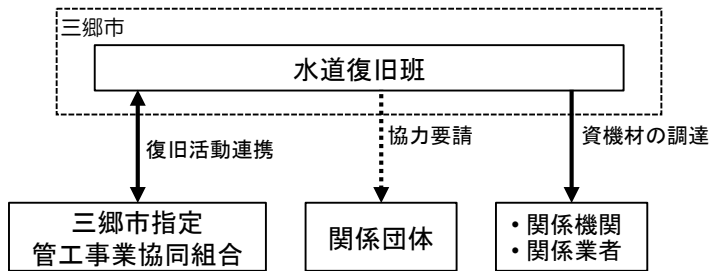
なお、県を通じ、県外の被災市町村等から広域一時滞在の協力を求められた場合は、県と協議し、広域一時滞在のための避難所を提供する。

第13 給水活動

市は、地震災害に伴い水道水の供給が途絶えたり、汚染等により住民等が飲料に適する水を得ることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧活動を実施する。



<関係図 給水活動>



<関係図 施設の応急復旧>

13.1 被害状況の把握

【給水部】

給水部は、地震により給水ができないエリアの把握とともに断水戸数等を推計し、本部事務室（情報収集・伝達担当）へ定期的に報告する。

13.2 給水体制の確立

【給水班、水道復旧班、福祉管理班】

給水は給水班が実施し、その方法等は以下のとおりとする。

(1) 給水方針の決定

給水量、給水方法、~~給水施設の~~応急復旧給水の優先順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして決定する。

① 実施責任者

被災者に対する飲料水の応急供給の実施は原則として市長が行う。

ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部に応援の要請~~及び資機材等の借入~~要請を行う。

② 給水対象者

災害のため現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

なお、要配慮者（特に乳幼児や高齢者等）への飲料水の給水には十分な配慮を行う。

③ 給水量

給水量は、災害発生から3日までは、1人1日約3リットル、~~10.4~~4日目以後は約20リットルを目標とする（第2編 第1章 第3節 第3 3.2 (1) 「~~■~~一日~~あたり~~の給水目標」（p.2-~~5365~~）参照。）。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

期間は、原則として7日以内であるが、被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。

(2) 水の確保

発災後は以下により水を確保する。また、今後市が整備する災害用貯水タンクも積極的に活用を図る。

- | | |
|--|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 水道部施設の貯留水市内浄配水場の災害時給水栓・ 耐震性貯水槽（ピアラシティ交流センター）・ 埼玉県営企業局新三郷浄水場からの給水・ 東京都水道局三郷浄水場からの給水・ 耐震性貯水槽（ピアラシティ交流センター） | 災害時給水栓等により、水を確保する。 |
|--|--------------------|

(3) 給水方法

給水は、仮設共用水栓の設置による仮設給水方式と給水容器による運搬給水方式を併用するが、全市的で大規模な被害の場合は長期間の断水が懸念されるので、仮設給水方式での給水を可能な限り拡大する。

① 仮設給水方式

仮設の水栓を設置して給水するものである。設置場所については、災害の都度決定することとする。

② 運搬給水方式

給水タンク、ポリタンク等を運搬して給水するものである。運搬場所は、特別給水拠点 (避難所等) と一般給水拠点 (在宅避難者等) とする。

☐ 特別給水拠点 (避難所等)

- ☐ 医療機関
- ☐ 救護所
- ☐ 避難所
- ☒ ~~特別養護老人ホーム~~
- ☐ その他、ほかに優先して給水する必要がある施設

☐ 一般給水拠点 (在宅避難者等)

~~避難所周辺で駐車、給水スペースの確保でき~~ 特別給水拠点以外で応急給水活動
を要する場所

③ 要配慮者への配慮

いずれの給水方式も戸別給水ではないため、特に高齢者や障がい者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。そこで、福祉管理班は、給水状況を把握し、必要な場合は、ボランティアや自主防災組織に要配慮者への支援を求める。

13.3 広報

【給水班、総括班、広報班】

給水班は、給水所の設置状況についてまとめた事項を総括班へ広報依頼するとともに指定場所及びその周辺に『給水所』と大書きした掲示物を表示する。

広報班は総括班から広報決定事項を受領し、被災市民に広報活動を行う。

13.4 施設の応急復旧

【水道復旧班】

(1) 応急復旧の実施

水道復旧班は、三郷市指定管工事業協同組合との協定に基づく協力を得て復旧活動を行うほか、必要に応じて関連団体の協力を得て迅速な復旧に努める。

(2) 応急復旧の順位

被災施設の応急復旧順位はおおむね次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 浄水場及び配水場施設、取水施設、導水管② 配水管施設③ その他給水管等 |
|---|

(3) 資機材の調達

応急復旧資機材は、市備蓄分のほか、関係機関及び関係業者から調達する。

13.5 応援要請及び受入れ

【総括班、給水班】

被災状況が市の能力を超え、前記の活動の迅速・的確な実施が困難な場合、県企業局災害対策本部、(公社)日本水道協会等に応援要請を行う。

なお、応援の受入れについては、本章 第1節 第7「広域応援要請等」(p.3-~~23~~35)により、水道施設の復旧については本節 第18 18.1「上水道施設」にて行う。

13.6 災害救助法が適用された場合の費用等

【総括班、給水班】

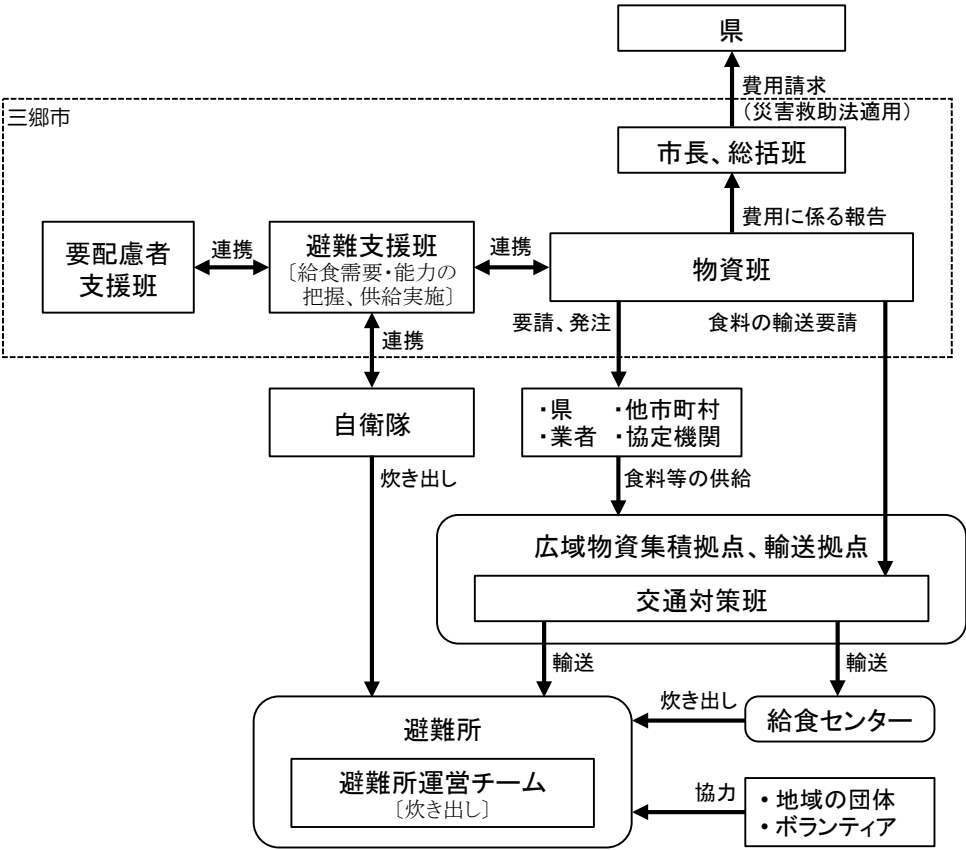
災害救助法が適用され、飲料水の供給を実施する場合、給水班は次の帳簿類を整え総括班に報告する。

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○救助実施記録日計票○給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿○飲料水の供給簿○飲料水供給のための支払証拠書類 |
|---|

第14 食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。



<関係図 食料の供給>

14.1 給食需要及び能力の把握

【避難支援班】

下表を参考に、避難者数、ミルクを必要とする乳児の人数、防災要員数及び給食センターの被害状況、稼働能力等を早期に把握する。

□供給対象者

- 避難所に収容された者
- 住家に被害を受けて炊事のできない者
- 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- 通常の配給機関が一時的にまひし、主食の配給が受けられない者
- 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- 応急活動に従事する者

14.2 給食方針の決定

【避難支援班、要配慮者支援班、物資班】

(1) 実施責任者

被災者に対する炊き出しその他による食料の供給は、市長が行う。

ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部統括部物流オペレーションチームに対し、食料品の斡旋要請を行う。

(2) 給食基準

- 食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- 配給品目は米穀を原則とするが、実情等により乾パン及び麦製品とする。
- 知事が定める配給数量は、炊き出しとして配給する場合、被災者1食~~相当~~たり精米 200g以内、応急供給受給者1人1日~~相当~~たり精米 400g以内、災害救助従事者1食~~相当~~たり精米 300g以内である。
- 副食品の数について制限しない。
- 一時縁故先へ避難する者については、3日分以内を現物により支給する。

(3) 給食の方法

- 食料供給機能の停滞により生命の危険がおよぶ可能性のある要配慮者に対し優先的に実施する。
- 各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊き出し及び食料の給与を実施する。
- 速やかに炊き出しが行われるよう給食可能設備を有する施設を調査し、協力方を要請し、炊き出し体制の確立を図る。
- 状況により、地域の団体、自衛隊又はボランティア等の協力を得て実施する。
- 野外炊飯に備えて、移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。
- 要配慮者に対応した給食方法の検討（軟らかい・きざんだ食事、栄養の考慮等）
- 可能な限りアレルギー表示（アレルギーの原因となる抗原物質の表示）に配慮した食品を選択するとともに、緊急補助治療に使用される医薬品エピペンの備蓄等の配慮を行う。
- 文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮する。

14.3 給食

【物資班、避難支援班、避難所運営チーム、交通対策班】

食料の供給が必要な場合、食料の確保及び輸送は次により行う。

(1) 食料等の調達

① 市備蓄食料の開放

② パン、弁当等の確保

③ 応援協定等に基づく物資調達

他市町村（相互応援協定締結自治体含む）、民間事業者（団体）等に対し、災害時応援協定等に基づき、物資の提供を要請する。

④ 県を通じての食料の調達

上記の手段を講じても、なお物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請する。

⑤ 米穀の調達

市は、被災状況等により、米穀小売販売業者の精米のみでは米穀が不足する場合は、県に米穀の供給を要請することができる。

市は、交通、通信の途絶、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省生産局に対し、「米穀の買入~~れ~~・販売等~~に関する~~基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請することができる。

(2) 食料の輸送

交通対策班は、市で調達した食料及び県から支給を受けた食料について、広域物資集積拠点や輸送拠点から避難所及び被災地等へ輸送する（広域物資集積拠点（三郷市勤労者体育館）、輸送拠点までは原則として県、業者等が輸送する。）

《参考》

市での搬送が不可能な場合は、食品配送のノウハウをもっている業者に委託することも検討する。

(3) 炊き出し

炊き出しによる食事の提供は次により行う。

- ① 給食センターでの炊き出し
- ② 避難所での炊き出し
- ③ 自衛隊の災害派遣による炊き出し

《参考》

◆炊き出し（温かい食事・汁物・サラダの提供）

避難所の弁当や配給食は、「塩辛い」、「油もの」、「肉製品」、「同じ献立の繰り返し」、「冷たい」、「ご飯が硬い」、「野菜・魚の不足」等という傾向がある。被災者の健康維持と精神安定の観点からも、炊き出しについては「簡易キッチンによる避難所での調理」や「食事の献立化」を図り、提供する食事形態の一つとして計画的に位置づけていく。

(4) 食品の配付

災害発生当初は物資の流通が途絶えるため、避難所に収容された避難者だけでなく、在宅の被災者も考慮した食品の配付を行う。食料等の物資が流通し~~はじ~~始めるなど、ある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。なお、食品は、不特定多数の一般に配布するのではなく、被災者の需要を把握した上で対象者を明確にして配付するのが原則であることに留意する。

14.4 災害救助法が適用された場合の費用等

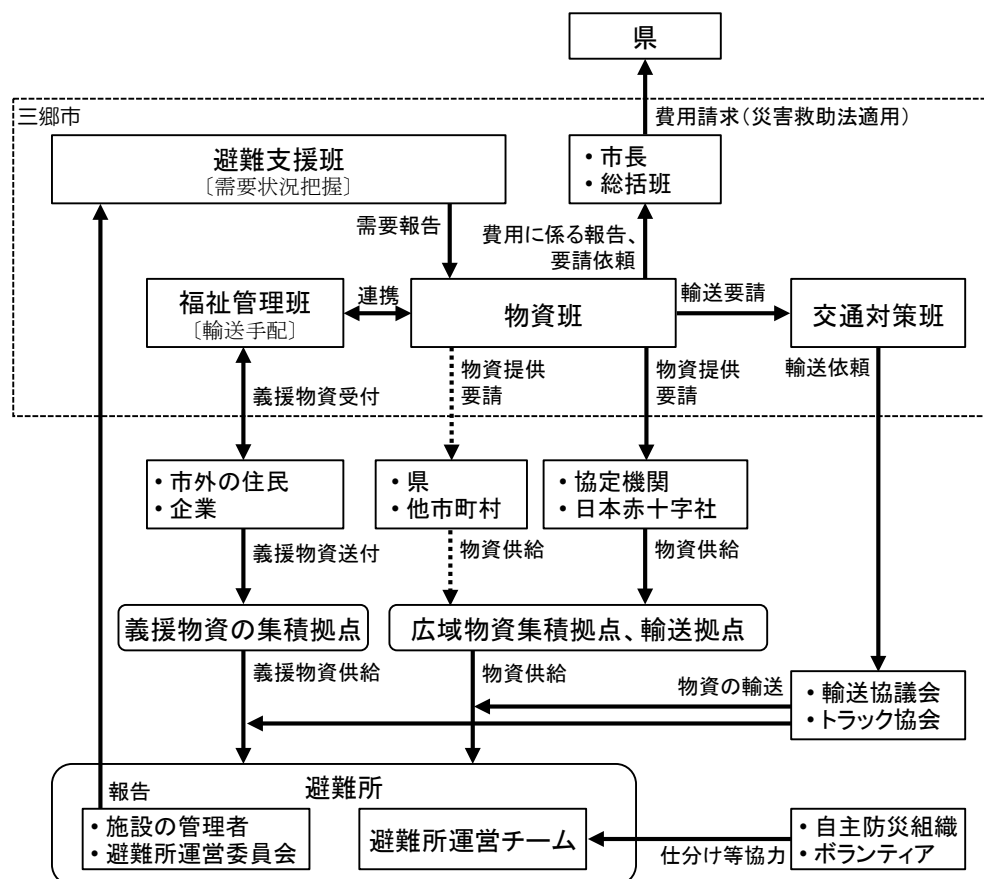
【総括班、物資班】

炊出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求できることから、物資班は次の帳簿類を整え総括班に報告する。

- 救助実施記録日計票
- ~~物資受払簿~~炊出しその他による食品給与物品受払簿
- ~~物資の~~炊出し給与状況
- ~~物資購入関係支払証拠書類等~~炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

第15 生活必需品等の供給

地震による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を供給する。



＜関係図 生活必需品等の供給＞

15.1 生活必需品等の需要の把握

【避難支援班、物資班】

避難支援班は、生活必需品等の需要（品目、数）を避難所となった施設の管理者（避難所運営委員会が設置された場合は避難所運営委員会）から把握し物資班に報告する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

15.2 生活必需品供給方針の決定

【物資班】

(1) 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の策定及び実施は、災害救助法の基準に準じて行う。

災害救助法が適用された場合の被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市が実施する。

(2) 供給する主な生活必需品

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
乳幼児や授乳者、高齢者、障がい者等のニーズに配慮する。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| イ | 被服、寝具及び身の回り品 |
| ○ | 寝具 … 毛布、タオルケット、布団等 |
| ○ | 外衣 … 洋服、作業衣、子供服等 |
| ○ | 肌着 … シャツ、パンツ等の下着類 |
| ○ | 身の回り品 … タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等 |
| ロ | 日用品 |
| ○ | 日用品 … 懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等 |
| ハ | 炊事用具及び食器 |
| ○ | 炊事用具品 … 鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等 |
| ○ | 食器 … 茶碗、皿、はし等 |
| ニ | 光熱材料 |
| ○ | 光熱材料品 … マッチ、ロウソク、LP ガス等 |
| ホ | その他 |
| ○ | その他 … 紙おむつ、生理用品、風邪薬等医薬品、AM/FM ラジオ等 |

(3) 供給方法

物資班は、生活必需品等供給方法の基本方針を決定する。
生活必需品等の供給方法としては以下の方法が考えられる。

- | |
|-----------------|
| ○市備蓄物資の開放 |
| ○流通物資の確保 |
| ○県を通じた生活必需品等の調達 |
| ○日本赤十字社救援物資の供給 |
| ○他市町村からの調達 |
| ○義援物資の活用 |

15.3 生活必需品等の確保・輸送

【物資班、総括班、交通対策班、福祉管理班】

生活必需品等の供給が必要な場合、その確保及び輸送は次により行う。

(1) 市備蓄物資の開放

物資班は、市備蓄物資の開放が必要と判断した場合は、備蓄倉庫の開放を行うとともに、交通対策班へ各避難所への輸送を要請する。

交通対策班は、備蓄倉庫から物資を各避難所に輸送する。

その際、協定に基づき、三郷市輸送協議会及び(社)埼玉県トラック協会吉川支部三郷地区の協力を得る。

(2) 流通物資の確保

物資班は、流通物資の確保が必要と判断した場合は、総括班を通して協定に基づき災害時応援協定事業所に対して物資の確保及び避難所への輸送を依頼する。それでもなお不足する場合は、その他の事業所に対して同様の要請を行う。

(3) 県を通じての生活必需品の調達

物資班は、市のみで物資を確保することが困難な場合は、総括班を通して県に対して物資の供給を要請する。

集積拠点は三郷市勤労者体育館とし、集積拠点から避難所への輸送は交通対策班が三郷市輸送協議会及び(社)埼玉県トラック協会吉川支部三郷地区の協力を得て行う。なお、集積拠点での仕分け等については、必要に応じてボランティア及び自主防災組織の協力を得る。

□県を通じて調達が可能な物資

・医薬品	・毛布	・肌着	・タオル	・ロウソク	・簡易トイレ	ほか
------	-----	-----	------	-------	--------	----

(4) 日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資の確保

日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資は、物資班の要請に応じて総括班を通して確保する。

集積拠点及び集積拠点から避難所への輸送方法については上記(3)「県を通じての生活必需品の調達」と同様とする。

なお、福祉管理班は、日本赤十字社埼玉県支部から連絡があったときは、適切に物資班に引き継ぐ。

(5) 他市町村からの物資の調達

物資班は、市のみで物資を確保することが困難な場合は、総括班を通して他市町村に対して物資の供給を要請する。

集積拠点及び集積拠点から避難所への輸送方法については上記(3)「県を通じての生活必需品の調達」と同様とする。

(6) 義援物資の活用

市外からの義援物資の集積拠点、集積拠点から避難所への輸送方法についても前述の(3)「県を通じての生活必需品の調達」と同様とする。

1 5.4 生活必需品等の配分

【避難所運営チーム、避難支援班】

避難所に到着した生活必需品等の配分は、避難所運営チームが避難者、ボランティア等の協力を得て行う。避難所運営委員会が組織されていない場合は、施設管理責任者若しくは、あらかじめ代理者として指定を受けている者が避難支援班と連携し、その職を代行する。

また、生活必需品等の供給配分は、原則として避難所において行うものとするが、避難支援班は状況に応じて地区民生・児童委員やボランティア等の協力を得て、被災世帯に対しても被害程度及び世帯構成人員に応じて配給分する。

1 5.5 災害救助法が適用された場合の費用等

【総括班、物資班】

生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求する。

この場合、物資班は次の帳簿類を整え総括班に報告する。

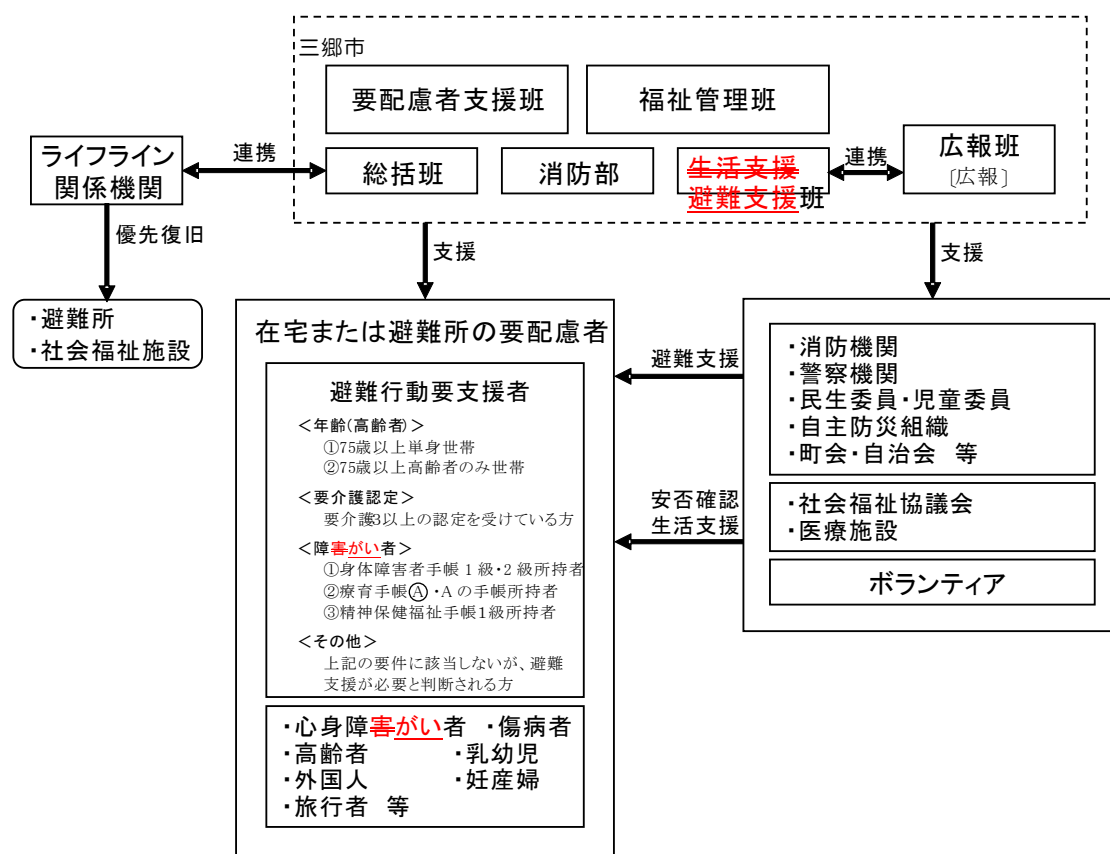
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○救助実施記録日計票○物資受払簿○物資の給与状況○物資購入関係支払証拠書類等○備蓄物資払出証拠書類 |
|---|

第16 要配慮者の安全確保

災害時には、特に、要配慮者については、適切な安全確保の行動をとることは容易ではなく、高い割合で要配慮者が犠牲となり、また、その後の避難生活においても困難が多く、せっかく発災直後に助かった命が、避難生活上の配慮が足りなかったために失われるといった事態も生じた。

これらの教訓を踏まえ、~~また避難情報をより分かりやすくするために~~改正された災対法（~~平成25~~令和3年~~4~~5月）及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府（防災担当）、~~平成25~~令和3年~~8~~5月）、「避難~~勧告等情報の判断・伝達マニュアル作成に関する~~ガイドライン」（内閣府（防災担当）、~~平成26~~令和3年~~9~~5月）、を踏まえ、要配慮者及び避難行動要支援者に対する安全確保のための応急対策を促進する。

市の要配慮者の安全を確保するために必要な施策を以下に示す。



<関係図 要配慮者の安全確保>

16.1 高齢者、障がい者等の安全確保

【要配慮者支援班、福祉管理班、総括班、生活避難支援班、消防部】

地震災害時に機敏に行動できない高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難並びに被害状況や安否について、近隣住民や家族の協力を得て把握・確認し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

(1) 避難行動要支援者等の避難

要配慮者支援班及び福祉管理班は、総括班、生活避難支援班、消防部と連携し、避難支援等関係者（消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び町会・自治会等）の協力を得ながら、災害発生時に避難行動要支援者を含む要配慮者を安全に避難させる。

① 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「~~避難勧告等の判断・伝達マニュアル(案)~~」「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）、令和3年5月）を参考に、避難準備情報、~~避難勧告~~、~~避難指示~~情報の発令等の判断基準に基づき、災害時において適時適切に発令する。

発令した避難情報が、確実に要配慮者に届き、適切な避難行動に結びつけられるよう、要配慮者の特性に合わせた伝達方法に配慮し伝達する。また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難情報発令後、速やかに、避難支援等関係者に対して、あらかじめ定めた方法により伝達し、支援を促す。

避難行動要支援者名簿等の詳細は、第2編 第1章 第4節 第4 4.2 (1) 「避難行動要支援者名簿」（p.2-~~100~~120）を参照のこと。

② 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者名簿や個別~~避難計画支援プラン（個別計画）~~を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

- 避難支援等関係者は、避難行動要支援者及び避難支援等実施者が平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意したときは、当該避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて実施する。
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報及び個別避難計画情報を提供できる。
- 市は、発災時に本人同意の有無に~~かか~~関わらず、緊急に名簿情報及び個別避難計画情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報及び個別避難計画情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
- 避難行動要支援者及び名簿情報並びに個別避難計画情報は、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

③ 避難行動要支援者の安否確認及び救助活動

避難行動要支援者名簿及び個別~~避難計画支援プラン（個別計画）~~を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

また、安否確認を行ったが応答がない場合には、現地に最寄りの避難所から人を派遣するなどの必要な支援を行うよう努める。

なお、安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画が悪用されないよう、適切な情報管理を図るために必要な措置を講じる。

④ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の支援が避難所等において、避難支援等関係者から避難場所の責任者へ適切に引き継がれるよう、あらかじめ定めた計画に基づき引き継ぎを行う。

その際、名簿情報及び個別避難計画情報が避難所生活後の生活支援に活用できるよう引き継ぐよう配慮する。

⑤ 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児等、事前に避難行動要支援者名簿に掲載されないが避難に時間と支援が必要となる要配慮者についても、優先的に避難等を実施するなど、安全確保に努める。なお、外国人や旅行者等は、~~避難行動に係る支援は比較的不要であるが、~~日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

⑥ 救助活動の実施

市は、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら在宅の要配慮者を救助する。

⑦ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、あらかじめ定めた計画に基づき、避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ移送する。

(2) 避難生活における要配慮者支援

① 安否確認の実施

市は、民生委員・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会等の協力を得ながら、要配慮者の安否を確認する。また、保護者のいない児童等の実態把握に努め、関係機関及び地域の住民等と協力して、保護、生活支援、心のケア等必要な措置を講ずる。

② 生活救援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資を調達及び供給する。配付する際には、配付場所や配付時間を一般被災者とは別に設ける。

③ 避難所における要配慮者への配慮

市は、避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供する等、要配慮者の避難について配慮する。また、要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

市は、職員、民生委員・児童委員、~~ホームヘルパー~~介護職員、保健師などにより、チームを編成して避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員、防犯指導員等を配置若しくは巡回させる。

市は県と協力し、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

□避難所における支援内容

- 要配慮者の要望把握や相談対応のため、福祉・保健担当職員、~~ホームヘルパー~~介護職員、民生委員・児童委員、ボランティア等による定期的なパトロールの実施
- 相談窓口の開設
- インフルエンザや肺炎等による避難者の身体の状況の悪化に的確に対応できるよう、医師、看護師等による巡回診療
- 介助入浴サービスの実施
- 障がい者に対する補装具等の迅速かつ円滑な交付
- 要配慮者に配慮した食事の提供（軟らかい食事、粉ミルクの提供等）
- 避難住民との調整（孤立化しないようにする）
- 要配慮者に配慮した情報提供体制
- 出入口等の段差の解消、通路の確保、障がい者用トイレ、ユニバーサルシート（大人用ベッド）の設置

④ 情報提供

市は、在宅や避難所等に避難している要配慮者に対して情報を提供するため、FAXによる情報提供、手話通訳者の派遣による情報提供、音声情報の提供、点字による情報提供等を実施する。

⑤ 相談窓口の開設

福祉管理班は、市役所や公民館等に相談窓口を開設する。

各相談窓口には、職員、福祉関係者、医療関係者等を配置し、総合的な相談に応じる。

⑥ 巡回サービスの実施

職員、民生委員・児童委員、~~ホームヘルパー~~介護職員及び保健師等により巡回班を編成し、要配慮者の状況及びニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

⑦ 受入先の確保及び移送

要配慮者の受入先として、医療施設、社会福祉施設及び福祉避難所等を確保する。また、搬送車両を確保し、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得て移送する。

⑧ 応急仮設住宅入居への優先的配慮

市は、応急仮設住宅入居者の選定に~~あ~~当たって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

(3) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

福祉管理班及び要配慮者支援班は、施設管理者と連携して、災害発生時に避難行動要支援者を安全に避難させる等、社会福祉施設の入所者の安全を確保する。

① 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。

② 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。また、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

③ 受入先の確保及び移送

福祉管理班は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先確保の支援やそれに伴う入所者の搬送車両を確保等~~し~~、~~施設入所者の搬送~~の支援を援助する。

④ ライフラインの優先復旧

施設管理者は、避難所、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧について総括班を通じて要請する。

⑤ 巡回サービスの実施

要配慮者支援班は、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した入所者の状況やニーズを把握し、必要な援助を実施する。

(4) 福祉避難所の開設

① 福祉避難所の開設

避難所での生活において特別な配慮を必要とする要配慮者については、必要に応じて「しいのみ学園」、「さつき学園」及び「ワークセンターしいの木」を福祉避難所として開設し保護する。また、「県立三郷特別支援学校」は、避難場所として指定されているが、要配慮者の避難需要が多い場合には福祉避難所として利用する。あわせて、必要に応じて、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

なお、男女のニーズの違いへの配慮等が必要となる福祉避難所についても、男女共同参画の視点に配慮して開設する。

福祉避難所を開設したときは、職員はもとより、要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、支援団体等に速やかにその場所等を周知する。

② 福祉避難所担当職員の派遣

福祉避難所を開設した時は、福祉避難所担当職員を派遣する。当面は24時間対応が必要な場合も考えられることから、必ず福祉避難所担当職員の交代要員を確保する。大規模災害発生当初には、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者の協力を得て対応を図る。

③ 生活相談員の派遣及び物資の確保

おおむね10人の要配慮者に1人の生活相談員等を配置する。また、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、パーティション等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材を確保する。

(5) 応急仮設住宅における支援

応急仮設住宅の建設及び入居に関する要配慮者への支援事項を以下に示す。

□ 応急仮設住宅における支援内容

- ☐ 仮設住宅には優先的に入居できるよう配慮する。
- ☐ 要配慮者の仮設住宅は、階段、段差がないバリアフリー構造とする。
- ☐ トイレとの距離が遠くない間取とする。
- ☐ 車いすが使用可能な構造とする。

(6) 在宅の要配慮者への支援

市は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断した場合は、その生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供する。

□生活支援物資の供給

要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の供給を行う。

□情報の提供

被災した在宅要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAX や文字放送テレビ、携帯電話の文字メール、市ホームページ等により、情報を随時提供していく。

□相談窓口の開設

市役所や公民館等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師及び~~ソーシャルワーカー~~相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

□巡回サービスの実施

職員、民生委員・児童委員、~~ホームヘルパー~~介護職員、保健師等によりチームを編成し、在宅で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(7) 応援依頼

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請する。

16.2 外国人の安全確保

【生活避難支援班、広報班】

市は、~~言葉の支障により、災害時の必要な情報を得にくい~~英語での必要な情報を発信等で工夫し、外国人~~に対し~~の安全確保に必要な措置を的確に実施するとともに、外国人の安全確保に必要な措置を的確に実施し、様々な広報媒体の活用により必要な情報を外国語で発信する。

(1) 避難誘導の実施

生活避難支援班は、広報班と協力し、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施するとともに、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する速やかな避難誘導を行うよう努める。

(2) 安否確認の実施

生活避難支援班は、自主防災組織、防災関係組織等の情報を基に、住民登録等を活用し、外国人の安否を確認する。その調査結果は、総括班を通じて県に報告する。

(3) 情報提供

広報班は、広報紙、テレビ、ラジオ、ガイドブック、インターネット等を活用し、外国語による情報提供を実施する。また、国際交流推進員及び語学ボランティア等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行により~~より~~生活情報を随時提供する。

(4) 各種相談

生活避難支援班は、相談窓口を開設し、職員や語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人に対して総合的な相談に応じる。

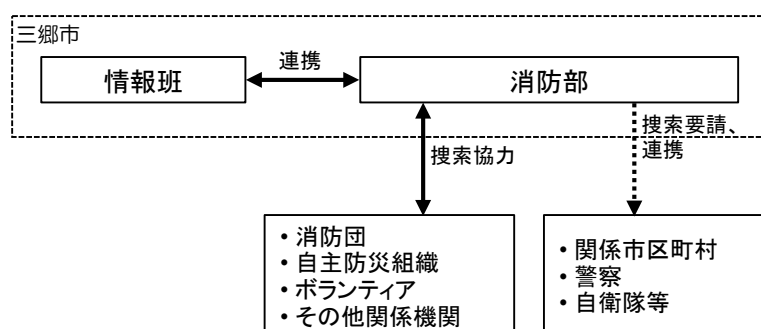
第17 遺体の取扱い

災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

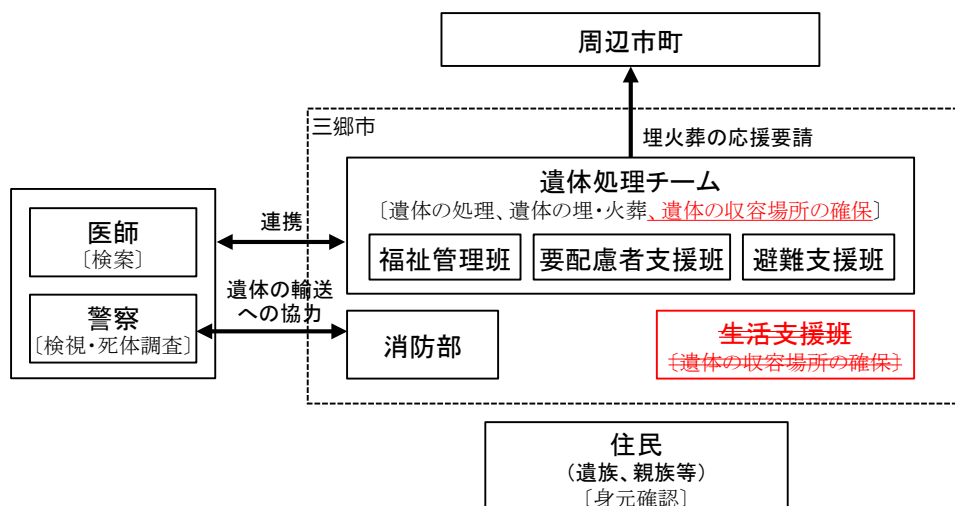
遺体の搜索、処理及び埋・火葬は、以下に示すように市が実施する。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処理についても市が行う。

なお、市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。



<関係図 遺体の搜索>



<関係図 遺体の処理>

17.1 遺体の搜索

【情報班、消防部】

遺体の搜索は、消防部が消防団等と連携して実施する。

(1) 搜索の依頼、届出の受付

情報班は、所在の確認できない住民等に関する問~~い~~合~~わ~~せや行方不明者の搜索依頼及び届出の受付を以下のとおり実施する。

□搜索の依頼、届出の受付

- 市役所内に「行方不明者相談所」を設置する。
- 行方不明者の詳細情報を聞き取る。
 - ・住所、氏名、年齢、性別、着衣その他の特徴
- 避難所の収容者リスト等を確認する。
- 災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により既に死亡していると推定される者の名簿を作成する。

(2) 搜索対象者

遺体及び災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて、場合によっては死亡していると推定される者とする。

(3) 搜索の方法

市、消防部（消防団）は、警察、自衛隊等の関係機関と連携を密にし情報把握に努めるとともに、必要な人員・資機材を投入して搜索を行う。その際、自主防災組織やボランティアその他関係機関からも協力を得るものとする。

発見した遺体や、その他事故遺体は、災害発生に伴い開設された遺体安置所に収容する。

(4) 関係市区町村への要請

市のみでの搜索が困難であり、近隣市区町の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市区町村に漂着していると思われるときは、漂着が予想される市区町村に対し搜索を要請する。要請に~~あ~~当~~た~~っては、次の事項を明らかにする。

□関係市区町村への要請

- 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- 遺体数及び氏名、性別、容ぼう、特徴、着衣等
- 応援を要請する人員又は船艇、器具等の種別

(5) 費用及び期間

① 費用

災害救助法が適用された場合に支出される費用の基準は、捜索のための機械器具の借上費、修繕費、輸送費及び人件費（当該地域における通常の実費）とする。

② 期間

期間は、原則として災害の発生の日から10日以内とする。

17.2 遺体の処理

【遺体処理チーム、~~生活支援班~~】

遺体の処理は市が行う。

(1) 実施者

遺体の収容及び処理は、~~福祉部各福祉管理班~~、~~避難支援班及び要配慮者支援班~~が遺体処理チームを編成して対応する。

(2) 遺体の届出

市及び関係機関は、災害対応現場から遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行い、検視又は死体調査を受けた後処理を行う。

(3) 遺体の処理

遺体の処理は、次のことに留意して行う。

- 警察による検視又は死体調査及び医師による検案を終えた遺体は、市が県に報告の上、警察、消防等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
- 遺体処理チームは、警察より引き渡しを受けた遺体を洗浄、縫合、消毒等の所定の措置を施し、身元が判明した場合は、遺族、親族に引き渡す。
- 遺体の身体識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋・火葬ができない場合は、遺体収容安置所に一時保存する。
- ~~生活避難~~支援班は、遺体の収容場所の確保に協力する。

(4) 身元確認

身元の確認に~~あ~~当たっては、次のことに留意して行う。

□身元確認に~~あ~~当たつての留意事項

- 身元不明者の身元確認には、警察、地元住民の協力を得て行う。
- 身元確認を終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。
また、死体埋火葬許可証を交付する。
- 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査の上引き渡す。

(5) 遺体の収容（安置）・一時保存

遺体の収容・一時保存に~~あ~~当~~た~~っては、次のことに留意して行う。

□遺体の収容等に~~あ~~当~~た~~つての留意事項

- 延焼火災ほかにより身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、斎場に集中安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。
- 遺体処理チームは、死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を用意する。

(6) 費用及び期間

① 費用

災害救助法が適用された場合に支出される費用の基準については、資料編 資料 2-14 「災害救助基準 ~~救助の方法、程度、期間等早見表~~」(p. 資料 2-31) を参照のこと。

② 期間

期間は原則として、災害の発生の日から 10 日以内とする。

17.3 遺体の埋・火葬

【遺体処理チーム、~~福祉管理班~~】

災害の際の死亡者で、本部長が必要と認めた場合、応急的に埋・火葬を行う。

(1) 対象

遺族が被災し、埋・火葬を実施することが困難な場合又は遺族がいない場合。

(2) 費用

① 支給対象

次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。

- 棺（付属品を含む）
- 埋葬又は火葬
- 骨壺又は骨箱

② 支給額

支給できる費用については、資料編 資料 2-14 「災害救助基準 ~~救助の方法、程度、期間等早見表~~」(p. 資料 2-31) を参照のこと。

(3) 期間

期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

(4) 埋・火葬の手続

事故死等による遺体は、警察により引き渡しを受けた後、埋・火葬する。

身元不明の遺体は、警察、その他関係機関に連絡し、その調査に~~あ~~当たる。この場合の取扱いは「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に準じて行う。

(5) 埋・火葬の方法

埋・火葬は、市が行い、原則として火葬とする。

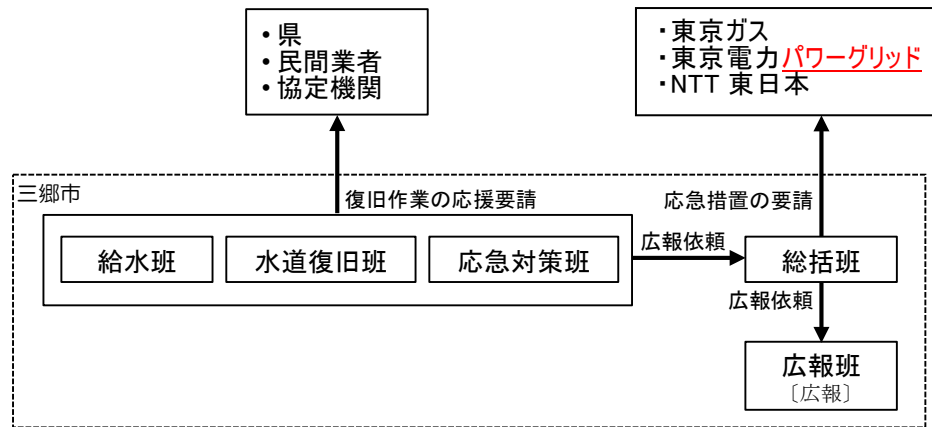
市の火葬能力を超える遺体が発生したときは、周辺市町に応援を要請する。

身元の確認ができない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し身元が判明次第、遺族に引き渡す。

災害応急埋葬場は、法人営墓地の中に所要の地積を確保し埋葬する。

第18 ライフラインの応急対策

ライフライン被害は、都市機能を麻痺させることから、市及びライフライン事業者は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。



<関係図 ライフラインの応急対策>

なお、ライフライン施設の応急復旧に当たっては、次の施設の優先復旧に努める。

- ① 病院、救護所等の人命の安全に必要な施設
- ② 首都中枢機能の継続性確保に必要な施設
- ③ ①以外の災害対策本部施設等の災害応急対策関連施設
- ④ 避難所等の民生安定のための施設

18.1 上水道施設

【給水班、水道復旧班、広報班】

災害による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上、住民生活に重大な影響を与える。そのため、水道復旧班は速やかに取水・導配水・浄水施設及び浄配水施設等、給水装置の応急復旧について対策を講ずる。

(1) 被害状況の調査

上水道施設の被害状況を速やかに調査・点検（動作確認）し、その実態を把握して的確な復旧計画を策定する。~~この場合調査の結果~~、設備の故障が~~想定される~~発見されたときは、設備メーカーに修繕を要請する。

(2) 二次災害の防止

上水道施設の被害状況の調査結果により、二次災害発生のおそれがある時には、緊急にその対応を講じる。

(23) 技術者及び作業員の確保

協定に基づき、三郷市指定管工事業協同組合へ復旧作業の協力を要請する。また、

技術者が不足する場合は、県~~（企業局）~~及び（公社）日本水道協会埼玉県支部に応援を要請する。

（34） 宿舍等の手配

復旧作業に従事する要員の宿舍、食料及び寝具等の手配を災害対策本部へ要請する。

（45） 復旧用資材の確保

被害状況調査により復旧用資材の必要量を把握し、備蓄資材の手配と不足資材の発注を行う。また、資材が不足する場合は、関連業者、県~~（企業局）~~又は（公社）日本水道協会埼玉県支部に応援の要請をする。

（56） 復旧工事

被害状況、作業の難易度及び復旧用資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ応急工事を実施するが、原則として復旧作業は浄水場~~施設~~及び配水場を最優先し、浄水場及び配水場に近い優先度の高い配水管路から復旧工事を行い、6日以内に完了するように努める。

（7） 発災後の緊急措置

災害発生時において河川又は地下水源が汚染されて公衆衛生上問題があり、その供給する水道水が人の健康を害するおそれがある時は、水道法第23条に基づき、給水の緊急停止を行う場合がある。

この時、供給する水道水を使用することが危険であることについて、総括班を通じて広報班へ広報依頼を行い、広報班は適切な広報手段を用いて市民に周知する。

（68） 災害時の広報

給水班及び水道復旧班は、地震災害時の応急給水、応急復旧対策等の実施状況や活動状況について広報事項をまとめ、総括班を通じて広報班へ広報依頼を行う。広報班は適切な広報手段を用いて市民に広報を行う。

□ 広報手段と広報事項

- 住民等に対する広報は、広報車による巡回のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請して実施する。
- 主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況（断水状況・水道水の水質に関する情報等）、応急給水・応急復旧の現状と見通し、拠点・指定給水場所の状況等とする。

18.2 下水道施設

【応急対策班、広報班】

地震により下水道施設が被害を受けた場合、応急対策班は速やかに下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握する。

また、必要に応じて緊急措置を講ずる。

(1) 活動体制

応急復旧は、応急対策班において実施し、~~三郷市職員行動マニュアル~~「下水道施設復旧マニュアル」~~並びに及び~~「三郷市下水道事業業務継続計画（BCP）」を基に活動を行う。必要に応じ民間業者の協力、相互応援協定を締結している市町及び「~~下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）~~災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」に基づき県に応援を要請する。

(2) 緊急点検、状況把握

道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占有者など他機関からの情報、住民等からの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定後、重要な幹線等の緊急点検を実施する。また、「流域下水道震災時緊急点検・緊急措置マニュアル」に基づき流域下水道の点検結果を県に報告をする。~~併あ~~わせて、流域下水道の被災状況について県に確認をする。

点検場所及び点検内容は次のとおりとし、被害の程度はメジャー等での計測等簡易な範囲で把握し、必要に応じ写真撮影、~~スケッチ~~等により記録する。

■緊急点検場所及び点検内容

点検場所	点検内容
中継ポンプ場 マンホールポンプ場	- 下水の流入状況の異常（流量、土砂の流入、石油等危険物の流入）の有無併あ - 電気及び機械設備の点検
マンホール（流域下水道を含む）	- 下水の流出<u>入</u>状況の異常（<u>侵入水流量、土砂の流入、石油等危険物の流入</u>）の有無 - マンホール蓋、口金の変形等異常の有無 - 周辺路面の異常の有無 - マンホール内の異常の有無〔路上からの目視による〕 （躯体、管渠接合部、堆積物、侵入水流量、土砂の流入、石油等危険物の下水流下状況等<u>流入の有無</u>）
伏越	- マンホール内の異常の有無〔路上からの目視による〕 （躯体、管渠接合部、下水流下状況、堆積物、ゲート等<u>閉塞、侵入水流量、土砂の流入、石油等危険物の流入</u>） - 管渠埋設場所（河川等）での下水の流出の有無 - 管渠埋設場所の地表の異常の有無
管渠埋設道路の路面等	路面、地表の異常の有無（陥没、隆起、亀裂、波打ち、噴出等）

(3) 緊急措置

緊急措置については、道路、周辺への与える影響を考慮し、管渠については二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置、中継ポンプ場にあつては施設の保護に必要な措置に限定し、早急に実施する。

□緊急措置の内容

- | | |
|--|-------------|
| ・安全柵、標識等の設置 | ・土のうによる浸水防止 |
| ・段差部のすり付け | ・通行規制 |
| ・陥没部への土砂等による埋め戻し | ・下水道の使用制限 |
| ・流水障害箇所における排水ポンプによる仮排水 | |
| ・ 早稲田 中継ポンプ場の浸水防止のため流入ゲート開閉 | |
| ・その他 | |

(4) 災害時の広報

応急対策班は、公共下水道（污水）の使用制限など、必要に応じて、埼玉県中川下水道事務所等関係機関と連携を図り、下水道施設の被害状況、復旧の状況等について広報事項をまとめ、総括班を通じて広報班へ広報依頼を行う。広報班は、適切な広報手段を用いて市民に広報を行う。

(5) 応急復旧

被害状況、資機材の確保状況及び緊急度を勘案し応急復旧計画を作成し災害対策本部の承認を得る。計画に基づき応急復旧作業を実施する。

□応急復旧作業の内容

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ・管路清掃 | ・管渠布設替え |
| ・仮排水 | ・止水及び仮締切 |
| ・ <u>中継</u> ポンプ場の応急補修及び施設保全 | ・管路施設の応急補修及び補強 |
| ・浮上マンホールの <u>上部切断応急処置</u> | |

18.3 都市ガス施設

【総括班、東京ガス(株)】

地震により都市ガス施設に被害の発生のおそれがあるとき、又は発生した場合において、都市ガス施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合、総括班は東京ガス(株)に通知し、速やかな措置を要請する。

東京ガス(株)が実施すべき応急、復旧対策は、次のとおりである。

(1) 災害応急対策

気象情報、被害情報、ガス施設等被害の状況及び復旧状況等の各情報を巡回点検、社員の出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

ガス供給停止時、復旧作業中等の場合において、その状況に応じた広報活動を行なう。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行なうほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、地方自治体等の関係機関（三郷市災害対策本部）とも必要に応じて連携を図る。

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(2) 災害応急復旧対策

災害復旧には、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

応急の復旧に~~あ~~当たっては、復旧に従事する者の安全に配慮した上で、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を優先的に行なう。

(3) 災害復旧対策

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行なう。

救急病院、社会福祉施設等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

18.4 電力施設

【総括班、東京電力パワーグリッド(株)】

地震により電力施設に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合において、電力施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合、総括班は東京電力パワーグリッド(株)に通知し、速やかな対応を要請する。

東京電力パワーグリッド(株)が実施すべき応急、復旧対策は、次のとおりである。

(1) 基本方針

災害による電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに電気災害の防止を徹底する。

(2) 応急対策

① 電力供給の維持

電力は社会秩序の維持及び復旧活動に不可欠であるため、災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。

電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに電力供給を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、速やかに連絡する。

また、火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

② 要員の確保

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、速やかに要員の確保に努める。

③ 被害状況の把握

災害が発生した場合は、次に掲げる各種情報を迅速かつ的確に収集し、総合的な被害の状況把握に努める。

□一般被害情報等

- ・気象及び地象情報
- ・一般被害情報
- ・停電による主な影響状況
- ・地方自治体、消防機関、官公署、報道機関、顧客への対応状況
- ・その他災害に関する情報（交通情報等）

□東京電力パワーグリッド関連被害情報

- ・東京電力パワーグリッドの施設の被害状況
- ・復旧資機材、応援隊、食料等の要望
- ・人身災害、その他の災害発生状況

(3) 復旧対策

① 復旧計画

各設備等の被害状況を速やかに把握し、復旧計画を策定する。

各設備の復旧順位は、あらかじめ定めたものによることを原則とするが、災害の状況、各設備の被害状況及び復旧の難易を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

② 復旧作業者の標識

復旧作業者は所定の腕章を、また連絡車両、作業車両には、所定の標識・標章を掲示して、東京電力による復旧作業であることを明示する。

③ 復旧応援隊

被害が甚大で自社の工事力では、早期復旧が困難な場合は、~~本店本社~~本部は、他の電力会社等に対し応援要請を行う。

(4) 広報活動

災害が発生した場合は、東京電力パワーグリッド（株）の広報車等により、感電事故及び電気火災等の防止に関する広報を行う。また、広報事項をまとめ、市災害対策本部総括班を通じて広報班へ広報依頼を行う。

広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関等を通じ、電力施設の被害状況及び復旧予定等を迅速かつ適切に広報する。

非常災害が発生した場合は、三郷市の関係機関と必要に応じて連携を図る。

□災害時における広報内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ <u>無断昇柱、無断工事をしないこと。</u>・ <u>電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド事業所に通報すること。</u>・ <u>断線垂下している電線には絶対さわらないこと。</u>・ <u>浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。</u>・ <u>屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</u>・ <u>警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。</u>・ <u>地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。</u>・ <u>その他事故防止のため留意すべき事項</u> |
|--|

18.5 電気通信施設

【総括班、(株)NTT 東日本-関信越埼玉事業部】

地震等の災害のために、電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生のおそれのあるときにおいて、電気通信設備の防護措置又は災害応急措置を講ずる必要がある場合には、総括班は、(株)NTT 東日本-関信越埼玉事業部に通知し、速やかな対応を要請する。

(株)NTT 東日本-関信越埼玉事業部が実施すべき応急、復旧対策は、次のとおりである。

(1) 応急対策

① 災害時の活動体制

□災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉支店事業部に災害対策本部を設置し対応する。

□情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、三郷市対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

- 重要回線の確保
- 特設公衆電話の設置
- 通信の利用制限
- 災害用伝言ダイヤル等の提供

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

必要なときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

復旧にあ当っては、行政機関、他のライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通状況、及び利用制限措置を行った場合は、措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及び市ホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、

テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

① 復旧要員計画

被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等からの応援措置を講じる。

被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直接連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

④ 通信の輻輳（ふくそう）対策

通信回線の被災等により、通信が輻輳（ふくそう）する場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

⑤ 復旧工事

応急復旧対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

18.6 現地作業調整会議の開催

【給水班、水道復旧班、応急対策班、総括班、東京ガス(株)、東京電力パワーグリッド(株)、
(株)NTT 東日本埼玉事業部、県】

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、
必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため
の現地作業調整会議を開催するものとする。

第19 公共施設等の応急復旧

公共建築物、道路、橋りょう、河川、鉄道等の公共施設が地震により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障をおよぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実施に万全を図る。

19.1 公共建築物

【財務班、施設対策班】

公共建築物は、災害応急対策の活動拠点等の防災拠点となることから、平時より耐震性を高め、万一被災した場合には、優先的に復旧し、災害応急対策上支障のないよう努める。

(1) 安全性の調査

被災建築物応急危険度判定により建築物の安全性を調査し、二次災害の防止を図り、拠点として使用可能か判断を行う。

(2) 優先復旧

調査の結果、応急措置により使用可能な建築物については、災害応急対策上拠点となるため、優先的に復旧を行う。

(3) 応援協力

財務班、施設対策班は、応急措置を行うに~~あ~~当たり人員、資機材が不足する場合は、総括班を通じて県災害対策本部に要請を行う。

19.2 道路施設

【応急対策班】

道路施設は、災害応急対策上、消防、救援・救護はもとより、物資、対策要員の輸送施設として重要な役割を果たす。特に、市内には東京外環自動車道、首都高速6号三郷線及び常磐自動車道を結ぶ三郷JCTがあり、自動車専用道路として交通の要所となっている。

そのため、災害応急対策に際しては、自動車専用道路を~~はじ~~始め緊急輸送道路となる道路を優先的に行うものとする。

(1) 自動車専用道路、国道

国道に関しては国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所戸田維持出張所へ、自動車専用道路に関しては、東京外環自動車道及び常磐自動車道の場合は東日本高速道路株式会社関東支社三郷管理事務所へ、首都高速6号三郷線の場合は首都高速道路株式会社~~東東京管理東京東局~~へ通報し、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

(2) 県道

越谷県土整備事務所へ通報し、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

(3) 市道

① 道路のパトロール、道路被害状況の把握

パトロール等により道路の被害状況を把握し、道路の亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに応急措置を講ずる。パトロール要員が不足するときは、三郷市建設業協会に応援要請を行う。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。

② 応援の要請

指定地方行政機関に対し橋りょう等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請する。(災対法 29 条)

③ 応急対策

□基本方針

- 管内道路について災害時活用路線図を作成し、救助活動の円滑な運営に資する。
- 救助活動のための道路及び避難者の通路に~~あ~~当たる道路は、優先的に復旧する。
- 道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部に報告し、直ちに排土作業、盛土作業、~~瀝青乳剤~~アスファルト~~舗~~装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。
- 被害の状況により応急措置ができない場合は、所轄警察署等関係機関へ連絡の~~あ~~上、通行止め若しくは交通規制の標示等の必要な措置を講ずる。
- 上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置を講じ、事後連絡する。
- 復旧資材、材料に不足が生じたときは、三郷市建設業協会の協力を求めて確保する。

□市道の応急対策

- 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。
- 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。
- 路面やのり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行う。
- 落下した橋りょう若しくはその危険があると認められた橋りょう又は被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡の~~あ~~上、通行止め若しくは交通規制の標示等の必要な措置を講ずる。

④ 広報活動

応急対策班は、~~あ~~通行不能箇所、迂回路、復旧見込みなどの住民等へ広報を行う事項をまとめ、総括班を通じて広報班へ広報依頼を行う。広報班は、適切な広報手段を用いて住民等に広報を行う。

19.3 河川及び水路

【応急対策班】

市及び関係機関は、災害によって河川施設に被害が生じたときは、直ちに応急復旧を実施する。

なお、堤防決壊時の通報は、江戸川河川事務所洪水対策計画書 3-16、~~17~~に基づき江戸川河川事務所~~並びに及び~~江戸川河川事務所三郷出張所に連絡を行う。

(1) 国及び県管理河川

市内を流れる江戸川、中川~~をはじ~~めとする国及び県管理河川について堤防及び護岸が被害を受けた場合は、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所及び越谷県土整備事務所に通報し、必要に応じ応急措置を講ずる。

(2) 市管理河川

① 河川のパトロール、河川被害状況の把握

応急対策班は、パトロール要員、車両（自転車、オートバイが有効）が不足するときは本部事務室（人事管理担当、総務管理担当）に確保依頼をするとともに、三郷市建設業協会に応援要請を行う。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。

② 河川施設の災害応急対策（水防活動）

市管理の河川施設の水門、樋管及び排水ポンプ場等が、破損あるいは故障・停電等により運転が不能になった場合は、土のう、矢板等により応急に締切を実施し、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を実施する。

復旧資機材、材料に不足が生じたときは、三郷市建設業協会の協力を求めて確保する。

なお、市管理河川における巡視、被災状況の情報収集、水防活動等については、江戸川河川事務所洪水対策計画書第7章水防巡視情報伝達要領に基づき、適宜江戸川河川事務所へ情報提供を行う。

(3) 広報活動

応急対策班は、被害箇所、復旧見込み等の住民等へ広報を行う事項をまとめ、総括班へ広報依頼を行う。広報班は、適切な広報手段を用いて住民等に広報を行う。

19.4 鉄道

【総括班】

鉄道施設の被災情報を得た場合、総括班は、関係鉄道~~会社事業者~~に通報し、災害応急対策の実施を要請する。

関係鉄道~~会社事業者~~は、当該路線による輸送が望めない場合は、復旧対策と平行して列車の折り返し運転又は自動車輸送等の対策を講ずる。

19.5 その他の施設

【関係各班】

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

施設利用者等を、あらかじめ定めた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期す。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 畜産施設等

~~市長物資班は地震が発生した場合~~、家畜及び畜産施設等の被害状況を「中央家畜保健衛生所」に報告する。

(3) 医療救護活動施設

施設ごとに、あらかじめ策定した計画に基づき、患者等の避難誘導、施設内外の状況把握、通信手段の確保、応急修理及び応急復旧の要請等、患者の生命保護を最重点に対応する。

(4) 社会福祉施設

施設の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。施設独自での復旧が困難である場合は、福祉管理班に連絡し、援助を要請する。

また、被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

《参考》

◆社会福祉施設

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年3月28日政令第84号）」では、「老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障~~がい~~害者~~更生援護社会参加支援施設、知的障がい者援護施設、精神障がい者社会復帰施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センターその他これらに類する施設が社会福祉施設として定められている。~~

第20 帰宅困難者への支援

市の震災対策の想定である「東京湾北部地震」が発生した場合、「埼玉県地震被害想定調査 報告書」（平成26年3月）によると、~~市から市外へ通勤・通学している41,771人のうち~~16,751人が帰宅困難になると予想されている。

また、市~~から市外~~に通勤・通学している~~県内在住の10,736人、及び県外在住の9,423人~~
~~についても、多くの者のうち、17,903人が市内外において~~帰宅困難になると~~考えられ~~予想されている。

そのため、市では埼玉県及び東京都を~~はじ~~始めとする関係機関と連携し、以下に示す帰宅困難者への支援を行う。

なお、大規模地震発生後しばらくして移動できるようになり、帰宅困難者等が一斉帰宅を開始した場合、緊急通行車両等の通行に支障をきたすおそれがある。大規模地震発生後72時間は人命救助に注力すべき時期であることから、緊急通行車両等が通行する緊急輸送ルートを確保し、迅速かつ円滑な救助・救急、消火活動等が実施できる環境を整えるために、大規模地震発生後72時間までを目安として、一斉帰宅を抑制する等の対策が必要となる。また、大規模地震発生後72時間を経過した後は、帰宅困難者等が徒歩を基本とした帰宅を開始するため、徒歩帰宅支援を実施し、安全に帰宅できるよう対策を講じる必要がある。

20.1 情報の提供等

【総括班、広報班】

帰宅困難者にとって必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

実施機関	項目	対策内容
県	情報の提供 広報	- テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 県ホームページに「災害時用伝言板」を提供、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 <u>緊急速報メールによる発災直後の注意喚起</u>
市	誘導	- 徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 - ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供 - 駅前の大型ビジョンなど、デジタルサイネージを活用した情報提供 - 緊急速報メールによる情報提供 - 駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供
鉄道 機関事業者	情報の提供 広報	鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
(株)NTT 東日本 ＝ 関信越埼玉事業部	安否確認手段 の提供	- 災害時用伝言ダイヤル（171）<u>及び災害用伝言板（web 171）のサービス提供</u> - 特設公衆電話の設置等
<u>携帯電話事業者</u>	<u>安否確認手段 の提供</u>	<u>災害用伝言板のサービス提供</u>
ラジオ、テレビ等 放送報道機関	情報の提供	帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行状況)

① 発災直後の情報提供

情報不足からの不安等により一斉帰宅の抑制ができなくなることを防ぐよう、災害の状況や安全の確保及び危険回避のための情報の円滑な提供を図る。

- ・「むやみに帰宅を開始しないこと」のお願い
- ・被害状況に関する情報（震度、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ・安否確認手段
- ・公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通情報等）
- ・一時滞在施設の開設及び受入~~れ~~状況等に関する情報
- ・支援情報（一時滞在施設の開設状況等）

② 混乱收拾時以降の情報提供

上記に加え、一時滞在施設からの安全な帰宅を促すための情報を提供する。

- ・交通機関の復旧状況
- ・帰宅経路の地図情報及び道路被害
- ・一時滞在施設の運営及び閉鎖に関する情報
- ・帰宅に~~あ~~当~~た~~って注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、帰宅困難者向けの搬送情報等）

なお、情報提供の際は、駅や大型集客施設等、人が滞留し易い施設と連携し、利用者等に対し円滑に情報が伝達されるよう努める。また、大規模災害では、平常時の情報提供手段が機能しなくなるおそれがあるため、効果的に情報提供できる手段を複数講じ、帰宅困難者による混乱の軽減を図る。

20.2 一時滞在施設の開設

【本部事務室（各担当）、避難支援班】

市において帰宅困難者になっている市外から通勤・通学している者に対しても、一時的に安全な避難所に誘導し、食料・飲料水等の提供、道路情報等を提供する。

実施機関	項目	対策内容
市	一時滞在施設の開設、運営	・市有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ・市有施設以外の一時的滞在施設の開設依頼 ・一時滞在施設の開設情報等の収集、提供 ・駅周辺から一時滞在施設への避難路の確保 ・路上で被災した等、行く場所がない帰宅困難者の一時滞在施設への誘導 ・帰宅困難者の一時滞在施設への誘導（駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した誘導）
	飲料水、食料の配付	・一時滞在施設への飲料水、食料の配付、情報提供
一時滞在施設となる施設	一時滞在施設の開設、運営	・一時滞在施設の開設、運営 ・帰宅困難者への飲料水、食料の提供

(1) 一時滞在施設の開設、誘導

駅周辺等に滞留者が発生した場合、混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。その際、可能な限り要配慮者や女性への配慮等を行う。

一時滞在施設を開設したときは、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることを分かりやすく駅等に表示する。また、吉川警察署に協力を要請し、帰宅困難者の集中による混乱を防ぐよう、安全に誘導する。

なお、帰宅困難者が近辺の避難所へ殺到することによる避難所の負担を軽減するため、あらかじめ指定した一時滞在施設に対し、状況に応じ順次開設を要請する。

(2) 飲料水・食料等の備蓄の提供

市は、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。また、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜、一時滞在施設に提供する。

一時滞在施設の開設運営は、避難所の開設運営に準じる。

災害時においては、発災後72時間は人命救助等の対応が優先され、一時滞在施設への職員派遣が困難となることが想定される。一時滞在施設については、連絡体制を整え、通信手段を確保し、行政と連絡を取り合いながら、自助や共助の考えに立ち、施設の職員や帰宅困難者が自ら一時滞在施設を運営することが望ましい。

(3) 一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後おおむね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること等が、一つの判断材料となる。

市は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受け入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供する。

(34) 大型集客施設の来客者に対する帰宅抑制の徹底

大型集客施設は、曜日や時間帯による利用者の変動が大きく、営業時間外に発災した場合に、一時滞在施設として機能しないおそれがあり、安定的に一時滞在施設として役割を果たすことが見込めないため、大型集客施設に対しては、発災時には、施設内の客の一斉帰宅の抑制を徹底するよう依頼する。

20.3 帰宅活動への支援

【本部事務局（各担当）】

市外へ通勤・通学し帰宅困難になっている住民等の帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

実施機関	項目	対策内容
県、市	一時休息所の提供要請	・帰宅支援協定に基づく、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用の要請
	代替輸送の提供	・バス輸送の実施 ・マリーナ、船着場（※）を活用して、河川舟運による輸送の実施
	徒歩帰宅者の支援	・帰宅支援ステーションの周知 ・帰宅支援ツールの提供
鉄道機関事業者	一時休息所の提供	・駅施設等の一部を一時休息所として利用 ・トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド(株)	沿道照明の確保	・帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

注）※「船着場」については、国土交通省江戸川河川事務所において整備済の緊急用船着場を活用する。詳しくは、本節 第10 10.4 (3)「船舶輸送」(p. 3-9198)を参照のこと。

(1) 代替輸送の提供

各輸送機関と連携し、代替輸送手段を確保する。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの周知

九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）では、災害時に徒歩で帰宅する人たちのために、一部コンビニエンスストア等やガソリンスタンドと徒歩帰宅者支援の協定（九都県市「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」）を結んでおり、これらの店舗では、トイレ、水道水を利用できるほか、道路交通情報などを入手できる。市は、これらの災害時帰宅支援ステーションを帰宅困難者へ周知する。

帰宅支援ステーションには、店舗の入口にステッカーを貼る、のぼり旗を設置する等、帰宅困難者に分かりやすい工夫を施す。（ステッカーは次ページ参照）

(3) 徒歩帰宅者の支援

発災時は、都県市境等市内要所に帰宅支援マップを提供できるよう情報提供ボックスの設置を検討する。

《第3編 震災対策計画》 第1章 震災応急対策計画

第2節 発災初期における災害応急対策活動

第20 帰宅困難者への支援

□災害時帰宅支援ステーション

□防犯・防災協力店セーフティ・ステーション（ガソリンスタンド）



第3節 救援期における災害応急対策活動

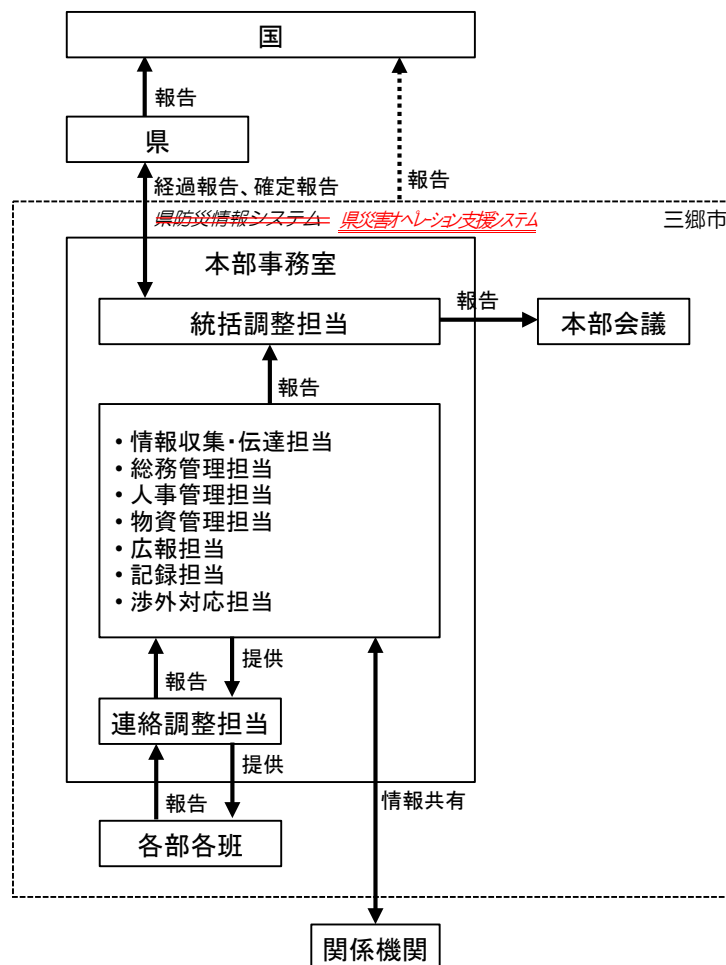
本節では、地震発生からおおむね3日目以降（救援期）の災害応急対策について定める。

救援期における災害応急対策活動は、被災者の生活支援に必要な応急活動が主体になる。災害の規模によっては、避難所の開設が長期にわたるなどして担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じるリスクが高くなり、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。その際は、本章 第1節 第2「動員配備」(p. 3-18)に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

第1 災害情報の収集・伝達・共有

救援期に入ると、発災時の混乱状況もある程度沈静化していると想定される。

この時期は、これまでに錯綜した災害情報の整理を行うとともに、引き続き情報の収集・伝達・共有を強化する。



<関係図 災害情報の収集・伝達・共有>

1.1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

【情報班】

救援期においても、引き続き本章 第2節 第3 3.3 「発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）」（p. 3-~~69~~65）による経過速報を適時更新し、県（災害対策支部）に報告することにより応援体制の強化を求める。

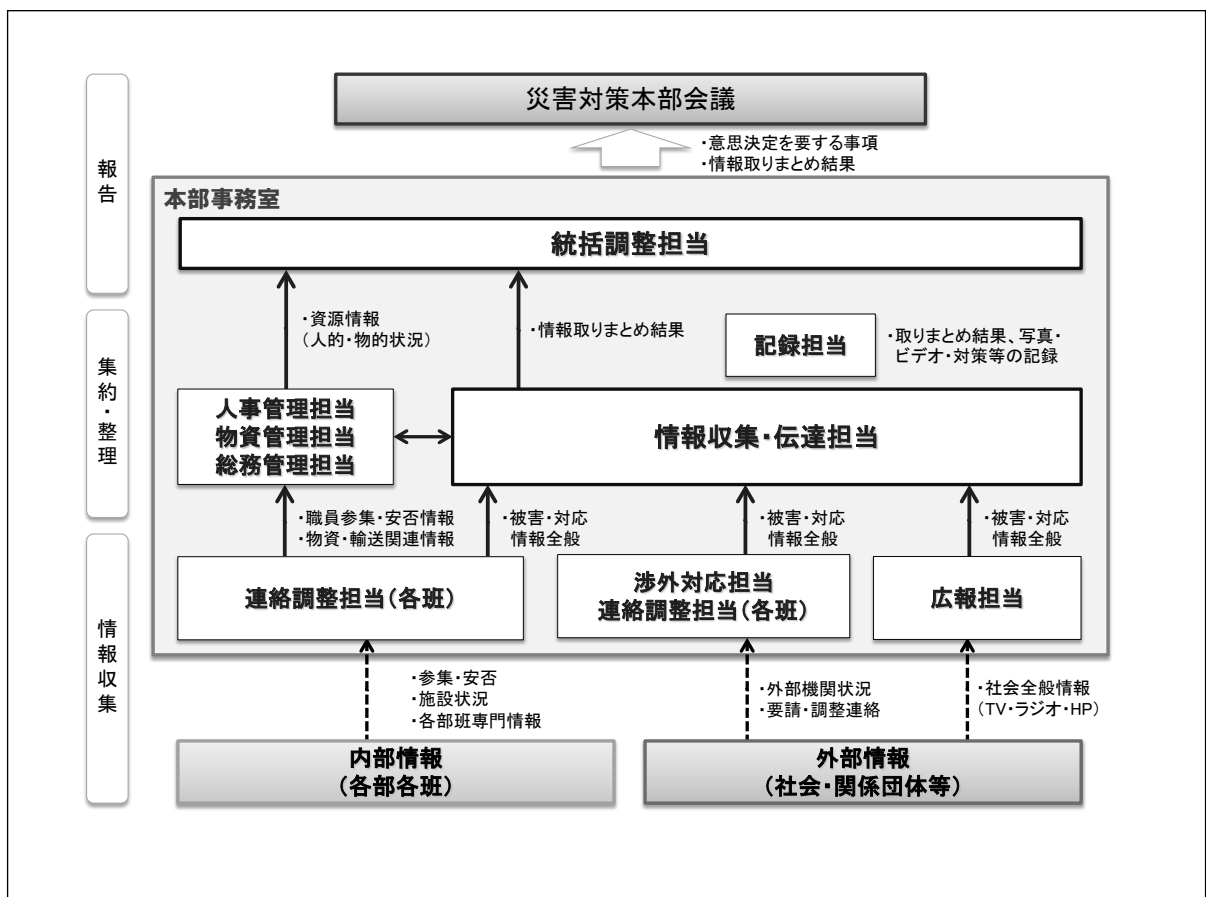
応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合）は、7日以内に確定報告を行う。

1.2 災害情報の共有

【本部事務室（各担当）、各班共通】

救援期においても、引き続き、災害対策本部及び本部事務室（各担当）における情報収集と整理を行い、本部会議で定められた方針を内外に伝達する。

■救援期、復旧・復興期における災害対策本部内での情報収集・伝達の流れ



情報班は、各班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図にプロットし、そのコピーを随時各班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。

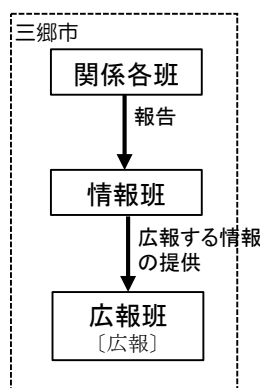
- 避難所の開設地点及び避難人数等
- ヘリポート
- 物資輸送拠点
- ごみの集積所、災害廃棄物の集積地
- 応急仮設住宅の建設地（建設予定地）
- 通行不能地点
- 交通規制地点
- 停電、断水区域
- その他必要な情報

第2 広報広聴活動

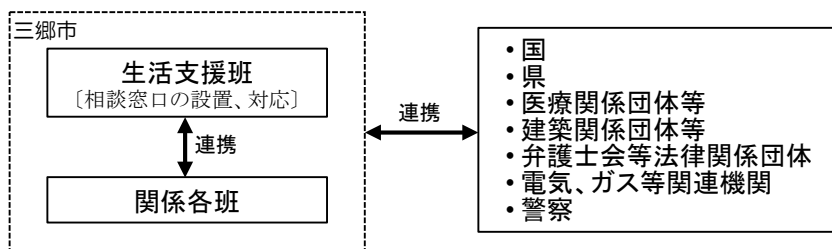
救援期においても、引き続き本章 第2節 第4「広報活動」(p. 3-6470) による~~市民~~住民等への広報を積極的に行う。なお、被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供するとともに、市外への避難者に対する広報にも留意する。

広報手段としては、従来の防災行政無線のほか、~~地デジデータ放送~~アラートや、インターネット回線が被害を受けていない場合は Twitter や Facebook などの SNS サービス、市ホームページの活用に努める。特に SNS は、特有の共有・拡散性により、情報の迂回受信（情報拡散によりその情報を必要としている人に到達する）の利益も考えられることから、SNS の特徴を活かした情報発信に努める。

また、被災者からの相談、要望、苦情等、住民等から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部・各班と相互に連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。また、外国人の相談に対応するため、外国語通訳スタッフの配置に努める。



<関係図 広報活動>



<関係図 広聴活動>

2.1 広報活動

【広報班、関係各班】

(1) 広報内容と広報情報の収集機関

広報班は、発災初期の広報内容に加え、次のような情報の提供に留意する。

内 容	収集機関
住宅の確保に関する情報	☐ 住宅対策班
義援金品の配付等に関する情報	☐ 福祉管理班、財務班
災害弔慰金等の支給に関する情報	☐ 福祉管理班
保健衛生に関する情報	☐ 救護班
融資等に関する情報	☐ 物資班
悪徳商法等に関する情報	☐ 物資班

(2) 救援期及びそれ以降の広報内容

市民生活の再開の程度は様々な段階があることから、広報班はそれぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

■時間の経過と広報内容

発災後	広報内容
3日～ 1週間程度	災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、避難所を中心に広報する。 ・電気、ガス、水道等の復旧状況 ・電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報 ・公共交通機関の復旧情報 ・生活の基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報<u>及び被災者生活再建支援に関する情報、スーパーマーケットやガソリンスタンド等に関する情報等</u>） ・安否情報 ・相談窓口開設の情報
2～3週間目	ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった住民等は通常生活を再開するので、これらの住民等に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。
4週間目以後	避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の住民等が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の住民等向け情報を提供する。 ・災害関連の行政施策情報 ・通常の行政サービス情報

(3) 救援期及びそれ以降の広報手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報や~~三郷市公式サイト~~
市ホームページを利用した広報を中心に、被災者の状況に応じた広報手段を用意し、

迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

□避難所収容者への広報

- 広報紙、臨時広報紙の配付
- 防災行政無線による伝達
- 広報車による広報
- 掲示板への掲出（広報紙、臨時広報紙、伝達情報等）

□避難所外の住民等への広報

- 公民館等の公共施設での広報紙の配付及び伝達情報等の掲出
- ~~三郷市公式サイト~~市ホームページを利用した広報
- 報道機関への情報提供による広報

□市外避難者への広報

FAX ~~サービス~~、インターネット、報道機関への情報提供による広報

2.2 各種相談窓口の設置

【生活支援班、関係各班】

被災住民からの要望、相談等の早期解決を図るため、関係各部・各班及び関連機関と協力し、次のような各種相談窓口を設置する。

□相談窓口の設置

- 市役所、公民館等での相談窓口の設置
- 各避難所の巡回相談
- 電話相談窓口の設置
照会、連絡や相談窓口の設置状況等の連絡については、電話及びFAX等に対応する。
- 他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置
市、県、国等による支援事業についての相談並びに斡旋について実施する。

2.3 相談の内容

【関係各班】

相談の内容は次のとおりとする。

(1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は次の項目について実施する。

- ~~り災証明書~~罹災証明書の発行
- 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
- 倒壊家屋の処理
- 住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅の斡旋
- その他生活相談

(2) 事業再建相談

事業再建のための、市、県及び国による支援事業についての相談及び斡旋を行う。
また、県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

- 中小企業関係融資
- 農業関係融資
- その他融資制度

(3) 個別専門相談（法律、医療）

① 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て相談を行う。

② 医療相談

心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て相談を実施する。
特に震災による悲しみや恐怖、不安、ストレス等心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のカウンセラーによる電話相談、面接相談を行う。

(4) ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。
電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

(5) 消費生活相談

地震発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導に~~あ~~当^たっては、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

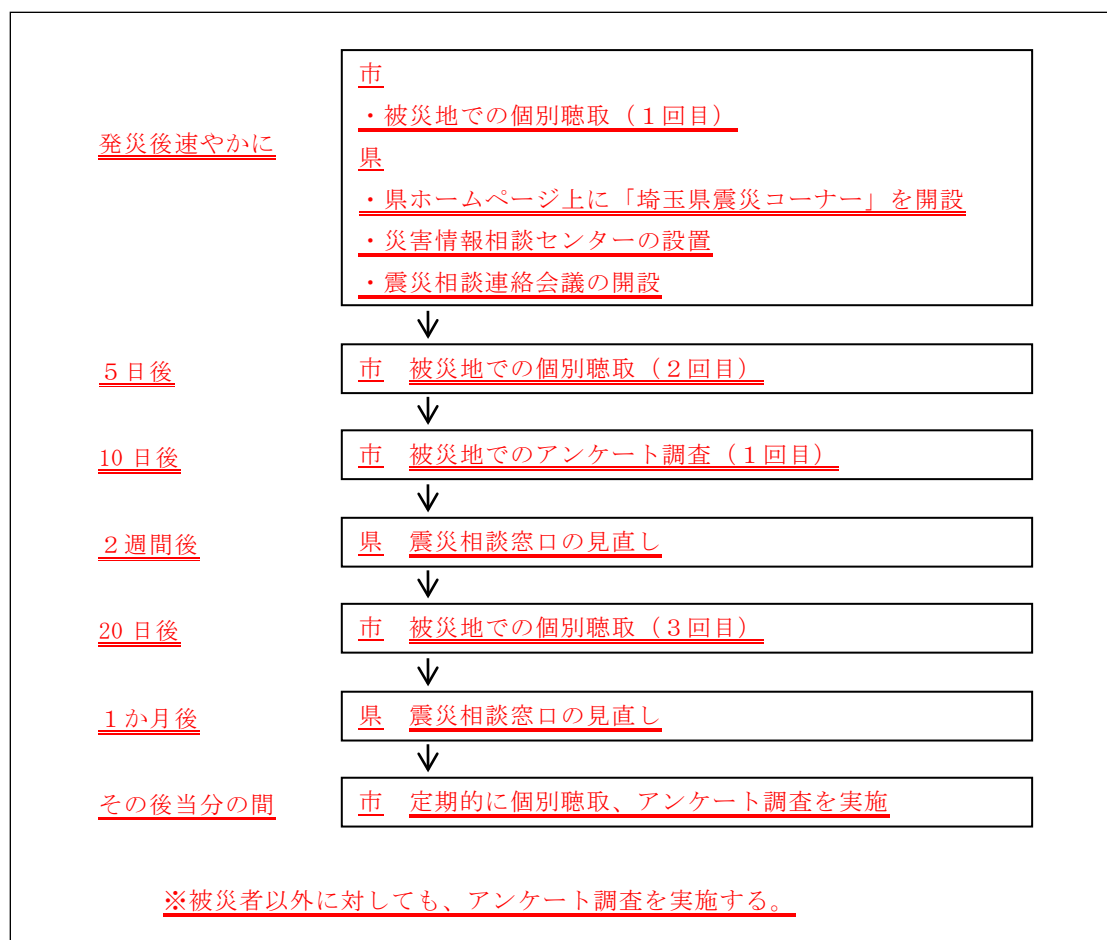
また、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、市の広報紙や報道機関等の広報により、悪質商法への注意を啓発する。

2.4 被災者に対する広聴活動の実施

【生活支援班、関係各班】

個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。

■ 広聴活動の活動手順

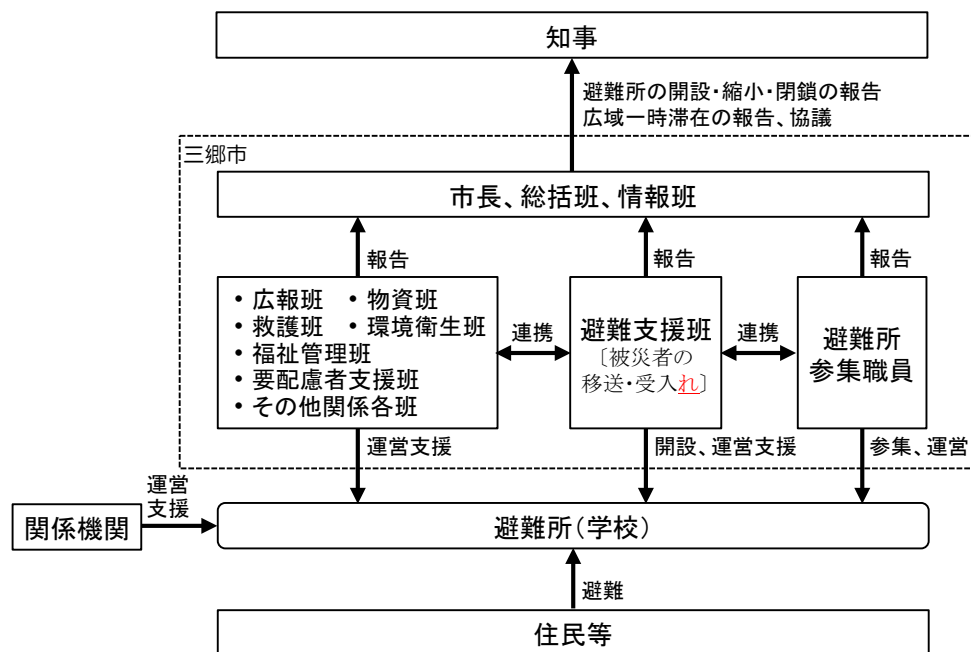


第3 避難所の運営

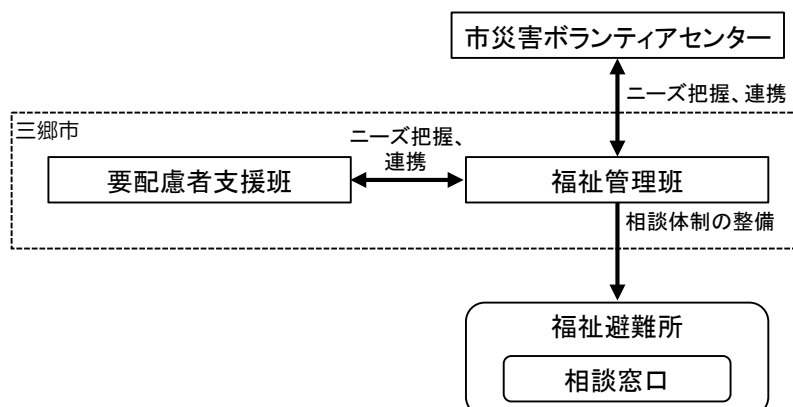
避難所生活が長期に及ぶ場合の避難所の運営について以下に示す。

避難所ごとに管理責任者を定める。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。避難所の運営に当たっては、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。



<関係図 避難所の運営>



<関係図 福祉避難所の運営>

3.1 避難所の運営

【避難支援班、広報班、本部事務室（物資管理担当）】

(1) 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。市内で避難所等の不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

作成した避難者名簿の情報については、災対法第90条の3に基づき作成する被災者台帳に引き継ぎ、継続的な被災者支援に活用する。

(12) 避難所での情報提供（広報）

避難所では、次により情報の提供を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、災害発生からの時間経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供するように努める。

- ①避難支援班は、避難者等と協力して掲示板の設置等広報広聴コーナーを設置する。
②広報班、各班及び関係機関は、避難所で広報すべき情報を広報広聴コーナーに届ける（本節 第2「広報広聴活動」（p. 3-~~154~~164）参照。）。

(23) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給布

避難所ごとに集約した食料や生活必需品のうち、そこでの調達が不可能なものについては、本部事務室（物資管理担当）へ要請する。また、到着した食料や物資を受け入れ、配付する。この際、物品の受け払い簿に記入する。

(34) 運営状況の報告

避難支援班は、避難所の運営について毎日正午までに本部事務室（情報収集・伝達担当）に報告する。

(45) 避難所日誌の作成

避難支援班は、避難所の運営記録として、避難所日誌を記録する。

(56) 避難所の開設期間

避難所は、災害がおさまり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅等による生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。

なお、避難所を閉鎖したときは、総括班は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

ただし、災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により避難所の開設期間は、7日間とする。また、状況により期間を延長する場合は~~県~~知事の事前承認を受ける必要がある。

(67) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年 埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求できる。

この場合、避難支援班は次の帳簿類を整え総括班に報告する。

避難所開設に伴う費用は、人件費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費並びに仮設の炊事場及び便所の設置費として、県の基準に準ずる。

- 避難者名簿
- 救助実施記録日計票
- 避難所用物資受払簿
- 避難所設置及び収容避難生活状況
- 避難所設置に要した支払証拠書類
- 避難所設置に要した物品受払証拠書類

3.2 避難所の標準設備等

【避難支援班】

避難支援班は、避難所の開設が3日以上に及ぶと見込まれる場合には、次表を参考に設備等の充実に努める。各班及び関係機関は、避難所支援班と連携し避難所の設備や備蓄等の充実を図る。

■特設コーナー

- ☐ 広報広聴コーナー
- ☐ 避難所救護所（保健室等）
- ☐ 情報連絡室（無線、電話、FAX等）
- ☐ 更衣室

■資機材等

- | | | |
|----------------------------------|---|--------------------------------|
| ☐ 寝具 | ☐ テレビ、ラジオ | ☐ 被服 |
| ☐ 簡易シャワー | ☐ 日用品（タオル、歯ブラシ等） | |
| ☐ 常備薬 | ☐ 扇風機 | ☐ 仮設トイレ |
| ☐ 特設・臨時電話 | ☐ 簡易焼却炉 | ☐ ストーブ |
| ☐ 炊き出し備品 | ☐ 暖房機 | ☐ 網戸 |
| ☐ 電源設備 | ☐ 畳・カーペット | ☐ 給水タンク |
| ☐ 洗濯機 | ☐ パソコン | ☐ 乾燥機 |
| ☐ 仮設風呂 | ☐ 間仕切り用パーティション | ☐ 掲示板 |

■スペース

- | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ☐ 駐車場 | ☐ 仮設トイレ | ☐ 仮設風呂 |
| ☐ 給水タンク | ☐ 簡易焼却炉 | ☐ 掲示板 |
| ☐ 資機材置場 | | |

3.3 避難所での医療

【救護班】

救護班は三郷市医師会と連携をとり、避難所の設置が3日以上に及ぶと見込まれる場合は、必要に応じて、被災者に医療を提供する施設（避難所救護所）を併設する。

避難所救護所を設置しない避難所については、適時、救護チームを巡回させる。

避難所救護所に配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等避難所及び周辺地域の状況に合わせ適時適切な対応を行う。また、必要に応じ、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

3.4 避難所の生活環境への配慮

【環境衛生班、救護班、避難支援班、福祉管理班、要配慮者支援班】

避難生活の長期化に備えて、以下の対策の実施を検討する。

□避難生活の長期化対策

- 温かい食事、汁物、野菜の提供（炊き出しの実施、自炊支援）
- 入浴対策（仮設風呂・温水シャワーの設置、銭湯情報の提供、障がい者等に対する移動入浴車の巡回等）
- 燃料の確保（ボンベ、コンロの調達）
- 洗濯場、物干し場の確保
- トイレが不足する場合、仮設トイレやマンホールトイレ等の設置管理
- 食品衛生対策（保健所による巡回指導、保管場所・保管器具の充実）
- 心身リフレッシュ対策（避難所でのイベント、行事等）
- 被災者の孤立感を解消し、生きがいや居場所を見出し、心身の健康を確保して
いくため、避難所内に喫茶、足湯、集会所等の交流の場を提供
- 要配慮者への配慮（医療・福祉施設への移送、情報提供、軟らかい食品等）
- 男女のニーズの違いに対する配慮（物資配付、着替え・入浴・トイレ・洗濯・化粧等に配慮したスペース確保、照明や巡回等の防犯対策、DV被害者の避難者情報の保護、相談窓口設置等）
- 防犯対策（パトロール、ガードマンの雇上げ）
- 医療相談、診療（巡回相談、健康チェック・管理等）
- 換気、暑さ・寒さ対策、エコノミークラス症候群・熱中症・フレイル予防、簡易ベッド等の確保
- ボランティア活動に対する支援（活動場所の確保、情報提供等）
- 避難者の要望把握、要望への対応方策の検討（意見集約箱、掲示板等）
- 避難所のグラウンド確保対策（グラウンド以外の場所へ駐車場確保等）

(1) 避難所における生活環境の把握

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努めるため、トイレの設置状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(42) 衛生

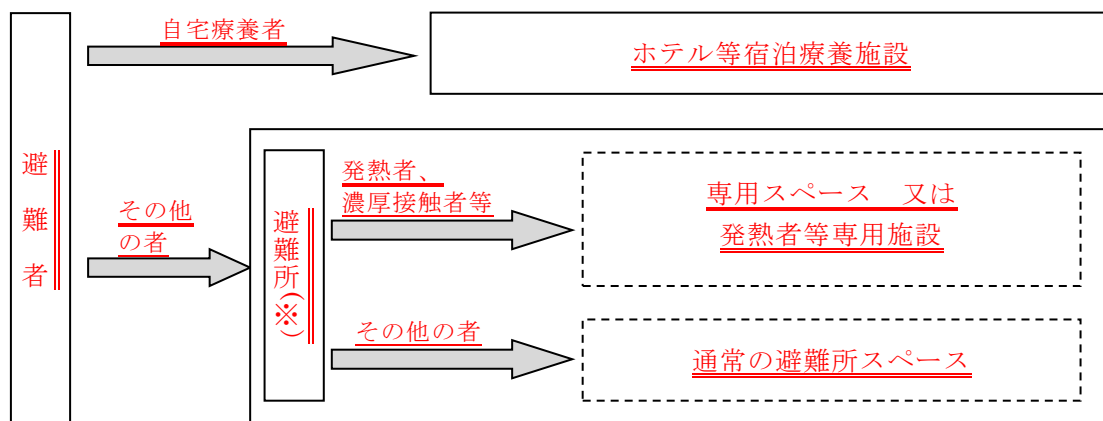
環境衛生班は、避難所におけるごみの分別、出し方、また救護班は食品管理等衛生面での配慮について避難所運営委員会に指導する。また、感染症や食中毒の予防対策として入浴が有効であることから、入浴施設の確保等、被災者の入浴機会を増やすよう努める。

(3) 避難所における感染症対策

新型コロナウイルスを含む感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、総括班と救護班等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

① 健康状態に合わせた避難場所の確保

避難者の健康状態に合わせて、避難者の滞在場所を確保する。



※ 十分なスペースを確保するため指定避難所以外の施設の確保を検討する。

<関係図 健康状態に合わせた避難者の振り分け>

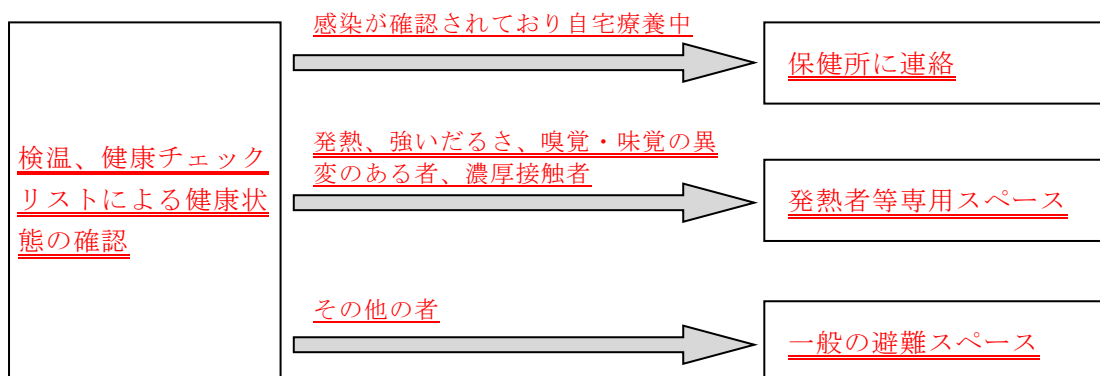
② 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。

また、指定避難所となっている学校施設では空き教室の活用を検討する。

③ 避難所受付時の避難者の健康状態の確認

避難所での避難者の受付時には、避難者の健康状態を確認し、その健康状態に合わせた対応を行う。



<関係図 避難所受付時のフロー>

④ 避難所レイアウトの検討

世帯間でおおむね2 mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

⑤ 避難者の健康管理

避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。

感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

⑥ 発熱者等の専用スペースの確保

発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切るとともに、こまめに換気し密閉を避ける。

発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

⑦ 物資・資材

マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

⑧ 自宅療養者の対応

自宅療養者には、事前に管轄の保健所から、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう周知する。

避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

⑨ 住民への周知

広報紙、市ホームページ、SNS等を活用し、以下の事項を住民に周知する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること○マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等 |
|--|

⑩ 感染症対策

手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。

定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）。

食事時間をずらして密集・密接を避ける。

こまめに換気し、密閉を避ける。

⑪ 発熱者等の対応

避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。

避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

(24) プライバシー保護

避難支援班及び避難所運営委員会は、避難所でのプライバシーの保護のため、間仕切り等の設営に努める。

また、避難者名簿等を作成・管理する際には、情報管理に十分留意する。特に、DV保護対象者の女性の場合、避難情報が出ることによりトラブルに巻き込まれる懸念があるため、本人の意思を尊重し、慎重に対応するよう配慮する。

そのほか、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難者の個人情報の管理を徹底する。

(25) 防火・防犯

消防本部、警察機関は、避難所での防火・防犯について避難所運営委員会を指導するとともに、必要に応じてパトロールを行う。

(46) 要配慮者のための相談体制

福祉管理班は、要配慮者支援班及び市災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するための相談体制を福祉避難所（本章 第2節 第16「要配慮者の安全確保」（p. 3-~~122~~130））等に必要な応じて整備する。

(57) 要配慮者及び男女のニーズの違い、性的少数者への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮する。管理責任者を男女共同で配置するなど、女性や要配慮者が運営に参画し、円滑な避難所運営が可能となるよう努める。

また、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置できるよう配慮する。また、要配慮者等のために必要な物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

女性や子どもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設、女性専用の物干し場所等の設置場所に配慮するとともに、生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や巡回警備の実施など、による安心・安全の確保に努めるなど、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に~~あ~~当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

さらに、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

□生命・身体に配慮を要する避難者への対応

- ①人工呼吸器等の医療機器を使用しなければいけない難病患者・障がい者がいる場合、優先的に非常用発電機を使用できる環境を整備する。
- ②アトピー性皮膚炎の悪化を避けるために避難所の仮設風呂・シャワーを優先的に使用させることや、喘息など呼吸器疾患の悪化を避けるために、避難所内でほこりの少ない場所に避難することなどの配慮を行う。

(68) 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとで、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる。

その他、動物との同伴可能な専用スペースを設置し、共同で運用する等の対応については、避難状況に応じ、避難者同士の同意のもとで、自主的な避難所運営の中で、環境衛生の維持に十分留意しつつ実施する。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うこと、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設の現状復旧の責任を負うことをあらかじめ示しておく。

(79) 在宅被災者への支援避難所外避難者対策

建物の被災を免れ自宅にいることはできるがライフラインの停止等により生活ができない場合や、要配慮者等で避難所での避難生活に適応できず、やむを得ず自宅に戻る場合等、自宅で寝起きしているが避難所にいる避難者と同様の支援が必要な被災者（「在宅被災者」という。）に対し、避難所運営委員会と市職員は協力して、その状況を把握し、避難所にいる避難者と同様、安否情報や支援情報を提供するとともに、食料・水・生活物資の配給を行う。また、地域で見守り、必要な情報や福祉等のサービスを受けられるよう支援する。

特に、一人暮らしの高齢者、要介護者や障がい者（児）のいる家庭など、継続した見守りが必要な在宅被災者に対しては、関係機関等と連携・協力して状況把握に努める。

また、やむを得ず車中等に避難している被災者に対しても同様に状況把握及び支援を行うとともに、特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

3.5 市外への避難、被災者の移送

【総括班、避難支援班】

被害が甚大なため市内の避難所に被災者を収容できないと判断した場合、避難支援班は、総括班へその旨報告し、他市区町村への移送を要請する。

なお、県は、県内避難所での生活の長期化が見込まれる場合、又は県内での受入れが不可能になった場合は、十分な支援が可能な他の自治体（群馬県、新潟県（「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」に基づく取組）等）での二次受入れを調整することになる。市は、状況に応じて、県に対して受入県との調整を要請する。避難者の移送については、県が受入県と調整し、輸送関係事業者と協力して行われる。

詳細は、本章 第2節 第12 12.7 「広域一時滞在」（p. 3-~~440~~117）を参照のこと。

3.6 普通生活への復帰・避難所の縮小・閉鎖

【避難支援班、総括班】

（1）避難所の縮小

避難所の多くは学校等の公共施設であり、いずれ本来の業務を再開しなければならない。そのため、市は、復旧対策と連動し、被災家屋の応急対策による避難者の帰宅や仮設住宅の建設等への入居による避難生活の早期解消を図り、避難所を縮小していく。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

避難所の統廃合や避難者の自立を促進するために、市は避難所開設当初から確かな情報を基に方針・方向性・指針を打ち出し、それに向けて行政、ボランティア及び被災者が一体となって作業を進めていく。

（2）避難所の閉鎖

状況に応じて、市災害対策本部の判断により、徐々に避難所を閉鎖していく。

なお、担当の避難所が閉鎖した後の職員の災害対策活動については、市災害対策本部の指示に従うものとし、避難場所担当職員としての職務終了後は、所属する各部・班の災害対策活動又は通常業務に従事するものとする。

（3）県等への報告

市は、避難所を閉鎖した場合は、速やかに県及び関係機関等に報告する。

□被災者の移動を実施する場合の注意点

- 避難所を閉鎖しほかへの移動を住民に求める場合は、なるべく同一地域内の施設を準備すること。
- 移動先施設の生活環境のレベルを現状以上のものとする。
- 早めに方針を打ち出し、被災者組織と十分に協議すること。
- 行政と住民との信頼関係を保持するために、常に相手の立場に立った対応をすること。

3.7 被災者の受入れ

【避難支援班】

市は、県内外の他の市町村から一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があり、三郷市に被災住民の受入れを要請してきた場合、被災住民を受け入れる。この場合において、市長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供する。（災対法第86条の8又は同法第86条の9関連）

避難支援班は、本部事務室（統括調整担当）から、他市区町村からの被災者の受入れを指示されたときは、広域一時滞在の用に、受け入れた被災住民に対し避難所を提供するための措置を講じる。

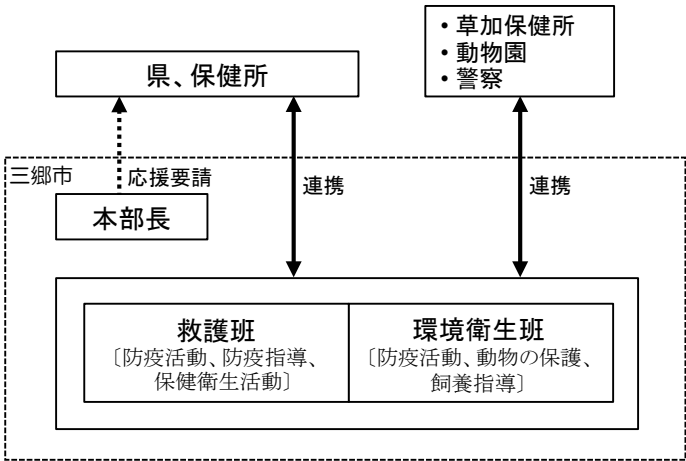
また、災害対策本部は、県災害対策本部から他市町村の被災者の受入れを指示された場合は、県の計画の定めるところにより積極的に協力する。

詳細は、本章 第2節 第12 12.7「広域一時滞在」（p. 3-~~110~~117）を参照のこと。

第4 防疫及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を適切に実施する必要がある。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な特定動物に対する保護対策も必要と考えられる。



＜関係図 防疫及び保健衛生＞

4.1 防疫活動

【救護班、環境衛生班】

水道の断水、汚水の溢水等により感染症が蔓延するおそれがあるときは、被災地の予防措置及び消毒等の防疫活動を実施する。

■被災時の防疫活動

実施主体 活動内容	埼玉県の活動	市の活動
検病疫学調査	○	△
健康診断	○	△
清掃・消毒作業		○
そ族・昆虫の駆除		○
感染症 ひ 患者罹患者の収容	○	△
予防接種	○	△

注) ○：実施主体、△：市が協力

(1) 実施体制

救護班及び環境衛生班は、保健所の指示の基に防疫活動を実施する。

(2) 実施期間

災害発生日から起算しておおむね7日間とするが、被災状況に応じて適宜判断する。

(3) 活動内容

① 消毒・清掃

救護班及び環境衛生班は、感染症が発生し又は発生するおそれのある被災区域を重点区域として、消毒作業及びごみ処理作業を住民の協力のもとで実施する。

□消毒・清掃の対象

- 給水給食施設
- 家屋
- 便所
- ごみ集積地、側溝等

□そ族、昆虫等の駆除

環境衛生班は、災害の性質や程度、伝染病のまん延のおそれ等の状況を勘案し、県の指示に基づき、薬剤によるそ族、昆虫等の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

② 収容・消毒

救護班は、被災地において感染症~~を~~罹患者又は病原体保有者を確認したときは医師と協力して感染症指定医療機関等へ収容するとともに、患者の家屋付近の消毒活動を行う等の予防措置を講ずる。

なお、医師は直ちに保健所へ報告する。

また、避難所における感染症の予防のため、被災者に防疫指導を行うとともに、伝染病の早期把握に努める。

③ 保健指導

救護班は、以下に示す保健活動を実施する。

□活動内容

- 避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。
- パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。
また、保健師による訪問衛生相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を実施する。

(4) 県に対する要請

本部長は、市による防疫活動の実施が困難な場合は、県へ要請する。なお、感染症や食中毒の予防対策としては、入浴がたいへん有効であることがこれまでの事例でも明らかになっていることから、入浴施設の確保等、被災者が入浴する機会を十分に持つことができるよう、県に対しても働きかける。

(5) 県が実施する防疫活動への協力

被災状況や感染症の発生状況に応じて、保健所が実施する被災地における検病調査、健康診断、臨時予防接種及び感染症防止対策等の予防措置に協力する。また、県の防疫用器材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。

4.2 保健衛生活動

【救護班】

救護班は、市内栄養士等の協力を得て、「埼玉県災害時栄養管理ガイドライン（平成 26 年 3 月 埼玉県保健医療部健康長寿課）」に基づき、保健所が実施する食品衛生監視、栄養指導及びメンタルケア対策に協力するとともに、県の保健衛生用器材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。

保健所長が実施する保健衛生活動は次のとおりである。

(1) 食品衛生監視

保健所長救護班は、市内栄養士等の協力を得て、次の食品衛生監視活動を実施する。

□食品衛生監視活動内容

- 救護食品の監視指導
- 飲料水の簡易検査
- その他食品に起因する被害発生の防止

(2) 栄養指導

保健所長救護班は、市内栄養士等の協力を得て、次の栄養指導を実施する。

□栄養指導活動内容

- 被災者に対する栄養相談
- 災害時の影響・食生活支援の情報提供

(3) メンタルケア対策

保健所長はメンタルケアを行う活動班を編成し、避難所、応急仮設住宅等への巡回をし、次のメンタルケア対策を実施する。

応急仮設住宅では、引きこもりが課題となりやすいことから、入居者が孤立せず、入居者同士の交流等が図れるように、食事会や健康づくり教室等に利用できる集会施設を設置するとともに、その運営を支援する。特に、中高年男性の引きこもりが問題となることが多いことから、男性が参加しやすいプログラムを実施したり、男性だけの交流の場を設ける。

□精神保健活動内容

- 発症あるいは症状が悪化した精神障がい者の相談
- 精神科医療機関の紹介
- 医療機関等への搬送手段について調整
- 市、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整
- 被災者の精神保健福祉相談

4.3 動物愛護

【環境衛生班】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や避難所におけるトラブルを回避するには、災害時に備え適正に飼養管理を行うなど平時からの飼い主の取り組みが重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。また、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

(1) 被災地域における動物の保護

市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師会、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(2) 避難所における動物の適正な飼養

市は、県、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物の取扱いについては、本節 第3 3.4 (68)「避難者と共に避難した動物の取扱い」(p. 3-~~462~~177)を参照のこと。

(3) 情報の交換

県や獣医師会、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、住民等へ提供する。

□被災動物に係る情報の交換

- 市内各所の被害及び避難所での動物飼育状況
- 必要資機材、獣医師の派遣要請
- 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- 県及び他市町への連絡調整及び応援要請

(4) その他

「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（人に危害を加えるおそれのある危険な動物）等が逸走した場合、市は、草加保健所、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

なお、三郷市内において、特定動物の登録は確認されていない。（「特定動物の飼養状況」埼玉県保健医療部生活衛生課、平成26年3月末現在）

第5 廃棄物対策

地震による災害が発生した場合、地震災害に伴って発生した大量の倒壊家屋等の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が排出される。また、これら災害廃棄物に加え、廃棄物処理施設などの被災によりごみやし尿などの一般廃棄物の処理も困難になると考えられる。

市は、被災地の住民が生活に支障のないよう清掃、障害物の除去等を迅速に行い、被災地の環境の保全を図る。

~~廃棄物対策に係る計画を以下に示す。~~なお、災害廃棄物の具体的な処理計画については、「三郷市災害廃棄物処理計画（平成30年3月）」によるものとする。

5.1 災害廃棄物処理

【環境衛生班、住宅対策班】

地震災害時には、倒壊家屋等の大量の災害廃棄物が発生するため、環境衛生班は、住宅対策班と連携を図り、廃棄物処理に必要な体制や仮置き場の確保を図る。

(1) 住宅関係障害物の除去

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれたガレキ等の除去を行うものとする。

なお、必要に応じて、越谷県土整備事務所に応援要請を行う。

① 活動方針

住宅関係障害物除去に関する活動方針は以下のとおりである。

- 障害物の除去は、市長が行う。
- 一時的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。
- 労力又は機械力が不足する場合は県に要請し、隣接市町からの派遣を求める。
- 労力又は機械力が相当不足する場合は、三郷市建設業協会からの資機材、労力等の提供を求める。

② 災害救助法を適用した場合の実施基準

ア) 対象

以下の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。

- 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

イ) 対象者の選定

障害物除去対象者の選定は市で行う。

また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。

(選定基準は仮設住宅入居者資格基準の例示を準用する。)

ウ) 期間

災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、市長は、その結果を県へ報告する。

(2) 災害廃棄物の処理

地震災害時には、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。

そのため、市は、以下に示す計画に従い廃棄物処理に必要な体制や仮置場の確保を図る。災害廃棄物処理に当たっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設等の利用を検討する。

① 災害廃棄物発生量の推定

震災時においては、倒壊家屋などの大量の災害廃棄物が発生するため、その発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場の確保を図る。

② 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況等を把握した上で、実行計画を策定する。

③ 処理体制の確保

ア) 実施体制

ガレキ等の災害廃棄物の処理は、原則として次の要領で実施する。

■災害廃棄物の処理要領

対象	処理要領
住宅・建築物系 (個人・中小企業)	原則として建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、市は、排出場所を指定し、排出方法について住民等に周知する。
大企業の事業所等	大企業は自己で処理する。
公共施設	施設の管理者において処理する。

イ) 処理の推進と調整

市は、国、県及び関係者と協力して、~~「災害廃棄物処理推進協議会」を設置し、災~~

害廃棄物の処理状況の把握、搬送ルートや仮置場（~~一時~~次集積場所）及び二次集積場所の確保を図る。

②④ 処理対策

ア) 仮置場の確保

市は、災害廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場を確保するよう努める。

■ 廃棄物仮置場の候補地

名 称	所在地	集積可能面積
番匠免運動公園	番匠免 3 丁目地先 <u>及び上口 3 丁目</u> 地先	10,000 m ²
中川 <u>下水処理水循環</u> センター	番匠免 3 丁目 <u>地先 2 番 2</u>	40,000 m ²
一般廃棄物最終処 <u>理分</u> 場	中央 5 丁目 15-1	12,114 m ²

※番匠免運動公園は、災害急性期や自衛隊の宿営、ヘリの活動がある時期は極力避けること。

イ) 災害廃棄物の処分方法

~~環境衛生班は、~~災害廃棄物 ~~の~~ はリサイクルを考慮して、可能な限り現場において分別し、仮置場に搬入する。その後、分別した種類ごとに、最終処理を実施する。

■ 分別処理の方法

区分	処理方法
木質系廃棄物	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。
コンクリート系廃棄物	コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

□ 最終処理方法

- 可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は中間処理（焼却可能な形状にする）の ~~うえ~~ 上 焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している市町村に処分を要請する。
- 不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

ウ) 費用の負担

市長は、災害の規模や状況によっては、~~被災者~~ 罹災者 の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対して公費負担の措置を要請する。

⑤ ボランティア、NPOと連携した災害廃棄物処理

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

⑥ 思い出の品等の処置

位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）が仮置場で発見された場合は、可能な限り分別及び洗浄を実施し、台帳を作成した上で保管し、所有者に返却できるよう広報を行う。

有価物（現金、株券、金券、商品券、貴金属等）を発見した場合は、発見日時・発見場所・発見者氏名を記載して保管し、その日ごとに市職員が警察署に届ける等、警察との連携を図る。

⑦ 損壊家屋の解体

倒壊家屋等は私有財産であるため、その処分についても原則として所有者が実施することとなるが、通行上支障がある場合や倒壊の危険性のある場合については、所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行うものとする。

本市が解体・撤去を行う場合は、建設部局及び解体業者と連携し、仮置場の逼迫状況を確認しながら計画的に実施する。また、解体・撤去においては、事前に石綿含有調査等を実施し、石綿等による汚染を防ぐものとする。

⑧ 環境モニタリングの実施

仮置場周辺の地域住民の生活環境へ影響を防止し、また、災害廃棄物処理現場における労働災害を防止することを目的として、環境モニタリングを実施する。

環境モニタリングで得た結果については、適時公表する。

(3) 適正処理が困難な廃棄物の処理

アスベストや PCB 等適正処理が困難な廃棄物による環境汚染の防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

① 適正処理が困難な廃棄物の処理方針

○産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。
○一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、地震発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法を住民に広報する。また、相談窓口を設け、平常時の対応と同様に業者への引取り依頼などの適切な方法を指導する。不法投棄等で市が適正に処理することが困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。仮置場に危険物・有害廃棄物が搬入された場合は、分別して風雨にさらされないよう適切に保管し、専門機関・専門処理業者へ処理を委託する。

② 適正処理が困難な廃棄物の処理

震災時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物に対しては、次の対策を講じる。各品目に応じて、適切な収集・処理を行う。

なお、詳細については、「三郷市災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月）によるものとする。

□アスベスト

アスベスト（石綿）は、その優れた特性から昭和 30 年～40 年代に建てられた鉄骨造建築物の耐火被覆材などとして使用されてきたが、現在は、その危険性から使用は原則禁止されているものの、建築材料として現在も多く既存建築物等に存在している。

アスベストを使用した建築物の解体撤去は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省 水・大気環境局大気環境課 平成 19 年 8 月）及び「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014. 6」（環境省水・大気環境局大気環境課 平成 26 年 6 月）に準じて、アスベストの飛散防止措置を講ずる。

アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）」（環境省大臣官房廃棄物リサイクル部平成 23 年 3 月）に準じて、密閉、飛散防止等適切な措置を講じて行う。

□PCB

コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に 1950 年頃から使用されはじめ、1972 年頃まで生産されていたが、慢性毒性があり 1974 年に法律により製造・輸入が禁止された。

一般家庭から粗大ごみとして排出される PCB を含む家電製品は、市が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。

5.2 家庭ごみ及びし尿の処理

【環境衛生班、住宅対策班】

地震災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。

このため、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

(1) ごみ処理

地震災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、通常のごみと倒壊家屋等の廃棄物類と分別して排出させ、ごみの排出場所を分ける等の措置を講ずる。

なお、市の処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、相互応援協定を締結している市町及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

① 施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況、ごみ集積場の被害調査等を実施し、必要な応急措置を講ずる。

② ごみ収集の方法

□ごみの収集計画の広報

ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集の計画等を住民等に対して防災行政無線を用いて広報するとともに、地区自治会又は報道機関を通じ、協力を呼び掛ける。

□腐敗性の高いごみ

腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。

□ごみの分別

ごみの分別は、適正処理できるよう分別する。なお、分別収集に~~あ~~当^たっては、適切な広報により、住民等に分別排出を呼び掛ける。

□夜間の収集

道路交通の状況によっては、関係機関と協議の~~うえ~~^上、夜間のごみの収集も検討する。

□避難所のごみ対策

避難所では、保健衛生面から毎日収集等を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的に大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

③ ごみの仮置場

住宅対策班と連携を図り、処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、仮置場を確保するよう努める。

④ ごみの処理・処分

□ごみの処理施設での処理

ごみの処理施設が受入~~れ~~可能となった時点から、仮置場に一時的に集積したごみを含め、処理施設に搬入し、順次処理・処分する。

□ごみ処理の要請

市長は、処理しきれないほど多量のごみが排出された場合、あるいはごみの処理施設が被害を受け稼働しない場合、県、相互応援協定を締結している市町及び民間の廃棄物処理業者等へ、ごみの処理を要請する。

(2) し尿処理

地震災害時には、電気・水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などにより、し尿の適正処理が不可能となることが予想されることから、緊急時におけるし尿の適正な処理を迅速かつ的確に実施する。

① 実施体制

地震災害時のし尿収集が市の処理能力を超える場合は、近隣市町及び県へ応援を要請する。

② 施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

③ 収集方法

被災地域の状況に応じて市の委託及び許可業者と緊密な連絡を図り、避難所など被災集中地区を重点的に処理する。

④ 処理等の方法

収集したし尿は、下記の処理場において処理するが、処理場が被害を受け処理ができなくなった場合は、市長は、近隣市町等及び県に処理の応援を要請する。

■し尿処理施設

名称	所在地	TEL
東埼玉資源環境組合第二工場	草加市柿木 107-1	048-936-1251

⑤ 仮設トイレの設置・管理

□避難所への仮設トイレの設置

被害状況、避難者数及び水洗トイレの使用の可否等について、避難所の状況を判断し、応急仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすることが望ましい。また、ユニバーサルデザインのトイレを最低でも1つは設置するよう検討する。

避難所のトイレは大勢の人が使用するため、普段以上に衛生面の配慮を行う。

□在宅者のための仮設トイレの設置

ライフラインの被害により、水洗トイレが使用不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、既設の公衆便所と併せてし尿を処理する。

⑥ 仮設トイレの調達

市が備蓄している仮設トイレが不足したときは、仮設トイレの調達を次の要領で実施する。

□流通在庫の調達

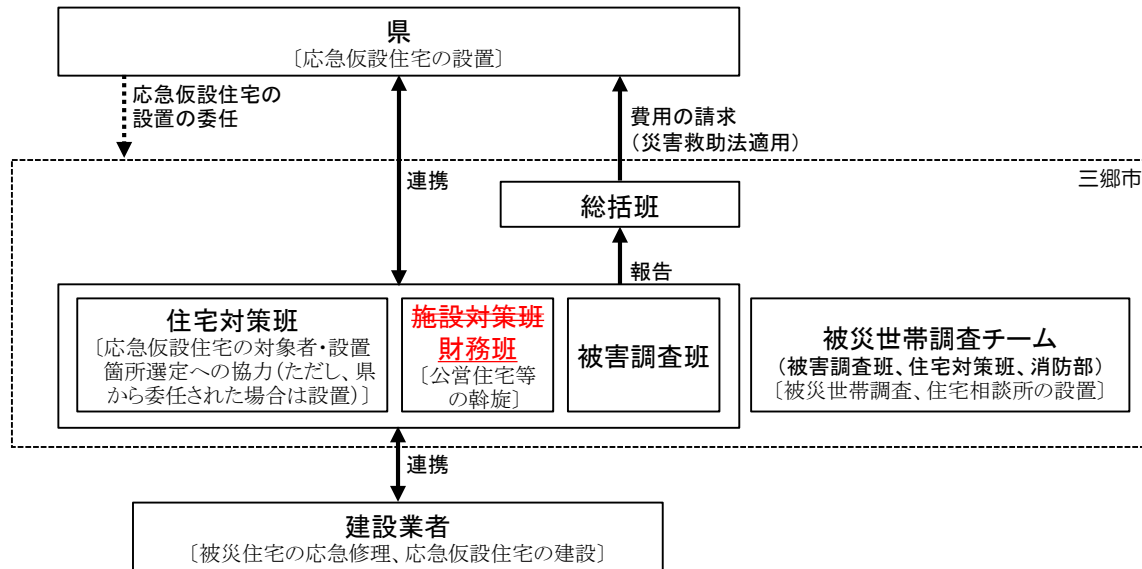
仮設トイレの流通在庫を関係業者から調達する。

□県及び隣接市町等への要請

県及び相互応援協定を締結している隣接市町等へ、備蓄してある仮設トイレの借上げを要請する。

第6 住宅の修理、応急仮設住宅の建設等

災害により住宅が滅失又は損傷を受け、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、仮設住宅等の提供を行い、災害後の被災者の生活又は生活再建の支援を行う。



＜関係図 住宅の修理、応急仮設住宅の建設等＞

6.1 住宅ニーズの把握

【被害調査班、住宅対策班、消防部】

(1) 被災世帯調査チームの設置

一元的に被災家屋の状況を把握し、住宅ニーズを的確に把握するため、発災から3日目を目途に被災世帯調査チームを設置する。被災世帯調査チームは、被害調査班、住宅対策班、及び消防部が担当者を派遣して構成する。

チームの規模は、災害の状況によって災害ごとに本部事務室長が決める。

□被災世帯調査チームの構成

被害調査班、住宅対策班、消防部

(2) 被災世帯調査チームの活動

① 被災世帯調査

被災世帯調査チームは、チームを編成して被災世帯調査を実施し、市内の被害状況を把握する。

② 住宅相談所の開設

被災世帯調査チームは、必要に応じて住宅相談所を市役所本庁舎、避難所等に開設し、被災者の住宅ニーズの把握に努める。

③ 住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設等への反映

次項 6.2 「被災住宅の応急修理」以下に定める住宅対策に①、②で把握した情報を反映させる。

6.2 被災住宅の応急修理

【総括班、住宅対策班、~~被害調査班~~】

災害のため住家が中規模半壊、半焼~~又は~~、半壊、若しくは準半壊の被害を受けし、自己の資力で応急修理のできない者~~又は~~、大規模半壊の被害を受けた者に対して居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対し必要最小限の応急修理をする。

(1) 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は県が行い、市はこれに協力する。

(2) 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が中規模半壊、半焼、半壊、若しくは準半壊の被害を受けし、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で自己の資力では、応急修理をすることができない者~~又は~~、大規模半壊の被害を受けた者とする。

(3) 修理の基準

修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に対し、最小限の応急措置を行う。

(4) 修理の方法

住宅の応急修理を実施することが決定した場合、市は、被災者に対して応急修理を周知し申込~~み~~書の受付を行い、応急修理工事等を手配する。

(5) 修理の時期

災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に修理できない場合は、~~県~~知事を通じ、内閣総理大臣の承認を受け必要最小限度の期間を延長することができる。

(6) 修理の際の留意事項

- 住宅の応急修理は、大工あるいは技術者が実施する。被災者本人に現金や木材等を支給して応急修理を行わせることはない。
- 応急修理の対象となる住家の選定は、特に慎重に行い、真に法による修理を実施する以外に修理の方法のない者を充分調査の上決定する。
- 応急修理の対象範囲は、①屋根・柱・床・外壁・基礎等、②ドア・窓等の外部に面する開口部、③上下水道・電気・ガス等の配管・配線、④便器・浴槽等の衛生設備の優先順とする。(内装は原則対象外。家具設備も対象外。)
- 応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。ただし、同一住家に2以上の世帯が同居している場合は、これを1世帯として取り扱う。
- 市は、住家の応急修理を実施する場合には、その責任者を定め、次の帳簿類を整備、保管しておく。

□帳簿類一覧

- 救助実施記録日計票
- 住宅の応急修理記録簿
- 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- 住宅の応急修理関係支払証拠書類

(7) 修理住宅の選定

県が修理住宅の選定を行う場合、住宅対策班及び被害調査班は、被害程度の調査その他選定に協力する。

(8) 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求できる。

6.3 応急仮設住宅の設置

【住宅対策班】

(1) 仮設住宅の建設

災害のため住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者~~又は応急修理をすることができない者~~について、応急仮設住宅を設置し~~又は被害家屋の応急修理を実施し~~て、その援護の万全を期する。

① 実施責任者

応急仮設住宅の設置~~及び被害家屋の応急修理の実施~~は市長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、原則的に知事の責任において実施する。

また、知事が直接設置することが困難な場合には、市にその建築を委任することがある。委任を受けた市は、その請負契約書、設計及び代金支払い証明書等を整理し保管する。

② 設置戸数

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置戸数は、原則として次のとおりとする。

□仮設住宅の設置戸数

全焼、全壊又は滅失戸数の3割以内

③ 設置場所

仮設住宅の設置場所は、市有地とするが、状況により私有地に設置する場合は、所有者と市との間で賃貸借契約を締結する。

□場所の条件

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 居住地域と隔離していない場所
- 工事車両のアクセスしやすい場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所

④ 建物の構造及び規模

災害応急仮設住宅建築工事設計書を作成する。

建物の構造、規模、設置予定数及び単位並びに建設完了予定日数、供与期間等は、災害救助法を適用した場合に準じて行う。

なお、仮設住宅を建設する際には、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮する。

□仮設住宅の設置基準

- 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工する。
- 供与期間は、2年以内とする。
- 建物の形式は、軽量鉄骨組立式とする。

⑤ 建設工事

応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。

ただし、状況に応じ、市長が委任を受けて建設することができる。

また、県及び市は応急仮設住宅の建設及び業者の選定等に~~不当~~たっては、県が応急仮設住宅の建設に関する協定をあらかじめ締結している一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、埼玉県住まいづくり協議会等と連絡調整を行い、応急仮設住宅建設のための資材調達が進むよう努める。

~~なお、市が実施する被災住宅の応急修理について資材不足が発生した場合、県に対し、資材調達への協力を要請する。~~

(2) 仮設住宅の入居

仮設住宅への入居者の選定については、住民の不公平感のないように努める。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、入居に際して要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

□入居者の選定基準

- 住家が全焼、全壊又は滅失した者であること。
- 住居する家がない者であること。
- 自らの資力では、住家を確保することができない者であること。
 - ・生活保護法の被保護者及び要配慮者
 - ・特定の資産のない高齢者、障がい者等
 - ・上記に準ずる者

(3) 仮設住宅の管理

仮設住宅での生活が長期化すると、生活環境における住民の種々の不満が発生する。

そのため、住宅対策班は、生活支援班と協力して入居者相談窓口等を設置し、住民の仮設住宅での生活環境の向上に努める。

(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合で、その設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法、~~及び~~期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市が県に請求できる。

6.4 公営住宅等の斡旋

【施設対策財務班】

住宅が滅失した被災者に対し、市営住宅の空き部屋を仮住宅として提供し、不足する場合は、県に公営住宅の提供を要請する。

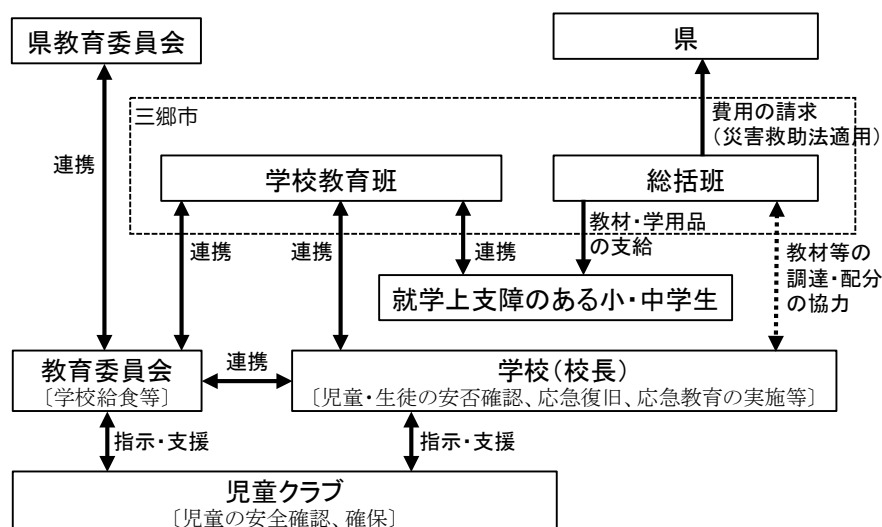
~~民間の賃貸住宅への入居希望者に対しては、物件情報を提供する。~~

第7 文教・保育対策

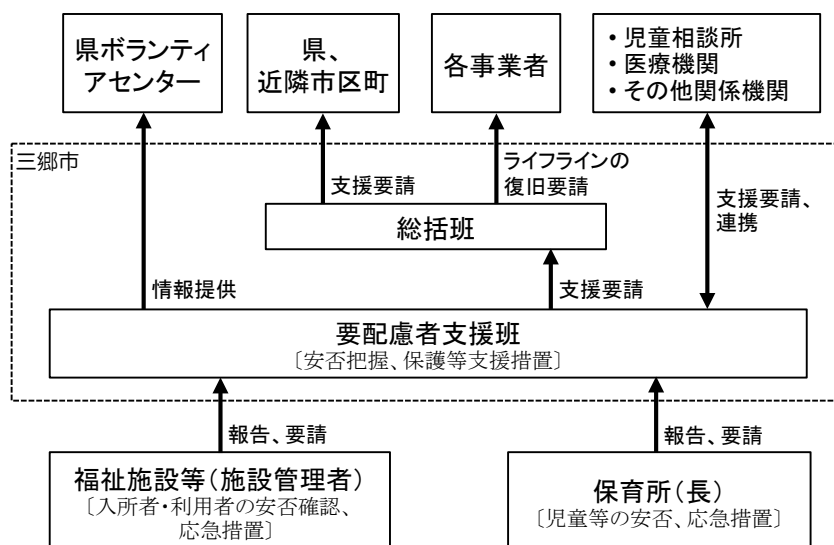
災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、学校教育班及び私立学校設置者、並びに要配慮者支援班は、関係機関の協力を得て、児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図る。

また、文化財保護班は、市内文化財について応急対策を講じる。

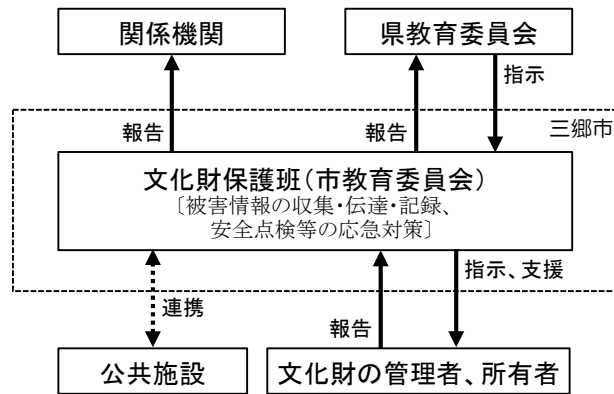
文教・保育対策の計画を以下に示す。



<関係図 応急教育>



<関係図 応急保育>



＜関係図 文化財の保護対策＞

7.1 応急教育

【学校教育班、総括班】

地震災害時においては、児童・生徒の安全確保を最優先にするとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に講ずる。

(1) 児童・生徒の安否確認

校長は、地震発生直後における児童・生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

① 勤務時間内に地震が発生した場合

□児童・生徒の安全確保と被害状況の把握

校長は、地震発生直後、児童・生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

□児童・生徒等の避難

校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童・生徒及び教職員を安全な避難所等へ速やかに避難させる。

□臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。
また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として広報班と連携し、報道機関等も活用する。

□公営児童クラブ

公営児童クラブの職員は、~~校長の指揮監督下において~~、児童の安全を確認、確保する。

② 勤務時間外に地震が発生した場合

□被害状況の把握

地震発生後、校長及び非常参集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

□児童・生徒等の安全確認

非常参集した教職員は、児童・生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。

□臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

(2) 学校施設の応急復旧

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。

① 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

② 避難所となった場合の措置

学校施設は教育を優先する。このため避難所としての施設指定は以下の順とする。また、学校が避難所となった場合の措置は、「本章 第2節 第12 「避難活動」(p.3-~~100~~107) 及び本節 第3 「避難所の運営」(p.3-~~158~~169) による。

屋内運動場（体育館） → 特別教室 → 普通教室

③ 施設の応急復旧

- 地震による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開する。
- 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
- 上記の応急復旧に努めるほかできる限り教室を確保するため次の方策を講ずる。
 - ・近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。
 - ・学校施設以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
- 避難所に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

(3) 応急教育の実施

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について対策を実施する。

① 応急教育の開始

応急教育の開始に~~あ~~当^あたっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者及び児童・生徒等に速やかに周知徹底を図る。

② 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

・ 臨時休業	・ 合併授業	・ 分散授業	・ 短縮授業
・ 二部授業	・ 複式授業	・ 又はこれらの併用授業	

③ 教職員等の確保

教員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次の方法により教員の確保の応急措置を実施する。

- 各学校において、教員の出勤状況に応じ、一時的な教員組織体制を整える。
- 県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
- 県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講ずる。

④ 学校給食の措置

教育委員会は、学校再開に併せて速やかに学校給食ができるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

□学校給食の一時中止条件

- 感染症や食中毒等の危険の発生が予想される場合
- 災害により給食物資が入手困難な場合
- 給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合
- その他給食の実施が適当でないと認められる場合

⑤ その他、生活指導等

□登下校時の安全確保

教育活動の再開に~~あ~~当^あたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。

□心身の健康の保持

被災した児童・生徒に対しては、その被災状況により、学校医や養護教諭、スクールカウンセラーと連携して保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。

□避難した児童・生徒の指導

避難した児童・生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等を実施するように努める。

□その他

災害のため、多数の児童・生徒が他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び3学期においては卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を実施するように国及び県に対し要請する。

(4) 教材・学用品の調達・支給

災害救助法が適用された場合、教科書・学用品等を次の要領で調達・支給する。

① 支給の対象

教科書・学用品等を喪失、又はき損~~等~~等により使用することができず、就学上支障のある小学生及び中学生に対し、被害の実状に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

② 支給の実施

□教科書、教材の支給

教科書については、市が支給する。

なお、教科書、教材が学校によって異なる場合は、市長が各学校長の協力を得て、調達から配分まで実施する。

□文房具、通学用品の支給

文房具及び通学用品については、市が被害の実情に応じ現物をもって支給する。

③ 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求できる。

④ 支給の時期

教科書（教材を含む）の支給の時期は、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品の支給の時期は、災害発生の日から15日以内とする。

7.2 応急保育福祉施設等の応急措置

【要配慮者支援班、総括班】

市は、市立福祉施設の応急措置並びに保育所の児童及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保に必要な応急措置を講ずる。

(1) 福祉施設の応急措置

施設の管理者は、地震発生後に入所者及び利用者の被~~害~~災状況並びに施設の被害状況を把握し、的確な応急措置を講ずる。

① 安否確認・所在の把握

地震発生直後、施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者、利用者の安全を速やかに確保する。

また、入所者、利用者及び職員の安否を確認し、所在を把握する。

② 施設の応急措置

施設の管理者は、地震発生直後に施設の被害、液状化や不等沈下等の地盤災害などを調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

また、施設の被害状況及び応急措置の内容を速やかに要配慮者支援班に報告する。

③ 要配慮者の受入れ

被災地に隣接する地域の福祉施設等の管理者は、施設の機能を低下させない範囲内で支援の必要性の高い被災者を優先し、施設の受入めに努める。

④ ~~被災者~~被災福祉施設等への支援要請

~~被災者~~被災した福祉施設の管理者は、水、食料、生活必需品や介護要員等の不足数について把握し、近隣施設に支援を要請する。また、県や近隣市区町への要請は、総括班を通じて実施する。多数の~~被災者~~被災者受~~入~~入れにより、水、食料、生活必需品や介護要員等の不足を生じる場合、~~前項に準じて~~前項に準じて同様に支援を要請する。

⑤ 福祉施設等への市の支援

総括班は、被災したライフラインの復旧が優先的に実施されるように各事業者へ要請する。

また、要配慮者支援班は、ライフライン復旧までの間、水、食料、生活必需品の確保のための措置を講ずるとともに、県ボランティアセンターへの情報提供により不足する保育要員等の確保に努める。

(2) 保育所の応急措置

保育所長（民間保育園長を含む。以下、「所長」という。）は、地震災害時における保育所児童の生命及び身体の安全確保を図るため、以下に示すような応急措置を講ずる。

① 地震災害時の対応

所長は、地震災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。所長は、まず、児童及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を要配慮者支援班（すこやか課）に連絡する。さらに、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育所の安全を確保する。

② 災害応急対策の実施

□災害応急対策の実施内容

- 所長は、保育所児童の~~多~~災罹災状況を調査する。
- 要配慮者支援班は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
- 所長は、応急保育計画に基づき、受~~入~~入~~可~~可能な児童を保育所において保育する。
- 保育所が避難所として提供されるようになり、長期間保育所として使用できないときは、要配慮者支援班と協議して早急に保育ができるよう措置する。
- 所長は、災害の推移を把握し、要配慮者支援班と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

③ 保育用品の確保

要配慮者支援班は、あらかじめ用意した備蓄からの調達のほか、関係団体を通じて、粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の保育用品を確保する。

また、県及び国を通じて関係業者に供出等を要請する。

(3) 公営児童クラブの措置

地震発生直後、火災の防止、避難誘導等、児童の安全を確保するための必要な措置を講ずるとともに、児童の被~~害~~災状況等を確認し速やかに教育委員会に報告し、必要な指示を受ける。

また、あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、保護者同伴で帰宅させ、その措置内容を学校等関係機関に報告する。

(4) 要保護児童の応急措置

要配慮者支援班は、要保護児童が確認された場合には、保護及び支援の措置を講ずる。

① 要保護児童の把握等

保護者のいない児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

- 避難所の責任者は、次の要保護児童について要配慮者支援班へ通報する。
 - ・児童福祉施設から避難所へ避難した児童
 - ・保護者の疾患等により発生する要保護児童
- 台帳、名簿等による把握
 - ・住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
 - ・災害による死亡者に対する義援金の受給者名簿からの把握
- 住民等の通報による把握
- 広報等による保護者のいない児童の発見
要配慮者支援班は、総括班を通じて広報等の活用、報道機関の協力、インターネットなどの活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼び掛ける。

② 親族等への情報提供

要配慮者支援班は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

③ 要保護児童の保護と支援

要配慮者支援班は、保護者のいない児童を確認した場合、保護・支援等の措置を講ずる。

- 親族による受~~入~~入れの可能性の打診
- 児童相談所と連携し児童養護施設での保護
- 児童相談所と連携し里親への委託保護
- 社会生活を営む上での経済的支援の実施

④ 児童のメンタルケア

要配慮者支援班は、~~火災~~災害児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所及び医療機関等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

7.3 文化財の保護対策

【文化財保護班】

文化財保護班は、文化財及び収蔵・展示施設に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。なお、ここでの文化財とは、指定文化財及び、その他~~すべて~~全ての有形の文化的所産（建造物・絵画・彫刻・工芸品・古文書・考古資料・民俗資料・天然記念物等）を指す。

(1) 情報の収集・伝達

文化財保護班は、被害情報の迅速な把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。

また、将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

(2) 収蔵・展示施設の応急対策

文化財保護班は、収蔵・展示施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。また、災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように危険物や障害物等を撤去する。展示施設においては、入館者の避難誘導を迅速に行い、安全を確保する。収蔵・展示施設に甚大な被害を受けた場合、管理体制と安全性が確保できる公共施設に文化財を一時的に移す措置を講ずる。

(3) 文化財の応急対策

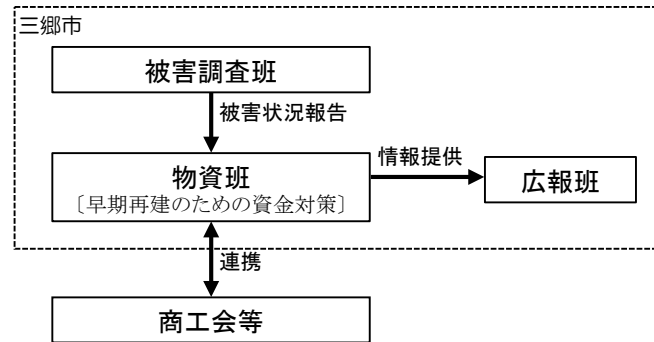
文化財保護班は、国、県及び市指定文化財に被害の発生を確認したときは、次の措置を講ずる。

□文化財への対策

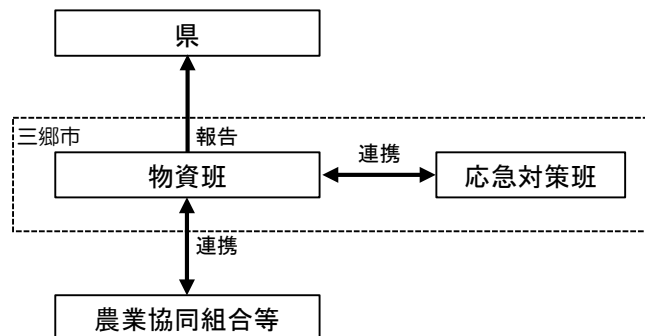
- 国、県指定文化財の被害状況を県教育委員会に報告する。管理者又は所有者に県教育委員会の指示を伝達し、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。
- 上記を進めるに~~ふ~~ふ当~~た~~たっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- 市指定文化財の被害状況を市教育委員会に報告し、管理者又は所有者に市教育委員会の指示を伝達する。管理者又は所有者は、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。
- 崩壊・倒木等のおそれがある指定文化財のうち、被害の程度によって早急かつ簡易に復旧が可能な場合、管理者と連絡を取り保存の措置を進める。

第8 商・農業対策

地震発生に伴う市内の商業施設及び農作物、農業用施設等の被害状況を把握するとともに応急措置対策を講ずる。



<関係図 商工業対策>



<関係図 農業対策>

8.1 商工業対策

【物資班】

(1) 商工業に関する被害状況の把握

物資班は、地震によって商業施設等に被害が生じた場合、被害調査班からの情報収集及び商工会等と連絡を密にし、市内金融機関、市内大型店・大型工場、通信・燃料・電気・水道事業者を~~はじ~~始め市内中小企業等の被害状況の把握及び二次災害の防止に努める。また、収集した情報の中から市民向けの情報を広報班に提供する。

(2) 商工業の早期再建

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

8.2 農業対策

【物資班、応急対策班】

(1) 農業に関する被害状況の把握

物資班は、災害が発生したときは、市内における農作物、農業用施設の被害状況について把握を行い、被害調査結果を県に報告する。

(2) ~~農地及び~~農業用施設に対する応急措置

① ~~農地~~ゲート及び角落し

~~河川、水路の堤防決壊等により農地が冠水した場合、物資班は、農作物の被害を考慮し、状況に応じて、ポンプ等による排水を行う。物資班は、ゲート及び角落しの状況を把握し、溢水のおそれのあるときは必要な措置を講じ防止に努める。~~

② 用排水路

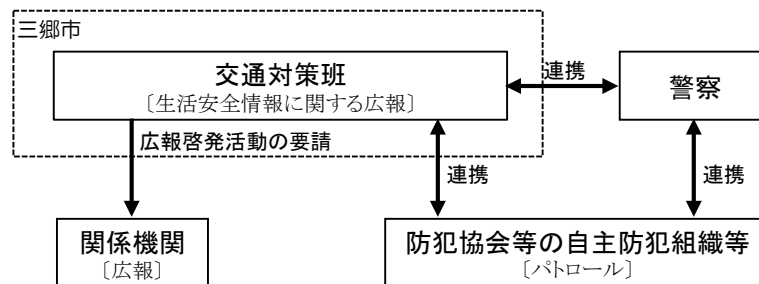
応急対策班は、用排水路の水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、~~冠水~~溢水のおそれのあるときは必要な措置を講じ防止に努める。

③ 農作物の応急措置

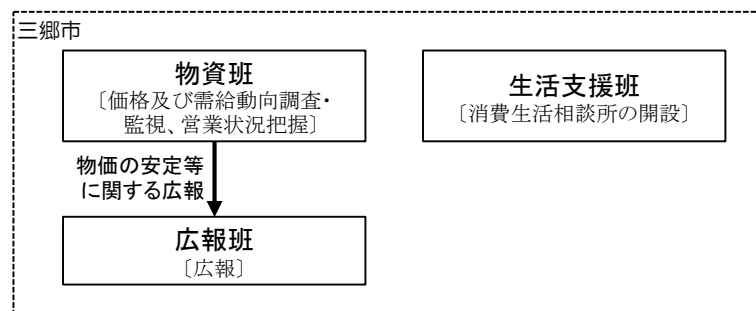
物資班は、農作物について被害が発生したときは、農業協同組合等と~~共同して~~連絡を密にし、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

第9 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。



＜関係図 防犯・治安の維持に関する活動＞



＜関係図 物価の安定等に関する活動＞

9.1 防犯・治安維持に関する活動

【交通対策班】

災害発生時には、一時的に社会生活が麻痺状態となる。また、災害時の混乱に乗じて被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

そのため、市は、避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織等と連携してのパトロールや警察署等の警備活動への協力、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、各種事犯の未然防止に努めるとともに、流言飛語の防止に努め、民心の安定を図る。

9.2 物価の安定等に関する活動

【物資班、生活支援班】

物資班及び生活支援班は、災害後の物価の高騰、悪質商法等を抑え、住民等が安心して生活できるよう、必要に応じて次のような活動を実施する。

(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視

物資班は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

(2) 消費生活相談所の開設

生活支援班は、避難所等に臨時の消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(3) 大規模小売店舗及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

物資班は、金融機関、大規模小売店舗、ガソリンスタンド、公衆浴場等生活に密着した店舗等の営業状況を把握する。

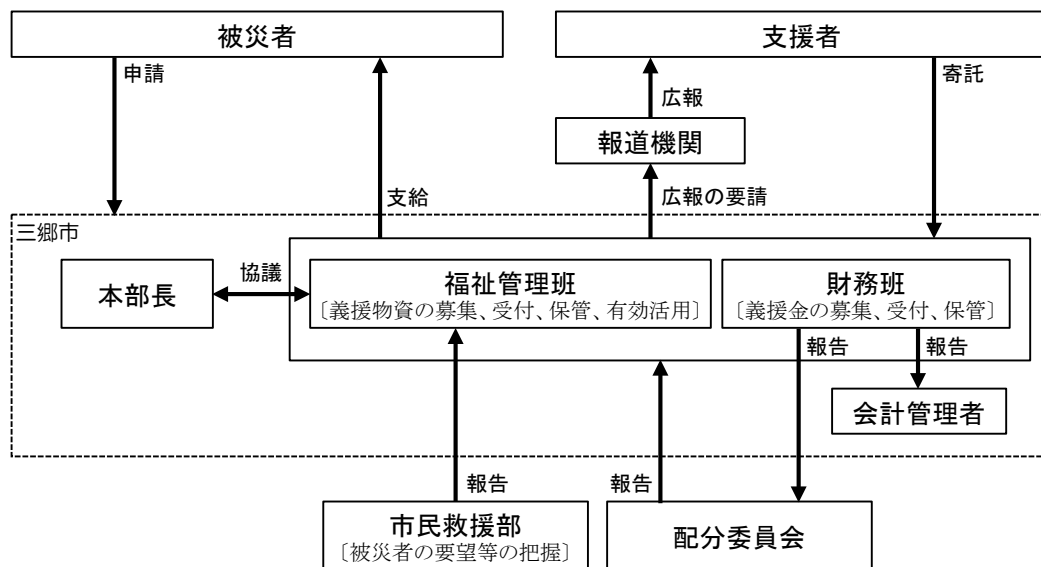
(4) 物価の安定等に関する広報

物資班は、(1)～(3)で得た情報を、広報班より、地域住民に対して情報提供する。

第10 義援金・物資の受付、配分

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金・物資の受~~入~~入体制を確保する。

また、配分委員会を組織し十分に協議の上、配分計画を定める。



＜関係図 義援金・物資の受付、配分＞

10.1 義援金・物資の募集

【福祉管理班、財務班】

災害の状況によっては、義援金・物資の募集を行う。募集に~~あ~~当たっては、広報班を通じて新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ、広く住民等に呼びかける。

義援物資については、市民救援部を通じて被災者の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく広報等により募集を行う。

福祉管理班及び財務班は、義援金・物資について、集積、配分の円滑を期すために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。

- 一般からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズ等が一見して~~あ~~分らない物品、古着及び保存性のない物品等は送らないでほしいという旨の報道を各機関に依頼する。
- 義援物資については、適切な品目、数量を確保することができる企業・団体からの援助を積極的に受け入れる。
- 小口、混載の義援物資の取扱いは負担になることから原則として受け付けないことなど、義援物資の受付方針を周知する。

10.2 義援金・物資の受付

【福祉管理班、財務班】

(1) 義援金・物資の受付

市に寄託された義援金は、財務班が受け付ける。受付は、原則として本市が開設した窓口及び銀行振込みとする。

義援物資については福祉管理班で受け付ける。義援物資は、三郷市勤労者体育館に集積し、他の物資とともに輸送・配分する。

また、避難所等に直接送付されたものについては、原則として現地で直接受け入れ、受け入れが困難な場合は、仮受け後、上記各班に引き継ぐ。

(2) 受領書の発行

受領した義援金・物資については、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代える。

(3) 委員会への報告

財務班は、義援金の受付状況を配分委員会に報告する。

10.3 義援金・物資の保管

【福祉管理班、財務班】

義援金の保管については、三郷市会計管理者名義の預金口座に預け入れ、寄託者名、金額等を受付簿に記入し、定期的に会計管理者に報告する。

義援物資の保管については、交通及び連絡に便利な公共施設とする。その際、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。

10.4 義援金・物資の配分

【福祉管理班、財務班】

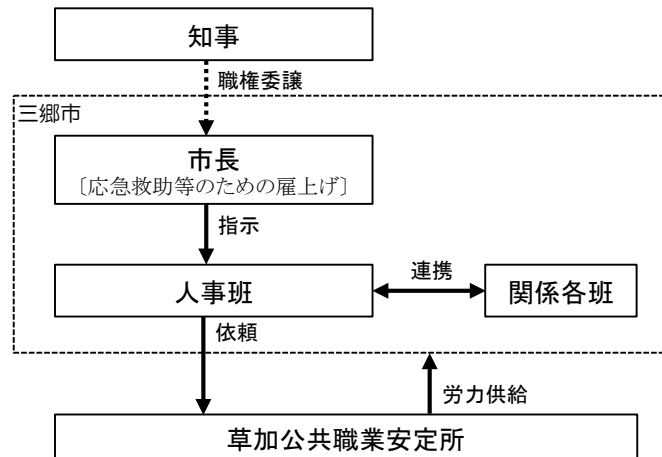
義援金の配分については、配分委員会を設置し、配分率並びに配分方法を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行う。県配分委員会から送金された義援金については、配分計画に基づき、速やかに被災者に支給し、支給状況について、県配分委員会に報告する。

義援物資の配分については、応急対策を実施する上で現に不足している物資で、義援物資のうち直ちに利用できる物資は、本部長に協議の上福祉管理班において有効に活用する。県又は日赤から送付された義援金品については、必要に応じて日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。

第11 要員の確保

【人事班、関係各班】

地震災害時において、応急対策を実施する際に不足する労力については、草加公共職業安定所を通じて要員を確保し、労力供給の万全を図る期す。



<関係図 要員の確保>

(1) 賃金職員等の確保

災害応急対策及び災害復旧等の実施において、市職員を動員してもなおかつ職員が不足する場合は、草加公共職業安定所を通じ、職員の確保を図る。

(2) 災害救助法による雇上げ

災害救助法が適用され、被災者の応急救助等を実施するために関係機関の職員等のみでは対処できない場合、必要に応じて賃金職員等を雇上げ、応急対策の迅速化を図る。雇用ができる範囲を以下に示す。

- ~~被災者被災者~~の避難
- 医療及び助産 ~~における移送~~
- ~~被災者被災者~~の救出
- 飲料水の供給
- 救済用物資の整理配分及び輸送
- ~~遺体死体~~の搜索
- ~~遺体死体~~の処理（埋葬を除く）

上記のほか、内閣総理大臣の承認を得て、次の場合も雇上げをすることができる。

- ~~遺体死体~~の埋葬
- 炊き出し
- 避難所、応急仮設住宅及び住宅の応急修理等の資材の輸送

(3) 賃金

市内における通常の賃金の範囲内とする。

(4) 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。ただし、必要がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

第2章 東海地震の警戒宣言南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

大規模地震対策南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（昭和53年法律第73号平成14年法律第29号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策強化推進地域（以下「強化推進地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）の167市町村が強化平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定された。平成14年4月に、東京都及び三重県の62市町村が追加指定され、強化地域は8都県263市町村となった。平成24年4月1日現在、強化地域は8都県167市町村となっている。

埼玉県及び市の場合は、強化推進地域には指定されなかったことから、法に基づく地震防災強化計画の策定、地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。ていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、最大震度5強程度が推計されている。

しかし、東京都など首都圏地域において大規模地震の発生を前提とした警戒宣言が発せられることは、三郷市民にとって今までに一度もなかった経験であり、それに伴い社会的混乱の発生が懸念される。

このため、市は、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、東海地震の発生にあっても被害を最小限にとどめることを目的として、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合には、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、臨時情報発表に伴う社会的混乱が懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

なお、南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴は次のとおりである。

- 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること
- 津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること
- 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること
- これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること
- 南海トラフ巨大地震 となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること

また、現在、南海トラフ地震において、大規模地震の発生可能性が高まったと判断できるケースは、「半割れケース」「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」の3通りである。

■各ケースの特徴と防災対応の考え方

	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
特性	○南海トラフ沿いにおける「半割れケース」を含む大規模地震の発生頻度は100～150年程度に一度 ○南海トラフ沿いの大規模地震のうち直近2事例は、それぞれ約2年、約32時間の時間差をもって連続してM8以上の地震が発生 ○世界の事例では、M8.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度	○南海トラフ沿いにおける発生頻度は15年程度に1度 ○南海トラフ沿いにおける「一部割れケース」に相当する地震の直近7事例では、その後大規模地震が発生した事例はない ○世界の事例では、M7.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラスの地震が発生する頻度は数百回に1回程度	○南海トラフでは前例のない事例 ○現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない
社会の状況	○被災地域では、応急対策を実施 ○被災地以外では、大きな被害は発生しないものの、沿岸地域では大津波警報・津波警報が発表され、住民は避難	○震源付近の地域では大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では避難 ○「半割れケース」と比較して、大きな被害は発生しない	○南海トラフでは前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている
住民の対応	○沿岸域等の避難を前提とした防災対応を実施 ○地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性がある地域の要配慮者は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ○それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる	○地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	○地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 ○日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる
企業の対応	○不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施 ○大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施 ○それ以外の企業についても、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨	○日頃からの地震への備えを再確認する等 ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨	○日頃からの地震への備えを再確認する等 ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨
最も警戒する期間	○1週間を基本 ○その後、「一部割れケース」の防災対応を1週間取ることを基本	○1週間を基本	○すべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまで

出典)「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(令和3年5月 内閣府(防災担当))

《南海トラフ地震防災対策推進地域》



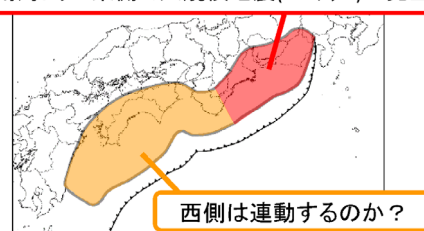
（緑色に塗られた領域、赤線で囲まれた領域は南海トラフ巨大地震の想定震源域、内閣府資料に一部加筆）（気象庁HPより）

《各ケースのイメージ》

○半割れケース

南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が高まったと評価された場合

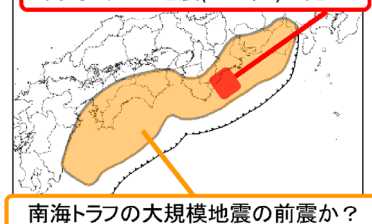
南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生



○一部割れケース

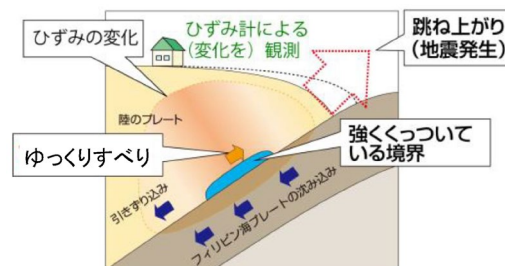
南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震(M7クラス)が発生した場合

南海トラフで地震(M7クラス)が発生



○ゆっくりすべりケース

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合



《参考》

◆「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について

本市域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、第3編に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。このため、警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

資料編 資料 1-22 「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」(p. 資料 1-75)

第1節 計画の位置づけ南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

市において「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する際の基本的考え方や前提条件などを以下に示す。

気象庁は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表される。

■「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

出典）気象庁HP

また、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

■「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

出典）気象庁HP

第1節 計画の位置づけ 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

第1 基本的な考え方

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」が発表された場合の市の対応について、以下に示す。

第1 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 警戒宣言発令中においても都市機能は極力平常どおり確保する。
- 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、住民の生命、身体、及び財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定める。
なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため必要な措置を講ずる。
- 発災後の対策は、「三郷市地域防災計画」により対処する。
- 市の地域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

第2 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。

2.1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（おおむね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

2.2 予想震度

埼玉県地域防災計画では、東海地震が発生した場合の県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度5弱～5強程度とされている。

第3 東海地震に係る発信情報

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

■東海地震に関連する情報と発表基準

情報名		発表基準
東海地震観測情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

注) 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

~~第2節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの措置~~

~~気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。~~

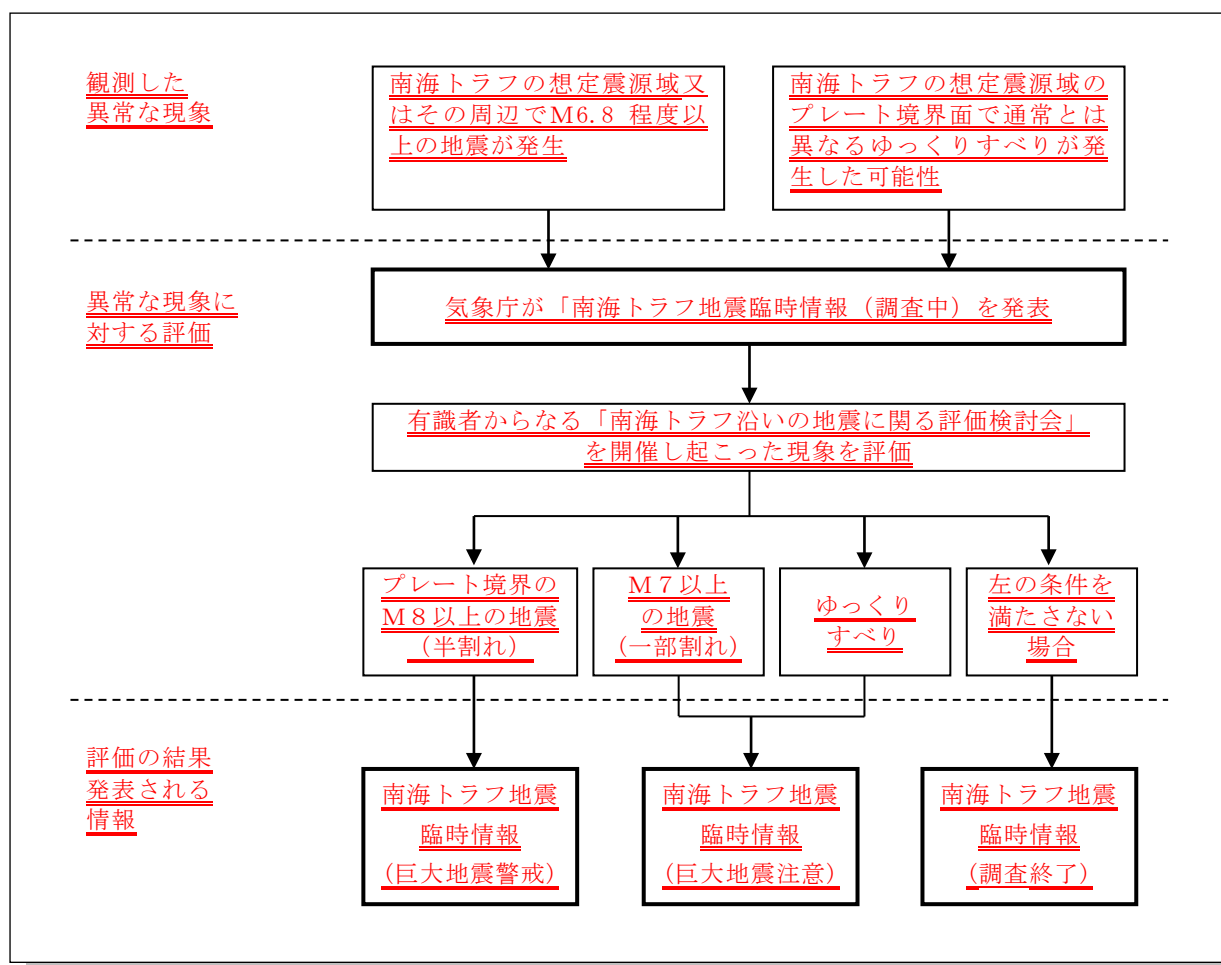
~~このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。~~

第1 東海地震注意情報の伝達南海トラフ地震臨時情報の関係機関への

伝達

市は、県や気象庁等から、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに庁内及び防災関係機関に情報を伝達する。

■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



第1節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

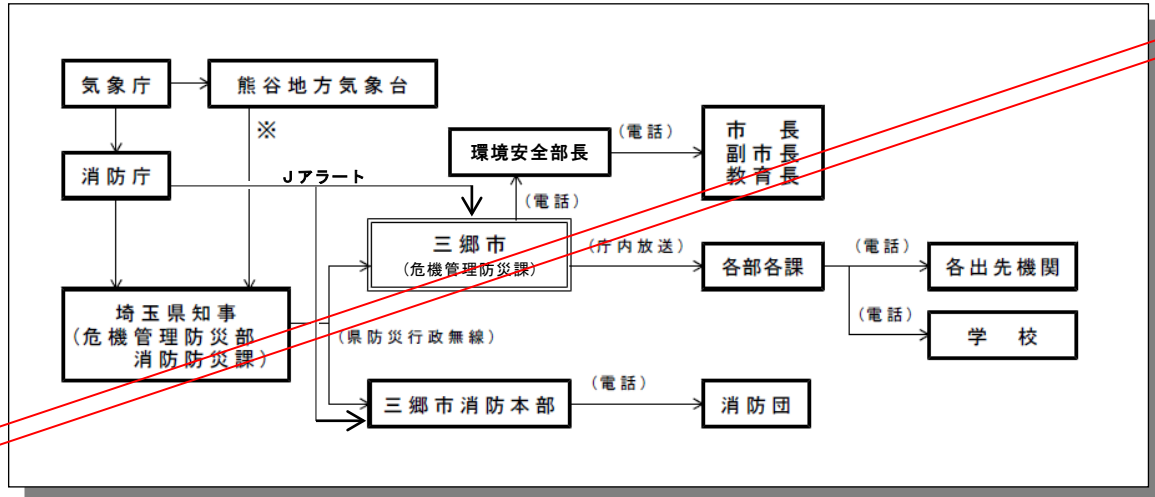
第1 東海地震注意情報の伝達南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

~~1.1 伝達系統及び伝達手段~~

~~【危機管理防災課、各課共通】~~

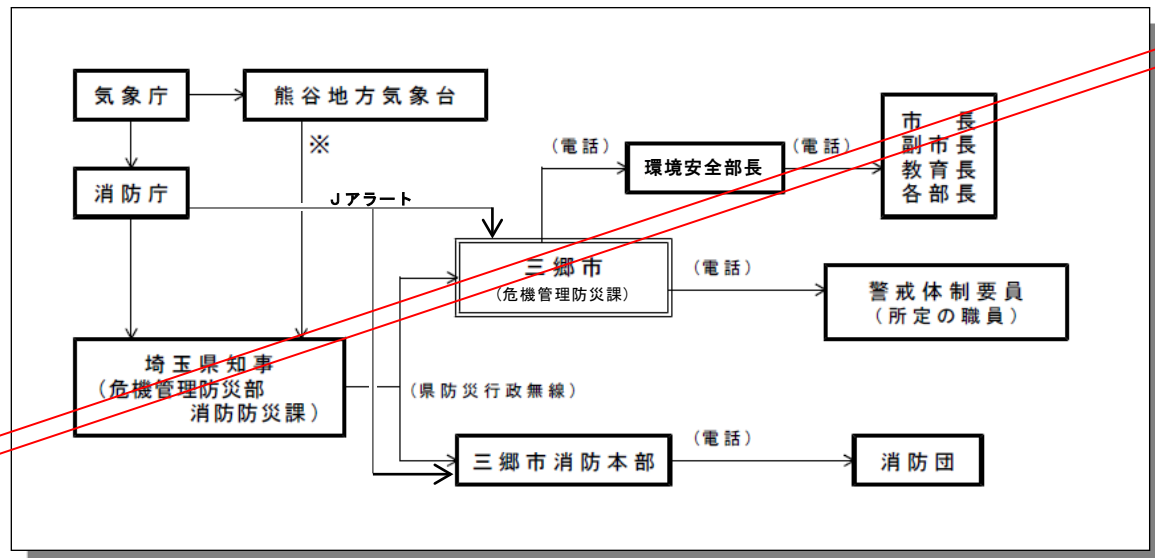
~~県から防災行政無線等により東海地震注意情報が伝達されたときは、直ちに庁内、防災関係機関及び住民等に対して、次の伝達系統により伝達する。~~

~~■東海地震注意情報伝達系統図〔勤務時間内〕~~



~~注) ※：知事への伝達は消防庁ルートを通じ、熊谷地方気象台を副とする。~~

~~■東海地震注意情報伝達系統図〔勤務時間外〕~~



~~注) ※：知事への伝達は消防庁ルートを通じ、熊谷地方気象台を副とする。~~

1.2 伝達事項

【各課共通】

伝達事項は、以下に示すとおりである。

- ① 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- ② 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- ③ 東海地震注意情報が解除された旨の連絡内容
- ④ その他必要と認める事項

第2 準備体制の確立

市が東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに警戒体制を敷くとともに、警戒宣言の発令に備えて速やかに対応がとれるよう準備を整え、社会的混乱の発生に備える。

なお、主な準備項目は、以下に示すとおりである。

2.1 市の活動体制

【各課共通】

（1）緊急体制の配備

市は、東海地震注意情報が発表された場合、本編 第1章 第1節 第1「組織体制の確立」（p.3-1）に従い緊急体制を敷き、警戒にあたる。

（2）警戒宣言及び地震情報の伝達の準備

本章 第3節「警戒宣言に伴う措置」（p.3-205）に対応すべく、次の情報を正確かつ速やかに伝達できるように準備を整える。

- 警戒宣言及び東海地震予知情報
- その他防災上重要な情報

（3）分掌事務

- 警戒宣言及び東海地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達
- 社会的混乱防止のための必要な措置
- 防災関係機関との連絡調整

（4）災害対策本部設置の準備

警戒宣言の発令に備えて、速やかに災害対策本部が設置できるよう、準備を整える。

~~（5）職員動員の準備~~

~~警戒宣言の発令に備えて、速やかに職員の動員がなされるよう準備を整える。~~

~~2.2 消防本部の活動体制~~

~~【消防本部、消防団】~~

~~緊急連絡体制をとるとともに、危機管理防災課との連絡を密にし、災害対策本部の設置に備える。~~

~~2.3 防災関係機関の活動体制~~

~~【関係機関】~~

~~ライフライン関係の防災関係機関の活動体制は、以下に示すとおりである。~~

~~■防災関係機関の活動体制~~

防災関係機関名	活動体制
首都高速道路(株)	緊急点検体制の確認及び待機発令、災害応急復旧用資機材等及び各種必要物資等の確保、輸送手段の確認、各種施設等に係る防災対策の実施等災害対応体制の発動・維持に必要な措置を講じ、災害発生に備える。
東日本旅客鉄道(株)	① 地震防災対策本部の設置 ② 地震対策関係者は、東海地震注意情報の通知に接したときは、直ちに地震防災本部等あらかじめ定められた箇所に参集する。 ③ 東海地震注意情報が一般に報道されたときは、旅客列車は運行を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車は、強化地域への進入を禁止する。
(株)NTT 東日本・関信越	防災業務計画に基づく対策・体制をとる。
東京電力(株)	非常災害体制を発令し、体制をとる。
東京ガス(株)	防災業務計画に基づく対策・体制をとる。
その他の防災関係機関	東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに要員を確保し必要な体制をとる。

~~第3 準備行動に係る広報~~

~~準備行動に係る広報は、以下の事項に従い実施する。~~

~~3.1 報道機関による広報~~

~~東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、テレビ、ラジオの臨時ニュース等により、次の内容の連報が流される。~~

~~□情報内容~~

- ~~○東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められたので、東海地震注意情報を発表した。~~
- ~~○この異常な観測データが東海地震の前兆であるかを判定するために判定会が開催された。~~
- ~~○冷静に対応するように、今後の情報に注意する呼びかけ。~~

第1節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

第2 住民、企業等への呼びかけ

第2 住民、企業等への呼びかけ

3.2 市の広報

【広報室、消防本部】

~~市は、速やかに住民等に対する広報活動の準備を整え、防災行政無線、広報車、消防車等を活用し、冷静に対応するよう呼びかける。~~

~~情報の確認を求める問い合わせには、専用の窓口を開設し、その段階での確かな情報を、正しい理解が得られるよう注意し適正に回答する。~~

~~混乱の発生が予想される現場では、必要な広報及び措置を講ずるとともに、関係機関（県危機管理防災部消防防災課、警察署等）へ緊急に通報する。~~

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

特に、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う買い占めや売り惜しみの防止については、社会不安を解消するための以下の広報を行う。

- | |
|--|
| <u>○スーパーマーケット、小売店等に対し、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合においても営業の継続を呼びかける。</u> |
| <u>○南海トラフ地震臨時情報発表後も買占め、売惜しみをしないよう生活必需品等に係る事業者に呼びかける。</u> |

■各ケースと気象庁発表情報、警戒及び注意をする期間

<u>ケース</u>	<u>気象庁発表情報</u>	<u>警戒、注意をする期間</u>
<u>半割れ</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報</u> <u>（巨大地震警戒）</u>	<u>2週間</u> <u>（警戒：1週間）</u> <u>（注意：1週間）</u>
<u>一部割れ</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報</u> <u>（巨大地震注意）</u>	<u>1週間</u>
<u>ゆっくりすべり</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報</u> <u>（巨大地震注意）</u>	<u>すべりの変化が収まってから</u> <u>変化していた期間とおおむね</u> <u>同程度の期間</u>

□住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

□企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、重要なデータのバックアップ、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認、速やかに作業中断するための準備 等

~~3.3 混乱防止措置の準備~~~~【各課共通】~~

~~市は、住民等に対し、専用窓口の開設や現状で把握する情報などの広報により、混乱防止を図る。また、各防災関係機関に対し、市民からの問い合わせ状況、電話の回線利用状況、気象情報、鉄道機関の運行状況、駅周辺における市民の集中状況、バス・タクシーの運行状況、高速道路及び幹線道路の交通状況等の混乱防止に必要な情報を収集する。~~

第3節 警戒宣言に伴う措置

第1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

第3節 警戒宣言に伴う措置

本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

第1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

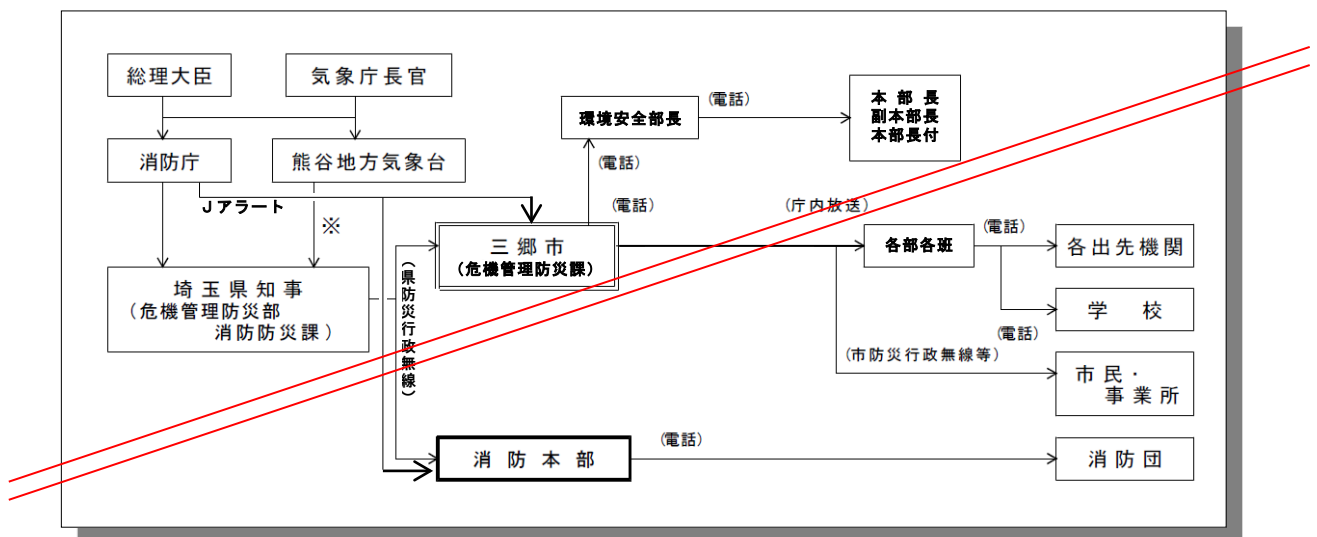
市は、県から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の連絡を受けた場合は、直ちに市の幹部職員、関係部署及び市民等に伝達する。

1.1 伝達系統及び伝達手段

【総括班、各班共通】

県からの警戒宣言、東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、下図のとおりである。

■警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図（市関連）



注) ※：知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルートを主とし、熊谷地方気象台を副とする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

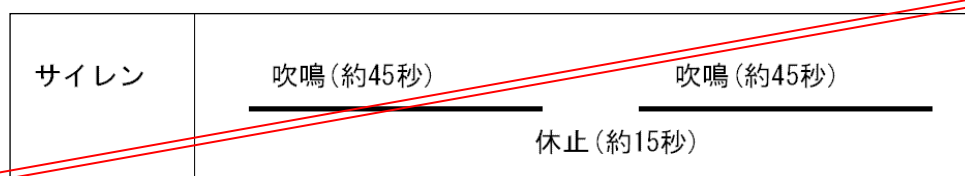
1.2 伝達体制

【各班共通】

市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を市内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

市民に対しては、防災行政無線や広報車、サイレン等により伝達する。

■地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則）



注）警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。

必要があれば警鐘又はサイレンを併用すること。

1.3 伝達事項

【各班共通】

本部事務室が、市内及び防災対策上重要な機関、団体等に伝達する事項は以下のとおりである。

- 警戒宣言通知文
- 東海地震予知情報に関する情報文
- 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- その他必要と認める事項

1.4 広 報

【情報班、広報班】

市は、防災関係機関と連携し、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生防止と、地震による被害とその拡大を防止し、市、事業所等のとるべき措置を周知させるため広報活動を積極的に行う。

総括班は、警戒宣言が発令されたときは、防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報班へ広報活動の依頼を行う。

広報は、防災行政無線、三郷市公式サイト、SNS、地デジデータ放送、緊急速報メール、広報車両等を活用し、自治会、自主防災組織、消防団、報道機関を通じて行う。

- 警戒宣言等の内容の周知徹底
- それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- 防災措置の呼びかけ
- 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

~~第2 活動体制~~

~~2.1 組織~~

~~【各班共通】~~

~~警戒宣言が発令された場合、市は消防・防災総合庁舎3階多目的室に災害対策本部を設置し、非常体制により災害応急対策活動を実施する。~~

~~なお、警戒宣言が発令された場合の体制は、本編 第1章 第1節 第1「組織体制の確立」(p.3-1)による。~~

~~2.2 動員配備~~

~~【各班共通】~~

~~警戒宣言が発令された場合、災害対策本部への動員は、本編 第1章 第1節 第2「動員配備」(p.3-18)による。~~

~~2.3 本部会議の開催~~

~~【本部事務局】~~

~~警戒宣言が発令された場合、災害対策本部各班の対応状況を把握し共有化を図るため、本部会議を随時開催する。~~

~~なお、災害対策本部の分掌事務は、次のとおりとする。~~

~~○災害対策本部の分掌事務~~

- ~~○警戒宣言、地震予知情報等各種情報の収集伝達~~
- ~~○防災関係機関の業務に係る連絡調整~~
- ~~○社会的混乱防止に係る施策の実施~~
- ~~○報道機関等への情報提供~~
- ~~○その他必要な事項~~

~~2.4 庁舎内の点検及び緊急措置~~~~【各班共通】~~~~(1) 点検~~~~□火気使用設備の点検~~

~~各班は、火気の使用を極力制限し防火措置を講じる。やむを得ず使用する場合は、地震が発生した際直ちに消火できるような措置を講じる。~~

~~□自家発電装置、可搬式発電機の点検~~

~~財務班、消防部は、地震発生の際の停電に備えて自家発電装置の点検確認を行う。~~

~~□消防用設備等の点検~~

~~各班は、消火器、消火用水、火災報知設備及び防火戸の点検確認を行う。~~

~~□落下、倒壊の危険性のある物品の点検~~

~~各班は、屋内にあるロッカー、パソコン、表示板等、転倒、落下しやすい物品の固定及び屋外の落下の危険性がある看板等の補強措置を講じる。この措置が困難な場合は、警告措置を講じる。~~

~~□発火性、引火性及び爆発のおそれのある危険物の点検~~

~~貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスは、所定の場所に保管するか、転倒防止、漏洩防止措置を講じ、緊急遮断装置、安全装置類は作動確認を実施する。~~

~~(2) 緊急措置~~~~□防災資機材等の準備~~

~~物資班は、地震発生時の防災活動に必要な資機材等の準備を行う。~~

~~□公用車両の確保~~

~~本部事務室（総務管理担当）は、公用車両の運行を極力制限し、公用車両を確保しておく。~~

~~□通信手段の確保~~

~~関係各班は、市防災行政無線（移動系）等の連絡手段を確保しておく。~~

~~2.5 他の公共施設の点検及び緊急措置~~~~【関係各班】~~

~~各公共施設の管理者は、各々の施設について前項2.4「庁舎内の点検及び緊急措置」に準じた対策を講じる。~~

~~第3節 警戒宣言に伴う措置~~

~~第3 消防、危険物、水防対策~~

~~第3 消防、危険物、水防対策~~

~~3.1 消防対策~~

~~【消防部】~~

~~消防部は、次のとおり防災措置を講じる。~~

~~□防災措置の内容~~

- ~~○正確な情報の収集及び伝達~~
- ~~○火災、地震による堤防の法面崩壊等防除のための警戒~~
- ~~○浸水避難地域の把握、及び警戒避難体制の整備~~
- ~~○自主防災組織等の防災活動に対する指導~~
- ~~○資機材の点検整備の実施~~
- ~~○火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所等への広報~~

~~3.2 危険物対策~~

~~【消防部】~~

~~消防部は、危険物取扱施設等に対し、次の防災措置を指導する。~~

~~□防災措置の内容~~

- ~~○転倒・落下・流出拡散防止等の措置~~
- ~~○引火又は混合・混触等による出火防止措置~~
- ~~○操業の制限、停止~~
- ~~○火気使用の制限又は禁止~~
- ~~○消火設備等の点検確認~~

~~3.3 水防対策~~

~~【応急対策班】~~

~~市は、市管理の河川施設等の点検を行い、護岸崩壊の発生に備えて水防用資材の備蓄を整備する。~~

~~第4 公共輸送対策~~

~~東日本旅客鉄道（株）は、減速による列車の運転規制、乗客の安全確保及び秩序維持のための乗客対策、帰宅乗客集中による混乱防止のための警備対策を実施する。~~

~~首都圏新都市鉄道（株）は、通常ダイヤを使用しての減速運転の実施（警戒宣言発令当日）、乗客の混乱防止のための呼び掛けや情報提供を実施する。~~

~~バス会社及びタクシー会社は、（社）埼玉県バス協会、埼玉県タクシー協会及び国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局の指導のもと、地域の実情に応じ可能な限り運行を確保する。~~

第3節 警戒宣言に伴う措置

第5 交通対策

第5 交通対策

5.1 警察への交通規制の要請

【総括班、情報班、交通対策班、応急対策班】

総括班は、警戒宣言が発せられたときは、緊急輸送道路確保のために県を通じて県公安委員会及び県警察本部に災対法第76条に基づく交通規制を要請する。

(1) 吉川警察署との調整

交通対策班と応急対策班は、適時吉川警察署と情報交換を行い、双方の活動が円滑に実施されるよう調整に努める。

(2) 留意事項

① 市内における車両通行措置

- 車両の走行は極力抑制するよう、通行制限を行う。
- 強化地域方面に向かう車両の進行は極力制限する。ただし、強化地域方面から流入する車両の進行は、市内交通の混乱が生じない限り制限しない。

② 緊急通行車両の確認、申請

情報班は、緊急通行車両を申請する場合、申請書を吉川警察署へ提出する。

5.2 道路管理者としてとるべき措置

【総括班、広報班、交通対策班、応急対策班】

広報班は、警戒宣言が発せられた際の運転者のとるべき行動について広報を行い周知徹底を図る。総括班、交通対策班、応急対策班は、県警察本部の定める交通規制計画に協力するとともに、必要に応じ警察署と協議し対策をたてる。

また、市が管理する道路について、応急対策班は、次の措置を行う。

□防災措置の内容

- 危険箇所の点検
避難に有効な道路、緊急輸送道路等の点検を実施する
- 工事中の道路についての安全対策
工事を中止し、保安対策を実施する

第6 上水道対策

~~給水部は、警戒宣言が発令された場合、おおむね次のような措置をとる。~~

6.1 応急措置

【水道復旧班】

~~原則として供給を継続する。~~

~~また、市民、事業所等の緊急貯水により増大する需要に対し、県（企業局）と十分調整し円滑な供給を確保するとともに、地震発生時の緊急給水活動等に備える。~~

□要員の確保

- ~~○三郷市指定管工事業協同組合への連絡~~
- ~~○資機材の点検整備~~

□施設の保安措置等

- ~~○施設、設備等の点検確認を直ちに実施する。~~
- ~~○浄配水場においては、薬品及び燃料類の安全貯蔵に留意し、十分な確保に努める。~~
- ~~○配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、市民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水压の調整を行う。~~
- ~~○工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。~~

6.2 広 報

【給水班、総括班、広報班】

~~給水班は、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点とし、次のとおり広報事項をまとめ、総括班へ活動依頼を行う。総括班は広報内容の決定を行い、広報班へ広報の依頼を行う。広報にあたっては、住民等への広報は、防災行政無線及び広報車、SNS、地デジデータ放送、緊急速報メール、消防団、報道機関等、即時に多くの住民等に伝達できる広報手段を選択し、広報を行う。~~

□広報内容

- ~~○警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること~~
- ~~○地震に備え、飲料水、生活用水を貯水すること~~
 - ~~・飲料水の設置き（ポリタンク、バケツを利用しフタをし、3日毎に新しい水に汲替え、水質保持に留意する。）~~
 - ~~・生活用水の設置き（浴槽等を利用し、貯水する。）~~
 - ~~・その他（設置き容器転倒防止及び設置き水の流出防止策を講じる。）~~
- ~~○発生後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制~~

□広報手段

- ~~○報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼~~
- ~~○広報車両による広報~~
- ~~○三郷市公式サイト、SNS、地デジデータ放送、緊急速報メールなどによる広報~~

第3節 警戒宣言に伴う措置

第7 学校、病院、社会福祉施設等対策

第7 学校、病院、社会福祉施設等対策

7.1 学 校

【学校教育班】

警戒宣言が発令された場合、各学校は以下の措置を講じて児童・生徒の安全確保を図る。
学校教育班は、各学校の状況の把握に努め、避難等の支援の要請があった場合、必要な支援を行う。

(1) 情報の収集伝達等

- 警戒宣言が発令されたときは、校長は学校防災本部を立ち上げ、情報を収集し教職員に周知するとともに、的確な指揮にあたる。
- 教職員は、児童・生徒に警戒宣言が出されたことを知らせ、適切な指示を行い、不安、動揺を与えないように配慮する。

(2) 授業の中止等

- すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切り、児童・生徒を教室等に集合させる。
- 児童・生徒は、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とし、学校は当該警戒宣言が解除されるまでの間、あるいは地震の発生後安全が確保できるまでの間は休業する。

(3) 児童・生徒の保護

児童・生徒の保護を次の要領で実施し、必要に応じて、教育委員会への報告等を行う。

① 小・中学校

□小学校

引き渡しカードで児童の氏名・引き取り者を確認し引き渡す。引き取り者が来ない児童は、学校に待機させる。

□中学校

名簿により生徒の人員・氏名を確認の上、あらかじめ学校が実状に応じて定めた方法により帰宅させる。

□障がいのある児童・生徒

詳細は、「③ 特別支援学校」に準じる。

② 高等学校

名簿により生徒の人員・氏名を確認の上、帰宅させる。

なお、交通機関等の利用者については、できるだけその状況を把握し、適切な方法で帰宅させるようにする。

③ ~~特別支援学校~~

~~スクールバスで通学している児童・生徒~~

~~緊急連絡網により通学区域毎に帰宅時刻及び引き取りの場所を連絡し、その場所
で名簿により確認の上直接保護者に引き渡す。~~

~~スクールバスの運行にあたっては、その状況に応じて学校の職員が添乗するな
どして、児童・生徒を保護者に安全かつ速やかに引き渡せるように工夫する。~~

~~スクールバス以外で通学している児童・生徒~~

~~徒歩又はスクールバス以外の交通機関を利用、あるいは介添により通学してい
る児童・生徒については、校内で保護する。保護者には、緊急連絡網等により連
絡し、名簿により確認の上直接保護者に引き渡す。~~

~~(4) 校内防災措置~~

~~校長は、児童・生徒の安全を確保するとともに、学校防災計画に基づき特に次の事
項に留意し、学校の安全を図るよう指示する。~~

~~① 出火防止措置~~

~~出火を防止するため、職員室、用務員室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び
器具を点検する。~~

~~なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。~~

~~② 消火設備の点検と作動確認~~

~~消火用水、消火器等の点検を行う。~~

~~③ 非常持ち出し品の確認と準備~~

~~重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。~~

~~ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、いつでも搬出で
きるよう整理保管する。~~

~~④ 化学・工業薬品の管理~~

~~火災・有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、転倒防
止対策がとられていることを確認する。~~

~~(5) 私立学校・幼稚園等~~

~~私立の学校、幼稚園等については、上記に準じた具体的な措置を行い、園児、児童・
生徒の生命の安全を確保するとともに、施設内の防災措置を講じる。~~

~~(6) 学校以外の教育施設~~

~~学校以外の教育施設については、上記に準じた具体的な措置を行い、利用者の生命
の安全を確保するとともに、施設内の防災措置を講じる。~~

第3節—警戒宣言に伴う措置

第7—学校、病院、社会福祉施設等対策

~~7.2 病院・診療所~~

~~【救護班】~~

~~警戒宣言が発令された場合、救護班は、市内の病院、診療所等に、次のような対応を指導する。~~

~~□診療対策~~

- ~~○外来患者の診療は状況に応じ可能な限り平常どおり行う。~~
- ~~○入院患者のうち退院及び一次帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。~~
- ~~○手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。~~
- ~~○救急患者の受入体制を講ずる。~~
- ~~○手術中の場合は、医師の判断により安全措置をとる。~~
- ~~○手術予定については、緊急時や、やむを得ない場合をのぞき延期するなどの措置を講ずる。~~

~~7.3 社会福祉施設~~

~~【福祉管理班、要配慮者支援班】~~

~~(1) 保育所~~

~~要配慮者支援班は、警戒宣言発令後、原則として保育等を中止して体所とし、次の措置をとる。~~

~~□帰宅措置~~

- ~~○入所児童は名簿確認の後、あらかじめ定められた方法で保護者に引き渡す。~~
- ~~○保護者への引き渡しが進むまで、入所児童は保育所で保護する。~~
- ~~○所外における指導時は、帰所後入所児童を保護者に引き渡す。~~
~~また、交通機関、道路の状況等によって帰所が困難な場合、保育所及び市に連絡をとり、適宜の措置をとる。~~

~~□防災措置~~

- ~~○施設設備、消火器、火気等の点検~~
- ~~○転倒、落下物の防止措置~~
- ~~○飲料水の確保、食料、ミルク等の確保~~
- ~~○医薬品等の確保~~

~~(2) 社会福祉施設~~

~~福祉管理班及び要配慮者支援班は、社会福祉施設に対し、警戒宣言が発令されたことを伝達し、入所者等の安全確保及び施設内の防災措置の実施を呼びかける。伝達及び呼びかけは電話によるが、輻輳（ふくそう）等で使用できない場合は、公用車により巡回する。~~

~~□社会福祉施設への措置~~

- ~~○保護者への伝達~~
- ~~○保護者への引渡し~~
- ~~○施設の防災点検~~
- ~~○出火防止~~
- ~~○引渡しが困難な者の保護~~
- ~~○食料、医薬品、生活必需品等の確保~~

第8 避難対策

8.1 事前措置の実施

~~災対法第60条の規定に基づき、必要と認める場合、避難の必要を認める地域の住民に対し、避難の勧告又は指示を行う。~~

~~避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の住民に対し、防災行政無線（同報系）、広報車等により周知徹底を図る。~~

~~災対法の改正により、要配慮者及び避難支援関係者へ避難勧告等を確実に情報伝達することの必要性が改めて位置づけられた。要配慮者の迅速で確実な避難のため、家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者への情報伝達を速やかに行い、避難誘導を支援する。~~

~~要配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者への情報伝達では、障がい等の特性に応じた多様な伝達手段を活用し、確実に情報を周知するよう努める。~~

~~また、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨を明示する。~~

8.2 事前の避難体制の確立

~~警戒宣言発令時に的確な避難行動をとれるよう、事前の避難体制の確立に努める。~~

~~避難にあたっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは比較的短時間であるということとを前提に避難体制の確立を図る。~~

~~事前の避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、強化地域か否かに関係なく、確実に実施されるよう努める。また、高齢者、障がい者、病人等要配慮者の実情に合わせた安全施策を図る。~~

~~避難行動要支援者の避難については、市、関係機関、自主防災組織等と連携し、安全確保に努める。また、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援について、避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿等を活用して避難支援を実施する。避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。~~

~~避難行動要支援者の避難支援等の詳細は、本編 第1章 第2節 第16「要配慮者の安全確保」（p.3-123）を参照のこと。~~

~~また、外国人、出張者、旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。~~

8.3 警戒宣言発令時の避難体制の確立

~~警戒宣言発令時は、避難対象地区外の居住者等は耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所に身を置く。このため、あらかじめ自宅の耐震性を十分把握しておく。~~

~~なお、警戒宣言発令時において各自で食料等生活必需品を確保するよう、平常時から周知徹底する。~~

~~第9 その他の対策~~

~~9.1 買い占め、売り惜しみ防止の呼びかけ~~

~~【総括班、広報班】~~

~~総括班は、警戒宣言発令に伴う買い占めや売り惜しみを防止し、社会不安を解消するための広報事項をまとめ、広報班へ広報を行うよう依頼する。~~

- ~~○スーパーマーケット、小売店等に対し、警戒宣言が発令された場合においても営業の継続を呼びかける。~~
- ~~○警戒宣言発令後も買い占め、売り惜しみをしないよう生活必需品等に係る事業者に呼びかける。~~

~~9.2 生活関連対策~~

~~【関係各班】~~

~~市は、警戒宣言発令に伴い次の措置をとり物資を確保する。~~

- ~~○食料、生活必需品等の備蓄状況を確認し、速やかに搬出できる体制をとる。~~
- ~~○食料、生活必需品を速やかに輸送できるよう輸送車両を確保する。~~
- ~~○防災協定締結事業者等に対し、食料、生活必需品の供給体制の確認と保有量の確認を行う。~~

第4節 市民等のおとるべき措置基準

東海地震注意情報及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

国・県・市をはじめ各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、市民、自治会・自主防災組織、事業所等がそれぞれの立場で、防災活動を行うことが重要である。

市民、自治会・自主防災組織、事業所が、東海地震注意情報及び警戒宣言発令時にそれぞれおとるべき措置の基準を以下に示す。

第1 市民のおとるべき措置

「平常時」、「東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で市民のおとるべき措置は、以下に示すとおりである。

1.1 平常時

① 家や塀の耐震化を促進する。

- ・わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。
- ・ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。

② 家具類の転倒、落下防止措置をとる。

- ・タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。
- ・家具類の上に重いものやガラス類を置かない。
- ・窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分を補強する。

③ 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。

- ・ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。
- ・LPガス容器等は固定し、設備の定期点検を行う。
- ・火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。
- ・火気使用場所周辺に易・可燃性物品を置かない。

④ 消火器、消火用水の準備をする。

- ・出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。
- ・出火に備えて、風呂の水を常にためておく。

⑤ 非常用飲料水、食料の準備をする。

- ・飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の生命水、約3リットル）。
- ・食料は、長期保存ができる食品を3日分程度準備しておく。

⑥ 救急医薬品の準備をする。

- ・傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、絆創膏、三角巾などを救急箱等に入れて準備しておく。

⑦ 生活必需品の準備をする。

- ・下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ロウソク等を準備しておく。

⑧ 防災用品の準備をする。

- ・トランジスタラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロ＝ブ等を準備しておく。

~~第4節 市民等のとるべき措置基準~~

~~第1 市民のとるべき措置~~

- ~~⑨ 防災講習会や訓練へ参加する。
市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会や訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。~~
- ~~⑩ 家族で対応措置の話し合いをする。
・注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく
・警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。~~
- ~~⑪ 自主防災組織に積極的に参加する。~~

~~1.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで~~

- ~~① テレビ・ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。~~
- ~~② 電話の使用を自粛する。~~
- ~~③ 自家用車の利用を自粛する。~~
- ~~④ 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。~~
- ~~⑤ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。~~
- ~~⑥ 強化地域方面への不要不急な旅行等を自粛する。~~

1.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ~~① 警戒宣言情報の入手（防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報、防災機関の関連情報を入手する。）~~
- ~~② 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。~~
 - ~~・家具、棚等の上の重いものをおろす。~~
 - ~~・窓ガラスにガムテープ等をはる。~~
 - ~~・ベランダの置物等をかたづける。~~
- ~~③ 火気使用器具の安全確認と火気管理の確認~~
 - ~~・火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。~~
 - ~~・ガス器具等の安全設備の確認をする。~~
 - ~~・LPガス容器の固定措置の確認をする。~~
 - ~~・火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。~~
- ~~④ 消火器、消火用水の置き場所を確認する。~~
- ~~⑤ ブロック塀、石塀、門柱を点検する~~
 - ~~危険箇所について安全措置を実施し、付近に近寄らないようにする。~~
- ~~⑥ 非常用飲料水、食料の確認~~
- ~~⑦ 救急医薬品の確認~~
- ~~⑧ 生活必需品の確認~~
- ~~⑨ 防災用品の確認~~
- ~~⑩ 電話の使用の自粛（県、市、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。）~~
- ~~⑪ 自家用車の利用の自粛~~
 - ~~・路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。~~
 - ~~・走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到着した後は車両を使わない。~~
- ~~⑫ 要配慮者への措置（幼児、児童・生徒、老人、病弱者の安全を確認するとともに、登園・登校している場合は、定められた園、学校との打合せ事項により、対応措置をとる。）~~
- ~~⑬ エレベーターの使用を避ける。~~
- ~~⑭ 不要な生活物資の買い急ぎの自粛~~
- ~~⑮ 不要な預貯金の引き出しの自粛~~

~~第4節 市民等のとるべき措置基準~~

~~第2 自治会・自主防災組織のとるべき措置~~

~~第2 自治会・自主防災組織のとるべき措置~~

~~自主防災組織が結成されていない地域にあっては、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとる。~~

~~2.1 平常時~~

- ~~① 組織の編成と各班の役割を明確にする。~~
- ~~② 防災知識の普及活動を行う。（東海地震注意情報発表から警戒宣言発令まで対応等）~~
 - ~~・各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。~~
 - ~~・地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区等災害危険箇所を把握する。~~
 - ~~・地域内の消防水利を把握する。~~
 - ~~・地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。~~
 - ~~・防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。~~
- ~~③ 防災訓練を行う。~~
 - ~~災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。~~
- ~~④ 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。・各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導。~~
 - ~~・各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導。~~
 - ~~・LPGガス容器の点検を指導。~~
- ~~⑤ 防災資機材等を整備する。~~
 - ~~地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。~~
- ~~⑥ 情報の収集、伝達体制、要配慮者への支援体制を確立する。~~
 - ~~・市、消防機関・防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。~~
 - ~~・地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。~~
 - ~~・要配慮者に対する伝達体制を確立する。~~

~~2.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで~~

- ~~① テレビ・ラジオ等で正しい情報を入手する。~~
- ~~② 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。~~

~~2.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで~~

- ~~① 自主防災組織の活動体制を確立する。~~
 - ~~・自主防災組織の編成を確認する。~~
 - ~~・自主防災組織本部を設置する。~~
 - ~~・自主防災組織の役割分担を確認する。~~
- ~~② 県・市・警察署・消防機関・防災機関から伝達された警戒宣言情報を周知する。~~
- ~~③ 地域住民に対し、とるべき措置の呼びかけを実施する。~~
- ~~④ 防災資機材等を確認する。~~
- ~~⑤ 幼児、児童、生徒、老人、障がい者、病弱者の安全対策措置の呼びかけを実施する。~~
- ~~⑥ 非常用飲料水、食料の確保及び調達方法の確認をする。~~

第3 事業所のおとるべき措置

「平常時」、「東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で市内の各事業所のおとるべき措置は、以下に示すとおりである。

3.1 平常時

あらかじめ防災責任者を定め、以下の事項に留意した防災計画を作成する。

防災計画作成上の留意事項は次のとおりである。

① 自衛防災体制の確立

- ・ 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成
- ・ 組織の役割分担の明確化
- ② 教育及び広報活動
- ・ 従業員の防災意識の高揚
- ・ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修

③ 防災訓練

災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練

④ 危険防止対策

- ・ 施設、設備の定期点検
- ・ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置

⑤ 出火防止対策

- ・ 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検
- ・ 消防水利、機材の整備点検
- ・ 商品の整備点検
- ・ 易・可燃性物品の管理点検

⑥ 消防資機材等の整備

情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。

⑦ 情報の収集、伝達体制の確立

- ・ 県、市、警察署、消防機関、防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。
- ・ 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。

3.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで

① テレビ、ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。

② 自衛防災体制の準備、確認をする。

③ 消防計画等による警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。

④ その他顧客、従業員に対する安全対策措置等必要に応じた防災措置をとる。

~~第3 事業所のとるべき措置~~

~~3.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで~~

- ~~① 自衛防災組織の活動体制を確認する。~~
 - ~~○自衛防災組織の編成を確認する。~~
 - ~~○自衛防災本部を設置する。~~
 - ~~○自衛防災本部の役割分担を確認する。~~
- ~~② 情報の収集、伝達体制をとる。~~
 - ~~県・市・警察署・消防機関・防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。~~
- ~~③ 危険防止措置を確認する。~~
 - ~~○施設、設備を確認する。~~
 - ~~○商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下の防止措置を確認する。~~
- ~~④ 出火防止措置を確認する。~~
 - ~~○火気器具類等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。~~
 - ~~○火気使用場所及び周辺を確認する。~~
 - ~~○消防水利、機材を確認する。~~
 - ~~○易・可燃性物品を確認する。~~
- ~~⑤ 防災資機材等を確認する。~~
 - ~~情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給水給食用資機材等を確認する。~~
- ~~⑥ 不特定かつ多数の者が出入りする施設は、混乱防止のため原則として営業を自粛する。
(食料品等生活必需物資を販売する事業所は、生活の確保と混乱防止のため営業継続)~~
- ~~⑦ 石油類、火薬類、高圧ガス等の事業所は、原則として営業を自粛する。~~
- ~~⑧ バス、タクシー及び生活必需物資を運送する車両以外の車両の使用は自粛する。~~
- ~~⑨ 一般事業所は原則として平常営業とするが、必要に応じ、交通状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して従業員を時差退社させる。なお、近距離通勤者は、徒歩などにより、原則として交通機関を利用しない。~~
- ~~⑩ 電話使用を自粛する。県、市、放送局等防災機関に対する電話問合せは控える。~~
- ~~⑪ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。~~

第2節 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、市及び防災関係機関は、本編「第1章 震災応急対策計画」に基づき災害対応を行うものとする。

第3章 首都直下地震対策特別措置法に伴う対策の推進

首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号。この章において、以下「特措法」という。）は、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする法で、平成25年11月に成立し、同年12月に施行された。

三郷市は、首都直下地震が発生した場合、最大で震度6強が想定され、本法における緊急対策区域に指定されている。このため、今後政府及び埼玉県による各種計画の作成及び各種計画に基づく事業の実施状況を踏まえ、市としての首都直下地震対策の推進を図る。

第1節 基本的な考え方

対応に~~あ~~当^たったての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 首都直下地震の発生による甚大な被害を受ける中においても、都市機能が極力維持するための措置を講ずる。
- 首都直下地震の発生による甚大な被害を受ける中においても、市民の生命、身体、及び財産の安全を確保し、社会的混乱を防止するため、市の被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- 発災後の対策は、本計画により対処する。
- 市は必要に応じ、~~首都直下地震対策特別措置法~~特措法に定める地震防災対策の推進を行う。

第1 首都直下地震対策特別措置法における防災対策の推進

~~同法に基づき、県により、地震防災上緊急に整備すべき施策について、県、市及び関係機関を実施主体とする「地方緊急対策実施計画」が作成された場合、県は、「埼玉県地域防災計画 令和3年3月」において、「首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項がこの震災対策編に含まれるため、震災対策編はこの計画を兼ねるものとする。」としている。そのため、市は、これ埼玉県地域防災計画の内容を受け、地震防災上緊急に整備すべき施策について、計画的に推進する。~~

1.1 特定緊急対策事業推進計画に係る特例措置

市は、必要に応じ、特措法第24条の規定に基づく特定緊急対策事業推進計画を作成し、内閣総理大臣に対し、以下の特例措置を活用するための認定申請を行い、防災対策の推進を図る。

① 建築基準法の特例（特措法第32条）

（避難施設等の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進するための特例措置）

② 補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（特措法第34条）

（特定緊急対策事業計画の内閣総理大臣認定をもって各省庁の承認とみなし、補助金等交付財産を有効活用した地震防災対策を促進するための特例措置）

1.2 地震防災対策推進協議会の設置

特定緊急対策事業の実施においては、必要に応じ、特定緊急対策事業推進計画やその実施に関し必要な協議を行うため、地震防災対策推進協議会を設置する（特措法第31条第1項）。地震防災対策推進協議会において協議が調った事項については、会の構成員はその協議結果を尊重し、必要に応じ、協議会の場を活用して、関係者が連携して事業を実施する。

地震防災対策推進協議会の構成員は以下のとおりとする。

① 必須の構成員

- ・ 特定緊急対策事業推進計画の作成主体である地方公共団体（三郷市）
- ・ 特定緊急対策事業推進計画を実施し、又は実施すると見込まれる者

② 必要に応じて参加する構成員

- ・ 作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定特定緊急対策事業推進計画及びその実施に密接な関係を有する者（自主防災組織等の地域で防災活動を行う団体、整備しようとする避難施設等に関連する民生委員・児童委員、ボランティア団体等）
- ・ 学識経験者など地方公共団体が必要と認める者

特定緊急対策事業を実施しようとする者等は、市に対し、地震防災対策推進協議会を組織するよう要請することや、地震防災対策推進協議会が組織されている場合に、自己を構成員として加えるよう申し出ることができるものとし、市は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応ずることとする（特措法第31条第6項及び第9項）。